

# 五ヶ瀬町地域防災計画

(令和3年度改正)

令和4年3月

五ヶ瀬町防災会議



# 目 次

<b>第1編 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 総則.....	3
第1節 五ヶ瀬町地域防災計画の目的.....	3
第2節 計画の基本方針.....	3
第3節 用語の定義.....	3
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱.....	5
第1節 各機関の実施責任.....	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第3章 町の現況.....	15
第1節 自然的条件.....	15
第2節 社会的条件.....	15
<b>第2編 共通対策編</b> .....	<b>17</b>
第1章 基本的考え方.....	19
第1節 基本的考え方.....	19
第2章 災害予防計画.....	19
第1節 災害に強いまちづくり.....	19
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	20
第3節 住民の防災活動の促進.....	46
第3章 災害応急対策計画.....	56
第1節 活動体制の確立.....	56
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	61
第3節 広域応援活動.....	80
第4節 救助・救急及び消火活動.....	95
第5節 医療救護活動.....	99
第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	102
第7節 避難収容活動.....	104
第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動.....	122
第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動.....	125
第10節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検索及び埋葬に関する活動.....	131
第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動.....	133
第12節 公共施設等の応急復旧活動.....	133
第13節 ライフライン施設の応急復旧.....	135
第14節 被災者等への的確な情報伝達活動.....	135

第 15 節	自発的支援の受け入れ	137
第 16 節	災害救助法の適用	140
第 17 節	文教対策	142
<b>第 4 章</b>	<b>災害復旧・復興対策</b>	<b>147</b>
第 1 節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	147
第 2 節	迅速な現状復旧の進め方	147
第 3 節	計画的復興の進め方	150
第 4 節	被災者の生活再建等の支援	151
第 5 節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	154
<b>第 3 編</b>	<b>地震災害対策編</b>	<b>155</b>
第 1 章	災害履歴と地震被害想定	157
第 1 節	災害履歴	157
第 2 節	地震被害想定	157
第 2 章	地震災害予防計画	166
第 1 節	地震に強いまちづくり	166
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	172
第 3 節	住民の防災活動の促進	174
第 3 章	地震災害応急対策計画	178
第 1 節	活動体制の確立	178
第 2 節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	182
第 3 節	広域応援活動	191
第 4 節	救助・救急及び消火活動	191
第 5 節	医療救護活動	192
第 6 節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	192
第 7 節	避難収容活動	192
第 8 節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	192
第 9 節	保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	192
第 10 節	行方不明者等の捜索、遺体の検視、検索及び埋葬に関する活動	192
第 11 節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動	192
第 12 節	公共施設等の応急復旧活動	192
第 13 節	ライフライン施設の応急復旧	192
第 14 節	被災者等への的確な情報伝達活動	192
第 15 節	二次災害の防止活動	193
第 16 節	自発的支援の受け入れ	196
第 17 節	災害救助法の適用	196

第 18 節	文教対策	196
第 19 節	農林業関係対策	197
<b>第 4 章</b>	<b>地震災害復旧・復興計画</b>	<b>198</b>
第 1 節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	198
第 2 節	迅速な現状復旧の進め方	198
第 3 節	計画的復興の進め方	198
第 4 節	被災者の生活再建等の支援	199
第 5 節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	199
<b>第 4 編</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	<b>201</b>
第 1 章	総則	203
第 1 節	推進計画の目的	203
第 2 節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	203
第 2 章	関係者との連携協力の確保	203
第 1 節	資機材、人員等の配備手配	203
第 2 節	他機関に対する応援要請	204
第 3 節	帰宅困難者への対応	204
第 3 章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	205
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	205
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等	205
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	206
第 4 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	206
第 5 節	災害応急対策をとるべき期間等	206
第 6 節	避難対策等	206
第 7 節	消防機関等の活動	206
第 8 節	警備対策	206
第 9 節	水道関係	207
第 10 節	金融	207
第 11 節	交通	207
第 12 節	町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	207
第 13 節	滞留旅客等に対する措置	208
第 4 章	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	209
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	209
第 2 節	災害応急対策をとるべき期間等	209

第3節	町のとるべき措置	209
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	210
第6章	防災訓練計画	211
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	211
<b>第5編</b>	<b>風水害等対策編</b>	<b>213</b>
第1章	災害特性等	215
第1節	基本的考え方	215
第2節	災害履歴	215
第2章	風水害予防対策計画	217
第1節	風水害に強い県土づくり、まちづくり	217
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	221
第3節	住民の防災活動の促進	225
第3章	風水害応急対策計画	228
第1節	災害発生直前の対応	228
第2節	活動体制の確立	244
第3節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	247
第4節	広域応援活動	247
第5節	救助・救急活動	247
第6節	医療救護活動	247
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	247
第8節	避難収容活動	248
第9節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	248
第10節	保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動	248
第11節	行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	248
第12節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動	249
第13節	公共施設等の応急復旧活動	249
第14節	ライフライン施設の応急復旧	249
第15節	被災者等への的確な情報伝達活動	249
第16節	自発的支援の受け入れ	249
第17節	災害救助法の適用	249
第18節	農林産物応急対策計画	249
第19節	雪害対策計画	250
第20節	文教対策	251
第4章	風水害復旧・復興対策	252
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	252

第2節	迅速な現状復旧の進め方	252
第3節	計画的復興の進め方	252
第4節	被災者の生活再建等の支援	252
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	252
<b>第6編</b>	<b>道路災害対策編</b>	<b>253</b>
第1章	基本的考え方	255
第1節	基本的考え方	255
第2章	道路災害予防計画	255
第1節	道路交通の安全のための情報の充実	255
第2節	道路施設等の管理と整備	255
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	256
第4節	道路利用者に対する防災知識の普及	257
第3章	道路災害応急対策計画	257
第1節	発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	257
第2節	活動体制の確立	258
第3節	交通誘導及び緊急交通路の確保	258
第4節	救助・救急及び消火活動	259
第5節	医療救護活動	259
第6節	道路施設の応急復旧	259
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動	259
<b>第7編</b>	<b>危険物等災害対策編</b>	<b>261</b>
第1章	基本的考え方等	263
第1節	基本的考え方	263
第2章	危険物等災害予防計画	263
第1節	危険物施設等の安全性確保	263
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	264
第3章	危険物等災害応急対策計画	266
第1節	発災直後の災害情報の収集・連絡	266
第2節	活動体制の確立	269
第3節	広域応援活動	269
第4節	災害の拡大防止活動	270
第5節	救助・救急及び消火活動	270
第6節	医療救護活動	270
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	270
第8節	危険物等の大量流出に対する応急対策	270

第9節	避難收容活動	271
第10節	被災者等への的確な情報伝達活動	271
<b>第8編</b>	<b>大規模な火事災害対策編</b>	<b>273</b>
第1章	基本的考え方等	275
第1節	基本的考え方	275
第2章	大規模な火事災害予防計画	275
第1節	大規模な火事に強いまちづくり	275
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	276
第3節	住民の防災活動の促進	276
第3章	大規模な火事災害応急対策計画	278
第1節	活動体制の確立	278
第2節	災害情報の収集・連絡	278
第3節	広域応援活動	280
第4節	救助・救急及び消火活動	280
第5節	医療救護活動	280
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	280
第7節	避難收容活動	280
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	281
第4章	大規模な火事災害復旧・復興対策	282
第1節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	282
第2節	迅速な現状復旧の進め方	282
第3節	計画的復興の進め方	282
第4節	被災者の生活再建等の支援	282
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	282
<b>第9編</b>	<b>林野火災対策編</b>	<b>283</b>
第1章	基本的考え方等	285
第1節	基本的考え方	285
第2章	林野火災予防計画	285
第1節	林野火災に強い地域づくり	285
第2節	災害防止のための気象情報等の充実	286
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	287
第4節	住民の防災活動の促進	288
第3章	林野火災応急対策計画	289
第1節	活動体制の確立	289
第2節	災害情報の収集・連絡	291



第3節	広域応援活動	294
第4節	消火活動及び救急・救助活動	294
第5節	医療救護活動	298
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	299
第7節	住民等の避難及び救助対策	299
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動	299
第9節	二次災害の防止活動	300
<b>資料編</b>		<b>301</b>
資料1	五ヶ瀬町防災会議条例	303
資料2	五ヶ瀬町災害対策本部条例	305
資料3	災害弔慰金の支給等に関する条例	306
資料4	五ヶ瀬町災害弔慰金の支給等に関する規則	310
資料5	関係機関連絡先一覧表	330
資料6	消防応援協定書	331
資料7	宮崎県消防相互応援協定書	332
資料8	宮崎縣市町村防災相互応援協定	353
資料9	消防業務応援協定書	356
資料10	災害対策の支援に関する協定書	357
資料11	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書	359
資料12	災害時における建築物の応急対策に関する協定書	361
資料13	災害時における防水等の応急対策に関する協定書	364
資料14	災害時における飲料水調達業務に関する協定書	367
資料15	災害時における物資の調達に関する協定書	370
資料16	災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定書	374
資料17	災害時における総合的支援に関する協定書	377
資料18	災害時における総合的支援に関する協定書	380
資料19	災害時における物資の調達に関する協定書	384
資料20	大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定書	389
資料21	五ヶ瀬町における大規模な災害時の応援に関する協定書	393
資料22	災害時におけるLPガス供給活動に関する協定書	398
資料23	災害時における救援物資の提供に関する協定書	401
資料24	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	403
資料25	大規模災害時における相互応援協定	407
資料26	熊本・宮崎県境町災害時における相互応援及び相互協力に関する協定書	409
資料27	災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書	413

資料 28	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	416
資料 29	救急業務実施に関する覚書	419
資料 30	救急業務実施に要した費用の負担区分について取きめ書	420
資料 31	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	422
資料 32	災害時における五ヶ瀬町と五ヶ瀬町内郵便局間の相互協力に関する覚書	424
資料 33	道路情報提供サービスに関する覚書及び実施要領	426
資料 34	災害復旧に関する覚書	428
資料 35	災害時におけるLPガス等物資及び応急措置に関する実施要領	432
資料 36	災害時における物資等の支援体制協定に関する実施要領	437
資料 37	災害時における物資等の総合的支援体制に関する実施要領	439
資料 38	土砂災害警戒区域等指定箇所一覧	441
資料 39	町内危険物貯蔵施設等一覧	450
資料 40	消防力一覧	455
資料 41	消防団拠点施設一覧	456
資料 42	消防水利設置箇所一覧	457
資料 43	指定避難施設一覧	465
資料 44	町内公共施設一覧	466
資料 45	非常避難用道路一覧	474
資料 46	町防災行政無線（同報系・移動系）一覧	477
資料 47	防災行政無線通信広報案文	478
資料 48	五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例	479
資料 49	五ヶ瀬町情報無線放送施設管理運営規則	481
資料 50	飲料水施設一覧	486
資料 51	遺体安置所（予定）	487
資料 52	町内建設業者名簿	487
資料 53	町内建設業者所有重機一覧	488
資料 54	町内文化財等一覧表（無形文化財を除く。）	489
資料 55	災害状況等の収集計画	490
資料 56	水防工法等	492
資料 57	非常連絡網（休日・夜間）	494
資料 58	消防信号一覧	495
資料 59	県への災害報告関係資料（被害状況判定基準等）	496
資料 60	緊急時ヘリコプター離着陸場一覧	503
資料 61	消防ポンプ自動車等一覧	504

# 第 1 編 総 論



# 第1章 総則

## 第1節 五ヶ瀬町地域防災計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、五ヶ瀬町防災会議が五ヶ瀬町の地域における災害対策に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画として策定することを目的とする。

## 第2節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の防災に関する業務の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互が緊密に連携して連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものとする。

各防災関係機関の実施細目については、各防災機関がそれぞれ定めるものとする。

防災計画の策定に当たっては、地震災害対策編については宮崎県地震被害想定調査の結果等を踏まえ実際の計画とし、風水害等対策編については本町の地域はもとより広く全国の過去の事例を分析し、各防災機関の活動任務を明確にするなど実際の計画とするとともに、自力で避難することが困難な高齢者・乳幼児・障がい者等、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれる人々への対応に配慮しつつ、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって、住民及び事業者の果たすべき役割を明示した計画とすることを基本とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の推進計画については、第4編の南海トラフ地震防災対策推進計画をもって、これに当てるものとする。

なお、各防災関係機関は、この計画の習熟に努め、あわせて地域住民に周知徹底を図るものとする。

## 第3節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 基本法   | 災害対策基本法をいう。                             |
| (2) 救助法   | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。                 |
| (3) 町防災計画 | 災害対策基本法に基づき、五ヶ瀬町防災会議が策定した五ヶ瀬町地域防災計画をいう。 |
| (4) 県防災計画 | 災害対策基本法に基づき、宮崎県防災会議が策定した宮崎県地域防災計画をいう。   |
| (5) 町災対本部 | 災害対策基本法に基づき設置された五ヶ瀬町災害対策本部をい            |

- う。
- (6) 町現地災対本部 五ヶ瀬町災害対策本部の災害現場における本部をいう。
- (7) 町災対本部長 五ヶ瀬町災害対策本部長をいう。
- (8) 県災対本部 災害対策基本法に基づき設置された宮崎県災害対策本部をいう。
- (9) 県災対本部長 宮崎県災害対策本部長をいう。
- (10) 地方支部 宮崎県災害対策本部地方支部をいう。
- (11) 地方支部長 宮崎県災害対策本部地方支部長をいう。
- (12) 現地災対本部 宮崎県災害対策本部の災害現場における本部をいう。
- (13) 現地災対本部長 宮崎県災害対策本部現地本部の本部長をいう。
- (14) 宮崎県地震被害想定調査 宮崎県が実施した宮崎県地震被害想定調査結果をいう。
- (15) 防災関係機関 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- (16) 避難場所 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。
- (17) 指定緊急避難場所 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として町長が指定したものをいう。
- (18) 避難所 公民館等の公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。
- (19) 指定避難所 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として町長が指定したものをいう。
- (20) 要配慮者 高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- (21) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (22) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

## 第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

### 第1節 各機関の実施責任

#### 1 町

町は、町の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施するものとする。

#### 2 県

県は、宮崎県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

#### 5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実情等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

### 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 町

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関すること。
- (2) 町災対本部等防災対策組織の整備に関すること。
- (3) 防災施設の整備に関すること。

- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事。
- (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
- (8) 給水体制の整備に関する事。
- (9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- (10) 災害危険区域の把握に関する事。
- (11) 各種災害予防事業の推進に関する事。
- (12) 防災知識の普及に関する事。

(災害応急対策)

- (13) 水防・消防等応急対策に関する事。
- (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- (15) 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- (16) 災害時における文教、保健衛生に関する事。
- (17) 災害広報に関する事。
- (18) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- (19) 復旧資機材の確保に関する事。
- (20) 災害対策要員の確保・動員に関する事。
- (21) 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- (22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- (23) 地域安全対策に関する事。
- (24) 災害廃棄物の処理に関する事。

(災害復旧)

- (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。
- (26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事。
- (27) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。
- (28) 義援金品の受領、配分に関する事。

## 2 西臼杵広域行政事務組合消防本部

(災害予防)

- (1) 消防用施設等の整備
- (2) 火災予防に係る教育、訓練
- (3) 防災関係機関との連絡調整
- (4) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄
- (5) 各種火災予防事業の推進
- (6) 危険物施設等に係る予防対策



- (7) 応急救護の知識等に係る指導
- (災害応急対策)
- (8) 消防等応急対策
- (9) 災害情報の収集・伝達及び被害調査
- (10) 避難者の誘導
- (11) 被災者の救助その他の保護
- (12) 復旧資機材の確保
- (13) 災害対策要員の確保・動員
- (14) 防災関係機関が実施する災害対策の調整
- (15) 危険物施設等に係る応急対策

### 3 県（本庁、関係出先機関）

(災害予防)

- (1) 防災会議に係る事務に関する事。
- (2) 県災対本部等防災対策組織の整備に関する事。
- (3) 防災施設の整備に関する事。
- (4) 防災に係る教育、訓練に関する事。
- (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事。
- (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事。
- (9) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。
- (10) 防災知識の普及に関する事。

(災害応急対策)

- (11) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事。
- (12) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。
- (13) 被災児童生徒等に対する応急教育の実施に関する事。
- (14) 救助法の適用に関する事。
- (15) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事。
- (16) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。
- (17) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事。
- (18) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。
- (19) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。
- (21) 地域安全対策に関する事。

(22) 災害廃棄物の処理に関すること。

(災害復旧)

(23) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。

(24) 物価の安定に関すること。

(25) 義援金品の受領、配分に関すること。

(26) 災害復旧資材の確保に関すること。

(27) 災害融資等に関すること。

#### 4 宮崎県警察本部（高千穂警察署（五ヶ瀬駐在所、鞍岡駐在所））

(災害予防)

(1) 災害警備実施計画に関すること。

(2) 通信確保に関すること。

(3) 関係機関との連絡協調に関すること。

(4) 災害装備資機材の整備に関すること。

(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。

(6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。

(7) 防災知識の普及に関すること。

(災害応急対策)

(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること。

(9) 被害実態の把握に関すること。

(10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。

(11) 行方不明者の調査に関すること。

(12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。

(13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること。

(14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。

(15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。

(16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。

(17) 広報活動に関すること。

(18) 遺体の調査・検視に関すること。

#### 【指定地方行政機関】

#### 5 九州農政局

(災害予防)

(1) 米穀の備蓄に関すること。

(2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。

(3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。

(災害応急対策)

- (4) 農業関係被害の調査・報告に関する事。
- (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事。
- (6) 応急用食料の調達・供給に関する事。
- (7) 種子及び飼料の調達・供給に関する事。

(災害復旧)

- (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関する事。
- (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関する事。
- (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関する事。
- (11) 土地改良機械の緊急貸付に関する事。
- (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事。
- (13) 技術者の緊急派遣等に関する事。

## 6 九州森林管理局（宮崎北部森林管理署）

(災害予防)

- (1) 国有保安林・治山施設の整備に関する事。
- (2) 林野火災予防体制の整備に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 林野火災対策の実施に関する事。
- (4) 災害対策用材の供給に関する事。

(災害復旧)

- (5) 復旧対策用材の供給に関する事。

## 7 宮崎地方気象台

(災害予防)

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に関する事。

## 8 九州地方整備局（延岡河川国道事務所を含む。）

(その他)

- (1) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関する事。

## 9 自衛隊（陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊）

(災害予防)

- (1) 災害派遣計画の作成に関すること。
  - (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- (災害応急対策)
- (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

#### 【指定公共機関】

#### 10 日本郵便株式会社（五ヶ瀬郵便局、鞍岡郵便局）

(災害応急対策)

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (3) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関すること。
- (5) 覚書に基づく道路情報把握への協力に関すること。

#### 11 西日本電信電話株式会社（宮崎支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（宮崎支店）、KDDI株式会社

(災害予防)

- (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること。

(災害応急対策)

- (3) 気象警報の伝達に関すること。
- (4) 災害時における重要通信に関すること。
- (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

#### 12 日本赤十字社（宮崎県支部五ヶ瀬町分區）

(災害予防)

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
  - (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関すること。
- (災害応急対策)
- (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
  - (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

#### 13 九州電力株式会社（延岡営業所、日向電力所）

(災害予防)

- (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- (災害応急対策)
- (2) 災害時における電力の供給確保に関すること。

(災害復旧)

(3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

#### 【指定地方公共機関】

#### 14 宮崎交通株式会社（高千穂支店）

(災害予防・災害応急対策)

(1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること。

(2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関する  
こと。

#### 【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

#### 15 消防団

(災害予防)

(1) 団員能力の維持・向上に関すること。

(2) 町及び区・集落の行う防災対策への協力に関すること。

(災害応急対策)

(3) 災害の情報の収集・伝達に関すること。

(4) 消防活動に関すること。

(5) 救急・救助活動に関すること。

(6) 避難活動に関すること。

(7) 行方不明者の捜索に関すること。

(8) その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。

#### 16 高千穂地区農業協同組合（五ヶ瀬支所）

(災害予防・災害応急対策)

(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。

(2) 農作物災害応急対策の指導に関すること。

(3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。

(4) 被災農家に対する融資斡旋に関すること。

(5) 燃料の確保に関すること。

#### 17 西臼杵森林組合（五ヶ瀬支所）

(災害予防・災害応急対策)

(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。

(2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関すること。

(3) 救助活動等における重機、車両等の協力に関すること。

(4) 風倒木、被害木、漂流木の処理に関すること。

## 18 西臼杵漁業協同組合（三ヶ所支部、鞍岡支部）

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 被災組合員に対する融資の斡旋に関する事

## 19 五ヶ瀬町商工会

（災害予防・災害応急対策）

- (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- (2) 被災会員に対する融資又は融資の斡旋に関する事。
- (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関する事。

## 20 五ヶ瀬町建設業協会

（災害予防）

- (1) 道路、橋梁の災害復旧体制検討への協力に関する事。

（災害応急対策）

- (2) 救助活動等における重機、車両等の協力に関する事。
- (3) 道路、橋梁等の災害復旧への協力に関する事。
- (4) 応急仮設住宅の建設等への協力に関する事。

## 21 社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会

（災害予防）

- (1) 要配慮者対策に関する事。
- (2) 町及び区・集落の行う防災対策への協力に関する事。

（災害応急対策）

- (3) 要配慮者の災害応急対策に関する事。
- (4) 災害ボランティアセンターに関する事。

## 22 民生委員・児童委員協議会

（災害予防）

- (1) 要配慮者対策に関する事。
- (2) 町及び区・集落の行う防災対策への協力に関する事。

（災害応急対策）

- (3) 要配慮者の災害応急対策に関する事。

## 23 五ヶ瀬町公民館長会

（災害予防）

- (1) 町が実施する災害予防対策、被災箇所調査の推進への協力に関する事。

（災害応急対策）

- (2) 町が実施する災害応急対策への協力に関する事。
- (3) 災害情報の収集・伝達に関する事。

## 24 五ヶ瀬町青年団協議会

(災害予防)

(1) 町が実施する災害予防対策の推進への協力に関すること。

(災害応急対策)

(2) 町が実施する災害応急対策への協力に関すること。

## 25 五ヶ瀬町国民健康保険病院

(災害予防)

(1) 避難訓練の実施に関すること。

(災害応急対策)

(2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。

(3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。

(4) 災害時における被災負傷者の治療に関すること。

## 26 町立小・中学校・保育所（子育て支援施設）・県立中等教育学校

(災害予防)

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

(災害応急対策)

(2) 災害時における園児・児童生徒の保護及び誘導に関すること。

(3) 町が実施する災害応急対策への協力に関すること（避難所の管理・運営、要配慮者に配慮した炊き出し等）。

## 27 社会福祉施設（五ヶ瀬町福祉センター、特別養護老人ホームごかせ荘、グループホーム逍遙亭、共生型福祉施設ぬくもり、デイサービスこもれび、ケアホーム和音）

(災害予防)

(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。

(災害応急対策)

(2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

(3) 町が実施する災害応急対策への協力に関すること（要配慮者の緊急入所、要配慮者に配慮した炊き出し等）。

### 【各区・集落及び住民の責務】

## 28 各区・集落

(災害予防)

(1) 平常時における地域内の防災対策の推進に関すること。

(災害応急対策)

(2) 災害時における地域内の防災対策、被災箇所調査の推進に関すること。

(3) 町が実施する災害応急対策への協力に関すること。

## 29 住民

(災害予防)

- (1) 家庭内の防災対策の推進に関する事。
- (2) 平常時における地域の防災対策への積極的な参加に関する事。

(災害応急対策)

- (3) 災害時における地域の防災対策への積極的な参加に関する事。



## 第3章 町の現況

### 第1節 自然的条件

本町は、西臼杵郡の西部に位置し、総面積 171.73km<sup>2</sup> を有する。周囲は高千穂町、諸塚村、椎葉村、熊本県山都町と接している。

本町の大部分（約88%）は森林で、河川は中心地を三ヶ所川・五ヶ瀬川が東西に貫流している。三ヶ所川・五ヶ瀬川には周囲の山々から多くの溪流が注いでいる。

気象は年間平均気温 12.5 度、年間平均降雨量は 2,000mm に達する。

こうした自然的特質から災害の危険性のある地域が多く、急傾斜地、土石流、河川、地すべりに関する災害危険箇所が多数存在している。

### 第2節 社会的条件

本町の人口は、昭和 33（1958）年の 9,446 人をピークに減少しており、平成 27（2015）年国勢調査結果では 3,887 人となっており、特に高齢化が進行しており、65 歳以上の人口は、1,461 人で全人口の 37.6%を占めている。

集落は散在しており、14 の行政区と 131 の組で区分されている。

消防体制は、西臼杵広域行政事務組合消防本部による常備消防体制となっている。

常駐の警察機関としては、高千穂警察署管轄に五ヶ瀬駐在所、鞍岡駐在所がある。

医療機関としては、五ヶ瀬町国民健康保険病院がある。

電気は、九州電力株式会社により供給されている。

上水道は、町管理の簡易水道と地区が管理している飲料水供給施設により供給されている。

道路は、延岡市と熊本県を結ぶ国道 218 号線、鞍岡地区から椎葉村を結ぶ国道 265 号線、三ヶ所地区から諸塚村を結ぶ国道 503 号線が走っており、これらに接続する形で県道・町道・林道が結ばれている。なお、鉄道や空港はなく、緊急時のヘリポートとして町総合公園Gパーク陸上競技場等を指定している。

住民及び町内各事業所への情報伝達手段としては、町防災行政無線（戸別受信機）を全戸配備するとともに、屋外受信施設も整備している。



## 第2編 共通対策編



# 第1章 基本的考え方

## 第1節 基本的考え方

本編は、町防災計画の「第3編 地震災害対策編」、「第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画」、「第5編 風水害等対策編」、「第6編 道路災害対策編」、「第7編 危険物等災害対策編」、「第8編 大規模な火事災害対策編」、「第9編 林野火災対策編」に共通する事項を定めるものとする。

上記各編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

# 第2章 災害予防計画

## 第1節 災害に強いまちづくり

### 第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

#### 1 道路施設

##### (1) 道路施設の安全性の向上

ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

##### (2) 道路ネットワークの確保

ア 第2次緊急輸送道路について、2車線以上での整備が完了しており、円滑な道路交通の確保に努めている。

イ 町の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

ウ 町の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等の整備を推進し、さらに電線類の地中化も検討する。

##### (3) 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設の整備を図る。

##### (4) 道路情報提供手段の整備

災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供手段の整備を図る。

### 第2款 ライフライン施設の機能確保

#### 1 簡易水道施設の整備

町は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時には飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- (1) 応急給水・復旧体制の整備
- (2) 相互応援体制の整備
- (3) 基幹的施設の安全性の向上
- (4) 安全性の高い水道システムの構築
- (5) 給水の安全性の確保

## 2 農地農業用施設

自然災害による農地等の被害を未然に防止または軽減するため、農地防災事業の推進を図り、農地保全、・防災施設の整備を実施する。

### (1) 用排水施設の整備

用排水施設は、農業用のみならず、大雨時の出水を調節する役割も担っており、防災・減災に大きな役割を果たしている施設であることから、整備及び適正な保全対策を推進していく。

### (2) 農道の整備

農道には国県町道といった地域をつなぐ主要道路が交通困難となった際に迂回路としての効果が期待できることから、農道を整備し、走行性の改善・安全性の向上を図り、迂回路として通行できる機能を確保する。

### (3) ため池の防災対策

豪雨等による決壊の恐れに対し、機能停止を防ぐために耐震診断を実施し、対策が必要と判断された場合、速やかに対応する。また、ため池ハザードマップの周知に努める。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

#### 1 防災情報処理システム等の機能充実と運用体制の確立

町は、被害状況等の把握及び被害調査について、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとし、平時より関係者等との訓練等を行う。

#### 2 防災行政無線の整備

第8款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載。

#### 3 通信訓練、研修会の実施等

町は、災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無

線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

#### 4 情報の分析整理

##### (1) 人材育成等

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

##### (2) ハザードマップ等の作成等

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等により災害危険性の周知等に生かすものとする。

##### (3) 地理情報システムの構築等

町は、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

##### (4) 最新の情報通信関連技術の導入

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### 第2款 活動体制の整備

#### 1 組織体制の整備

##### (1) 組織体制の整備

町は、基本法第16条に基づき、五ヶ瀬町防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性や地域特性及び「宮崎県地震・津波被害想定調査」による五ヶ瀬町の被害予測結果に対応した町防災計画を作成し、対策推進を行う。

##### (2) 町の業務継続計画（BCP）の策定

町は、基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

##### (3) 防災関係機関の組織体制整備

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に係る取組を支援するものとする。

町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、町等との連携を密にする。

## 2 初動体制確立への備え

### (1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

町は、災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、その周知徹底を図る。

### (2) 参集時の交通手段の検討

町は、大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

### (3) 情報伝達手段の確保

町は、職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話の利用等を検討する。

### (4) 訓練による周知徹底

町は、検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

### (5) 行動要領（マニュアル）の作成

町の各部署は、町防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領（マニュアル）を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、町防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

総務課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備に努める。

### (6) 町災対本部職員用物資の確保

町災対本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食料等の備蓄に努める。

### (7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

町の各部署は、災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

### (8) 応急対策全般への対応力の強化



応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活動できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

### 3 災害対策中枢拠点施設の整備

#### (1) 防災活動拠点の整備

町は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点と、災害時の避難や支援に対応できる防災広場を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

### 4 航空消防防災体制の整備

#### (1) 航空消防防災体制の整備

町は、防災救急ヘリコプターの利用に当たり、県や関係機関との連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努める。

### 5 広域応援体制等の整備充実

#### (1) 他都道府県との相互協力体制の整備

大規模地震発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「応急対策職員派遣制度」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、町においては普段からこれらの活用を検討するものとする。

#### (2) 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定、並びに熊本・宮崎県境町災害時等相互協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努める。

また、町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 町、西臼杵広域行政事務組合消防本部、県と自衛隊等との連携体制の整備

町、西臼杵広域行政事務組合消防本部及び県は、大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ、国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

### 6 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

町は、大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送

等を行うため、緊急時ヘリコプター離着陸場を選定し、その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、1箇所選定しておくものとする。

## 7 アクセス整備

町は、災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成や地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握等、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

### 第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

#### 1 出火防止体制の整備

##### (1) 一般家庭に対する指導

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水の汲み置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃えはじめたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

##### (2) 事業所等に対する指導

ア 町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

##### (3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン

化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 消防同意制度の活用

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

(6) 火災予防条例の活用

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止する。

(7) 火災予防運動の実施

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、毎年、火災の多発期に当たる 11 月から 3 月にわたり、秋季全国火災予防運動（11 月 9 日～11 月 15 日）、宮崎県林野火災予防運動（1 月 30 日～2 月 5 日）、春季全国火災予防運動（3 月 1 日～3 月 7 日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し、火災予防思想の普及向上に努める。

## 2 消防力の充実強化

(1) 常備消防力の充実・強化

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部の協力を受けて、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、町の区域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき消防施設を拡充強化し、また、その保全を図るものとする。

ア 市街地においては、人口、地勢、道路事情等に応じて、消防施設を設置し、消防ポンプ自動車を配置するものとする。

イ 消防施設は、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備し、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

ウ 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、町は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常に

その性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

エ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

#### (2) 消防団の充実強化

多大な動員力を有する消防団は、地域防災の中核的存在であることから、町は、消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図る。

また、消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要な応じ派遣するものとする。

#### (3) 総合的な消防計画の策定

町は、「市町村消防計画の基準」(昭和41年消防庁告示第1号)に基づき、災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要な応じ修正するものとする。

### 3 消防水利の確保

(1) 町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールの保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

### 4 救急・救助体制の整備

#### (1) 救急活動体制の強化

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部が、大規模な災害によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するために推進する次の事業に協力する。

- ア 救急隊員、救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急教育の高度化を図るための研修・教育の実施
- エ 医療機関との連携強化、信頼関係の構築
- オ 住民に対する応急手当法の普及・啓発

#### (2) 救助体制の整備

ア 町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部が実施する、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ等の救助用資機材の整備を促進するとともに

に、倒壊建物、崖崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に協力する。

イ 町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

ウ 町は、消防団、区及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、町は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

## 5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

### (1) 要配慮者の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の要配慮者（情報提供に関し、同意を得られた者に限る。）を把握しておくものとする。

### (2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

### (3) 救助・応急手当能力の向上

#### ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バー、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。また、町はこうした地域のとりくみを支援する。

#### イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町は、その指導助言にあたりるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

ウ 地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置場所の周知を検討するものとする。

## 第4款 緊急輸送体制の整備

### 1 緊急輸送道路ネットワークの整備

#### (1) 緊急輸送道路の整備

町は、県から指定された緊急輸送道路の耐震強化等、緊急輸送道路の計画的な整備に努める。

【第1次緊急輸送道路ネットワーク】

県庁所在地、地方中心城市および重要港湾、空港等を連絡する道路

【第2次緊急輸送道路ネットワーク】

第1次緊急輸送道路と市区町村役場(支所含む)、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

緊急輸送道路ネットワーク計画図

【2次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	一般国道265号
2	一般国道269号
3	国道269号B/P
4	一般国道327号
5	一般国道388号
6	一般国道446号
7	一般国道447号
8	一般国道448号
9	一般国道503号
9	宮崎停車場線
10	宮崎須木線
11	宮崎高鍋線
12	都城北郷線
13	市木串間線
14	都城牟人線
15	都城霧島公園線
16	都城野原線
17	高城山田線
18	三股海城線
19	荒武新富線
20	稲葉崎平原線
21	北川北浦線
22	竹田五ヶ瀬線
23	大久保木崎線
24	田ノ平線
25	都井西方線
26	高鍋線
27	川南港線
28	高鍋美々津線
29	古江丸市尾線
30	宮崎東通線
31	通浜海岸線
32	市原宮野浦線
33	岩神百線
34	漁港道路 都井漁港
35	漁港道路 川南漁港
36	漁港道路 北浦漁港

1次・2次混合

【1次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	九州自動車道
2	宮崎自動車道
3	東九州自動車道
4	一般国道10号
4	国道10号B/P
4	一般国道218号
5	国道218号 北方延岡道路
5	国道218号 高千穂日之影道路
6	一般国道219号
7	一般国道220号
7	国道220号 日南防災(北区間)
8	一般国道221号
9	一般国道222号
9	一般国道223号
11	一般国道268号
12	都城北郷線
13	一般国道326号
14	一般国道327号
14	一般国道327号BP
15	一般国道388号
16	一般国道446号
17	宮崎西環状線BP
18	宮崎西環状線
19	宮崎島之内線
20	日南高鍋線
21	宮崎空港線
22	日南志布志線
23	都城東環状線B/P
24	都城東環状線
25	小林えびの高原牧園線
26	高鍋高鍋線
27	石河内高城高鍋線
28	都農線
29	東野原線
30	中野原美々津線
31	北方延岡線
32	日知屋射光寺線
33	清武インター線
34	学園木花台本郷北方線
35	清武南インター線
36	風田星倉線
37	益安山線BP
38	日南南郷線
39	飯野松山都城線B/P
40	木城高鍋線
41	木城西郷線
42	西都インター線
43	高鍋美々津線
44	都農インター線
45	高鍋インター線
46	延岡インター線
47	北方インター線
48	須美江インター線
49	星野曾和田線
50	舞之山屋野線
51	永吉瀬田屋線
52	山ノ口永吉線
53	山ノ口永吉線
54	上塚田寺村線
55	征矢原立野線
56	湯見大池線
57	小園大池線
58	湯見美々津線
59	臨港道路 宮崎港
60	大淀川高水敷緊急道路
61	臨港道路 油津港
62	臨港道路 細島港

1次・2次混合

凡 例	
■	県庁
●	地域中心城市
●	市町村役場(支所含む)
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク
==	第1次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
==	第2次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
○	耐震強化岸壁

1次ネットワーク路線延長	1307km(62路線)
2次ネットワーク路線延長	563km(36路線)
総路線延長	1870km(94路線)
※1次・2次混合(4路線)	

## 2 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両等の確保

### (1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

町は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、町道の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備する。

## 第5款 避難収容体制の整備

### 1 避難体制の整備と避難対象地区の指定

#### (1) 避難体制の整備

町は、次の事項に留意して、**避難体制を整備**するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。なお、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

ア 高齢者等避難、避難指示を行う基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導方法

エ 避難所（福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）飲料水の供給

（イ）炊き出しその他による食品の供給

（ウ）被服寝具その他生活必需品の給与

（エ）負傷者に対する応急救護

（オ）要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

（ア）避難収容中の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

（ア）広報車による周知

（イ）避難誘導員による現地広報

（ウ）住民組織を通じた広報

#### (2) 避難対象地区の指定

町は、宮崎県地震・津波被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市町村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避

難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

### (3) 避難所運営マニュアルの策定

町は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ各避難所ごとに避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておく。

なお、マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮する。

### (4) 避難の受入れ

指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 2 避難場所、避難所、避難路の確保

### (1) 指定緊急避難場所

町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定する。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど、管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては、当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。

### (2) 指定避難所

町は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として、避難所を次の基準により指定しておく。また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。



- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- オ 管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど次により避難所の確保を図られていること。
  - (ア) 隣接する市町村の公共施設等の利用
  - (イ) 旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）等の利用
- カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。
- キ 町の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、町と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、県の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、町と県及び指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ク 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- ケ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

### (3) 避難路の確保

町は、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

### (4) 観光地における避難場所等の確保

町は、多数の人が集まる観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

## 3 避難所等の広報と周知

町は、住民が的確な避難行動を取ることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップ等の見直しとその内容の充実を図るものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に

基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

#### (1) 避難所等の広報

町は、避難所として指定した施設について、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し、周知徹底を図るとともに、住民等に分かりやすいよう避難所の表示を行う。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ その他必要な事項

#### (2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し、次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるため原則としては推奨できない。ただし、山間部においては避難の際に自家用車を使わざるを得ない状況もあるため、自家用車を使用する際には、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しつつ運転を行う。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

#### (3) 避難所の運営管理の知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

#### (4) 災害危険区域の広報

町は、災害時の土石流、地すべり、山・崖崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成するなど、住民に適切な方法で広報するとともに、土砂災害危険箇所への雨量計その他監視施設の設置、危険箇所について巡回監視等に努める。

#### 4 避難施設の安全性確保と設備の整備

##### (1) 避難所の安全性の確保

町は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

指定避難所に指定している民間施設等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

##### (2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

町は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ等の機器の整備を図るものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。

また、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、国の通知や県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン(R2.5.29)」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

#### 5 応急仮設住宅の供与体制の整備

町は、次の事項に留意し、応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

##### (1) 建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮のうえ、建設用地を選定し、検討しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

##### (2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上水道、し尿処理機能、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等

の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要に応じて、あらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れるなどのやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借上げ等により実施すること。

(7) 住宅の仕様等

单身や多人数世帯、要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

## 第6款 備蓄に対する基本的な考え方

### 1 町民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭における備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

## (2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

## (3) 自治会等（自主防災組織を含む。）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会等の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

## 2 町による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は町民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない町民が発生することが想定されることから、町は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

### (1) 町の役割

基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

### (2) 備蓄する品目

#### ア 町が行う備蓄

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレや避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

### (3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため市町村及び県が行う発災から3日目までの流通備蓄からの調達は次のとおり行うことを基本とする。

ア 町による流通備蓄からの調達

町は可能な限り物資の運搬が容易な郡域内の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

**第7款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備**

**1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備**

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 町の体制整備

町は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意し、その備蓄と供給体制の整備に努める。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通備蓄に努めること。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努めること。

(ウ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておく。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

町は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧体制の整備を計画的に実施する。また、応急給水・復旧に必要な事項は、職員に周知徹底しておくものとする。なお、体制の整備に必要な事項は、概ね次のとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3リットル/人日
- ・7日目まで 20リットル/人日
- ・14日目まで 100リットル/人日
- ・15日から28日目まで 250リットル/人日
- ・29日目以降 通常通水

#### エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

#### オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所
- ・7日目まで 避難所・給水拠点
- ・14日目まで 150m程度
- ・15日から28日目まで 10m以内
- ・29日目以降 通常通水

#### カ 応急資機材の確保

県、他の市町村からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

#### キ 応急資機材の受け入れ・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整のうえ、整備を行う。

#### ク 応援受入拠点の整備

応援受入拠点は、関係機関と協議・調整のうえ、公的施設等を利用して整備する。

緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

#### ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

## 2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

### (1) 町の体制整備

町は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ、被災者に応急的な生活必需品の給（貸）与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して、速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに、民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子ども、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

- ・寝具  
就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
- ・外衣  
ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
- ・肌着  
男女下着、子供下着等
- ・身の回り品  
タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
- ・食器、日用品  
食器・箸・皿、石鹸、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、乳児用・小児用紙オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、マスク、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等
- ・その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備えるものとする。

### 3 備蓄推進のための取組

(1) 町民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

町や防災関係機関が連携し、町民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、町民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(2) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、町内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。

また、既に締結している協定等については、訓練等を通じて調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(3) 国、県及び各市町村での情報共有

災害発生時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容など



の情報の共有に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

## 第8款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

### 1 防災行政無線等の整備

#### (1) 防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

- ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し、市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム
- イ 同報系無線：地震情報や災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

町は、住民に対して、災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

#### (2) 消防無線整備の推進

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に行うために実施する、消防無線の整備に協力する。

#### (3) 多様な手段の整備

町は、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

### 2 広報体制の整備

(1) 町は、取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

(2) 町は、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

### 3 被災者からの問い合わせに対する体制の整備

(1) 町は、住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・FAXを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

(2) 町は、有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

(3) 町は、インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図る。

## 第9款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

### 1 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備するものとする。

#### (1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とすること。

#### (2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

#### (3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておくこと。

#### (4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光器、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

#### (5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全で速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

#### (6) 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努めること。

#### (7) 町への協力

町が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

#### (8) 町の連携体制の整備

町は、社会福祉施設の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

## 2 避難行動要支援者の救護体制の整備

町は、避難行動要支援者に関し、次の事項に留意し、体制を整備する。

### (1) 避難行動要支援者の名簿の整備等

ア 町防災計画に定めるところにより、福祉部局と防災部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行うこと。

イ 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

ウ 庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿管理の適切な管理に努める。

エ 避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

カ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等と連携し、避難行動支援のための個別計画の策定に努めるものとする。

キ 避難行動要支援者と避難支援等の関係者の両者が参加し、情報伝達や避難支援等について実際に機能するか点検するため、避難訓練の実施に努めるものとする。

### (2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておくこと。

### (3) 相互協力体制の整備

民生委員・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及等の啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を検討するとともに、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を検討しておくこと。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努めるものとする。

### 3 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の状況の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

町は、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、県及び（公財）宮崎県国際交流協会（以下「県国際交流協会」という。）の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

ウ 外国人への行政情報の提供

町は、生活情報や防災情報等の日常生活にかかわる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等の分かりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催等、様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

#### オ 語学ボランティアの確保

町は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

### 第 10 款 防災関係機関の防災訓練の実施

#### 1 県総合防災訓練の実施

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとする。

##### (1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

##### (2) 実施場所

県内全ての市町村において、各地域において実施する。

##### (3) 訓練種目

- ①災害対策本部設置、運営等活動体制の確立
- ②発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- ③広域応援活動
- ④救助・救急及び消火活動
- ⑤医療救護活動
- ⑥避難収容活動
- ⑦公共施設等の応急復旧活動
- ⑧ライフライン施設の応急復旧
- ⑨防災関係機関の連携
- ⑩その他地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、震災応急対策に必要となる種目について訓練を実施する。

##### (4) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア、要配慮者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県等との合同の訓練も含め実施する。

(5) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

## 2 防災訓練の実施

次の訓練については、関係機関と連携して実施するものとする。

(1) 水防訓練

- ア 観測訓練（水位、雨量、気象情報システム）
- イ 通報訓練（電話、無線、操作、伝達）
- ウ 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- エ 輸送訓練（資材、機材、人員）
- オ 工法訓練（各水防工法）
- カ 避難・立退訓練（危険区域居住者の避難）
- キ その他
- ク 訓練実施時期

(2) 消防訓練

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携し、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 避難訓練

町及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(4) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的实施も検討する。

(5) 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(6) 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

### 3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

#### (1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、町、消防団及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

#### (2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防団等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

#### (3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町をはじめ、防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

### 4 防災訓練の検証

町及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ、防災対策の改善措置を講じる。

## 第11款 災害復旧・復興への備え

### 1 各種データの保存・整備

#### (1) データの保存及びバックアップ

町は、災害からの復興のため、地籍、建物、権利関係、施設等の情報及び測量図面等のデータが必要となることから、これらのデータが、災害により消失しないよう、また、消失した場合もバックアップが可能な体制を整備する。

町においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める

ものとする。

また、町は保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

## 2 罹災証明書発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 3 被災者台帳支援システムの整備

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進めるものとする。

# 第3節 住民の防災活動の促進

## 第1款 防災知識の普及

### 1 住民に対する防災知識の普及

#### (1) 講習会等の開催

町は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

#### (2) 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて、災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

また、避難先は避難所だけでなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様な避難のあり方を啓発するとともに、「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難所への避難を躊躇することがないよう、住民に対して啓発を実施する。

#### ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、町ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し、内容の充実を図る。

#### イ その他のメディアの活用



(ア) 普及・啓発用映像の製作、貸出

(イ) インターネットの活用

- (3) 「宮崎県防災の日」、「防災週間」、及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間、11月5日の津波防災の日及び1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

- (4) グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体等の要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、西臼杵広域行政事務組合消防本部及び町の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

## 2 児童生徒等に対する防災教育

- (1) 児童生徒に対する防災教育

小中学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害の仕組み、防災対策の現状等があげられ、これらの教育に当たっては、各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動が取れるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

- (2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるように努める。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

## 3 防災要員に対する教育

- (1) 職員に対する防災教育

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

#### イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

#### (2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

#### 4 観光客等への広報

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

#### 5 相談窓口の設置

町は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

### 第2款 自主防災組織等の育成強化

#### 1 活動カバー率の向上と活動支援

##### (1) 活動カバー率の向上

##### ア 自主防災組織の結成

町は、既存の自主防災組織に加え、事業所の防災組織等、地域内の多様な主体

との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

また、事業所の防災組織等、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

#### イ 普及・啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

#### ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

#### (2) 自主防災組織への活動支援

町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、町は、国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努める。

#### (自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例)

情報連絡用：携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

消 火 用：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

水 防 用：救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：A E D、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、

のこぎり等

給食給水用：給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

避難所・避難用：リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、  
強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

防災教育用：模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、  
映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

### (3) リーダーの育成

町は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

## 2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

### 3 企業防災活動の推進

#### (1) 企業の防災活動の推進

##### ア 企業防災体制の強化

企業は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

##### イ リスクマネジメントの実施

企業は、災害時の企業の果たす役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

##### ウ 物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料水メーカー、医薬品メーカー、燃料供給事業者等）は、その責務として災害時における事業活動の継続実施、県及び町が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努め

るものとする。

#### エ 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

#### カ 事業継続計画（BCP）の普及啓発

町は、企業に係る事業継続計画（BCP）策定支援を行うため、策定に係る研修会の開催や専門家による策定支援を行うとともに、それにより策定された事業継続計画（BCP）を活用し、普及・啓発に努めるものとする。

#### キ 企業の防災力の向上に係る支援

町は、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みを積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、町は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

#### ク 事業継続力強化支援計画の策定

町は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### (2) 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

### (3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

### (4) 地震防災に関する対策計画の策定

町は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けているため、地域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者に対し、対策計画の策定を促進する。

### 第3款 ボランティアの環境整備

#### 1 活動促進のための拠点機能の充実

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる町ボランティアセンター（町社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

#### 2 活動促進のための体制づくり

##### (1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

町は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部署が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

町社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

##### (2) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会とともに、「受入窓口」の体制整備を強化する。また、県社会福祉協議会の協力のもと、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、地域を超えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

##### (3) コーディネートシステムの構築

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の協力のもと、災害時におけるボランティアの受け入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

#### ア 町社会福祉協議会における業務

(ア) 被災者のニーズ調査

(イ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ウ) 要配慮者への支援

- ・ボランティア活動希望者の派遣
- ・ボランティア活動プログラムの策定と提供

- ・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

イ 県社会福祉協議会における業務

(ア) 現地本部の支援

- ・全国からのボランティアの登録と派遣
- ・全国からの支援の受け入れと被災者への提供
- ・ボランティアコーディネーターの派遣要請と受け入れ

(イ) 県内外への情報提供

(ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整

(4) ボランティアの養成・登録等

ア ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、町社会福祉協議会は、平常時から企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

町社会福祉協議会は、災害時には、地域のボランティアリーダーや民生委員・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

町社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

(5) ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参

加できるよう、日頃から住民・企業等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。

#### イ ボランティアの活動拠点等の整備

町社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

#### ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会の協力のもと、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら、災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

#### エ ボランティアコーディネーターの配置

町社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

#### オ ボランティア保険への加入促進

町社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

### (6) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

## 2 地域安全活動ボランティアの体制整備

### (1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあつては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発等、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、町は、平常時から危険箇所の点検、ひとり暮らし高齢者等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

### (2) 地域安全活動ボランティアの育成

町は、地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、町の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。



#### 第4款 地区防災計画の策定

町は、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。

#### 第5款 災害教訓の伝承

1 町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 活動体制の確立

##### 1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制を取る。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

##### 2 災害警戒本部の設置

町災対本部が設置される前の災害対策に関し、必要と認められる場合は、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

##### 3 町災対本部の設置

###### (1) 町災対本部の設置基準

町災対本部の設置基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

###### (2) 町長の職務の代理

町災対本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故があるとき又は町長が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

##### 4 町災対本部の組織等

町災対本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

町災対本部の構成については、次のとおりとする。

###### (1) 町災対本部長等

町災対本部長は町長、副本部長は副町長をもって充てるものとする。

###### (2) 町災対本部会議

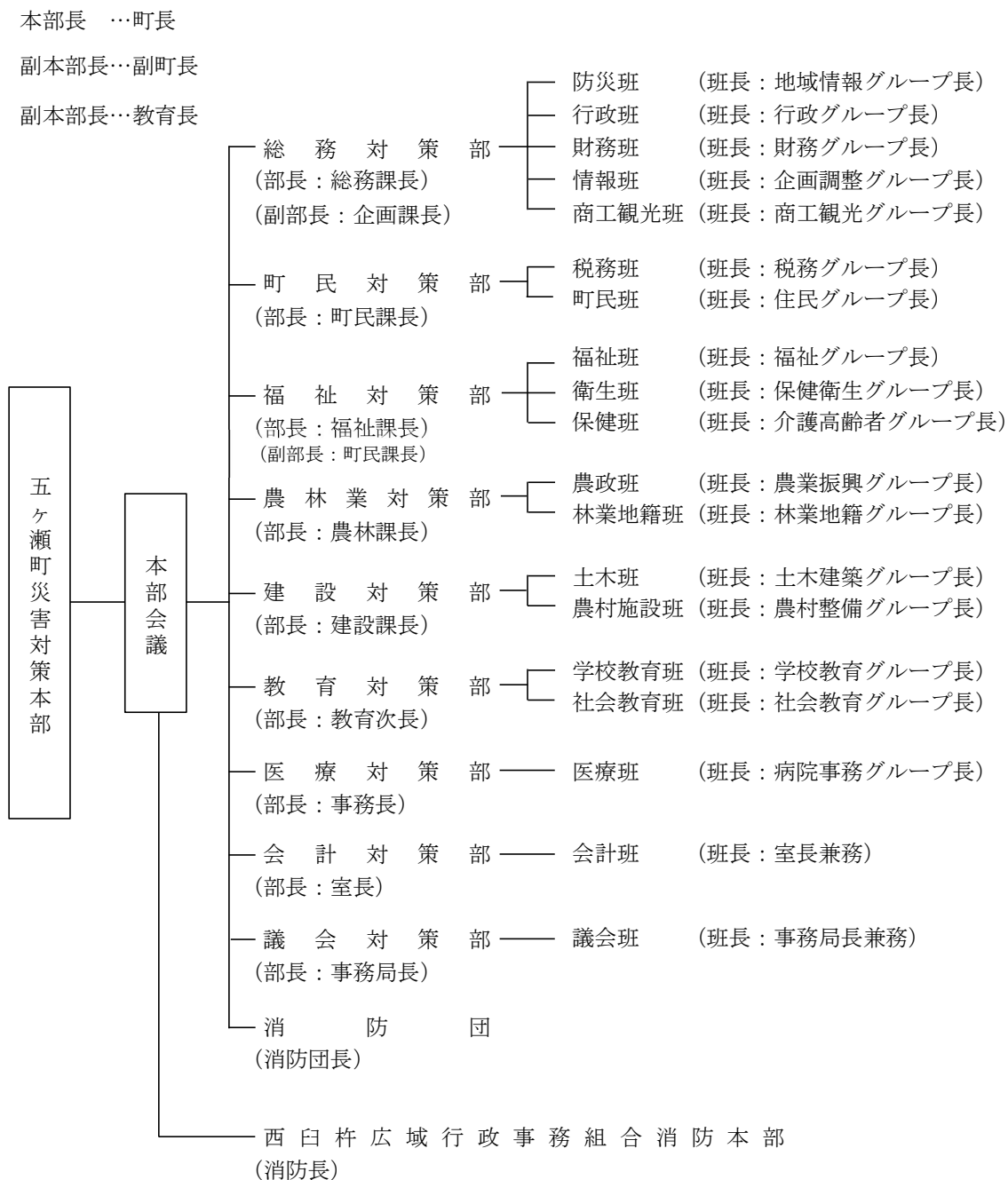
町災対本部に災害対策本部会議を置き、各課長等をもって構成し、町災対本部長を補佐し、災害応急対策の最高意志決定機関とする。

###### (3) 町災対本部室及び総務班室の設置場所

町災対本部会議の開催、各班との連絡調整を円滑に行うため、町災対本部会議室を応接室に、総務班室を総務課内に設置する。

町災対本部室及び総務班室を所定の場所に設置できない場合、町災対本部長の決定・指示により、被災を免れた最寄りの公共施設に設置する。

五ヶ瀬町災害対策本部組織図



五ヶ瀬町災害対策本部事務分掌

各対策部名	班名	分掌事項
総務対策部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町災对本部の運営に関する事。</li> <li>・町災对本部の庶務に関する事。</li> <li>・町災对本部会議に関する事。</li> <li>・消防団に関する事。</li> <li>・被災者の確認及び行方不明者の捜索に関する事。</li> </ul>
	行政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係文書、物品の受理、配布発送に関する事。</li> <li>・防災会議その他関係機関との連絡等に関する事。</li> <li>・町災对本部、各班との連絡調整に関する事。</li> <li>・災害調書の作成及び報告に関する事。</li> <li>・警報等の伝達及び災害広報に関する事。</li> <li>・自衛隊の災害派遣に関する事。</li> <li>・関係機関に対する協力要請に関する事。</li> <li>・災害応急対策に関する事。</li> </ul>
	財務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の整備及び庁舎停電の対策に関する事。</li> <li>・町有施設の災害対策に関する事。</li> <li>・応急輸送に関する事。</li> <li>・災害対策の予算及び資金に関する事。</li> <li>・被害住宅の復興資金に関する事。</li> <li>・災害全般の事前対策及びその処置に関する事。</li> <li>・町有林の被害調査に関する事。</li> <li>・公営住宅に関する事。</li> </ul>
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報及び消防情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>・自主防災組織等からの情報収集及び伝達に関する事。</li> <li>・被害状況の収集等に関する事。</li> <li>・町内外やマスコミからの問い合わせに関する事。</li> <li>・避難所の開設・運営に関する事。</li> </ul>
	商工観光班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信に関する事。</li> <li>・商工観光業の提供可能物資の把握に関する事。</li> <li>・商工観光業に対する融資に関する事。</li> <li>・商工観光業の被害調査に関する事。</li> </ul>
町民対策部	税務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災納税者の調査に関する事。</li> <li>・被災納税者の減免等に関する事。</li> <li>・被災世帯の調査に関する事。</li> <li>・建築物の被害調査に関する事。</li> </ul>
	町民班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍、住民記録に関する事。</li> <li>・国民健康保険、後期高齢者医療に関する事。</li> <li>・被災者の確認及び行方不明者に関する事。</li> <li>・総務対策部への支援に関する事。</li> </ul>

各対策部名	班名	分掌事項
福祉対策部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助に関すること。</li> <li>・被災者の支援に関すること。</li> <li>・社会福祉施設の災害に関すること。</li> <li>・ボランティアとの連携及び支援に関すること。</li> <li>・被災者生活再建支援金の支給に関すること。</li> <li>・町社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>・義援品の受付・保管・配分に関すること。</li> <li>・要配慮者に関すること。</li> </ul>
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の食品衛生に関すること。</li> <li>・災害時の防疫に関すること。</li> <li>・病院との連絡調整に関すること。</li> <li>・環境衛生清掃に関すること。</li> <li>・廃棄物、ごみに関すること。</li> </ul>
	保健班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者に関すること。</li> <li>・介護保険に関すること。</li> <li>・地域包括支援センターに関すること。</li> <li>・特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護施設等に関すること。</li> </ul>
農林業対策部	農政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の被害調査に関すること。</li> <li>・被害農家の営農指導に関すること。</li> <li>・被災農家の災害融資に関すること。</li> <li>・家畜及び畜産施設の災害対策に関すること。</li> <li>・家畜及び畜産施設の被害調査に関すること。</li> </ul>
	林業地籍班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治山施設の災害対策に関すること。</li> <li>・治山施設の被害調査に関すること。</li> <li>・林業団体との連絡調整に関すること。</li> <li>・林産物及び林産施設の災害対策に関すること。</li> <li>・貯木、流木の災害対策に関すること。</li> <li>・林産物の被害調査に関すること。</li> <li>・被災林業者に対する融資に関すること。</li> </ul>
建設対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川等の公共施設の災害対策に関すること。</li> <li>・道路、河川等の公共施設の被害調査に関すること。</li> <li>・土木、林務関係機関との連絡調査に関すること。</li> <li>・水防に関すること。</li> <li>・建築物の災害対策に関すること。</li> </ul>
	農村施設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地及び農業用施設の災害対策に関すること。</li> <li>・農地及び農業用施設の被害調査に関すること。</li> <li>・簡易水道施設に関すること。</li> <li>・生活水に関すること。</li> </ul>

各対策部名	班名	分掌事項
教育対策部	学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設の災害対策に関すること。</li> <li>・教育施設の被害調査に関すること。</li> <li>・児童生徒の避難に関すること。</li> <li>・災害時の応急教育に関すること。</li> <li>・災害時の学校給食に関すること。</li> <li>・教育関係義援金品の受付に関すること。</li> </ul>
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育対策部内の連絡調整に関すること。</li> <li>・社会教育施設の災害対策に関すること。</li> <li>・社会教育施設の応急に関すること。</li> <li>・文化財の被害調査に関すること。</li> <li>・災害活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関すること。</li> </ul>
医療対策部	医療班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療、病院の維持に関すること。</li> <li>・医療施設の災害対策に関すること。</li> <li>・医療施設の被害調査に関すること。</li> <li>・総務対策部への支援に関すること。</li> </ul>
会計対策部	会計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の受付保管に関すること。</li> <li>・災害時における支出に関すること。</li> <li>・総務対策部への支援に関すること。</li> </ul>
議会対策部	議会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会議員との連絡調整に関すること。</li> <li>・総務対策部への支援に関すること。</li> </ul>
消防団		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防活動に関すること。</li> </ul>

## 第2款 職員の参集及び動員

### 1 職員の自主参集

あらかじめ定められた職員は、災害の発生を認知したときは、「職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 人的及び物的な被害に関する情報の収集
- (3) その他応急対策に関する業務に従事するものとする。

### 2 職員の動員

#### (1) 動員の指示

町長は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難しいと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

町長は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

#### (2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。

### (3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報をあわせて伝達するものとする。

勤務時間外においては、総務課長から各課長へ、各課長から各班長へそれぞれ連絡し、各班長が班員へ伝達する。

## 3 職員の対応

### (1) 職員の登庁

職員は、災害が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた場所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

災害の発生を認知した職員は、インターネットや防災・防犯情報メール等で確認するなど積極的に情報収集に当たるものとする。

### (2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

### (3) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

## 4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告のうえ、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

## 5 県等への報告・通報

町は、町災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県（県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には総合対策部連絡調整班）にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1款 災害情報の収集・連絡

#### 1 被害状況の早期把握

災害発生直後の応急対策を実施していくうえで不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であることから、町は、これらの情報を迅速かつ的確に把握するものとする。

## 2 第1次情報等の収集

### (1) 各機関の報告に基づく概況把握

町は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告は、災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

### (2) 調査項目

重点的に調査すべき項目を次に示す。

- ア 火災の状況（炎上、延焼、消防団の配置）
- イ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）
- ウ 道路の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- エ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- オ 道路渋滞の状況
- カ 住民の行動、避難状況、要望
- キ 現地での応急対策活動での問題点
- ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- ケ 社会福祉施設の被害

### (3) その他の手段による情報の収集

#### ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

#### イ テレビからの情報収集

テレビを視聴し、情報を収集する。

#### ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

#### エ 民間企業からの情報収集



タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

#### (4) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

### 3 被害情報、応急対策活動情報の連絡

#### (1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、町(消防機関)及び警察署等防災関係機関から収集し、町災害対策本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に町災害対策本部に集約する。

#### (2) 被害情報等の伝達手段

町、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。

イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

#### (3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて、次の要領により行う。

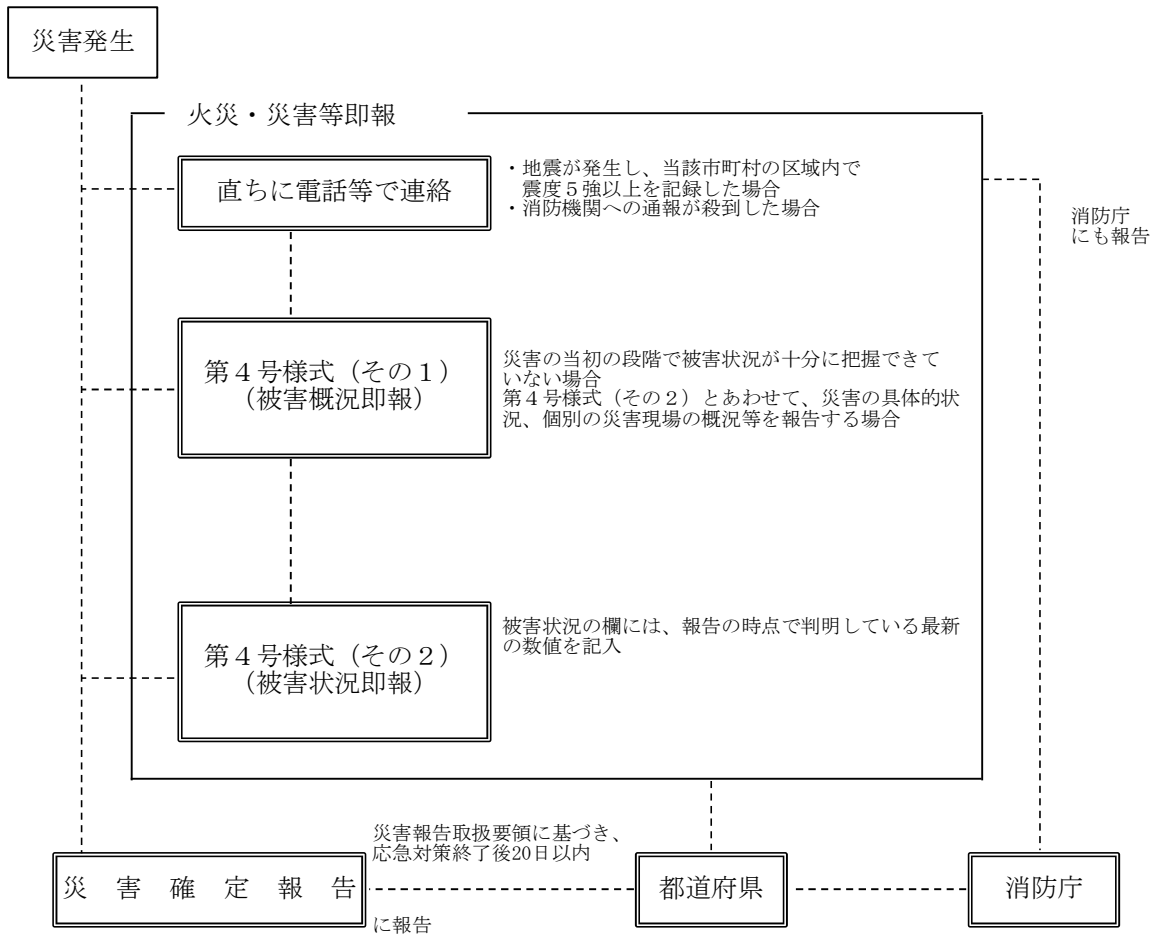
##### ア 即報

災害発生後速やかに、被害の有無、町災害対策本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

##### イ 確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告

ウ 事務処理フロー



	平日	夜間・休日
報告先 消防署	(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX) (消防防災無線) 90-49013 90-49033 (FAX) (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 (FAX)	(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX) (消防防災無線) 90-49012 90-49036 (FAX) (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036 (FAX)

(参考) 火災・災害報告取扱要領

第4号様式(その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟			
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟			
		不明	人	軽傷	人		一部 損壊	棟	未分類	棟			
	119番の通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県または市町村が講じた応急対策												

(注) 第1報については、原則として最優先とし可能な限り早く(原則として30分以内)、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨〔未確認〕等を記入して報告すれば足りること。)  
 (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては「未分類」の欄に計上すること。

<第4号様式—その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合には、その要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

(参考) 災害概況即報

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県				区 分			被 害
災 害 名 ・ 報告番号	災害名			そ	田	流失・埋没	ha
	第 報					冠 水	ha
報告番号				の	畑	流失・埋没	ha
			冠 水			ha	
		( 月 日 時現在)		そ	文 教 施 設		箇所
報告者名					病 院		箇所
				の	道 路		箇所
					橋 り よ う		箇所
				の	河 川		箇所
					港 湾		箇所
				の	砂 防		箇所
					清 掃 施 設		箇所
				の	崖 く ず れ		箇所
					鉄 道 不 通		箇所
				の	被 害 船 舶 隻		
					水 道 戸		
				の	電 話 回線		
					電 気 戸		
				の	ガ ス 戸		
					ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所
				の	り 災 世 帯 数		世帯
					り 災 者 数		人
				火災発生	建 物 件		
					危 険 物 件		
				火災発生	そ の 他 件		
					そ の 他 棟		
非住家		公 共 建 物 棟					
		そ の 他 棟					

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の の	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法 適用市町村名	市町村
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
他	そ の 他	千円			
被 害 総 額		千円		119 番通報件数	
災害の概況					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣	その他			

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること

<第4号様式—その2（被害状況即報）>

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部設置市町村名

市町村ごとに、設置及び解散の日時を記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

- ・ 消防、水防、救急・救助、避難誘導等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況 等

オ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

## 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水 床下浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。



被害区分		判定基準
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。	
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。	
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。	
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

#### (4) 情報収集・伝達活動

ア 町は、自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対して取られた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行うものとする。

(ア) 町災対本部が設置されたとき。

(イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

(エ) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したとき。

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき。

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災対本部に直接連絡を取るものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後、速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

#### エ 消防庁への直接報告

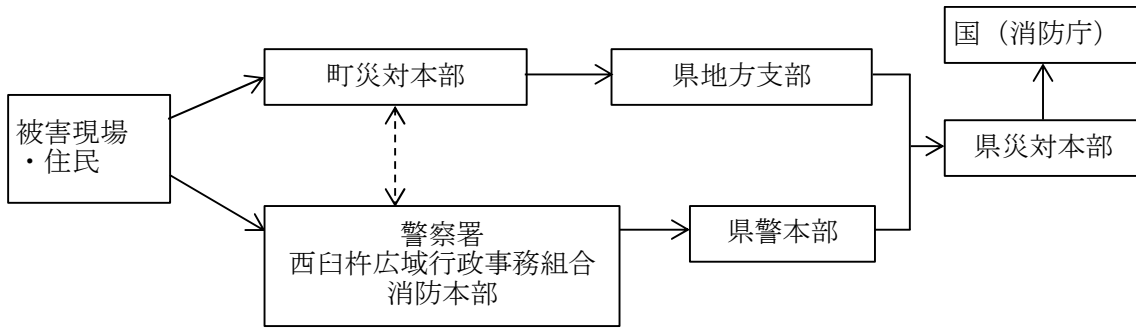
(ア) 地震が発生し、町の区域内で震度 5 強以上を記録したものについては、第 1 報を直接消防庁へ原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする（被害の有無を問わない）。

(イ) 地域住民等から西臼杵広域行政事務組合消防本部への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

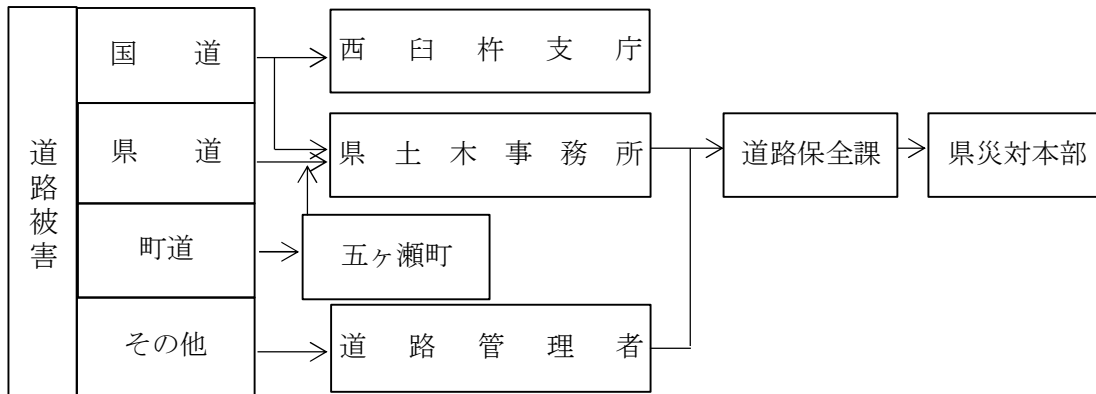
#### (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

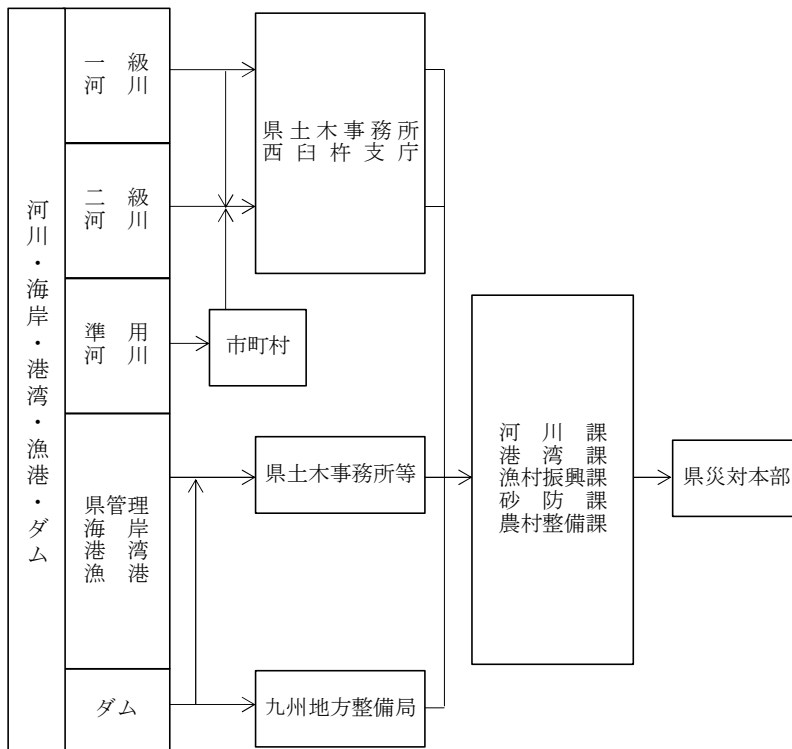
ア 情報収集・伝達系統 1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



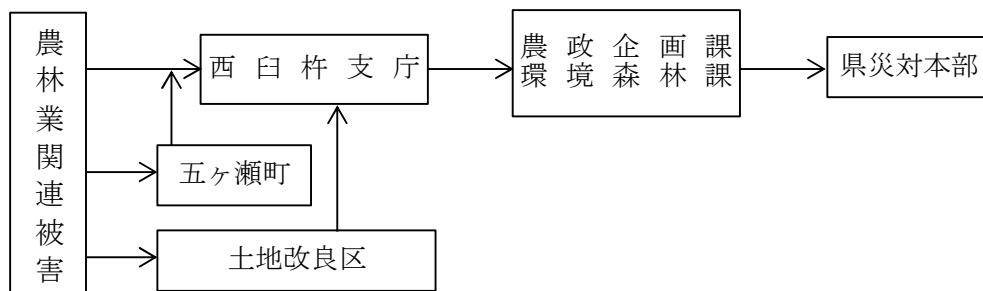
イ 情報収集・伝達系統 2 (道路被害)



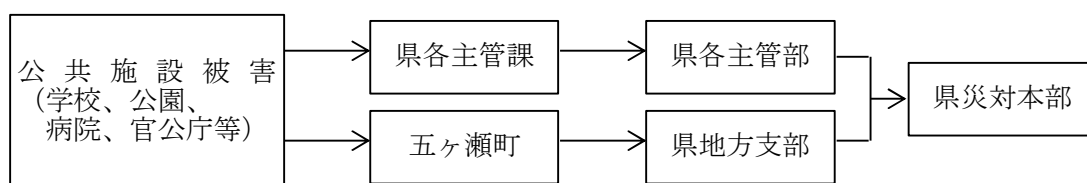
ウ 情報収集・伝達系統 3 (河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



エ 情報収集・伝達系統4（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



オ 情報収集・伝達系統5（その他公共施設）



4 被害状況等の集約

町災対本部は、被害状況等の情報を集約し、取りまとめる。

5 住民への広報

(1) 広報活動

ア 広報内容

(ア) 被災地住民等に対する広報内容

町は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等）
- ② 避難指示の出されている地域、指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所（福祉避難所を含む。）、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況

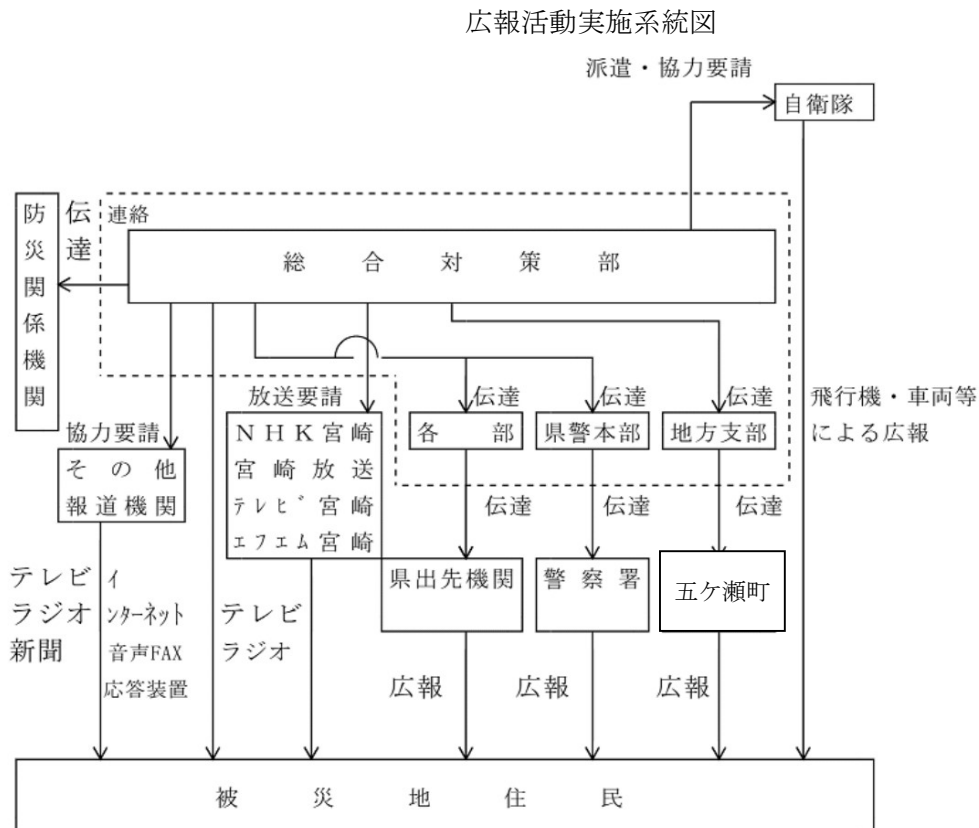
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

(イ) 被災地外の住民に対する広報内容

町は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難指示の出されている地域、指示の内容
- ② 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ  
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段



(ア) 報道機関への依頼

町は、報道機関（NHK宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎、ミニエフエム局）に応急対策活動を支援してもらうための広報を依頼する場合、県に対し、依頼する。

(イ) 独自の手段による広報

町は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- ② 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- ④ 広報車による呼びかけ
- ⑤ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ ビラの配布
- ⑦ 有線放送
- ⑧ 携帯電話（緊急速報メールを含む。）
- ⑨ インターネット
- ⑩ 立看板、掲示板

(ウ) 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(2) 報道機関への対応

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、町は可能な範囲で提供するものとする。

## 第2款 通信手段の確保

### 1 専用通信設備の運用

町は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

### 2 代替通信機能の確保

町は、応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への收容に

については、NTT西日本宮崎支店（延岡）へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

ア 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合（又は発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のための通話である。

イ 緊急通話とは、上記の非常事態のほか緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順となっており、あらかじめNTTに電話番号を登録しておく必要がある。

ウ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

<非常・緊急通話をご利用になれる機関例>

非常通話	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 気象機関相互間</li><li>・ 水防機関相互間</li><li>・ 消防機関相互間</li><li>・ 水防機関と消防機関相互間</li><li>・ 災害救助機関相互間</li><li>・ 消防機関と災害救助機関相互間</li><li>・ 輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間</li><li>・ 警察機関相互間等</li></ul>
緊急通話	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予防、救援、復旧等に直接関係のある機関相互間</li><li>・ 緊急事態発生の実態を知ったものと前項の機関との間</li><li>・ 犯罪が発生又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間</li><li>・ 選挙管理機関相互間</li><li>・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間等</li><li>・ 水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間等</li></ul>

<非常・緊急通話の利用方法>

102をダイヤルして、オペレータ応答後、次の内容を告げる。

- ・ 非常扱い、緊急扱いを告げる。
- ・ 登録された電話番号と機関等の名称
- ・ 相手の電話番号
- ・ 通話の内容

(3) 携帯電話の使用

町は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

#### (4) 非常無線通信の実施

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

##### ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

##### イ 非常通信の依頼先

町は、宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

##### ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

(ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの

(イ) 犯罪、交通制限等、秩序の維持に関するもの

(ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

(エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの

その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等、災害に関して緊急措置を要するもの

##### エ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい。）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

(ア) あて先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号

(イ) 本文（200 字以内）、末尾に発信人名（段落にて区切る。）

(ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

#### (5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 41 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。



この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

優先利（使）用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 水防団長 消防機関の長	県（総合情報ネットワーク）	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部－通信指令室長 各警察署－署長
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	九州電力株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所
	九州電力送配電株式会社	支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

#### (6) 孤立防止対策用衛星電話の利用

災害時、特に山間部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このため、西日本電信電話株式会社及び町は、孤立防止対策用衛星電話を、町役場等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際しては、この衛星電話を利用する。

##### <利用方法>

##### ●電話をかけるとき

##### ★MODEランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態

- ア 受話器を外します。
- イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルします。  
(注) MODEランプ消灯時は、102、117以外は使用できません。
- ウ オペレータが出ましたら、次のことをお告げください。
  - ・衛星電話からの通話であること。
  - ・非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。
  - ・お客様の機関の名称
  - ・相手の電話番号
  - ・お話になる内容
- エ オペレータが通話を接続します。相手が出ましたらお話ください。

##### ★MODEランプ消灯時（自動接続）：災害時等に遠隔で設定

- ア 受話器を外します。
- イ お話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルします。
- ウ 応答がありましたらお話ください。

●呼び出しがあったとき

呼び出しベルが鳴りましたら受話器をお取りください。

オペレータが通話をおつなぎします。

(7) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(8) 放送機能の利用

知事及び町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送を NHK 宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請することができる。

なお、町長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

(9) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA 用無線機、衛星携帯電話）を備蓄しており、町は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに町等へ無償で貸与する。

(10) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(11) 自衛隊の通信支援

町は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、要請手続を行う。

### 第3節 広域応援活動

#### 第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

##### 1 応援要請の実施

###### (1) 応援要請

###### ア 他市町村への要請

町長は、町の地域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎県市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

また、町長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた

具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

#### イ 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

町長は、知事若しくは指定地方行政機関等に応援又は職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

##### (ア) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥ その他必要な事項

##### (イ) 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

#### ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

町長は、町の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間

④ その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

町長は、町の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

## 2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 物資等の受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化等

町長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定めておくものとする。

イ 物資等の受入体制の整備

町長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておくものとする。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努めるものとする。

## 3 消防機関の応援要請

(1) 応援要請

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、被災時に、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。また、隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害

- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

#### 4 広域受援・応援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関、ボランティア等から応援を受けることができるよう、また他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるものとする。

町は、他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を定めるよう努めるものとする。

#### 5 九州地方整備局の応援要請

町は、町内の国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、国土交通省九州地方整備局長に対し、五ヶ瀬町における大規模な災害時の応援に関する協定書に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

### 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

#### 1 自衛隊に対する災害派遣要請

##### (1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

##### (2) 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長（以下「知事等」という。）である。

##### (3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ア 町長から派遣要請があり、知事が必要と認めた場合
- イ 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

##### (4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて、情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

(5) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は、次のとおりである。

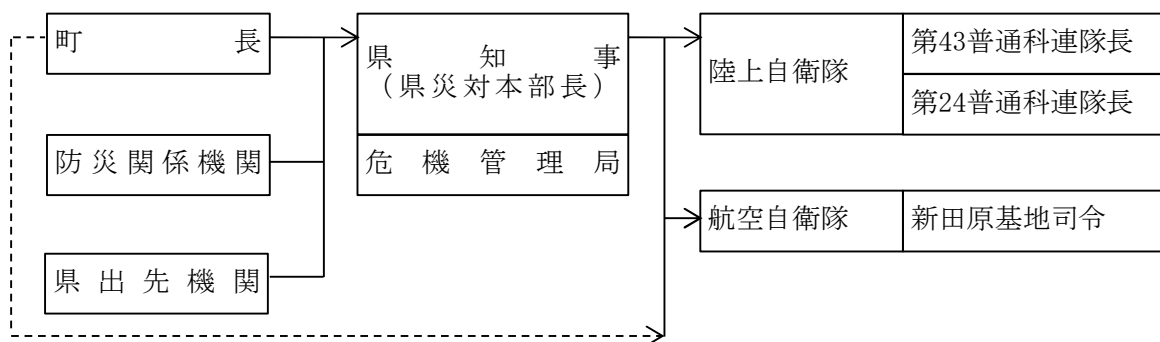
区分	あて先	所在地	電話番号	備考
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986(23)3944	
〃	陸上自衛隊第24普通科連隊長	えびの市大河平堀浦	0984(33)3904	
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121	

(注)陸上自衛隊の担当区域

第24普通科連隊…えびの市、小林市、高原町

第43普通科連隊…県内全域。ただし、えびの市、小林市、高原町を除く。

<災害派遣要請系統図>



(6) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。  
 ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請に当たっては、原則として、次の事項を明確にするものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

<災害派遣要請書様式>

(陸上自衛隊第 43 普通科連隊長) 殿	文書番号 年 月 日
宮崎県知事 自衛隊の災害派遣について (要請)	
自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

(7) 町長の知事への派遣要請

町長が、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<知事への要求書様式>

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
(市町村長)	印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する機関	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(8) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、町長は、当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

**2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣**

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく次の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認め



られる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。

(例)

- ① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置を取る必要があると認められること。
- ② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置を取る必要があると認められること。

- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命にかかわる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置を取る必要があると認められる場合

- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

### 3 自衛隊受入体制の確立

#### (1) 受入側の活動

災害派遣を要求した町長は、派遣部隊の受け入れに際して、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

##### ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

##### イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。

(イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(2) ヘリコプターの受け入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣にかかわる事項に限る。）

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲取料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

#### 4 派遣部隊等の撤収要請

(1) 町長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求するものとする。

<知事への要求書様式>

	文書番号
	年 月 日
宮崎県知事殿	
(市町村長)	㊟
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。	
記	
1	撤収開始日時
2	撤収の理由等

- (2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

<災害派遣撤収要請書様式>

文書番号 年 月 日
(陸上自衛隊第 43 普通科連隊長) 殿
宮崎県知事
自衛隊災害派遣部隊の撤収について (要請)
年 月 日付 (文書番号) で派遣を要請した標記について、 年 月 日 時 分をもって撤収を要請します。

- (3) 災害派遣命令者は、上記の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

## 5 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

町が災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備については、次のとおりとする。

- (1) 使用離着陸場名 (特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する。)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県 (危機管理局) に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径 10m の H 印を行い、着陸中心を示すこと (次ページ図 1)。
- (4) 夜間は、離着陸場 (別に指定するものに限る。) にカンテラ等により、着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と町役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

- (7) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (8) 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

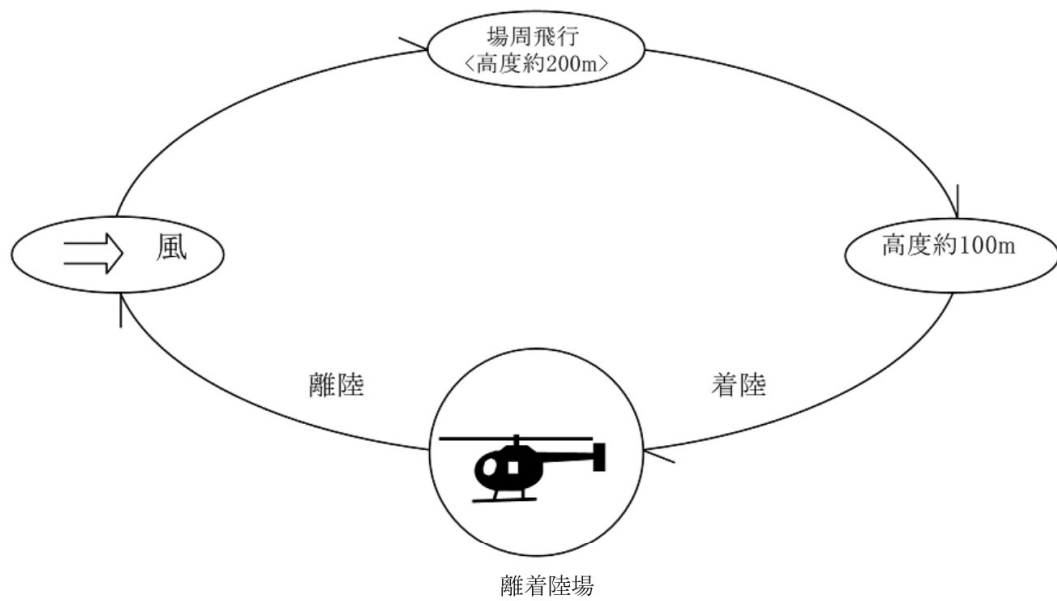


図-1 離着陸場

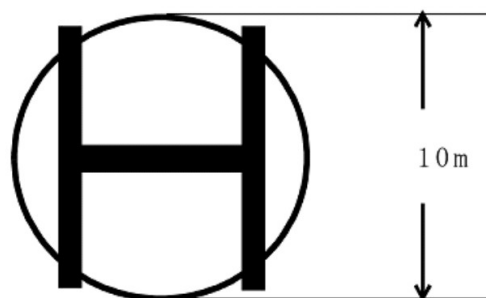
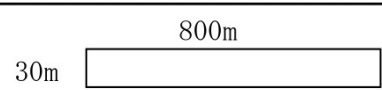
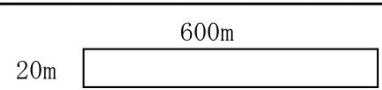
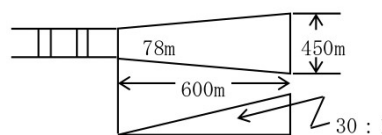
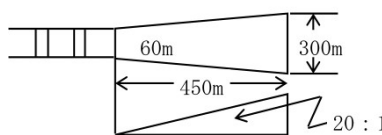
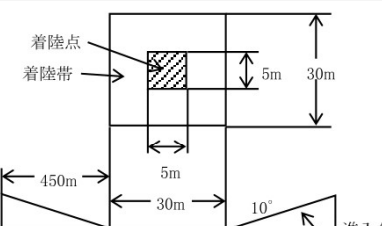
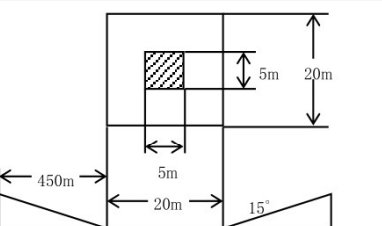
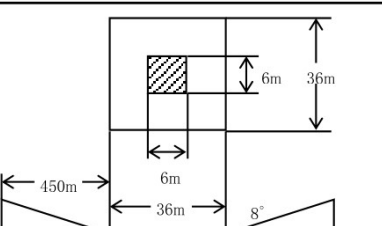
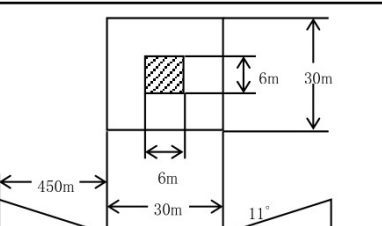
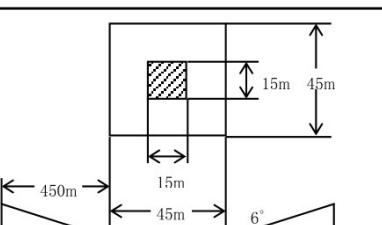
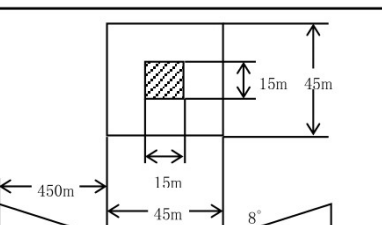
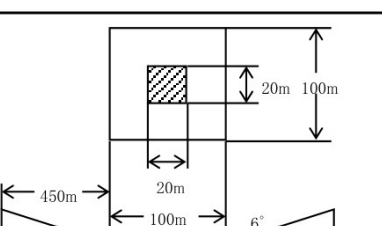
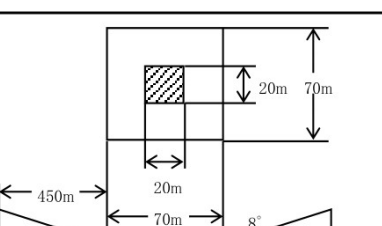


図-2 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

1 着陸のための最小限所要地積

1		a	b	c
		項 目	標 準	応 急
2	固定翼機	LR-1	滑走路 30m  800m	20m  600m
			進入区域  78m 600m 450m 30:1	 60m 450m 300m 20:1
3 4 5 6	回 轉 翼 機	OH-6	 着陸点 着陸帯 5m 30m 450m 5m 30m 10° 進入角	 5m 20m 450m 5m 20m 15°
		UH-1H AH-1S	 6m 36m 450m 6m 36m 8°	 6m 30m 450m 6m 30m 11°
		V-107 UH-60J	 15m 45m 450m 15m 45m 6°	 15m 45m 450m 15m 45m 8°
		CH-47	 20m 100m 450m 20m 100m 6°	 20m 70m 450m 20m 70m 8°
備考		<p>1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。</p> <p>2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。</p>		

図－3

2 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

6 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

①旗による信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項	適用
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態 (患者または緊急に手当を要する負傷者)が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の企画は1編1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等以上が発生している。	役場または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

②身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

③生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定。
4	Y	肯定。
5	↑	この方向に前進中。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

事項	信号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）

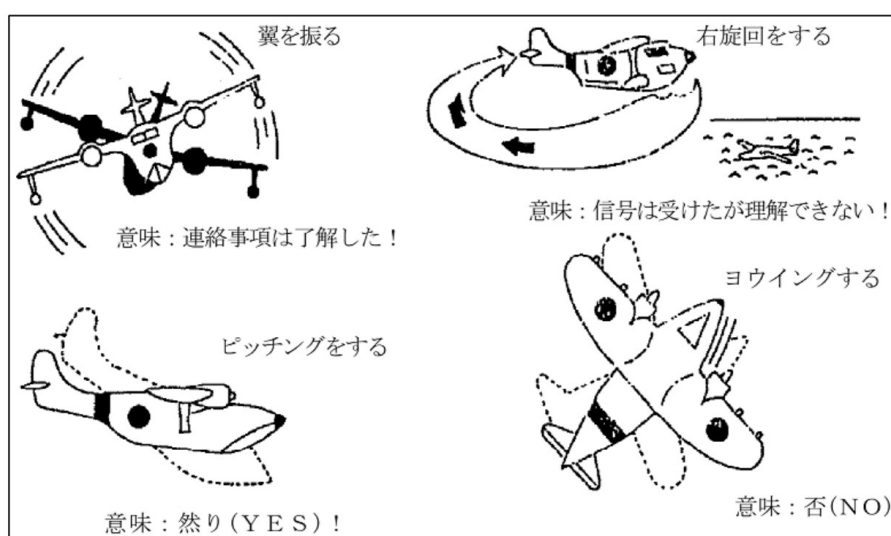
(3) 航空機から地上に対する信号容量

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下をくり返す。	ある地点で以上を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求めるときに行う。

<対空目視信号>

・航空機の応答信号

ア 昼間又は月夜





## イ 夜間

(ア) 発光信号（緑）による点滅「・・・」の連続

意味：連絡事項は了承した！

(イ) 発光信号（赤）による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 10m のHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→└）で明確に示すものとする。

## 第4節 救助・救急及び消火活動

### 第1款 救助・救急活動

#### 1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、町及び西臼杵広域行政事務組合消防本部が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 町は、町の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。

#### 2 町及び消防機関による救助・救急活動

##### (1) 情報収集、伝達

###### ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

###### イ 災害状況の報告

西臼杵広域行政事務組合消防本部消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

##### (2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、次の組織的な対策が取れるよう、計画的な体制の整備に努める。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携のうえ実施する。

##### (3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て、迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

**3 住民相互、自主防災組織による救助活動の実施**

住民、自主防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- (1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と防災組織は、相互に連携を取って地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、西臼杵広域行政事務組合消防本部又は警察等に連絡し、早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り、町、西臼杵広域行政事務組合消防本部、警察と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

**第2款 消火活動**

**1 消防機関による消火活動**

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

西臼杵広域行政事務組合消防本部への通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防機関は、災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

## イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

特に、危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置を取る。

## ウ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## (3) 応援派遣要請

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防機関に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、消防庁長官へ消防組織法第 44 条第 1 項に基づく緊急消防援助隊による応援等の要請を依頼する。

## (4) 応援隊の派遣

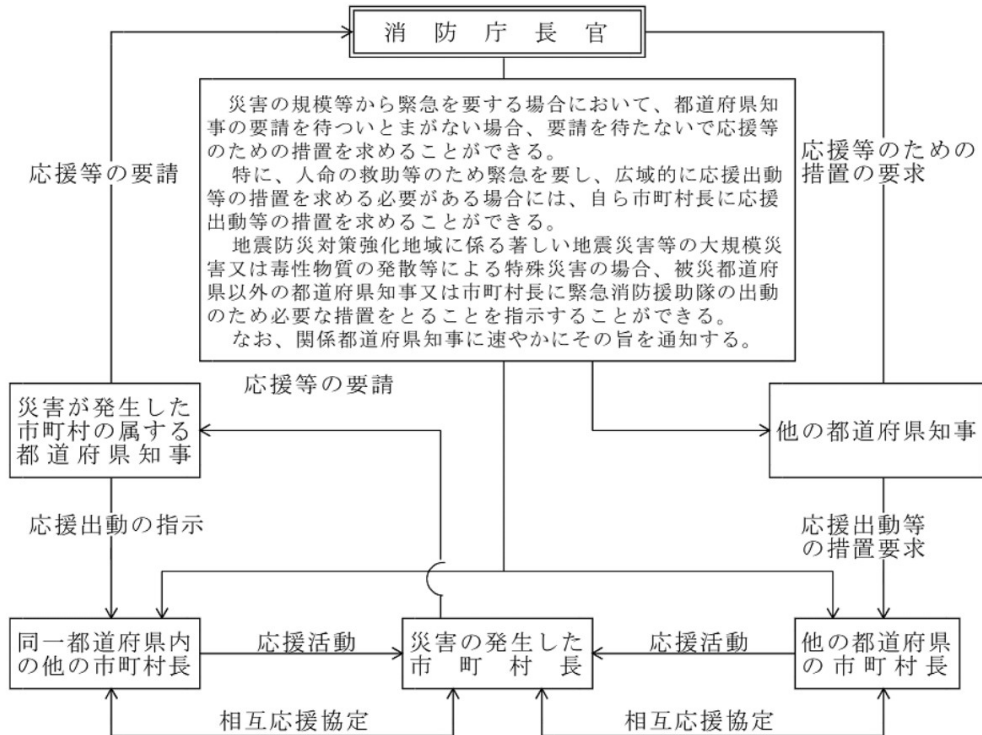
町が被災していないときは、消防相互応援協定及び知事の指示により、また、緊急消防援助隊の一部として消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画（宮崎県）」等により直ちに出動できる体制を確保する。

## (5) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第 76 条の 3 第 4 項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

<大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー>

(消防組織法第 44 条関係)



2 住民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

(1) 住民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、汲み置き水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防団が到達したときは、消防団長の指揮に従う。

(3) 事業所(研究室、実験室を含む)の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要

な防災措置を講ずる。

#### イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

#### ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 第5節 医療救護活動

### 第1款 医療機関による医療救護活動

#### 1 医療救護班による医療救護活動

町は、多数の死傷者が集中する現場が発生した場合や孤立し医療が困難な地区が発生した場合、医療班に医療救護班の派遣を指示する。

町内のみで対応が困難な場合は、県に対し、医療救護班の派遣等を要請する。

#### 2 医療救護班の構成

(1) 医師 1名

(2) 保健師、助産師又は看護師（准看護師を含む。）3名

(3) 事務担当者 1名

#### 3 医療救護班による活動

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し、巡回救護を行うものとする。

(1) 町（救助法が適用された場合）の区域内の病院及び診療所

(2) 隣接する町村の区域内の病院及び診療所

### 第2款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

#### 1 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するものとするが、消防機関のみでは十分な対応ができ

ない場合は、病院所有の搬送車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離着陸場等の確保を図るものとする。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

## **2 医療救護スタッフの搬送**

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

## **3 医薬品等の医療物資の輸送**

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

### **第3款 医薬品等の供給**

町は、医療救護所の設置、運営及び必要な医薬品等の調達を行う。

### **第4款 医療情報の確保等**

町及び消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやぎき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

### **第5款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策**

多数の死傷者を伴う道路災害、危険物等災害等、突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

#### **1 災害発生時の迅速な通報連絡**

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた町長は、その旨を県農林振興局長等（地方支部長）へ通報連絡するものとする。
- (4) 通報連絡を受けた県農林振興局長等（地方支部長）は、その旨を県保健所長及び

知事（危機管理局）へ報告するものとし、知事（危機管理局及び福祉保健部）は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。

(5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。

(6) 通報の内容は、次のとおりとする。

- ・事故等発生（発見）の日時・事故等発生（発見）の場所
- ・事故等発生（発見）の状況・その他参考事項

## 2 医師等医療関係者の出動

町長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部地区長、分区長及び市郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣するものとする。

## 3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

## 4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので町、日本赤十字社五ヶ瀬町分区、医師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

## 5 対策本部の設置

町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、他の市町村、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。

対策本部の総括責任者は、町長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

## 6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、町長が町防災計画に基づいて行うものとする。

## 7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

## 8 費用の範囲と負担区分

### (1) 費用の範囲

出勤した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

### (2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業が負担するものとする。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担するものとする。

ウ ア及びイについて救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

### (3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

## 9 補償

出勤した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

#### 1 輸送に当たっての配慮事項

(1) 町は、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を取るものとする。

(2) 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。

ア 人命の救助、安全の確保

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(3) 町は、輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している各市町村に協力を要請する。

#### 2 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階（災害発生直後の初動期）

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材

ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資



- エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- キ ヘリコプター等の燃料
- (2) 第2段階（応急対策活動期）
  - ア 前記(1)の続行
  - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
  - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- (3) 第3段階（復旧活動期）
  - ア 前記(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員、物資
  - ウ 生活用品
  - エ 郵便物
  - オ 廃棄物の搬出

### 3 緊急輸送

- (1) 町が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町で行うことを原則とする。
- (2) 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

## 第2款 陸上輸送体制の確立

### 1 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

#### (1) 被害状況の把握

町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、町災対本部や応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を報告する。

#### (2) 緊急輸送ルート啓開の実施

町は、行政区域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルート

については、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保

町は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

町長は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

町長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、災害対策基本法第76条の6第3項に基づき、自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 応急復旧

被害を受けた重要物流道路及び緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

## 2 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て、行うものとする。

(ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等

(イ) 公共的団体に属する車両等

(ウ) 自衛隊の車両等

(エ) 営業用の車両等（トラック協会等）

(オ) 自家用の車両等

イ 町内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。

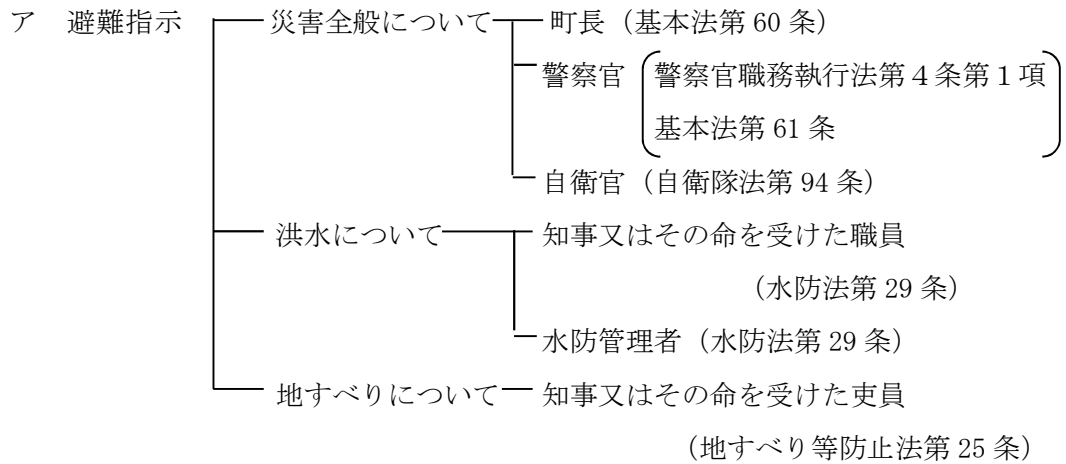
## 第7節 避難収容活動

### 第1款 避難誘導の実施

#### 1 避難対策の実施責任者

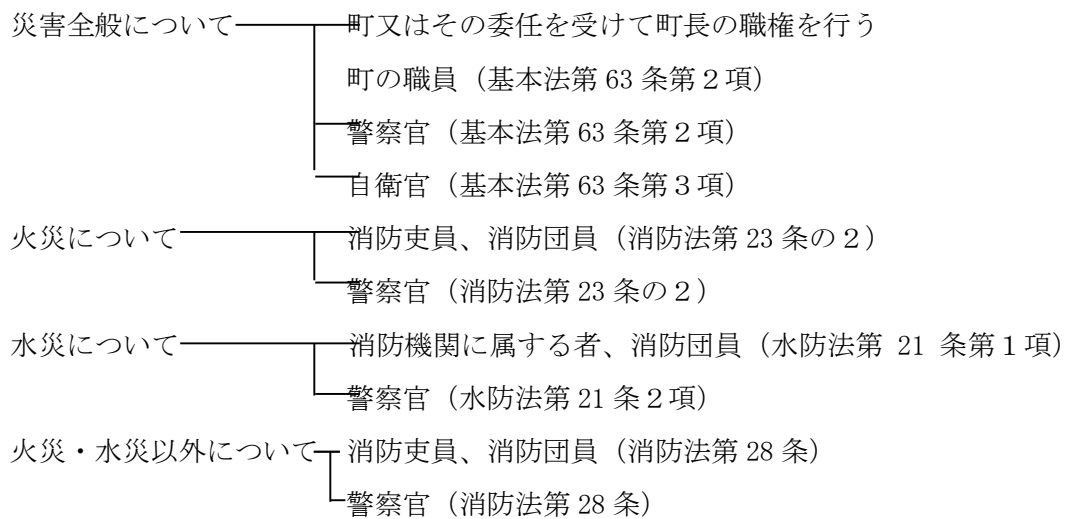
(1) 避難指示

避難指示の実施責任機関は、次のとおりとするが、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する（基本法第60条第5項～第7項）。



(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）によって行うこととする。なお、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（基本法第 73 条第 1 項）。



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の指示から避難所への誘導までは、避難の指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、町が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保持して実施するものとする。

2 避難指示

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震</li> <li>・土砂災害（崖崩れ、地すべり、土石流）</li> <li>・延焼火災</li> <li>・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余震による建物倒壊</li> <li>・地震水害（河川、ため池等）</li> <li>・その他</li> </ul>
--	--

(2) 避難指示

町長及び水防管理者は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示等について助言を要請することができる。

(3) 避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- カ 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

ア 町長以外の者が避難指示を行ったときは、法令に基づき町長及び関係機関に通知するものとする。

イ 町長は自ら避難指示を行ったとき、又は避難指示者から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対し、その周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 関係機関への連絡

町長は、避難指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(イ) 住民への周知徹底

町長は、避難指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- a テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・FAX・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による積極的な声かえ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に徹底させる。
- b 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページ

に掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

### 3 避難実施の方法

避難の指示者及び町長は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

#### (1) 避難の順位

避難の順位は、次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

ア 要配慮者

イ 防災に従事する者以外の者

#### (2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

ア 避難に当たっては、町、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図るものとする。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。

オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難漏れ、又は要救出者の有無を確認するものとする。

### 4 警戒区域の設定

#### (1) 設定の基準（災害全般）

ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。

イ 警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

#### (2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁

止の措置を講ずる。

イ 町長及び警察官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 5 避難場所への職員等の配置

町が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため職員（消防団員を含む。）、警察官を配置する。

## 6 避難場所における救護等

(1) 避難場所に配置された職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

イ 避難した者の掌握

ウ 必要な応急の救護

エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

(2) 町が設定した避難場所を所有し、又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

## 7 避難状況の報告

(1) 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。

ア 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。）

（ア）避難に伴い発生した危険な事態その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

（イ）上記事態に対し、応急的に取られた措置

（ウ）町等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）

（ア）避難場所名

（イ）避難者数・避難世帯数

（ウ）必要な救助・保護の内容

（エ）町等に対する要請事項

(2) 町は、避難状況について、県へ報告する。

## 第2款 避難所の開設、運営

### 1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

町は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導すること。

特に、要配慮者への避難誘導に留意すること。

## ア 基本事項

### (ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
  - ・町長の避難命令を受けた者
  - ・町長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

### (イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無等、安全性を確認のうえ、避難所を開設すること。
- b 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- c 災害の様相が深刻で、町内に避難所を開設することができない場合は、隣接町村の避難所への収容委託や隣接町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設すること。
- d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活相談員等を配置すること。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させること。

### (ウ) 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し、避難者が減少するときは 逐次開設数を整理縮小すること。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。  
特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図ること。
- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて、公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進めること。
- d 救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。  
ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため、県と協議すること。

### (エ) 県への報告

町は、避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告すること。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりである。

- ・避難所の開設の日時及び場所
- ・開設数及び収容人員
- ・開設見込み期間

(オ) 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合等、避難所の開設等に支障が生じた場合には、必要によって隣接町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

イ その他

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(2) 避難所の運営

町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。

ア 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者に男女両方を配置すること。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考慮すること。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

(ア) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備すること。

(イ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握すること。

要配慮者を把握した場合、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を



行うこと。

(ウ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に町災対本部と連絡を行うこと。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておくこと。

(エ) ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行うこと。

#### ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応すること。

(ア) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布すること。

(イ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

(ウ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努めるものとする。

なお、物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。

(エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに、必要な電気容量を確保すること。

(オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、FAX等の通信手段を確保すること。

(カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

- a 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
- b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること。
- c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること。
- d 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。
- e 男女双方に対する相談窓口を整備し、相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努めること。
- f 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

(キ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

#### エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

#### オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受

け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者(児)用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む。)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

### 第3款 被災者の把握

#### 1 避難者、避難所外避難者の把握

##### (1) 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

##### ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況
- (オ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)
- (キ) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- (ク) その他、必要とする項目

##### イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。

##### ウ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の

被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

#### エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、町災対本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

#### (2) 避難所外避難者の状況把握

町は、避難所に避難してしいない被災者についても、必要に応じて、避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握すること。

避難所の過密の回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努めること。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意すること。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

## 2 被災認定

町は、被災認定を、第3章第16節第1款の基準により行う。

### 第4款 避難生活環境の確保

#### 1 避難所生活環境の整備

##### (1) 衛生環境の維持

町は、要配慮者の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

##### (2) 清潔保持に必要な知識の普及

町は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関する事、プライバシー保護に関する事など、具体的な衛生教育を行う。

## 2 健康管理

##### (1) 被災者の健康状態の把握

ア 町は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ 町は、巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。

ウ 町は、継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

ア 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

イ 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

町は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

町は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

町は、在宅避難や車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 第5款 要配慮者への配慮

### 1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。

(2) 早期に必要なとなる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し、対応に努めること。

ア 一般の避難所での対策

(ア) 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当た

ること。

(イ) 障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。

(ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮すること。

また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。

(エ) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等、要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。

(オ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。

(カ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

#### イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意すること。

(ア) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行ううえで専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。

(イ) 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。

(ウ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

## 2 関係団体等との連携

町及び社会福祉施設管理者は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む。）の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ケアマネジャー、ホームヘルパー、手話通訳、日本赤十字社宮崎県支部、保健所、福祉事務所等、様々な関係機関・団体と連携を図る。

## 3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

### (1) 救助及び避難誘導

町は、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、町等に対して供給応援を要請すること。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて、他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

(5) 相談窓口開設への協力

町の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力すること。

(6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知及び「社会福祉施設地震防災マニュアル」(厚生省社会援護局施設人材課監修)等により、対応する。

町は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

#### 4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 要員の確保

町は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

町は、避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

町は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

町は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等、地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケア等、各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

町は、災害発生後、必要に応じて、速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

ア 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、オムツ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(ア) 町は、必要に応じ、要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

(イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、町と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

(ウ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

## 5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線等を活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外



国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の在日外国人、訪日外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

町は、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、町は、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

**第6款 応急住宅の確保**

**1 応急仮設住宅の供与・管理**

(1) 供与期間等

救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から 2 年以内とする。

(2) 設置戸数の決定

町は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を県に速やかに報告し、県と協議のうえ、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、町の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。

なお、国有地については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 19 条及び第 22 条第 1 項第 3 号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

町においては、入所の選定に当たって救助法担当課、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 県は、応急仮設住宅を設置したときは、その維持管理に努めなければならない。ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の町長に委任することができる。

イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。

ウ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。

エ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに、個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問い合わせに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報取扱い及び管理には十分に注意すること。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会等の育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進めるものとする。

ウ 自治会では、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルールづくりを行うこと。

エ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動等の地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に

配慮するものとする。

オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

#### (10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

ア 恒久住宅需要の的確な把握

イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

オ その他、住宅等に関する情報の提供

## 2 被災住宅の応急修理

### (1) 応急修理の期間

救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。

### (2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を町を通じて速やかに把握し、町と協議のうえ、対象数を決定する。

### (3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するのに必要な最小部分について、救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

### (4) 応急修理の対象世帯の選定等

町においては、対象世帯の選定に当たって、救助法担当課、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

対象となる世帯は、半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

### (5) 建築相談窓口の設置

町は、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

町長は、この事務について、職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

### 3 公的住宅等の空家の活用

町は、状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空家に一時的に入居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

#### 第7款 広域一時滞在

町は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

## 第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

### 第1款 食料の供給

#### 1 食料の調達

避難所まで物資がスムーズに行き届くように、町として県、物流関係事業者、NPO等の役割分担を明確化し、それぞれがその特性を最大限に発揮しながら協働できる仕組みの構築を検討する。また、物資の発注状況や輸送状況等の情報を共有できる仕組みを検討する。

物資輸送拠点での荷役の要員確保及び支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係事業者等との協定の締結を推進する。

#### 2 炊き出しその他による食料の給与

町は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや現物備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

##### (1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

##### (2) 給与の内容

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にあるものを給与すること。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮したものを給与すること。

ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。

##### (3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀（米飯を含む。）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

### 3 物資輸送拠点の指定及び管理

(1) 物資輸送拠点の指定

町は、あらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料等の物資の集配を行う。

(2) 物資輸送拠点の管理

町は、食料等の物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資輸送拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期するものとする。

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

## 第2款 飲料水の供給及び給水の実施

### 1 飲料水の供給

町は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ 給水車等により、隣接町村から搬送による給水を受けること。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

## 2 応急給水の実施

### (1) 公平で効率的な応急給水

町は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

### (2) 応急給水基本計画

町は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用するため、必要に応じ、応急給水基本計画を立案するものとする。

### (3) 作業体制の確保

町は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水体制を整備するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

### (4) 重要施設の優先的給水

町は、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

## 第3款 生活必需品の供給

### 1 生活必需品の給（貸）与

町は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給（貸）与するものとする。

#### (1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入りが禁止されているなどで、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者

#### (2) 給（貸）与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

#### (3) 給（貸）与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案のうえ、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与すること。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成のうえ、給（貸）与すること。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与すること。

#### (4) 品目の例示

- ア 寝具（毛布等）
  - イ 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、液体歯磨き、洗口剤、トイレトーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙オムツ等）
  - ウ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
  - エ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
  - オ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
  - カ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
  - キ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等の補装具類
  - ク 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙オムツ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
  - ケ その他（ビニールシート等）
- (5) 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

## 第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

### 第1款 保健衛生対策の実施

#### 1 健康対策の実施

##### (1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

##### (2) 巡回健康相談の実施

ア 町は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。

イ 町は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができ

るよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。  
ウ 町は、巡回健康相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする。

### (3) 巡回栄養相談の実施

ア 町は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。

イ 町は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。

ウ 町は、巡回栄養相談の実施に当たり、県と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

### (4) 巡回歯科相談の実施

ア 町は、歯科医師会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。

イ 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いため、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

ウ 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

## 2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

### (1) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

#### ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

町は、県が行う保健所への心の相談所の設置に協力する。

心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次のことを実施する。

#### (ア) 第一段階

常駐の医師による診療、避難所への巡回診療及び訪問活動

#### (イ) 第二段階

a 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

b 長期の継続が必要なケースの把握、対応

#### (ウ) 第三段階

各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

#### (エ) 第四段階

a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

b PTSD（心的外傷後ストレス障がい）への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（F A



Xニュース等)は、原則として町に一元化する。町は、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

(2) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、町は、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

## 第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

### 1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

町は、防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

町は、気象庁、警察及び消防団等との連絡を取り、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、町または保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

町は、被害の状況等を考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村等の協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく消毒その他の措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動

町は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(7) 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防団等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を保健所に報告する。

(8) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

## 2 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 避難所における愛護動物の適切な指導等

町は、保健所と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

(4) 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

## 第3款 災害廃棄物処理

### 1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

町は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

町は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

町は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

町は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

### (3) 処理の実施

#### ア 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

(ア) 町が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

(イ) 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。市町村は所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

(ウ) 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電施設、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(エ) 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

#### イ 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

ウ 町は、西臼杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実施計画に基づいて、災害廃棄物の処理を行うものとする。

## 2 避難所・生活ごみ処理

### (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

イ 町はごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

### (2) 作業体制の確保

#### ア 人員、資機材等の確保

町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

#### イ 応援要請

処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃

棄物処理事業者等に応援を要請する。

### (3) 処理の実施

#### ア 避難所ごみ、生活ごみの収集

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行う。

#### イ 住民への広報

町は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

ウ 町は、西臼杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実施計画に基づいて、災害廃棄物の処理を行うものとする。

## 3 し尿処理

### (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計する。

イ 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設便所の必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

### (2) 作業体制の確保

#### ア 人員、資機材等の確保

町は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

#### イ 応援要請

(ア) 町は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(イ) 町は、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

### (3) 処理の実施

#### ア 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水の確保を図る。

#### イ 仮設（簡易）トイレの設置

町は、必要に応じて、水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受け入れについて検討するものとする。

ウ 町は、西臼杵広域行政事務組合災害廃棄物処理実施計画に基づいて、し尿処理を行うものとする。

## 第10節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検索及び埋葬に関する活動

### 第1款 行方不明者及び遺体の搜索

#### 1 遺体の搜索

##### (1) 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町が、県・県警察本部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

##### (2) 搜索活動の実施

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、災害による行方不明者等がある場合には、警察の協力を得て、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と搜索する。

### 第2款 遺体の検視、検索及び埋葬の実施

#### 1 遺体の検視、検索

(1) 町は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。

(2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者（遺族又は区長）に引き渡す。

なお、遺体を遺族に引き渡す場合は、遺体の洗浄、消毒、修復を行い、遺族感情に配慮する。

(3) 町は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(4) 警察は、身元不明遺体の調査又は検視に当たっては、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てDNA型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。

(5) 警察は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに戸籍法第92条第1項に規定する検視調書を添えて、町長に引き渡す。

なお、戸籍法第92条第1項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

(6) 検案は、派遣された医師が実施するが、遺体多数により十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は、必要に応じて検案活動に協力するものとする。

## 2 遺体の安置、一時保存

遺体の措置は、町が実施するものとする。ただし、町のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部に対し、町が行う遺体の措置への協力を要請する。

### (1) 遺体の洗浄・消毒・修復

災害後の混乱により遺族が遺体の措置を行うことができない場合には、町は、人心の安定上又は腐敗防止上必要である遺体の洗浄・消毒・修復等の措置を行い、遺体を一時保存し、埋葬に備える。

### (2) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

#### ア 遺体検案所・収容所（安置所）の設置

町は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の検案所・収容所（安置所）を設置する。

町は、被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に、設置、運営の協力を要請する。

#### イ 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

#### ウ 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

## 3 遺体の埋葬

### (1) 死亡者数の確認

町は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

### (2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、町が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給するなど、現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

西臼杵広域行政事務組合の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

### (3) 広域火葬の実施

町は、県の調整結果に基づき具体的に応援火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

なお、広域火葬の具体的な手順等については、宮崎県広域火葬計画によるものとする。

## 第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動

### 第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

#### 1 予想される混乱

災害時に予想される混乱として、次のものがあげられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売り惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

#### 2 住民への広報・伝達

町は、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民の取るべき措置についてテレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得るため、知事に要請する。

### 第2款 帰宅困難者対策

#### 1 帰宅困難者対策の実施

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

## 第12節 公共施設等の応急復旧活動

### 第1款 公共土木施設等の応急復旧

#### 1 道路の応急復旧

##### (1) 応急措置

町は、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、町災対本部に密に連絡する。また、住民に対して、ラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

## 2 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

町は、災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

## 3 農業用施設の応急復旧

町は、災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設、農道については、町において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。



## 第13節 ライフライン施設の応急復旧

### 第1款 ライフライン途絶時の代替対策

#### 1 し尿処理機能停止時の代替措置

##### (1) 緊急汲み取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲み取りを実施する。

##### (2) 仮設トイレの設置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

### 第2款 ライフライン施設の応急復旧

#### 1 簡易水道施設の応急復旧

##### (1) 応急復旧基本計画

町長は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用するため、必要に応じ、応急復旧基本計画を立案するものとする。

##### (2) 作業体制の確保

町長は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

##### (3) 重要施設の優先的復旧

町長は、最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようしておくものとする。

## 第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1款 被災者・住民への的確な情報伝達

#### 1 ニーズの把握

##### (1) 被災者のニーズの把握

町は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス

⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、ひとり暮らし、認知症）、障がい者等のケアニーズの把握については、町職員、県職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等、地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、ニーズ把握に努めるものとする。

① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

② 病院通院介助

③ 話相手

④ 応急仮設住宅への入居募集

⑤ 縁故者への連絡

⑥ 母国との連絡

**2 生活情報の提供**

町は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

町ホームページを活用して、被災者・住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) F A Xの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、N T T、電器メーカー等の協力を得て、F A Xを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、災害ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

**第2款 相談窓口の設置**

**1 総合窓口の設置**

町は、2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

## 2 各種相談窓口の設置

町は、被災者のニーズに応じて、次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

### 第3款 住民等からの被災者の安否確認について

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第15節 自発的支援の受け入れ

### 第1款 ボランティア活動の受け入れ

#### 1 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

##### (1) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、町とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

##### (2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。

イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。

ウ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。

エ 女性に対する暴力等を予防する（防犯ブザーの携帯等）。

## 2 地域安全ボランティアの活動

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための、高校生ボランティアを含む地域住民によるボランティア活動である。

町は、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、警察及び防犯協会は、関係機関及びボランティアリーダーと協力して地域に必要な情報の提供活動（地域安全ニュースの発行等）や、地域のニーズに応じた活動について検討する。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における（災害時に備えた）主な地域安全活動

- ・ 災害時の避難場所や避難経路の確認と、要配慮者世帯に対する周知活動
- ・ 危険箇所の点検活動
- ・ 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ・ 地域でのパトロール活動

- ・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- ・地域での安全パトロール活動
- ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ・要配慮者宅訪問活動
- ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- ・防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

## 第2款 義援物資、義援金の受け入れ

### 1 災害義援物資の受け入れ

#### (1) 募集

災害の発生に際して、町、県及び関係機関は連携し、必要に応じて、被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。

イ 梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示すること。

ウ 物資は、新品が望ましいこと。

エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。

オ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

#### (2) 輸送

町、県及び関係機関は連携のうえ、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し、速やかに輸送する。

#### (3) 配分

町は、物資の配送を受けたときには、ボランティア等の支援も受け、速やかに被災者に物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、計画的に配分する。

## 2 義援金の受け入れ

### (1) 募集

災害の発生に際して、町、県及び関係機関は連携し、必要に応じて、被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

### (2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

## 第16節 災害救助法の適用

### 第1款 災害救助法の適用

#### 1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

(救助の種類)

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 2 被災認定の基準

救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

##### (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

##### (2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のも

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のも

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ1つの世帯として取扱う。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が、次のいずれかに該当し、かつ現に急的な救助を必要とするときに市町村ごとに行うものとする。

(1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被災世帯に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被災世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、市町村の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の2分の1に達

したとき。

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が 7,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 市町村の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

ア 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

救助法による適用基準

市町村名	人口	適用世帯数
五ヶ瀬町	3,472	30

(令和2年10月1日現在(令和2年国勢調査結果))

#### 4 救助法の適用手続

(1) 災害に対し、町における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により町長は、直ちにその旨を知事に報告し、救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

## 第17節 文教対策

### 第1款 学校教育対策

#### 1 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

町立学校の応急教育は、町教育委員会が計画し、実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置を取る。

ア 町立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる



る場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わないなど、適切な措置を取るよう、町教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は町教育委員会の了解のうえで、報道機関等を利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

#### イ 校長の措置

##### (ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
  - (a) 防災にかかわる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
  - (b) 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
  - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
  - (d) 町教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
  - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

##### (イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に連絡し、災害対策に協力し、校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

##### (ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、町教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、町教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、

その時期については早急に保護者に連絡する。

#### (4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

- ア 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合  
町立学校にあっては、町において応急復旧工事を実施する。
- イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、町教育委員会は、県教育委員会に対し、他の市町村教育委員会間の調整を要請する。

#### (5) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

##### ア 町立学校に対する措置

(ア) 災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。

(イ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

- a 条例定数の範囲内において、でき得る限りの補充を行う。
- b 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
- c 必要に応じて、小中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。
- d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条）の予算措置を講じるとともに、差し当たって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

## 2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、町は、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった町立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置を取るよう町教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して、町は、その供給を支援する。

## 3 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

(1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、町教育委員会に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。

ア 被害があってもでき得る限り継続実施するよう努めること。

イ 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。

ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。

エ 被災地においては感染症発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。

#### 4 災害時における環境衛生の確保

##### (1) 事前準備

ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。

イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

##### (2) 災害時の措置

災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

#### 5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

##### (1) 事前準備

ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的に進める。

イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

##### (2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

#### 6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

##### (1) 臨時のカリキュラムでの対応

ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取組ませるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館等）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

## 第2款 文化財保護対策

### 1 予防対策の実施

(1) 町は、文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るよう奨励する。

(2) 町は、文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。

### 2 被害状況の把握と応急対策の実施

町教育委員会は、情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、県教育委員会からの被災文化財個々についての応急対策の指示に基づき、実施する。

指定文化財が被害を受けたときは、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

## 第4章 災害復旧・復興対策

### 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

#### 第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、要配慮者の参画も促進するものとする。この場合、町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

### 第2節 迅速な現状復旧の進め方

#### 第1款 公共施設災害復旧事業計画

##### 1 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 道路施設災害復旧事業計画
  - イ 河川施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - キ 公園災害復旧事業計画

- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 水道災害復旧事業計画
- (4) 農業集落排水施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

## 2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

## 3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、町は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

## 4 災害復旧資金の確保措置

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

町は被災した場合において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

# 第2款 激甚災害の指定

## 1 制度の概要

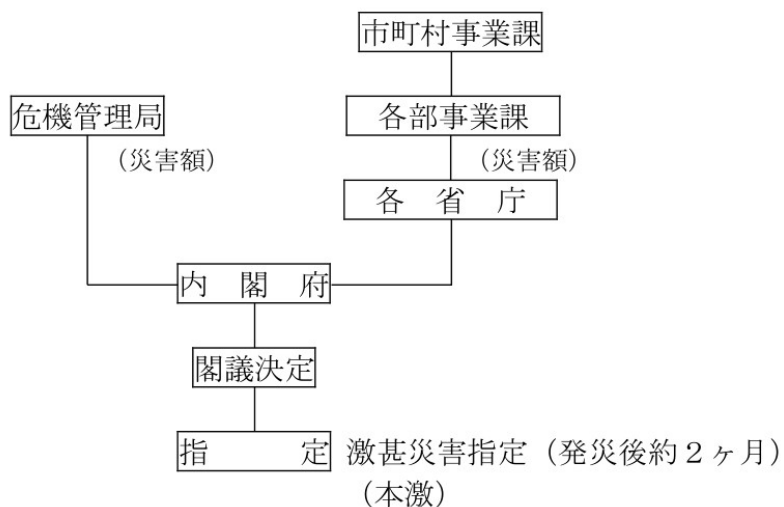
激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）。

## 2 災害調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

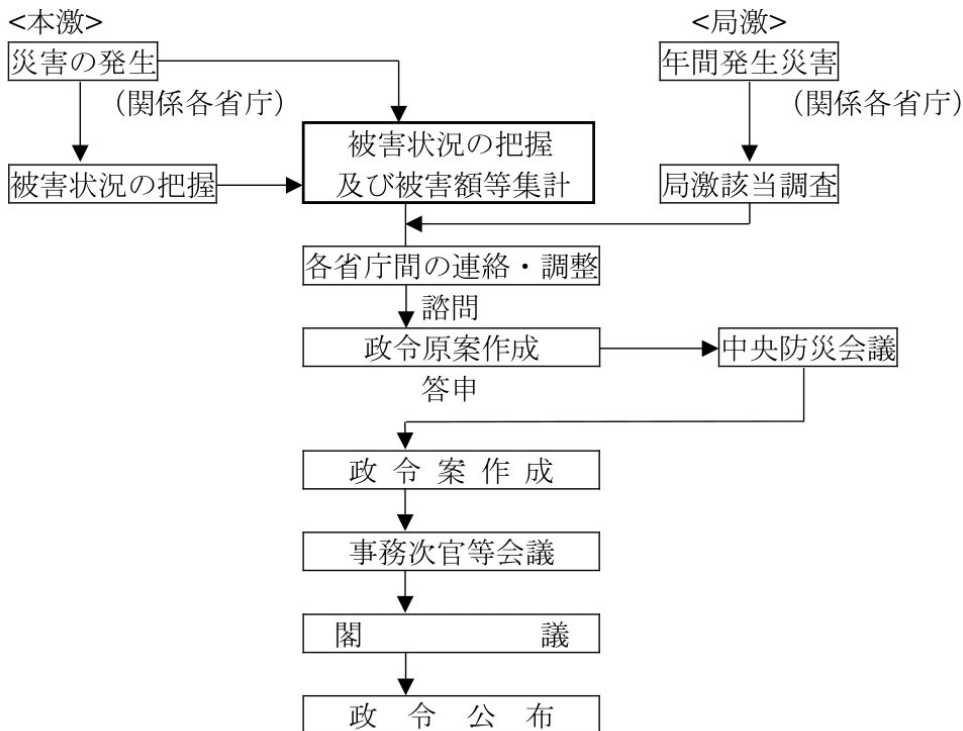
## 激甚災害指定フロー図



### 3 激甚災害指定の手続

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する（災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。）。

### 激甚災害及び適用措置の指定手順



## 第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって、被災地域の復興に当たっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応するものとする。

### 第1款 災害復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### 第2款 震災復興方針・計画の策定

#### 1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

#### 2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、



市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### 第3款 災害復興事業の実施

#### 1 災害復興事業の実施

##### (1) 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

##### (2) 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

### 第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

#### 1 総合相談窓口の設置

町は、第3章 14 節第2款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再現を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

#### 2 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため、県と共同で出張相談所を開設するものとする。

主な参加機関は、次のとおりとする。

農林振興局、福祉こどもセンター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所（商工会）、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT、町

### 第2款 生活確保資金の融資等

#### 1 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

#### 2 災害弔慰金等の支給

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、町条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国1/2、県1/4、町1/4となっている。

### 3 災害援護資金の貸付

町は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が 2/3、県が 1/3 を、町に無利子で貸付けることとなっている。

### 4 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

町は、県社会福祉協議会が実施（民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会が協力）する生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付について、住民に制度の周知を図る。

### 5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

町は、県が実施する母子父子寡婦福祉資金の貸付について、住民に制度の周知を図る。

### 6 被災者生活再建支援制度

町は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の対象となる災害が発生した場合、事務を適切に処理し、被災者の自立再建の円滑化を支援する。

### 7 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

### 8 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

### 9 罹災証明の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

## 第 3 款 税対策等による被災者の負担の軽減

町は、被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置を計画的に実施するものとする。

## 第4款 住宅確保の支援

### 1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 市町村の区域内の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 災害公営住宅は原則として、市町村が建設し、管理するものとする。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、概ね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号（老人等にあつては、（ア）、（ウ）及び（エ））の条件を具備する者

(ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(ウ) その者の収入が公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第5項第2号に規定する金額を超えないこと。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

(ア) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。  
ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

(イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割（激甚災害は5割）以下の場合、3割（激甚災害は5割）に達するまで建設することがある。

### 2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、町は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、罹災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた罹災者（罹災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、町は、罹災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

また、町は、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申し込みに支障がないように努めるものとする。

#### **第5款 災害復興基金の設立**

町は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

### **第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援**

#### **第1款 中小企業の復興支援**

##### **1 被害状況把握のための体制整備**

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

##### **2 資金需要の把握連絡通報**

町は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

##### **3 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置**

町は、関係金融機関と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

##### **4 中小企業者に対する金融制度の周知**

町は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

#### **第2款 その他経済復興の支援**

##### **1 農林事業者に対する金融制度の周知**

町は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について農林事業者等に周知徹底を図る。

## 第3編 地震災害対策編



# 第1章 災害履歴と地震被害想定

## 第1節 災害履歴

平成28年4月14日（木）21時26分、熊本県益城町の地下11.0kmを震源とする地震（前震）が発生し、五ヶ瀬町では震度3を計測、また、4月16日（土）1時26分、同県同町の地下10.0kmを震源とする地震（本震）が発生、本町の地震計測では震度4を計測した。

この地震に伴い、五ヶ瀬町災害警戒本部を設置し、自主避難場所として避難所を開設、その後、被害状況確認等を実施した。結果、人的被害はなかったものの、住宅の一部損傷や町管理水道の一部に影響が出るなどの被害を受けた。

## 第2節 地震被害想定

宮崎県地震・津波及び被害の想定（令和2年3月公表）は、宮崎県地震・津波及び被害の想定（平成25年10月公表）について、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、等）に基づき、再計算したものである。

### 第1款 被害想定的前提とする外力（地震動）について

県内に影響の大きい2つのケース（最大震度7）について、次のとおり想定している。

#### 1 想定ケース①

内閣府（平成24年）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、県独自に再解析した地震動の想定結果に基づくケース。

#### 2 想定ケース②

県独自に想定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づくケース。

#### 3 被害想定シーンと条件

- ・シーン（季節・時刻）については、特徴的な3種類を設定（内閣府同様）
- ・風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定（内閣府同様）

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高くなる。 *屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
②夏・昼12時	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は、シーン①と比較して少ない。 *木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定
③冬・夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺に滞留者が多数存在する。 ・道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

## 第2款 各種被害の想定

### 1 建物被害

全半壊棟数（想定ケース①、シーン設定③）

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
-	-	-	約 20	-	-	-	-	約 20

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

全半壊棟数（想定ケース②、シーン設定③）

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・ 焼失 (棟)	半壊 (棟)
-	-	-	約 20	-	-	-	-	約 20

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

### 2 人的被害

死傷者数（想定ケース①、シーン設定①、現状の津波避難ビルあり）

建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀 ほか		合計	
死者 (人)	(家具) (人)	負傷者 (人)	(家具) (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

死傷者数数（想定ケース②、シーン設定①、現状の津波避難ビルあり）

建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀 ほか		合計	
死者 (人)	(家具) (人)	負傷者 (人)	(家具) (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

要救助者数（自力脱出困難者数）（想定ケース①）

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）		
冬深夜	夏 12時	冬 18時
-	-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。



要救助者数（自力脱出困難者数）（想定ケース②）

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数（人）		
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
-	-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

### 3 ライフライン被害

上水道（想定ケース①）

給水人口 （人）	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 箇月後	
	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）
約 2,800	約 1,700	61	約 560	20	約 190	7	-	0

「-」：わずか

注 1：断水率は、給水人口に占める断水人口の割合

注 2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

上水道（想定ケース②）

給水人口 （人）	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 箇月後	
	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）
約 2,800	約 1,700	60	約 540	19	約 180	6	-	0

「-」：わずか

注 1：断水率は、給水人口に占める断水人口の割合

注 2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

電力（想定ケース①）

電灯軒数 （軒）	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）
約 2,500	約 1,300	53	約 170	7	-	0	-	0

「-」：わずか

注 1：停電率は、電灯軒数に占める停電軒数の割合

注 2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

電力（想定ケース②）

電灯軒数 （軒）	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）
約 2,500	約 1,300	52	約 170	7	-	0	-	0

「-」：わずか

注 1：停電率は、電灯軒数に占める停電軒数の割合

注 2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

通信：固定電話（想定ケース①）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
約 1,400	約 720	53	約 90	7	-	0	-	0

「-」：わずか

注1：不通回線率は、回線数に占める不通回線数の割合

注2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

通信：携帯電話（想定ケース①）

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク
8	A	15	-	8	-	8	-

「-」：わずか

注1：停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合

注2：携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい。

注3：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

通信：固定電話（想定ケース②）

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1箇月後	
	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
約 1,400	約 710	52	約 90	7	-	0	-	0

「-」：わずか

注1：不通回線率は、回線数に占める不通回線数の割合

注2：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

通信：携帯電話（想定ケース②）

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク	停波 基地局率 (%)	不通 ランク
8	A	14	-	8	-	8	-

「-」：わずか

注1：停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合

注2：携帯電話不通ランク A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい。

注3：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

#### 4 交通施設被害

##### 道路（想定ケース①）

津波浸水域外被害（箇所）
約 10

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

##### 道路（想定ケース②）

津波浸水域外被害（箇所）
約 10

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

#### 5 生活への影響

##### 避難者（想定ケース①）

被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 箇月後		
避難者 （人）	避難所	避難所外	避難者 （人）	避難所	避難所外	避難者 （人）	避難所	避難所外
約 10	約 10	-	約 80	約 40	約 40	約 20	約 10	約 10

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

##### 避難者（想定ケース②）

被災 1 日後			被災 1 週間後			被災 1 箇月後		
避難者 （人）	避難所	避難所外	避難者 （人）	避難所	避難所外	避難者 （人）	避難所	避難所外
約 10	約 10	-	約 70	約 40	約 40	約 20	-	約 10

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

##### 帰宅困難者（想定ケース①）

就業者・通学者数（人）	帰宅困難者（人）
約 1,400	約 130

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

##### 帰宅困難者（想定ケース②）

就業者・通学者数（人）	帰宅困難者（人）
約 1,400	約 130

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

物資：需要量（想定ケース①）

被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
約30	約1,700	約10	約140	約560	約10	約20	約10	約10

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

物資：需要量（想定ケース②）

被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
約20	約1,600	約10	約130	約540	約10	約20	約10	約10

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

医療機能（想定ケース①）

人的被害			要転院 患者数 (人)	医療需要	
死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
-	-	-	約10	約10	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

医療機能（想定ケース②）

人的被害			要転院 患者数 (人)	医療需要	
死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
-	-	-	約10	約10	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## 6 災害廃棄物等

災害廃棄物等（想定ケース①）

災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万m <sup>3</sup> ）
-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

災害廃棄物等（想定ケース②）

災害廃棄物（万トン）	災害廃棄物（万m <sup>3</sup> ）
-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

## 7 その他の被害

### エレベータ内閉じ込め（想定ケース①）

閉じ込めにつながり得るエレベータ停止建物棟数（棟）		閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数（台）		エレベータ閉じ込め者数（人）					
				冬深夜		夏12時		冬18時	
事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

### エレベータ内閉じ込め（想定ケース②）

閉じ込めにつながり得るエレベータ停止建物棟数（棟）		閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数（台）		エレベータ閉じ込め者数（人）					
				冬深夜		夏12時		冬18時	
事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：わずか

注：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

### 要配慮者（想定ケース①）

被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
避難者（人）	避難所	避難所外	避難者（人）	避難所	避難所外	避難者（人）	避難所	避難所外
-	-	-	約20	約10	約10	-	-	-

「-」：わずか

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：属性間での重複がある。

### 要配慮者（想定ケース②）

被災1日後			被災1週間後			被災1箇月後		
避難者（人）	避難所	避難所外	避難者（人）	避難所	避難所外	避難者（人）	避難所	避難所外
-	-	-	約20	約10	約10	-	-	-

「-」：わずか

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：属性間での重複がある。

要配慮者（想定ケース①）

（1週間後の避難所避難者に占める人数）

65歳以上の単身高齢者 (人)	5歳未満の乳幼児 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	要介護認定者（要支援者を除く。） (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：わずか

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：属性間での重複がある。

要配慮者（想定ケース②）

（1週間後の避難所避難者に占める人数）

65歳以上の単身高齢者 (人)	5歳未満の乳幼児 (人)	身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	要介護認定者（要支援者を除く。） (人)	難病患者 (人)	妊産婦 (人)	外国人 (人)
-	-	-	-	-	-	-	-	-

「-」：わずか

注1：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

注2：属性間での重複がある。

文化財（想定ケース①）

（被災可能性のある重要文化財）

総数 (施設)	要因別内訳（施設）	
	揺れ	火災
0	0	0

注：重要文化財の件数は、宮崎県教育委員会文化財課「みやざき文化財情報」に掲載されている重要文化財20件（美術工芸品11件、建造物9件）（平成30年10月31日指定分まで）を対象としている。

文化財（想定ケース②）

（被災可能性のある重要文化財）

総数 (施設)	要因別内訳（施設）	
	揺れ	火災
0	0	0

注：重要文化財の件数は、宮崎県教育委員会文化財課「みやざき文化財情報」に掲載されている重要文化財20件（美術工芸品11件、建造物9件）（平成30年10月31日指定分まで）を対象としている。

孤立集落（想定ケース①）

（孤立可能性のある集落数）

総数 （箇所）	農業集落 （箇所）	漁業集落 （箇所）	計 （箇所）
58	0	0	0

注：孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査 内閣府平成 26 年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象としている。

孤立集落（想定ケース②）

（孤立可能性のある集落数）

総数 （箇所）	農業集落 （箇所）	漁業集落 （箇所）	計 （箇所）
58	0	0	0

注：孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査 内閣府平成 26 年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象としている。

## 第2章 地震災害予防計画

### 第1節 地震に強いまちづくり

#### 第1款 防災構造の強化

##### 1 緊急避難場所、避難路の確保等

###### (1) 避難施設整備計画の策定

町は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

###### (2) 緊急避難場所の指定

町は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って、緊急避難場所の指定を行う。

###### ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

###### イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

###### ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。

###### エ その他

地震を対象とする緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、次の条件を満たすこと。

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

(イ) 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

###### (3) 広域避難地の整備

建物密集地については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺地域の大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。



イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、概ね 10ha 以上を標準として配置する。

ウ 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

オ 地区分けをする際は、町丁目単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は 2km 以内とする。

#### (4) 避難路の整備

広域避難地を指定したときは、市街地の状況に応じ、原則として、次の基準により避難路を選定し、整備するものとする。

(ア) 避難路は、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

#### (5) 避難路の確保

町職員、警察官、消防団員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。

## 第 2 款 建築物の安全化

### 1 建築物の耐震性強化

#### (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和 56 年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、町は、建築関係団体との連携のもと、次のような取組みを行うこととする。

##### ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

##### イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これにあわせて、県との協力体制を一層強化し、その協力のもと、一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

##### ウ 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修に努めるように指導する。

##### エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によ

るアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

## (2) 建築物の落下物対策の推進

### ア 建築物の落下防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講じる。

(ア) 道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

(イ) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、修繕を指導する。

(ウ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

### イ ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ア) 町は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について、パンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(イ) 町は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

(ウ) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

(エ) 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

### ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減やエレベータ内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

## 2 建築物の不燃化の促進

### (1) 建築物の防火の推進

各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

## 3 重要施設等の耐震性強化

### (1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対

策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(2) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は要配慮者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの(耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるものとする。

町は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めるものとする。

#### 4 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命にかかわる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

### 第3款 危険箇所の周知

#### 1 危険箇所の周知

町は、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区など土砂災害の危険箇所について、住民への周知に努めるものとする。

#### 2 土砂災害防止対策の推進

(1) 警戒避難体制の整備

町は、県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行ったときは、町防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(2) 警戒体制の確立

町は、的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を

収集提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活動を支援する。

(3) 応急対策用資機材の備蓄

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

**第4款 河川・治山・砂防施設・ため池の整備と管理**

**1 治山・砂防施設の整備と管理**

(1) 治山施設

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し、必要に応じ、修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

ア 砂防設備の整備

(ア) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

(イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ、補修等を行う。

イ 地すべり防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(イ) 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ、補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ、補修等を行う。

**第5款 道路等交通関係施設の整備と管理**

(共通対策編第2章第1節第1款による)

**第6款 ライフライン施設の機能確保**

(共通対策編第2章第1節第2款による)

## 第7款 危険物等施設の安全確保

### 1 危険物施設の安全対策

#### (1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法（昭和23年法律第186号）第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

#### (2) 大規模タンクの耐震化

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、一定規模以下の貯蔵タンクについても、不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

#### (3) 保安確保の指導

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

#### (4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤等の防災資機材の備蓄に努める。

## 第8款 防災基盤・施設等の緊急整備

### 1 公共施設等耐震化事業の推進

#### (1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて、公共施設等の耐震化を推進するものとする。

#### (2) 対象事業

##### ア 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又は

これに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

(ア) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設

(イ) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

(ウ) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む。）

(3) 公共施設等の耐震化の推進

町は、公共施設等の耐震化を推進するとともに、必要に応じ、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画の作成を検討する。

(4) 国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

（共通対策編第2章第2節による）

### 第1款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

情報の収集・連絡・分析整理体制の整備については、共通対策編第2章第2節第1款によるほか、次のとおりとする。

#### 1 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

### 第2款 活動体制の整備

（共通対策編第2章第2節第2款による）

### 第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

（共通対策編第2章第2節第3款による）

### 第4款 緊急輸送体制の整備

（共通対策編第2章第2節第4款による）

### 第5款 避難収容体制の整備

（共通対策編第2章第2節第5款による）

### 第6款 備蓄に対する基本的な考え方

（共通対策編第2章第2節第6款による）

### 第7款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

（共通対策編第2章第2節第7款による）

## 第8款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

(共通対策編第2章第2節第8款による)

## 第9款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

(共通対策編第2章第2節第9款による)

## 第10款 二次災害防止体制の整備

### 1 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておくものとする。

また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、あらかじめ危険な溪流（小流域）を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備しておくものとする。

#### 【国土交通省】

(1) 深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）のレベル評価

#### 【県】

- (1) 土砂災害危険箇所の把握
- (2) 深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）の把握
- (3) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

#### 【町】

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

### 2 建築物災害防止体制の整備

町は、災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

ア 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等について計画的な整備を実施する。

イ 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

### 3 危険物等災害防止体制の整備

#### (1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図るものとする。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

#### 4 宅地災害防止体制の整備

町は、震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備する。

##### 第 11 款 防災関係機関の防災訓練の実施

(共通対策編第 2 章第 2 章第 2 節第 10 款による)

##### 第 12 款 災害復旧・復興への備え

(共通対策編第 2 章第 2 章第 2 節第 11 款による)

### 第 3 節 住民の防災活動の促進

#### 第 1 款 防災知識の普及

##### 1 住民に対する防災知識の普及

###### (1) 内容

概ね次のとおりとする。

- ア 想定地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上取るべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- コ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

###### (2) 方法

<広報誌、パンフレットの記載内容例：「地震への備え」>

- 家庭での備え－「自助」の取組



- ①食料や飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品などの備蓄
- ②救急箱、ラジオ、懐中電灯、乾電池など非常持出品などの準備
- ③タンスや食器棚などの家具やブロック塀等の転倒防止
- ④避難所の位置や安全な避難経路の確認
- ⑤災害時における家族間の連絡方法の確認
- ⑥地震や火事に備えた住宅保険や共済への加入
- ⑦住宅の耐震性の点検、耐震補強など
- ⑧飼い主による家庭動物等の同行避難や避難所での飼養についての準備
- 地域での備えー「共助」の取組
  - ①自主防災組織や自治会への加入と避難・消火・救護訓練への参加
  - ②地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
  - ③高齢者や障がい者などの要配慮者への避難誘導體制の検討・整備
- その他
  - ①大規模災害発生時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。
  - ②災害時においては燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控え、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。

## 2 防災要員に対する教育

### (1) 職員に対する防災教育

#### ア 内容

- (ア) 想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (イ) 地震・津波に関する一般的な知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 職員等が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

### 3 児童生徒等に対する防災教育

#### (1) 児童生徒に対する防災教育

小中学校においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、

災害の仕組み、防災対策の現状等があげられ、これらの教育に当たっては、各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動が取れるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

## (2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるように努める。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

ア 応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、次のような防災教育・研修に努める。

### (ア) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

### (イ) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

## (2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時にお

ける行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

#### **4 観光客等への広報**

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

#### **5 相談窓口の設置**

町は、住民等からの地震対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

##### **第2款 自主防災組織等の育成強化**

(共通対策編第2章第3節第2款による)

##### **第3款 ボランティアの環境整備**

(共通対策編第2章第3節第3款による)

##### **第4款 地区防災計画の策定**

(共通対策編第2章第3節第4款による)

##### **第5款 災害教訓の伝承**

(共通対策編第2章第3節第5款による)

## 第3章 地震災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 活動体制の確立

##### 1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置し、総務課職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制を取る。

##### 2 災害警戒本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 本町で震度5弱又は5強の地震の観測をしたとき。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
- (3) その他副町長が必要と認めたとき。

##### 3 町災对本部の設置

###### (1) 町災对本部の設置基準

町長は、次の基準により町災对本部を設置する。

- ア 本町で震度6弱以上の地震を観測したとき。
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ウ その他町長が必要と認めたとき。

###### (2) 町長の職務の代理

町災对本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故があるとき又は町長が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

##### 4 町災对本部の組織等

町災对本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

町災对本部の構成については、次のとおりとする。

###### (1) 町災对本部長等

町災对本部長は町長、副本部長は副町長をもって充てるものとする。

###### (2) 町災对本部会議

町災对本部に災害対策本部会議を置き、各課長等をもって構成し、町災对本部長を補佐し、災害応急対策の最高意志決定機関とする。

###### (3) 町災对本部室及び総務班室の設置場所

町災対本部会議の開催、各班との連絡調整を円滑に行うため、町災対本部会議室を応接室に、総務班室を総務課内に設置する。

町災対本部室及び総務班室を所定の場所に設置できない場合、町災対本部長の決定・指示により、被災を免れた最寄りの公共施設に設置する。

## 5 大規模地震時における町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、県及び町は「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

五ヶ瀬町災害対策本部組織図（共通対策編第3章第1節第1款4）

五ヶ瀬町災害対策本部事務分掌（共通対策編第3章第1節第1款4）

## 第2款 職員の参集及び動員

### 1 職員の参集

あらかじめ定められた職員は、地震の発生を認知したときは、動員配備基準に基づいて直ちに登庁し、

ア 地震の規模や震度や火災発生の状況等災害に関する情報の収集

イ 人的及び物的な被害に関する情報の収集

ウ その他応急対策に関する業務

に従事する。

#### (1) 設置基準

体制	災害事象	主な対応
A 災害警戒本部体制 （配置基準：地震第1配備） 本部長：副町長 副本部長：総務課長 本部員：動員配備基準による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町で震度5弱又は強の地震の観測をしたとき。</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</li> <li>・その他副町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集</li> </ul>
B 災害対策本部体制（以下「本部」という。） （配置基準：地震第2配備） 本部長：町長 副本部長：副町長 副本部長：教育長 本部員：全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町で震度6弱以上の地震を観測したとき。</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</li> <li>・その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集</li> <li>・消火</li> <li>・救助・救急・捜索</li> <li>・二次災害防止</li> <li>・避難</li> <li>・災害対策調整本部会議の開催</li> <li>・その他被害状況に対応した活動</li> </ul>

(2) 体制の変更（拡大・縮小）・廃止基準

次の場合は、(1)の体制を変更（拡大・縮小）又は廃止する。

- ア さらに強力に災害応急対策を進める必要があるとき。
- イ 災害の危険性がなくなったとき。
- ウ 災害発生後における災害応急対策が概ね完了したとき。

(3) 動員配備基準

地震時の動員配備基準は、原則として、次のとおりである。なお、災害の状況により、適時、増員・減員を行う。

要員		体制	災害警戒本部 体制	災害対策本部 体制
			地震第1配備 (震度5弱又は強)	地震第2配備 (震度6弱以上)
本部長			副町長	町長
副本部長			総務課長	副町長、教育長
本部付			地域情報グループ	課長、地域情報グループ
本 部 員	総務課		—	全職員
	企画課		—	全職員
	町民課		—	全職員
	福祉課		—	全職員
	農林課		課長、林業地籍グループ長	全職員
	建設課		課長、土木建築グループ長	全職員
	教育委員会		—	全職員
	議会事務局		—	全職員
	会計室		—	全職員
	町立病院		—	全職員
	消防団		上級幹部	全団員

(注) 消防団を兼務する職員は、町災对本部長（町長）の指示がある場合を除き、消防団員として活動する。

(注) 第2配備：各避難所班長（担当課長）は、避難所開設に伴う班員の調整を行い、待機させる、又は指示する。

「町民課長、福祉課長、教育次長、事務局長、室長」

## 2 職員の動員

### (1) 動員の指示

町長は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

町長は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

#### (2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。

#### (3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報をあわせて伝達するものとする。

勤務時間外においては、総務課長から各課長へ、各課長から各班長へそれぞれ連絡し、各班長が班員へ伝達する。

### 3 職員の対応

#### (1) 職員の登庁

職員は、地震が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた場所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

地震の発生を認知した職員は、インターネットや防災・防犯情報メール等で確認するなど積極的に情報収集に当たるものとする。

#### (2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

#### (3) 登庁できない場合の措置

職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

### 4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告のうえ、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

### 5 県等への報告・通報

町は、町災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県（県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には総合対策部連絡調整班）にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1款 災害情報の収集・連絡

#### 1 地震情報等の連絡

町は、気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

##### (1) 情報の種類

ア 地震情報

イ 南海トラフ地震臨時情報

##### (2) 地震情報の収集

県内 26 市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示される。

また、気象庁では、地震情報を発表している。

これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制を取ることとする。

##### ア 地震情報の種類と内容の表

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（大津波情報、津波情報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報（注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。



地震情報の種類	発表基準	内容
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(注1) 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

#### イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料(速報版)※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・宮崎県で津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・宮崎県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料(詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・宮崎県で津波警報、津波警報、津波注意報発表時・宮崎県内で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の宮崎県及び九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

### (3) 緊急地震速報

#### ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

	緊急地震速報で用いる区域の名称	内容
宮崎	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、新富町、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）
	宮崎県南部平野部	宮崎市、日南市、串間市、東諸県郡〔国富町、綾町〕
	宮崎県北部山沿い	児湯郡の一部（西米良村）、東臼杵郡の一部（美郷町、諸塚村、椎葉村）、西臼杵郡〔高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町〕
	宮崎県南部山沿い	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡〔三股町〕、西諸県郡〔高原町〕

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れがくる前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

#### イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものと

する。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

#### ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動を取る必要がある。

入手場所	取るべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 建物の壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。 丈夫な建物の中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、慌ててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促した後、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

#### エ 普及・啓発の推進

宮崎地方気象台は、町及び県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れがくる前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発に努めるものとする。

#### オ 緊急地震速報を取り入れた訓練

町は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(4) 南海トラフ地震臨時情報

ア 南海トラフ地震臨時情報の発表条件

(ア) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

(イ) 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

イ 南海トラフ地震臨時情報に付与するキーワード

南海トラフ地震臨時情報が発表される場合、以下のキーワードを付与した4つがある。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8 以上※1 の地震※2 が発生</li> <li>・ 1 カ所以上のひずみ計※3 での有意な変化※4 と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化※4 が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり※5 が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0 以上の地震※2 が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8 以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

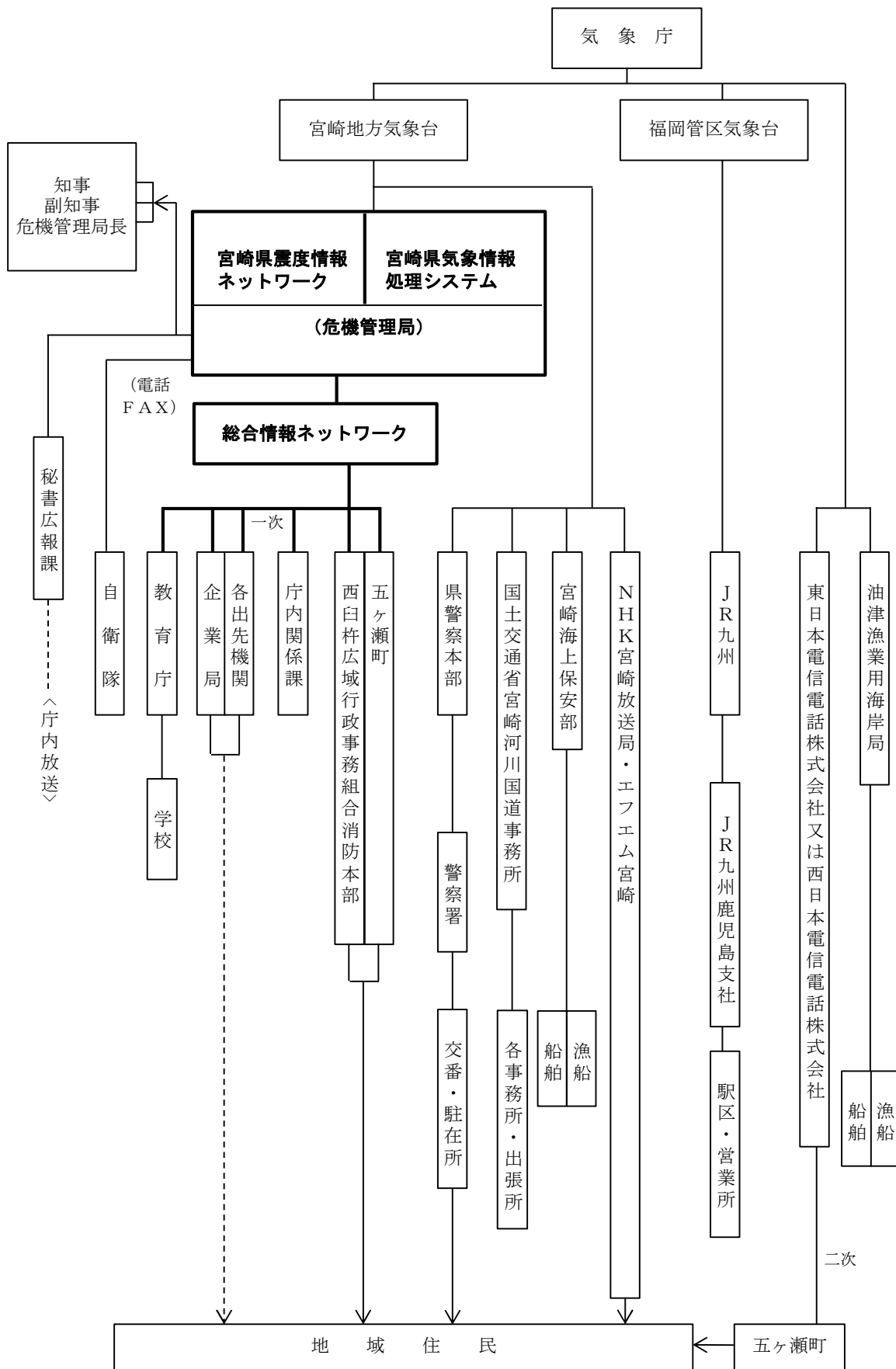
※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

(5) 地震情報の伝達



(ア) 町に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

(イ) 町長は、情報の受領に当たっては、関係班課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。

(ウ) 町長は、情報の伝達を受けたときは、町防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

#### (6) 異常現象発見者の通報義務

住民は、地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また、町長は、宮崎地方気象台、県（危機管理局）、その他の関係機関に通報しなければならない。

## 2 被害状況の早期把握

### (1) 震度分布把握システムの活用

町は、設置された計測震度計の情報を震度情報ネットワーク・システムで収集し、町内の震度分布を把握し、被害の概況を推測する。

## 3 第1次情報等の収集

### (1) 各機関の報告に基づく概況把握

町は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。報告は、災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

### (2) 調査項目

重点的に調査すべき項目を次に示す。

ア 火災の状況（炎上、延焼、消防団の配置）

イ 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）

ウ 道路の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）

- エ 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
  - オ 道路渋滞の状況
  - カ 住民の行動、避難状況、要望
  - キ 現地での応急対策活動での問題点
  - ク 災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
  - ケ 社会福祉施設の被害
- (3) その他の手段による情報の収集
- ア 参集職員からの情報収集  
参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。
  - イ テレビからの情報収集  
テレビを視聴し、情報を収集する。
  - ウ アマチュア無線家の協力による情報収集  
日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。
  - エ 民間企業からの情報収集  
タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。
- (4) 孤立集落の被害状況の把握
- 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。
- #### 4 被害情報、応急対策活動情報の連絡
- (1) 情報伝達の流れ
- 災害現場からの情報は、町(消防機関)及び警察署等防災関係機関から収集し、町災害対策本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に町災害対策本部に集約する。
- (2) 被害情報等の伝達手段
- 町、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。
- ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。
  - イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、N T T災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
  - ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、



あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて、次の要領により行う。

ア 即報

地震発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ 確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告

ウ 事務処理フロー（共通対策編第 3 章第 2 節 3 ウによる）

（以下、参考） 火災・災害報告取扱要領  
第 4 号様式（その 1）

< 第 4 号様式—その 1（災害概況即報） >

第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）

< 第 4 号様式—その 2（被害状況即報） >

被害状況判定基準

（全て共通対策編第 3 章第 2 節 3 以下に順に掲載）

(4) 情報収集・伝達活動

（共通対策編第 3 章第 2 節第 1 款 3（4）による）

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

（共通対策編第 3 章第 2 節第 1 款 3（5）による）

5 被害状況等の集約

（共通対策編第 3 章第 2 節第 1 款 4 による）

6 住民への広報

（共通対策編第 3 章第 2 節第 1 款 5 による）

第 2 款 通信手段の確保（共通対策編第 3 章第 2 節第 2 款）

第 3 節 広域応援活動

（共通対策編第 3 章第 3 節による）

第 4 節 救助・救急及び消火活動

（共通対策編第 3 章第 4 節による）

第5節 医療救護活動

(共通対策編第3章第5節による)

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(共通対策編第3章第6節による)

第7節 避難収容活動

(共通対策編第3章第7節による)

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

(共通対策編第3章第8節による)

第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

(共通対策編第3章第9節による)

第10節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検索及び埋葬に関する活動

(共通対策編第3章第10節による)

第11節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動

(共通対策編第3章第11節による)

第12節 公共施設等の応急復旧活動

(共通対策編第3章第12節による)

第13節 ライフライン施設の応急復旧

(共通対策編第3章第13節による)

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

(共通対策編第3章第14節による)

## 第15節 二次災害の防止活動

### 第1款 水害、土砂災害対策

#### 1 水害防止対策

震災時における水防活動は、県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

##### (1) 町の措置

地震が発生した場合、河川施設等の被害による洪水の発生が予想されるので、水防管理者又は町長は、地震（震度5強以上）が発生した場合は、水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、河川施設等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

#### 2 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることのあるため、適切な処置を行う。

##### (1) 現地状況の把握

町は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

##### (2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

#### 【国土交通省】

- ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
- イ 河道閉塞による湛水

#### 【県】

- ア 地すべり

##### (3) 応急措置

町は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ・避難指示

- ・立入規制
- ・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ・観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

町は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

町は、土砂災害危険箇所についての情報を町災対本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

## 第2款 建築物等の倒壊対策

### 1 応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請・派遣

ア 判定士派遣要請

町は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ 判定士の派遣

町が、県に要請し、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣が行われる。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

(イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

(ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

(エ) 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

(オ) 判定は、原則として「目視」により行う。

(カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

## 2 二次災害防止のための応急措置

町は、建物応急危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

### 第3款 爆発及び有害物質による二次災害対策

#### 1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

##### (1) 対応

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

##### (2) 地域住民に対する広報

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

#### 2 危険物施設等の安全確保

##### (1) 被害の把握と応急措置

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

### 第4款 宅地等の崩壊対策

#### 1 宅地危険度判定

##### (1) 宅地判定士派遣要請・派遣

###### ア 宅地判定士派遣要請

町は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

###### イ 宅地判定士の派遣

県は、町の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。

##### (2) 宅地危険度判定活動

#### ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象宅地は、町が定める判定実施区域内の宅地とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

#### イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

#### ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

(イ) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、法面、自然斜面ごとに行う。

(ウ) 調査は、判定調査票の項目に従って、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

(エ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

## 2 二次災害防止のための応急措置

町は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

### 第16節 自発的支援の受け入れ

(共通対策編第3章第15節による)

### 第17節 災害救助法の適用

(通対策編第3章第16節による)

### 第18節 文教対策

(通対策編第3章第17節による)

## 第19節 農林業関係対策

### 第1款 農産物応急対策

#### 1 種苗確保

- (1) 災害により、農産物の播き直し及び植え替えを必要とする場合、町長は、関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。
- (2) 町長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて、管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。
- (3) 県は、連合会等から種苗の斡旋依頼があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

#### 2 病虫害防除対策

被害農産物及び罹災地域の農産物に病虫害が発生し、又は発生が予想される場合、技術員の現地調査に基づいて、共謀購入され、完備した防除機材を活用し、区長、防除班長を中心に、地域一斉防除を実施するものとする。

### 第2款 家畜応急対策

#### 1 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

#### 2 家畜の防疫

家畜に対する防疫については、家畜診療機関を中心にして、住民に対する防疫に準じ、その性質、規模に応じ、班を編成して実施する。

#### 3 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったとき、町長は、県に対し、必要数量の確保及び供給について斡旋を要請する。

## 第4章 地震災害復旧・復興計画

### 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

(共通対策編第4章第1節による)

### 第2節 迅速な現状復旧の進め方

(共通対策編第4章第2節による)

### 第3節 計画的復興の進め方

地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって、被災地域の復興に当たっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき対応するものとする。

#### 第1款 震災復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

#### 第2款 震災復興方針・計画の策定

##### 1 震災復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

##### 2 震災復興計画の策定

町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### 第3款 震災復興事業の実施

##### 1 震災復興事業の実施

###### (1) 専管部署の設置

町は、震災復興に関する専管部署を設置する。

###### (2) 震災復興事業の実施

町は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業



を推進する。

#### 第4節 被災者の生活再建等の支援

(共通対策編第4章第4節による)

#### 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

(共通対策編第4章第5節による)



## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進 計画



# 第1章 総則

## 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴う、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第2章「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」に定めるところによる。

# 第2章 関係者との連携協力の確保

## 第1節 資機材、人員等の配備手配

### 第1款 物資等の調達手配

#### 1 備蓄・調達計画を作成

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

#### 2 県に対する物資等の要請

町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をする。

- (1) 食料・飲料水及び生活必需品（第2編第3章第8節による）
- (2) 医療、保健衛生、防疫（第2編第3章第5節ならびに第9節による）
- (3) その他災害応急対策に必要な物資・資機材

### 第2款 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

### 第3款 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

#### 1 資機材の点検、整備、配備等の計画

防災関係機関は、地震が発生した場合において、五ヶ瀬町地域防災計画に定める

災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

## 2 機関ごとの具体的な措置内容

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第2節 他機関に対する応援要請

### 第1款 応援協定

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおり。

- 1 宮崎県市町村防災相互応援協定
- 2 宮崎県消防相互応援協定
- 3 熊本・宮崎県境町災害時等相互協定

### 第2款 応援協定に基づく応援要請

町は必要があるときは、第1款に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

## 第3節 帰宅困難者への対応

### 1 帰宅困難者への対応

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

## 第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡は災害警戒本部体制の下で実施される。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡は災害対策本部体制の下で実施される。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、町地震災害対策編第2編第3章第1節のとおり。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法については、第2編第2章第2節第8款に定めるものとする。

### 第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は災害対策本部の下で行う。

### 第5節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 第6節 避難対策等

町における、避難後の救護の内容については、共通対策編第3章第4節に定めるものとする。

### 第7節 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止のために講ずる措置については共通対策編第3章第4節に定めるものとする。

### 第8節 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 不法事案等の予防及び取締り
- 3 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導



## 第9節 水道関係

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、次の共通対策編第2章第1節第2款に定めるものとする。

## 第10節 金融

被災者の生活確保資金の融資等に関しては共通対策編第4章第4節第2款に、被災中小企業の復興、その他経済復興の支援に関しては共通対策編第4章第5節第1款および第2款に定めるものとする。

## 第11節 交通

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供手段の整備を図る。

## 第12節 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### 第1款 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

#### 1 各施設に共通する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (8) 各施設における緊急点検、巡視

#### 2 個別事項

- (1) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (2) 河川、農業用施設の水門及び閘門の閉鎖手続の確認
- (3) 動物園にあっては、猛獣等の逃走防止措置
- (4) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(5) 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

ア 児童生徒等に対する保護の方法

イ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(6) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

ア 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

イ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 第2款 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

## 第3款 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置に入るため、工事を中断する。

## 第13節 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

## 第4章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第2編第2章第2節第8款に定めるものとする。

### 第2節 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なる。

ゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 第3節 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備
  - (1) 町防災行政無線
  - (2) その他の防災機関等の無線

## 第6章 防災訓練計画

本町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるものの、特に津波避難の必要性が想定される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」には指定されていないため、通常の防災訓練をもって、南海トラフ地震の防災訓練計画とする。また訓練の際には、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集にも留意する。

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第5編 風水害等対策編





# 第 1 章 災害特性等

## 第 1 節 基本的考え方

宮崎県は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により住民は大きな被害を被っている。

このため、本編は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成 16 年の台風 16 号、平成 17 年の台風 14 号をはじめ、過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第 2 節 災害履歴

西暦	年号	月日	原因及び被害概況
1902	明治 35 年	6 月	三ヶ所小学校が火災により全焼（上ノ水流）
1919	大正 8 年	2 月	流行性感冒が蔓延
1927	昭和 2 年	3 月	30 年来の大雪で郡内各地交通途絶
1930	昭和 5 年	1 月	大雪、赤谷で 50 センチ程の積雪あり、郡内交通途絶
1934	昭和 9 年	6 月	大干ばつ
1943	昭和 18 年	9 月	台風による被害甚大。赤谷橋、三河橋外流出
1949	昭和 24 年	8 月	ジュディス台風、崖崩れ、道路決壊、水田冠水、各地に大きな災害を与えた。上組小学校給食室倒壊
1950	昭和 25 年	9 月	キジア台風、主要橋梁は、赤谷橋を除いてほとんど流出。室野山崩れのため一般住宅倒壊、死者 1 人、重傷 3 人
1951	昭和 26 年	10 月	ルース台風により本屋敷分校校舎大破、上組の農民道場（煙草収納所）倒壊
		12 月	鞍岡中学校火災により校舎全焼
1953	昭和 28 年	1 月	大雪で各路線ともバスが運休
		5 月	栗の木に虫害発生、被害推定面積 1,000ha 被害推定本数 15,000 本
1954	昭和 29 年	9 月	台風 12 号により鞍岡で死者 7 名、負傷者 2 名。三ヶ所死者 1 名、橋梁流出、家屋倒壊、道路決壊、山崩れ、耕地家屋の冠水・水没等の大被害
1957	昭和 32 年	9 月	伝染病（赤痢）大発生、患者 342 人
1963	昭和 38 年	1 月	1 月 1 日から降り出した雪は連日降り続き、積雪 1 m、鞍岡波帰では 3 m を超え 80 年ぶりの大雪、2 月半ばまでの約 40 日間にわたり交通途絶、食料、日用品も不足する。被害総額 172,444 千円、鞍岡地区住民急患のため自衛隊要請、中型・小型飛行機 2 機で血清空輸を行い救命

西暦	年号	月日	原因及び被害概況
1965	昭和40年	10月	7月からの異常低温により農作物が被害を受けた。農作物被害総額86,193千円、飯米不足農家続出、町と農協は「五ヶ瀬町冷害対策本部」を設置対策に当たる。県下各地より救護米、救護金を受ける。救護米298袋、救護金681千円
1968	昭和43年	2月	38年に次ぐ大雪となり農作物、施設に大きな被害
		5月	異常干ばつのため町役場に対策本部設置
1971	昭和46年	1月	異常寒風により町内一円にわたり茶が大被害
		8月	台風23号により町立病院裏山が崩壊し病棟倒壊、入院患者、付添家族、看護師計6名の犠牲者を出した大被害
1972	昭和47年	3月	鞍岡中学校火災により2階建校舎焼失
1986	昭和61年	2月	町中心地赤谷で火災が発生し、寒波・強風・積雪凍結の中、消火活動を行う。2棟全焼、1棟半壊
1991	平成3年	9月	台風19号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害を受けた。三ヶ所神社旧拝殿も倒木の直撃を受ける大被害
1993	平成5年	9月	台風13号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害
1995	平成7年	5月	三ヶ所尾原地区で林野火災が発生し、急傾斜、水利の確保が困難な中、消火活動を行う。山林2.6ha焼失
1997	平成9年	8月	台風19号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害
2001	平成13年	7月	雲海酒造第2工場アルコール貯蔵タンク爆発事故が発生し、死者従業員1名
2002	平成14年	3月	飯干峠、津花峠で林野火災が起こる（飯干峠1.5ha、津花峠1.0ha）
2004	平成16年	8月	台風16・18号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、
		9月	町内各地で多大な被害
2005	平成17年	9月	台風14号により、家屋の倒壊や農作物、山林、通信施設等、町内各地で多大な被害を受けた。家屋全壊5棟、半壊4棟、床上浸水2棟
2016	平成28年	4月	熊本地震、Jアラート（緊急地震速報：震度5強）、避難者約230名

## 第2章 風水害予防対策計画

### 第1節 風水害に強い県土づくり、まちづくり

#### 第1款 風水害に強いまちづくり

##### 1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

(1) 町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、下記の事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に、地下街等、要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設及び大規模な工場がある場合、その施設の名称・所在地

オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 町は、町地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び大規模な工場等の施設の名称・所在地を定めた場合、その施設の所有者又は管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 浸水想定区域をその区域に含む町長は、上記(2)のア～オに関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

浸水想定区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

また、浸水想定区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者・管理者は、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練等に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

##### 2 土砂災害警戒区域等の指定等

(1) 土砂災害警戒区域の指定を受けた町は、町地域防災計画において、警戒区域ごとに下記の事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関

する事項

- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがあるときに施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設がある場合、その施設の名称・所在地
- オ 救助に関する事項
- カ その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2) 町は、町地域防災計画において、警戒区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地について定めた場合、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達について定めるものとする。

(3) 警戒区域を区域に含む町の町長は、下記の事項に関する事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項

なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を作成し、これに基づき、訓練を実施するものとする。

### 3 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

#### (1) 危険箇所の調査

町は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、洪水、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握する。

#### (2) 危険箇所

ア 建築基準法に基づく災害危険区域

町及び県は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適合

住宅の移転を推進する。

イ 水防計画の重要水防箇所

水防管理者(町長)は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「宮崎県水防計画書」に示す重要水防箇所の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための消防団を配置する。通報その他災害予防上必要な事項については、同計画書に定めるところによる。

ウ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管の土木事務所において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

エ その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 町独自に、新たに、把握すべき土石流、崖崩れ、地すべり等の危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知するよう努める。

(ア) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を町防災計画に明示・位置付ける。

(イ) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、災害危険箇所等を明記した地区別防災

地図（防災マップ）、土砂災害ハザードマップの作成・掲示・配付

(ウ) 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

#### (4) 危険箇所への対策

町は、土砂災害危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過性砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施するものとする。

また、町は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うなど、総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムを設置や間伐等の森林整備を推進するものとする。さらに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

加えて、町は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災及び農地保全対策を推進するものとする。

## 4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。

### (1) 防災建築の促進

#### ア 木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進するものとする。

#### イ 県、町公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

### (2) 建築物の災害予防措置

#### ア 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

イ なだれ、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険をおよぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住しているものが、危険地域外に移転

する場合の住宅の新築並びに建築基準法第 10 条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転または改築の命令の予告通知を受けたものが移転する住宅の新築または改良については、その費用について、住宅金融公庫の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

#### ウ かけ地近接等危険住宅移転事業

かけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県が必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策とあわせ、これを促進し住民の生命の安全を図るものとする。

### 5 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

#### 第 2 款 道路等交通関係施設の整備と管理

(共通対策編第 2 章第 1 節第 1 款による)

#### 第 3 款 ライフライン施設の機能確保

(共通対策編第 2 章第 1 節第 2 款による)

## 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第 1 款 災害発生直前における体制の整備

#### 1 減災協議会の設置

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、町、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

#### 2 警報等の伝達体制の整備

町は、県及び防災関係機関と連携し、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

町は、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておくものとする。

#### 3 避難誘導體制の整備

町は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備する。

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

避難誘導體制の整備については、共通対策編第2章第2節5款「避難収容体制の整備」によるほか、本款の定めによるものとする。

#### (1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

町は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の实情から判断して、台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画の作成を促進する。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

#### (2) 避難計画の作成

町は、関係機関の協力を得て、管内の地域の实情に応じた、次の内容の避難計画を作成しておくものとする。

##### ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

##### イ 住民への情報伝達方法

町防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

##### ウ 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

##### エ 避難誘導員等

消防団員、自主防災組織のリーダー、防災士等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域のひとり暮らし高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

#### (3) 要配慮者対策

要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

#### (4) 避難指示等の基準の明確化



町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の判断基準を策定するものとする。

町は、避難指示等について、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

特に、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避指示告等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、基本としては危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対し避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

#### (5) 避難所・避難路の安全確保

町は、避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

#### (6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

町は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のような伝達手段により、あらかじめ危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を整備しておくものとする。

ア 町防災行政無線（個別受信機を含む）

イ 緊急速報メール

ウ ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワークシステム）

エ 広報車、消防団による広報

オ 電話、FAX、登録制メール

カ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

(7) 自主避難体制の整備

町は、住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

**4 災害未然防止活動体制の整備**

(1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検・応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

(2) 河川管理者び農業用排水施設管理者等はダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

(3) 水防施設等の整備

ア 水防倉庫

(ア) 水防管理団体(町)は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

**5 水防計画等の整備**

(1) 町が実施する計画

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

イ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

ウ 平常時における河川、海岸、遊水池等の水防対象箇所の巡視

エ 居住者への立退の指示体制の整備

オ 洪水時等における水防活動体制の整備

カ 水防訓練の実施（年1回以上）

・水防技能の習熟

・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発。

**第2款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備**

(共通対策編第2章第2節第1款)

### 第3款 活動体制の整備

(共通対策編第2章第2節第2款)

### 第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備

(共通対策編第2章第2節第3款)

### 第5款 緊急輸送体制の整備

(共通対策編第2章第2節第4款)

### 第6款 避難収容体制の整備

(共通対策編第2章第2節第5款)

### 第7款 備蓄に対する基本的な考え方

(共通対策編第2章第2節第6款)

### 第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

(共通対策編第2章第2節第7款)

### 第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

(共通対策編第2章第2節第8款)

### 第10款 要配慮者に係る安全確保体制の整備

(共通対策編第2章第2節第9款)

### 第11款 防災関係機関の防災訓練の実施

(共通対策編第2章第2節第10款)

### 第12款 災害復旧・復興への備え

(共通対策編第2章第2節第11款)

## 第3節 住民の防災活動の促進

被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクのある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよ

う、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害時の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

町は、県、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

- ・危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その他住民の防災活動の促進については、共通対策編2章節3節「住民の防災活動の促進」による。

- ・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選

択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

# 第3章 風水害応急対策計画

## 第1節 災害発生直前の対応

### 第1款 警報等の伝達

#### 1 特別警報・警報・注意報等の種別及び発表基準

##### (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供することとなる。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

##### (2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

##### (3) 特別警報の種類

特別警報の種類	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必

	要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(2) 気象警報

警報の種類	基準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(3) 気象注意報

注意報の種類	基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけら

注意報の種類	基準
	れる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「雪崩」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(4) 地面現象警報及び注意報

現象の種類	基準
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

(5) 浸水警報及び注意報

現象の種類	基準
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。



## (6) 洪水警報及び注意報

現象の種類	基準
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、そのために河川の堤防等に損傷を与える等によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、そのために河川の堤防等に損傷を与える等によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

## (7) 気象情報等

現象の種類	基準
全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
台風に関する気象情報（全般台風情報）	台風が発生したときや、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるか、すでに影響を及ぼしているときに、気象庁が発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表する情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風（以下（竜巻等））に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。竜巻発生確度ナウキャスト（気象庁が発表する防災気象情報の1つ）で発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から1時間である。

(8) 警報・注意報発表基準一覧表

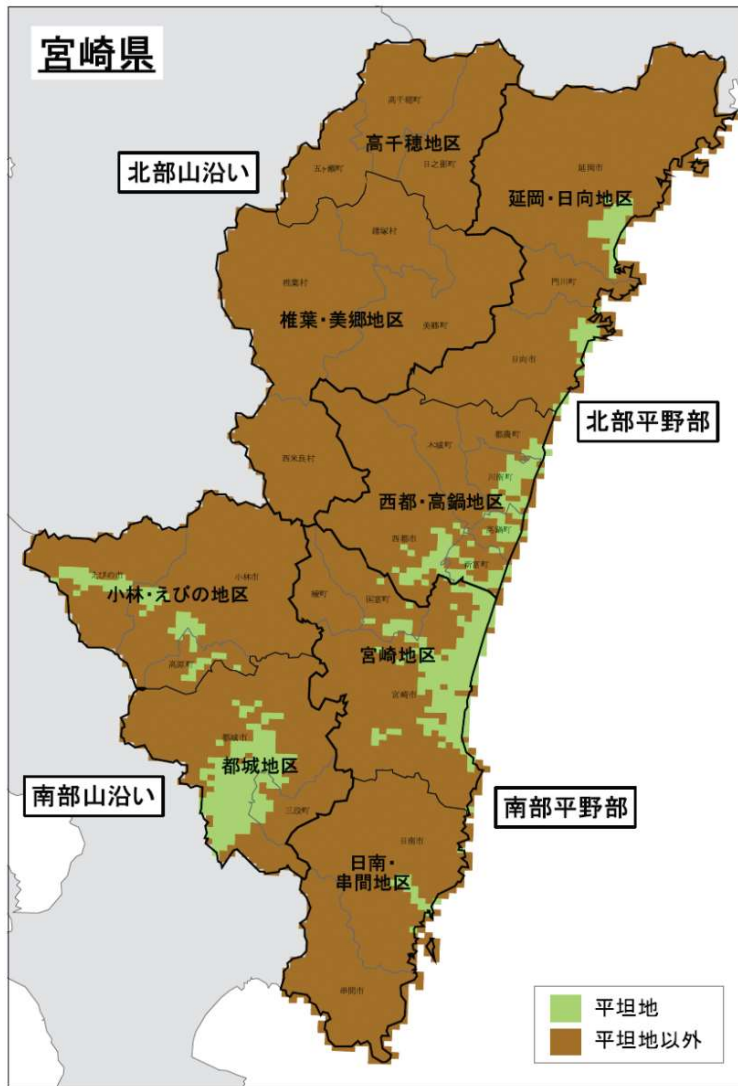
令和3年6月8日現在  
発表官署 宮崎地方気象台

五ヶ瀬町	府県予報区	宮崎県		
	一次細分区域	北部山沿い		
	市町村等をまとめた地域	高千穂地区		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159
	洪水		流域雨量指数基準	五ヶ瀬川流域=22.7 三ヶ所川流域=24.5
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雨		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	15
			土壌雨量指数基準	109
	洪水		流域雨量指数基準	五ヶ瀬川流域=18.1 三ヶ所川流域=19.6
			複合基準*1	五ヶ瀬川流域(12, 14.5)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	10m/s
	風雪		平均風速	10m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 65%	
	なだれ		積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3度以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上	
	低温		夏期：平年より平均気温が 4度以上低い日が 3日続いた後、更に 2日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5度以下 山沿いで最低気温-8度以下	
霜		11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温 4度以下		
着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2度～2度、湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

\* 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

## 警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 前掲「(8) 警報・注意報発表基準一覧表」は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
  - (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
  - (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
  - (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
  - (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
  - (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
  - (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
  - (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_shisu.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html)) を参照のこと。
  - (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
  - (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
  - (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 ([https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index\\_kouzui.html](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)) を参照のこと。
  - (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
  - (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。



(9) 宮崎県の細分区域図

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	市町村等
北部平野部	のべおか ひゅうが ちく 延岡・日向地区	延岡市、日向市、門川町
	さいと たかなべ ちく 西都・高鍋地区	西都市、高鍋市、新富町、木城町、川南町、都農町
北部山沿い	たかちほ ちく 高千穂地区	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
	しいば みさと ちく 椎葉・美郷地区	西米良町、美郷町、諸塚村、椎葉村
南部平野部	みやざき ちく 宮崎地区	宮崎市、国富町、綾町
	ひなみ くしま ちく 日南・串間地区	日南市、串間市
南部山沿い	こばやし ちく 小林・えびの地区	小林市、えびの市、高原町
	みやこのじょう ちく 都城地区	都城市、三股町

平成 22 年 5 月 27 日現在



(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（南部平野部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又

は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができ、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(7) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。宮崎県の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測又は解析したときである。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位（南部平野部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通大臣または知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

(10) 土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

ア 河道閉塞による湛水又は噴火に伴う降灰等を発生原因とする土石流

イ 河道閉塞による湛水

【県】

ア 地すべり

(11) その他

気象台及び県は、防災気象情報の提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

## 2 警報時の伝達組織及び伝達方法

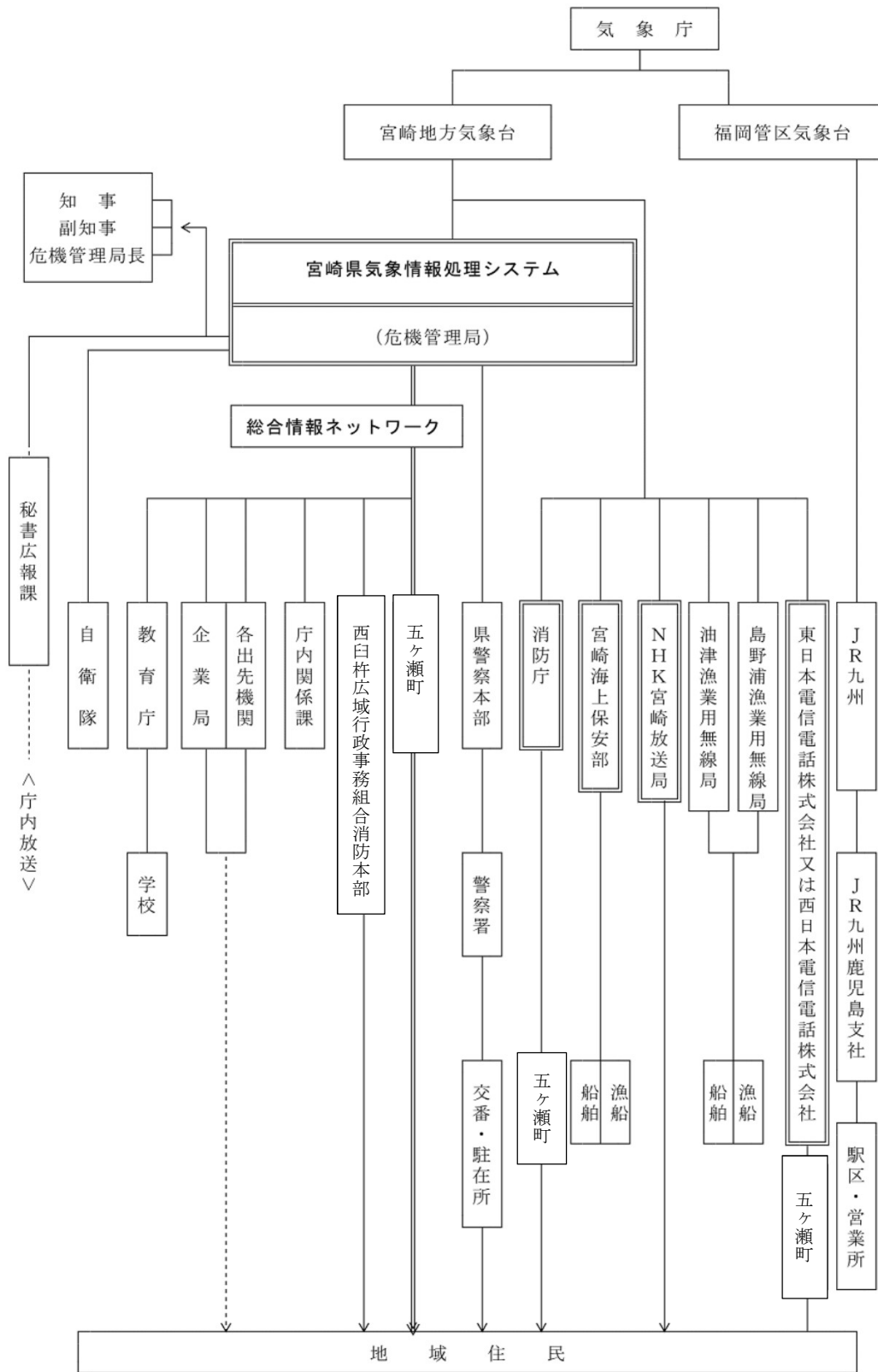
気象警報等

(1) 伝達組織

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。



(伝達系統)



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

## (2) 伝達方法

### ア 伝達要領

- (ア) 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。
- (イ) 宮崎地方気象台から、(ア)の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。
- (ウ) 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。
- (エ) 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

### イ 伝達の方法

- (ア) 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象情報伝送処理システム又は防災情報提供システムによるものとする。
- (イ) 県はウに定める要領による。
- (ウ) 警察本部、JR九州、九州地方整備局各事務所、宮崎海上保安部は、それぞれ所管の通信網による。
- (エ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。
- (オ) 日本放送協会宮崎放送局は放送による。

### ウ 県における伝達要領

- (ア) 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。
- (イ) 当直員等は、次に掲げる場合には、直ちに本庁にあっては、危機管理局長に、危機管理局長は知事、副知事、部長に、出先機関にあっては、関係出先機関の長にそれぞれ連絡しなければならない。
  - a 宮崎地方気象台から災害発生のおそれのある気象情報等の通報があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
  - b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
  - c 災害発生のおそれのある異常現象の通報が市町村長等からあったとき。
- (ウ) 秘書広報課は、必要のある場合は県庁各課、教育庁に庁内放送その他の方法によって伝達する。
- (エ) 営農支援課は、地域農業改良普及センターに伝達するとともに、災害対策に必要な措置を取るものとする。
- (オ) 河川課は、西臼杵支庁、各土木事務所に伝達し、西臼杵支庁、土木事務所は

管内市町村に伝達するとともに、災害対策に必要な措置を取るものとする。

(カ) 西臼杵支庁、各農林振興局、日向土木事務所及び西都土木事務所は、直ちに  
関係出先機関及び市町村に電話その他の方法により伝達するものとする。

(キ) 市町村における伝達要領

市町村は、あらかじめ定めた方法手段により、速やかに住民に伝達するもの  
とする。

(3) 注意報等

ア 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝  
達組織に準じて伝達するものとする。

イ 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

ウ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるも  
のとする。

エ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基  
づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

オ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、  
ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

### 3 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（(5)に掲げる現象をいう。）を発見した  
者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報  
するものとする。

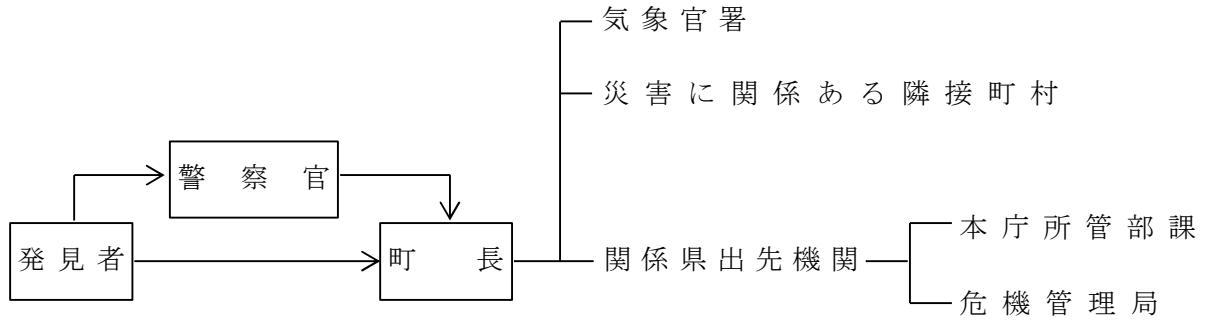
(3) 町長の通報

(1)及び(2)によって、異常現象を知った町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡  
するものとする。この場合、気象官署に対する通報は、電報又は電話によることを  
原則とする。

ただし、(5)の表中、地象に関する事項の地震関係については通報後文書で行う  
ものとする。

- ア 気象官署
- イ 異常現象によって災害の予想される隣接町村
- ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- エ その他の関係機関

(4) 異常現象通報系統



(5) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象	備考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	竜巻、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

## 第2款 避難誘導の実施

### 1 警戒活動等の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに高齢者等避難、避難指示の発令を行うとともに、適切な避難誘導活動を実施する。

### 2 要避難状況の早期把握

町長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示をはじめ、迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

### 3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町は、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

#### (1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町及び消防団等は、警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

#### (2) 土砂災害のおそれのある箇所

町及び消防団等は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

### 4 避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

町は、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべきこと避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

### 5 早期自主避難の実施

町長は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に、次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

#### (1) 浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し、浸水の危険性が高まった場合

#### (2) 土砂災害発生のおそれの兆候

- ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合
- イ 溪流の流水が急激に濁り出した場合や流木等がまざりはじめた場合
- ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- オ かけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- カ その他

## 6 屋内での待避等の安全確保措置の指示

町が避難指示等を発令した場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするが、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合と住民等自身が判断する場合は、「近隣のより安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるように努めるものとする。

### 第3款 災害の未然防止対策

#### 1 道路パトロール、事前規制等の措置

町は、降水量等に応じて、所管の道路のパトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

#### 2 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

## 第2節 活動体制の確立

### 第1款 町災対本部等の設置

町災対本部等の設置については、共通対策編第3章第1節第1款によるほか、次のとおりとする。

#### 1 情報連絡本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

- (1) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (2) その他総務課長が必要と認めたとき。

※暴風警報（陸上）のみが発表されたときは、情報連絡本部の設置に準じる措置として、危機管理局のみ情報収集のための予備的な体制をとる。

#### 2 災害警戒本部の設置

次の場合は、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置する。

- (1) 大雨警報又は洪水警報又は暴風警報発表時で相当の被害が発生し、又は発生のお

それのあるとき。

(2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、被害の発生が予想されるとき。

(2) その他総務課長が必要と認めたとき。

※暴風警報は（陸上）で発表されたものに限る。

### 3 町災对本部の設置

次の場合は、町災对本部を設置する。

(1) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報発表時で相当の被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(2) 大雨警報、洪水警報又は暴風警報の発表が見込まれ、相当の被害の発生が予想されるとき。

(3) その他町長が必要と認めたとき。

## 第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

### 1 風水害時の職員参集・配備基準

#### (1) 設置基準

体制	災害事象	主な対応
A 情報連絡本部体制 (配備基準：第1配備) 本部長：総務課長 副本部長：担当グループ長 本部員：動員配備基準による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。</li> <li>その他総務課長が必要と認めたとき。</li> <li>雨量目安：概ね時間雨量 40 mm又は日雨量 100 mmを超えた場合</li> <li>水位目安：水防団待機水位 1.30m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> </ul>
B 災害警戒本部体制 (配備基準：第2配備) 本部長：総務課長 副本部長：建設課長 本部員：動員配備基準による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報又は洪水警報発表時で、被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。</li> <li>その他総務課長が必要と認めたとき。</li> <li>水位目安：警戒水位（氾濫注意水位）1.8 mに到達したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> <li>水防活動</li> <li>避難</li> </ul>
C 災害対策本部体制（以下「本部」という。） (配備基準：第3配備) 本部長：町長 副本部長：副町長 副本部長：教育長 本部員：全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風が本県を直撃することが明らかなき。</li> <li>台風の通過により本県が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想されるとき。</li> <li>大雨警報又は洪水警報発表時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。</li> <li>その他町長が必要と認めたとき。</li> <li>水位目安：避難判断水位 2.9mに到達したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> <li>水防活動</li> <li>避難</li> <li>災害対策調整本部会議の開催</li> <li>その他被害状況に対応した活動</li> </ul>

(2) 体制の変更（拡大・縮小）・廃止基準

次の場合は、(1)の体制を変更（拡大・縮小）又は廃止する。

- ア さらに強力な災害応急対策を進める必要があるとき。
- イ 災害の危険性がなくなったとき。
- ウ 災害発生後における災害応急対策が概ね完了したとき。

(3) 動員配備基準

災害時（震災を除く。）の動員配備基準は、原則として、次のとおりである。なお、災害の状況により、適時、増員・減員を行う。

要員		体制	情報連絡本部 体制	災対警戒本部 体制	災害対策本部 体制
			第1配備	第2配備	第3配備
本部長			総務課長	総務課長	町長
副本部長			地域情報グループ長	建設課長	副町長、教育長
本部付			地域情報グループ	地域情報グループ	総務課職員
本部員	総務課		—	—	全職員
	企画課		—	—	全職員
	町民課		—	—	全職員
	福祉課		—	—	全職員
	農林課		—	課長	全職員
	建設課		—	土木建築グループ	全職員
	教育委員会		—	—	全職員
	議会事務局		—	—	全職員
	会計室		—	—	全職員
	町立病院		—	—	全職員
	消防団		—	団長（団員自宅待機）	全団員出動

(注) 消防団を兼務する職員は、町災対本部長（町長）の指示がある場合を除き、消防団員として活動する。

(注) 第2配備：各避難所班長（担当課長）は、避難所開設に伴う班員の調整を行い、待機させる、又は指示する。

「町民課長、福祉課長、教育次長、事務局長、室長」



### 第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保については、共通対策編第3章第2節によるほか、次のとおりとする。

#### 1 応急対策の実施

##### (1) 降灰等状況の把握・確認・連絡

町近隣において噴火発生の情報を得た場合、町は、職員を出動させ、町内の状況確認を行い、情報収集に努める。

##### (2) 住民等への情報提供

町に影響がある噴火が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止の措置の発動状況、迂回路の設置状況について、必要に応じて直ちに町防災行政無線（同報系）等を通じて、住民に情報提供を行う。

### 第4節 広域応援活動

（共通対策編第3章3節による）

### 第5節 救助・救急活動

#### 第1款 救助・救急活動

（共通対策編第3章4節第1款による）

### 第6節 医療救護活動

#### 第1款 医療機関による医療救護活動

（共通対策編第3章5節第1款による）

#### 第2款 搬送体制の確保

（共通対策編第3章5節第2款による）

#### 第3款 医薬品等の供給

（共通対策編第3章5節第3款による）

#### 第4款 医療情報の確保等

（共通対策編第3章5節第4款による）

### 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」については共通対策編第3章第6節第1款により、「第2款 陸上輸送体制の確立」については共通対策編第3章第6節第2款によるほか、次のとおりとする。

## 1 応急対策の実施

### (1) 道路交通の確保

町は、町内の主要道路については、近隣市町村との連絡、物資の輸送及び住民の生活を安定させるうえでも重要なことから、常に降灰状況に留意し、必要に応じて職員を出動させて状況の確認を行い、道路交通の確保に努める。

国道、県道の場合は西臼杵支庁土木課と連絡を密にし、道路交通の確保に努める。

### (2) 通行の禁止又は制限

町は、町道について、降灰等により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限をする（道路法第46条）。

この場合、事後において当該禁止又は制限のないよう、及び理由を宮崎県公安委員会（高千穂警察署）に通報する。

## 第8節 避難収容活動

（共通対策編第3章第7節による）

## 第9節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

（共通対策編第3章第8節による）

## 第10節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

「第1款 保健衛生対策の実施」については共通対策編第3章第9節第1款により、「第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施」については共通対策編第3章第9節第2款により、「第3款 災害廃棄物処理」については共通対策編第3章第9節第3款によるほか、次のとおりとする）

### 1 降灰除去対策

#### (1) 宅地内の降灰除去対策

宅地内の降灰除去については、住民自らが除去を行うものであり、町は、臨時に指定する場所に集積するように広報を行い、住民の協力を求める。

#### (2) 道路の降灰除去対策

町道の降灰除去は、土木班が行い、臨時に指定する場所に一時的に集積する。また、国道又は県道の降灰除去は、各道路管理者に要請する。

## 第11節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

（共通対策編第3章第10節による）

## 第12節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持等に関する活動

(共通対策編第3章11節による)

## 第13節 公共施設等の応急復旧活動

(共通対策編第3章第12節による)

## 第14節 ライフライン施設の応急復旧

(共通対策編第3章第13節による)

## 第15節 被災者等への的確な情報伝達活動

(共通対策編第3章第14節による)

## 第16節 自発的支援の受け入れ

(共通対策編第3章第15節による)

## 第17節 災害救助法の適用

(共通対策編第3章第16節による)

## 第18節 農林産物応急対策計画

### 1 農産物応急対策

#### (1) 種苗確保

ア 災害により、農産物の播き直し及び植え替えを必要とする場合、町長は、関係の農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

イ 町長の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて、管内で確保できないものについては、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。

ウ 県は、連合会等から種苗の斡旋依頼があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

#### (2) 病虫害防除対策

被害農産物及び罹災地域の農産物に病虫害が発生し、又は発生が予想される場合、技術員の現地調査に基づいて、共謀購入され、完備した防除機材を活用し、区長、防除班長を中心に、地域一斉防除を実施するものとする。

## 2 家畜応急対策

### (1) 家畜の管理

浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼養者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要あるときは、町においてあらかじめ計画しておくものとする。

### (2) 家畜の防疫

家畜に対する防疫については、家畜診療機関を中心にして、住民に対する防疫に準じ、その性質、規模に応じ、班を編成して実施する。

家畜伝染病の発生防止のため、県(家畜保健衛生所)は畜舎消毒班及び家畜衛生班を組織し、災害地域の家畜及び畜舎に対して必要な防疫を実施するが、この際に町は協力する。

ア 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合は、町長は、県に対し診療班の被災地への派遣を要請する。

### (3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったとき、県が政府保有の備蓄穀類の放出を要請するほか、農業団体及びその他飼料製造販売業者等に対し必要数量の確保及び供給について斡旋することを、町は県に対して要請する。

## 3 農林畜産業等の降灰除去対策

### (1) 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材及び種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止及び軽減に努める。

### (2) 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止及び軽減に努める。

### (3) 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策のほか、肉畜の運搬・と殺等の流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止及び軽減に努める。

## 第19節 雪害対策計画

### 1 道路交通の確保

#### (1) 除雪体制の整備

町は、除雪に当たっては、早急に対応するものとし、直ちに出勤できる体制を整備しておくものとする。

(2) 情報連絡

町長は、その地域内の積雪、除雪路線の状況を県へ通報するものとする。

(3) 緊急通行車両の通行の確保

町は、管理区域内の道路について、放置車両や立往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町は、自ら車両の移動等を行うものとする。

## 2 雪崩対策

(1) 危険箇所の査察等

町及び各関係機関は、それぞれの管轄区域内で雪崩の発生が予想される箇所の巡回査察を行い、早期発見に努めるとともに、その対策を検討しておくものとする。

(2) 事故防止対策

町は、気象予警報の周知徹底に努め、あらかじめ避難所を開設し、主要資機材の備蓄を図るものとする。

## 3 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置するものとする。

## 4 主要食料等の確保

(1) 米穀

長期豪雪が心配される地域の冬期間の供給については、必要に応じ、卸売販売業者から小売販売業者に対する輸送の迅速化と消費者に対する供給の円滑化についての事前の調整指導を行うものとする。

(2) 生鮮食料品

貯蔵性のあるものをあらかじめ購入貯蔵するよう指導するとともに、関係団体、隣接市場と事前に協議を行い、迅速なる補給体制を確立しておくものとする。

## 5 通学児童生徒に対する措置

町教育委員会は、児童生徒に対し、雪崩の発生が予想される危険箇所の周知徹底を図るとともに、雪崩発生が予想される時期の登下校には、集団あるいは保護者、教員の引率又は危険箇所を迂回して登下校するよう指導する。

## 第20節 文教対策

(共通対策編第3章第17節による)

## 第4章 風水害復旧・復興対策

### 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

(共通対策編第4章第1節による)

### 第2節 迅速な現状復旧の進め方

(共通対策編第4章第2節による)

### 第3節 計画的復興の進め方

(共通対策編第4章第3節による)

### 第4節 被災者の生活再建等の支援

(共通対策編第4章第4節による)

### 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

(共通対策編第4章第5節による)

## 第 6 編 道路災害対策編





# 第1章 基本的考え方

## 第1節 基本的考え方

本編は、町内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限等、被害の軽減又は拡大防止のため、町が取るべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

# 第2章 道路災害予防計画

## 第1節 道路交通の安全のための情報の充実

町は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

## 第2節 道路施設等の管理と整備

### 第1款 事故災害等発生防止のための措置

#### 1 管理する施設の巡回及び点検

町は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、次の巡回及び点検を実施する。

(1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。

特に、橋梁やトンネル等の道路施設については5年に1回の定期点検を行い、山（崖）崩れ危険箇所等については重点的に行うものとする。

(2) 大規模な地震等の直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

#### 2 安全性向上のための対策の実施

町は、施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については、詳細点検を行い、その結果に基づき緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 情報収集体制の整備

###### (1) 町長に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から町長へ災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

###### ア 発見者等からの情報連絡

町長は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

###### イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から警察、消防及び町等に入った事故災害等の発生情報を警察、消防及び町等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

###### (2) 緊急時の通信体制の整備

町は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

##### 2 通信手段の整備

町は、被害状況等の把握及び被害調査について、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努める。

#### 第2款 活動体制の整備

##### 1 担当職員の招集・参集体制の整備

###### (1) 参集範囲の明確化

町長は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

###### (2) 招集連絡手段の整備

町長は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合を取りつつ、招集連絡手段を整備する。

##### 2 関係機関相互の協力体制の整備

町長は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対

策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

### 3 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

町長は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急かつ迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

#### 第3款 救助・救急及び消火活動体制の整備

(共通対策編第2章第2節第3款による)

#### 第4款 緊急輸送体制の整備

(共通対策編第2章第2節第4款による)

#### 第5款 訓練、研修等の実施

町長は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して、情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練等、実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

## 第4節 道路利用者に対する防災知識の普及

町長は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

## 第3章 道路災害応急対策計画

### 第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

#### 第1款 災害情報の収集・連絡

##### 1 事故災害等状況の把握と確認

町長は、自己の管理する道路での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

##### 2 通行の禁止又は制限

町長は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

##### 3 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、町長は、二次災害の危険性、通行禁止措置

の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

## 第2款 通信手段の確保

### 1 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

町は、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

### 2 NTT公衆回線の緊急増設

町は、設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

### 3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生の情報入手した場合、速やかに、必要な災害情報の収集のための措置を講じる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

## 第2節 活動体制の確立

### 第1款 活動体制の確立

町は、町の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、町事故対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

## 第3節 交通誘導及び緊急交通路の確保

### 1 一般住民等への情報提供

町長は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

### 2 迂回路の確保

町長は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

### 3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

町は、警察、消防、自衛隊等が被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるものとする。

#### 4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

町長は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

#### 5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合、町は、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

#### 6 二次災害の防止

町は、道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

### 第4節 救助・救急及び消火活動

（共通対策編第3章第4節による）

### 第5節 医療救護活動

#### 第1款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

（共通対策編第3章第5節第5款による）

### 第6節 道路施設の応急復旧

（共通対策編第3章第12節第1款「1 道路の応急復旧」による）

### 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

#### 1 被災者及びその家族への対応

##### (1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

町長は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

##### (2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

##### (3) 被災者及びその家族への情報の提供

町は、被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできる

だけきめ細かく提供する。

なお、説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

## 2 報道機関への広報

### (1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地在主体となって報道機関に対し、情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

### (2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬等をきたさないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議したうえで、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握したうえで、正確な情報の提供に努めるとともに、分かりやすい情報提供を心掛ける。

### (3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

## 第7編 危険物等災害対策編





# 第1章 基本的考え方等

## 第1節 基本的考え方

本編は、町内において危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため、町が取るべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

# 第2章 危険物等災害予防計画

## 第1節 危険物施設等の安全性確保

### 第1款 危険物施設の安全化

危険物施設については、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による防災意識の高揚を図る。

#### 1 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

#### 2 大規模タンクの安全化

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

#### 3 保安確保の指導

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災

害防止上必要な助言又は指導を行う。

#### 4 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

## 第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第 1 款 情報の収集・連絡体制の整備

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、危険物等施設管理者は、その管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

### 第 2 款 活動体制の整備

#### 1 活動体制の整備

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、危険物等災害発生時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするるとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

#### 2 危険物等災害用資機材の整備

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、危険物等災害に備え、次の資機材の整備充実に努めるものとする。

- (1) 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等防護用機材
- (2) ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材

#### 3 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、共通対策編第 2 章第 2 節第 3 款「2 消防力の充実強化」によるほか、町は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

#### 4 消防水利の確保

(共通対策編第 2 章第 2 節第 3 款「3 消防水利の確保」による)

### 第 3 款 医療救護体制の整備

(共通対策編第 2 章第 2 節第 3 款による)

#### 第4款 緊急輸送体制の整備

(共通対策編第2章第2節第4款による)

#### 第5款 避難収容体制の整備

(共通対策編第2章第2節第5款による)

#### 第6款 防災関係機関等の防災訓練の実施

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施するものとする。

##### 1 訓練の方法

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、訓練計画を定め、単独又は防災関係機関と共同して実施するものとする。

##### 2 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

- (1) 緊急通信訓練
- (2) 避難救助訓練
- (3) 資機材調達輸送訓練
- (4) 火災防御訓練（危険物等）
- (5) 総合訓練
- (6) その他

# 第3章 危険物等災害応急対策計画

## 第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡

### 第1款 災害情報の収集・連絡

#### 1 事故災害等状況の把握と確認

危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。

#### 2 関係機関への連絡

西臼杵広域行政事務組合消防本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話・FAX等によって行うものとする。

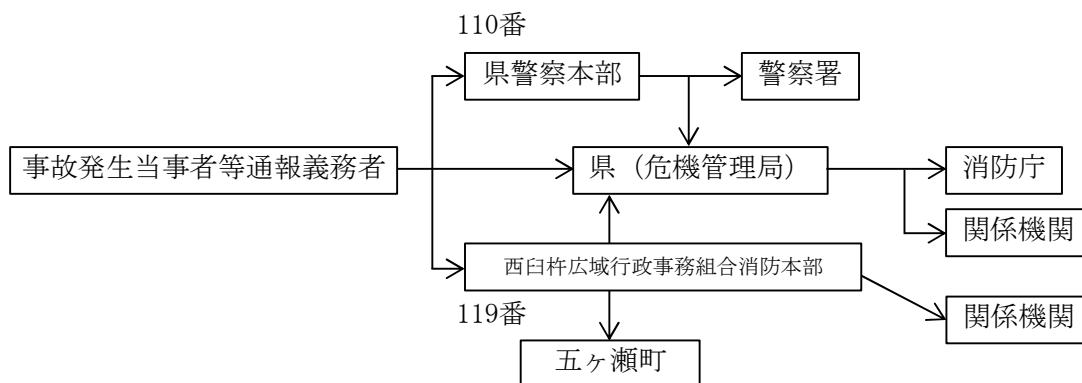
#### 3 被害状況の把握

町は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

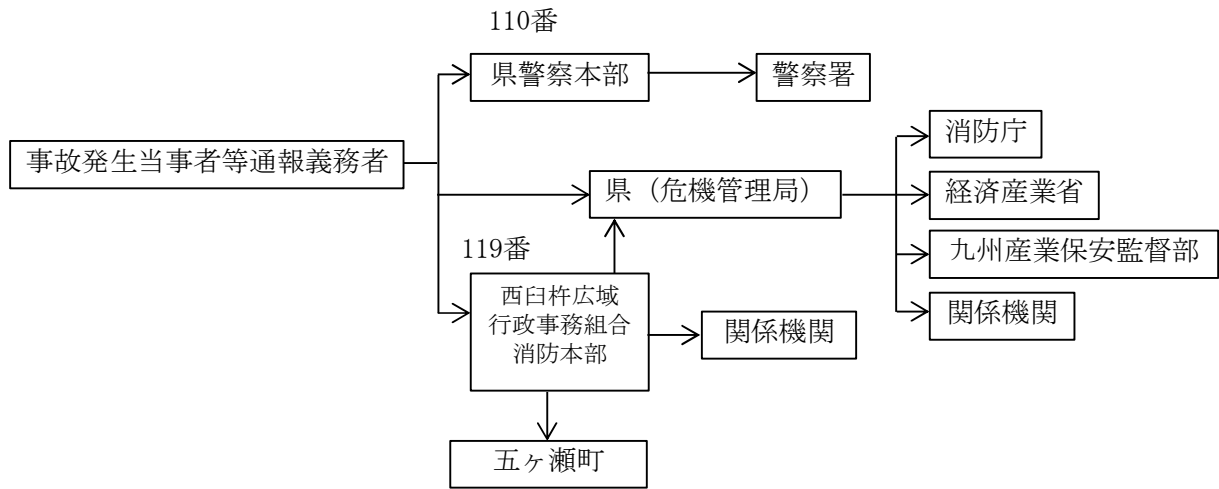
### 第2款 通報連絡系統

危険物等災害発生時の通報連絡系統は、次のとおりとする。

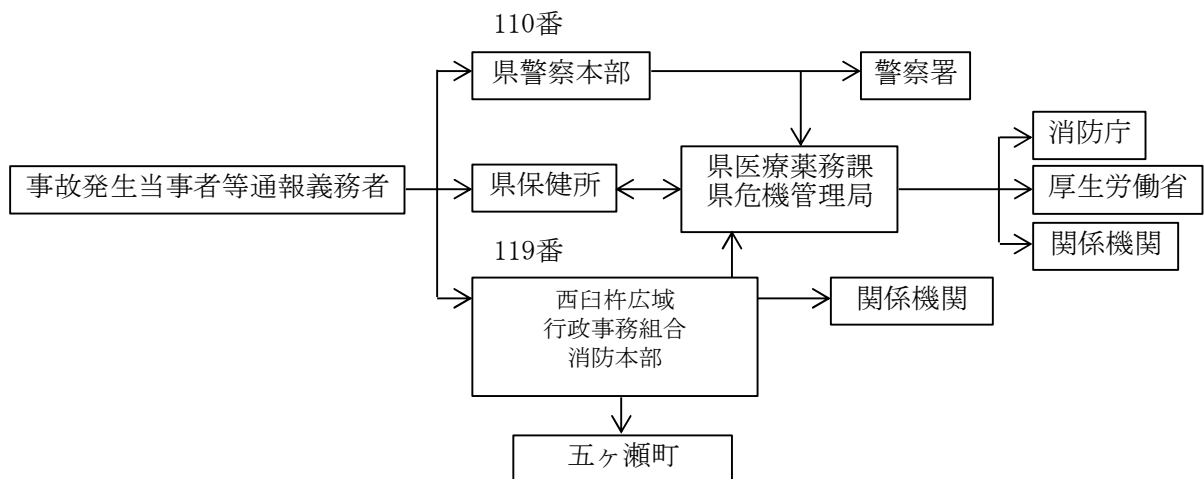
#### 1 危険物施設



## 2 火薬類施設



## 3 毒劇物施設



第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危況在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)		
			重症 人( 人)		
			中等症 人( 人)		
			軽症 人( 人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		そ の 他		人	
	消防本部(署)		台	人	
	消 防 団		台	人	
	消防防災ヘリコプター		機	人	
	海上保安庁		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

### 3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

#### (1) 危険物等に係る事故

危険物等に係る次の事故のうち周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- ① 危険物等施設の事故
- ② 無許可施設の事故
- ③ 危険物等運搬中の事故

(例示)

- ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

## 第2節 活動体制の確立

### 第1款 活動体制の確立

町は、町の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災対本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

### 第2款 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

- 1 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

## 第3節 広域応援活動

(共通対策編第3章第3節による)

## 第4節 災害の拡大防止活動

### 1 事業所の災害拡大防止措置

危険物等取扱施設管理者は、高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者に対し、避難等の行動を取るうえで必要な情報を伝達する。
- (2) 警察、最寄りの防災機関にかけつけるなど、可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

### 2 立入禁止区域の設定

町、警察及び消防機関は、危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

## 第5節 救助・救急及び消火活動

救助・救急及び消火活動については、共通対策編第3章第4節第2款によるほか、次のとおりとする。

### 1 消火活動

西臼杵広域行政事務組合消防本部及び町、消防団による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努めるものとする。

### 2 救助・救急活動

西臼杵広域行政事務組合消防本部、町、警察及び消防団は、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。

## 第6節 医療救護活動

(共通対策編第3章第5節による)

## 第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(共通対策編第3章第6節による)

## 第8節 危険物等の大量流出に対する応急対策

### 1 河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタ



リング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

## 第9節 避難収容活動

避難収容活動については、共通対策編第3章第7節によるほか、次のとおりとする。

### 1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

#### (1) 防災無線又は有線放送

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

#### (2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

## 第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。



## 第8編 大規模な火事災害対策編



# 第1章 基本的考え方等

## 第1節 基本的考え方

本編は、町内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町が取るべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

# 第2章 大規模な火事災害予防計画

## 第1節 大規模な火事に強いまちづくり

### 第1款 防災空間の確保

町は、大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

### 第2款 情報の収集・連絡体制の整備

町は、危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、危険物等施設管理者は、その管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

### 第3款 避難地、避難路の整備

#### 1 避難地の整備

町は、延焼火災から避難者の生命を保護するため、次の設置基準に従って避難地の整備を行う。

- (1) 避難地は、集合した人の安全がある程度確保されるオープンスペースを持った学校、緑地等とする。
- (2) 避難地は、広域避難地までの中継地点として位置付ける。

#### 2 広域避難地の整備

町は、市街地等の延焼火災の発生が予想されるため、1で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

- (1) 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する緑地、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- (2) 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとする。
- (3) 広域避難地は、大規模な崖崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危

険物等が蓄積されていないところとする。

(4) 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。

(5) 地区分けをする際は、町丁目単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また到達距離は2 km 以内とする。

### 3 避難路の整備

町は、広域避難地を指定した場合、市街地の状況に応じ、避難路を選定し、整備するものとする。

### 4 避難路の確保

町職員、警察官、消防団員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行に努めるものとする。

## 第4款 火災に対する建築物の安全化

### 1 建築物の不燃化の促進

町は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

(共通対策編第2章第2節第1款による)

### 第2款 活動体制の整備

(共通対策編第2章第2節第2款による)

### 第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

(共通対策編第2章第2節第3款による)

### 第4款 緊急輸送体制の整備

(共通対策編第2章第2節第3款による)

### 第5款 避難収容体制の整備

(共通対策編第2章第2節第4款による)

## 第3節 住民の防災活動の促進

### 第1款 防災知識の普及、予防啓発活動

防災知識の普及、予防啓発活動については、共通対策編第2章第3節第1款によるほか、次のとおりとする。

#### 1 火災予防運動の推進

町は、防災関係機関の協力のもと、住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、

消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

**第2款 自主防災組織等の育成強化**

(共通対策編第2章第3節第2款による)

## 第3章 大規模な火事災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

町は、町の区域に大規模な火事災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災対本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

### 第2節 災害情報の収集・連絡

#### 第1款 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

##### 1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、町は、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

##### (1) 火災気象通報

消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（具体的には次の条件）に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。

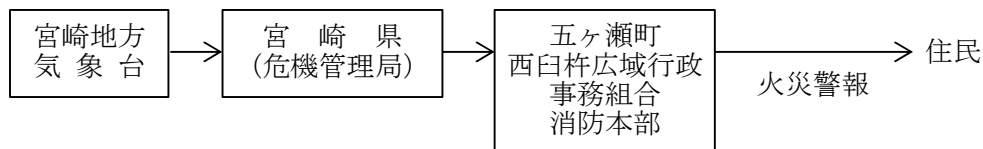
ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%を下り、平均風速（10分間平均風速）が7m/sを超える見込みのとき。

イ 平均風速10m/s以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき（ただし、降雨及び降雨終了後、台風接近時、降雪中は通報しないこともある。）。

##### (2) 火災警報

消防法に基づいて町長及び西臼杵広域行政事務組合消防本部が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

##### 2 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



##### 3 火災警報の周知方法

- (1) 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- (2) 警報信号の使用（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）別表第1の3）
- (3) 主要地域における吹き流しの掲揚



- (4) 町防災行政無線による放送
- (5) その他広報車による巡回宣伝

#### 4 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、町は、住民に対して、火の元の確認等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

##### (1) 県の措置

県は、宮崎地方気象台から火災気象通報を受けた場合、町に対して、これを直ちに一斉FAXにより伝達し、注意を促す。

##### (2) 町の措置

町長は、町防災行政無線、広報車等を用い、住民に対して、火の元の確認等を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

### 第2款 災害情報の収集・連絡

#### 1 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

- (1) 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。  
ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
- (2) 町は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、電子メール等によって行うものとする。

#### 2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は、次のとおりとし、情報共有に努める。

##### (1) 一般基準

火災等即報については、原則として、次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

ア 死者3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

##### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれに定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

- c 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む。）
- d 建物焼損延面積 3,000 m<sup>2</sup>以上と推定される火災
- e 損害額 1 億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
  - a 焼損面積10ha以上と推定されるもの
  - b 空中消火を要請したもの
  - c 住家等へ延焼するおそれがあるなど、社会的に影響度が高いもの
- (ウ) 交通機関の火災
  - 自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの
- (例)
  - ・トンネル内車両火災
- (エ) その他
  - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
- (例)
  - ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

### 第 3 節 広域応援活動

(共通対策編第 3 章第 3 節による)

### 第 4 節 救助・救急及び消火活動

(共通対策編第 3 章第 4 節による)

### 第 5 節 医療救護活動

(共通対策編第 3 章第 5 節による)

### 第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(共通対策編第 3 章第 6 節による)

### 第 7 節 避難収容活動

避難収容活動については、共通対策編第 3 章第 7 節によるほか、次のとおりとする。

## 1 避難誘導

町は、避難誘導を行うに当たり、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

### (1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

### (2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

## 第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第3章第14節によるほか、次にとおりとする。

### 1 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

## 第4章 大規模な火事災害復旧・復興対策

### 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

(共通対策編第4章第1節による)

### 第2節 迅速な現状復旧の進め方

(共通対策編第4章第2節による)

### 第3節 計画的復興の進め方

(共通対策編第4章第3節による)

### 第4節 被災者の生活再建等の支援

(共通対策編第4章第4節による)

### 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

(共通対策編第4章第5節による)

## 第9編 林野火災対策編



# 第1章 基本的考え方等

## 第1節 基本的考え方

五ヶ瀬町の森林面積は町土面積の約88%を占めている。森林は、木材の生産や住民の生命、財産を守る土地の保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。一度林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本編は、町内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため、町が取るべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2章 林野火災予防計画

### 第1節 林野火災に強い地域づくり

#### 第1款 林野火災対策の推進

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と緊密な連絡を取り、概ね次の事項について、計画的な林野火災対策を推進するものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

#### 第2款 防火機能を有する林道、森林の整備

町は、国及び県と連携を密にし、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むとともに、マップを作成するものとする。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

#### 第3款 監視体制の強化

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

- (1) 火災警報の発令等

消防長が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を取る。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条に基づき町長の許可に当たっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

(4) 火の使用制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙等、火の使用制限を徹底する。

#### 第 4 款 林野所有（管理）者への指導

町は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（11 月～3 月）における見巡りの強化
- (6) 林野火災消火用諸資機材の整備

#### 第 5 款 林野火災特別地域対策事業の推進

宮崎県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっていることから、町は、本事業の推進に努めるものとする。

## 第 2 節 災害防止のための気象情報等の充実

### 1 火災気象通報

消防長は、県から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

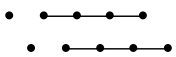
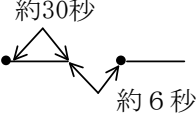
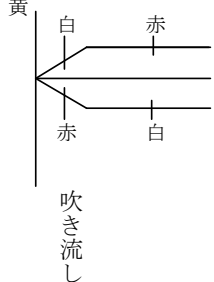
火災気象通報の基準は、次のとおりである。

乾燥注意報あるいは強風注意報を発表した場合。（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

町長が火災警報を発令する場合は、防災無線や有線放送あるいは消防法施行規則第 34 条の火災警報信号により周知する。



<火災警報信号>

打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	その他信号
 <p>火災警報 発令信号</p> <p>1点と4点のまだら打ち</p>	 <p>約30秒</p> <p>約6秒</p>	 <p>吹き流し</p> <p>とする</p> <p>赤地の白字、形状大きさは、適宜</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">火災警報発令中</div> <p>掲示板</p>

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

##### 1 多様な情報収集手段の活用

林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防団員等によるパトロールが効果的であることから、森林保全管理巡視指導員や森林組合等関係機関との連携を図りながら、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

##### 2 通信手段の確保

町は、住民に対する災害情報等を広報するため、町防災行政無線の整備を推進する。

#### 第2款 活動体制の整備

##### 1 活動体制の整備

町は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

##### 2 緊急時ヘリコプターの離着陸場の把握と整備

町は、緊急時ヘリコプターの離着陸場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

#### 第3款 消火体制の整備

##### 1 消防体制の整備

西白杵広域行政事務組合消防本部、町及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を

図る。さらに、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

## **2 消防施設・設備の整備**

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、消火資機材等の設備の整備に努め、設備の点検を強化し、消火体制の確立に努める。

# **第4節 住民の防災活動の促進**

## **第1款 防災知識の普及、予防啓発活動**

町は、火災発生期に重点的に予防広報を積極的に推進する。

### **1 「宮崎県林野火災予防運動」の推進**

町は、毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し、周知徹底を図る。

### **2 防火パレードの実施**

西臼杵広域行政事務組合消防本部は、町と連携して、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

### **3 広報等の実施**

西臼杵広域行政事務組合消防本部は、町と連携して、林野火災に対する喚起を促すため、広報紙等による広報宣伝に努める。

### **4 その他各種広報の実施**

西臼杵広域行政事務組合消防本部は、町と連携して、あらゆる機会を利用し、住民に対する効果的な啓発活動を行う。

## **第2款 防災訓練の実施**

西臼杵広域行政事務組合消防本部は、町と連携して、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、NTT、トラック協会等関係機関の参加を得て行うものとする。

## 第3章 林野火災応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 活動体制

##### 1 迅速な連絡と出動体制

町は、林野火災の通報を受けたら、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第1であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

##### 2 現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、町は、現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接町村等への応援出動要請の準備を行う。

##### 3 町災対本部の設置

火災が拡大し、1市町村では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは関係機関の協力を得て、町災対本部を設置する。

町災対本部の任務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 応援協定等に基づく隣接町村等の応援隊の出動要請
- (2) 空中消火の要請の検討
- (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

#### 第2款 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、共通対策編第3章第1節第2款によるほか、次のとおりとする。

## 1 林野火災発生時の職員参集・配備基準

### (1) 設置基準

体制	災害事象	主な対応
<b>A 情報連絡本部体制</b> (配置基準：林野火災第1配備) 本部長：総務課長 副本部長：担当グループ長 本部員：動員配備基準による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接町村（山都町、椎葉村、諸塚村、高千穂町）で林野火災が発生したとき。</li> <li>その他総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集</li> </ul>
<b>B 災害警戒本部体制</b> (配置基準：林野火災第2配備) 本部長：総務課長 副本部長：担当グループ長 本部員：動員配備基準による。 * 関係機関との連絡調整等のため 災害対策調整本部（現地指揮本部）を設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で林野火災が発生したとき。</li> <li>その他総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集</li> <li>消火活動</li> <li>入山者の把握及び避難誘導</li> </ul>
<b>C 災害対策本部体制</b> (配置基準：林野火災第3配備) 本部長：町長 副本部長：副町長 副本部長：教育長 本部員：全職員 * 関係機関との連絡調整等のため 災害対策調整本部（現地指揮本部）を設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>林野火災が発生し、人命に損害が及ぶおそれが生じたとき。</li> <li>林野火災の発生・拡大により、町外の消防機関又は自衛隊に応援を求めたとき。</li> <li>その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集</li> <li>消火活動</li> <li>入山者の把握及び避難誘導</li> <li>その他被害状況に対応した活動</li> </ul>

### (2) 体制の変更（拡大・縮小）・廃止基準

次の場合は、(1)の体制を変更（拡大・縮小）又は廃止する。

- ア さらに強力的に災害応急対策を進める必要があるとき。
- イ 災害の危険性がなくなったとき。
- ウ 災害発生後における災害応急対策が概ね完了したとき。

### (3) 動員配備基準

林野火災時の動員配備基準は、原則として、次のとおりである。なお、災害の状況により、適時、増員・減員を行う。

要員	体制	情報連絡本部 体制	災対警戒本部 体制	災害対策本部 体制
		林野第1配備	林野第2配備	林野第3配備
	本部長	総務課長	総務課長	町長
	副本部長	地域情報グループ長	地域情報グループ長	副町長、教育長
	本部付	地域情報グループ	地域情報グループ	総務課職員
本部員	総務課	—	総務課職員	全職員
	企画課	—	—	全職員
	町民課	—	—	全職員
	福祉課	—	—	全職員
	農林課	—	—	全職員
	建設課	—	—	全職員
	教育委員会	—	—	全職員
	議会事務局	—	—	全職員
	会計室	—	—	全職員
	町立病院	—	事務長	全職員
	消防団	上級幹部 (該当地区団員)	上級幹部 (該当地区団員)	上級幹部及び全団員

(注) 消防団を兼務する職員は、町災対本部長（町長）の指示がある場合を除き、消防団員として活動する。

## 第2節 災害情報の収集・連絡

### 第1款 火災通報

(1) 西臼杵広域行政事務組合消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに、町及び関係機関（警察署、消防団、隣接町村等）に通報を行う。

(2) 町は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。

(3) 町は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは、県（危機管理局）に即報を行う。

ア 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合

イ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とす

ることが予想される場合

ウ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想される場合

エ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設等が存在し、二次災害の危険性が予想される場合

オ 次の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合

- ・ 焼損面積が 10ha と推定されるもの
- ・ 空中消火を要請又は実施したもの
- ・ 住家等へ延焼するおそれがあるもの

第1号様式 (火災)

第 報

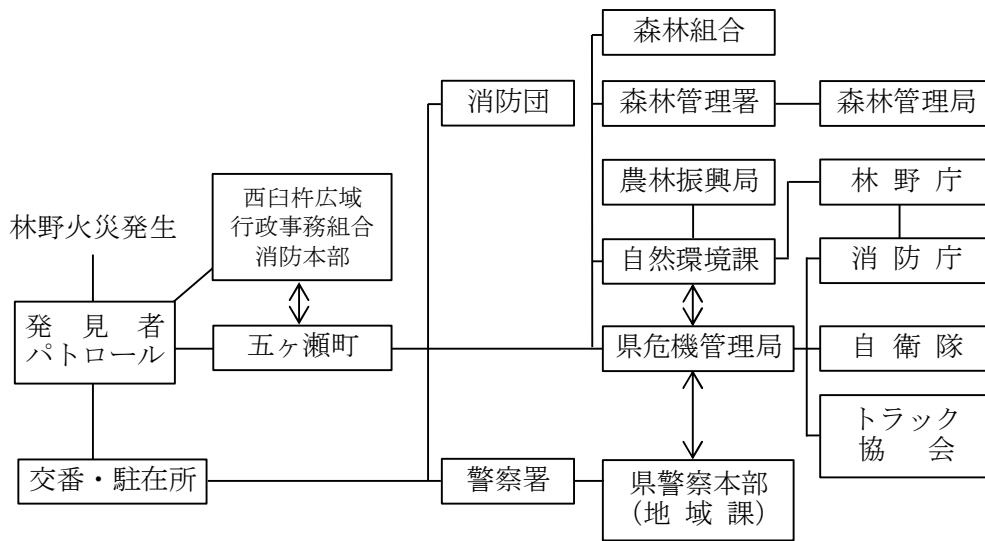
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1.建物	2.林野	3.車両	4.船舶	5.航空機	6.その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢)	人		死者の生じた理由		
	負傷者 重症 中等症 軽傷	人				
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	棟計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
その他参考事項						

## 第2款 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報に係る連絡系統は、次のとおりである。



## 第3節 広域応援活動

### 第1款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

(共通対策編第3章第3節第2款による)

## 第4節 消火活動及び救急・救助活動

### 第1款 地上防御

#### 1 消火体制の確立

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模等を把握し、迅速に消火体制を整え出動する。

林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。したがって、延焼速度は速く、第二次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、西臼杵広域行政事務組合消防本部は、自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

#### 2 防御作戦

現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると地形と風速によってU字あるいは横C字に延焼していることが分かる。



防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は、

- (1) 延焼方向の側面から進入する方法
- (2) 焼け跡から進入する方法
- (3) 等高線から進入する方法
- (4) 谷川から進入する方法
- (5) 山の反対側から侵入する方法

があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

### 3 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して、最も効果的な方法で対処する。

### 4 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。

町の現場指揮者はもちろん、関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

### 5 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し、処理することが困難である。特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、町の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して、残火処理に万全を期するものとする。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙が発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になりやすいので、草木が繁茂するまでは、町は巡視を行い、異常を発見した場合、直ちに対策をたてる。

## 第2款 空中消火

### 1 空中消火等の概要

本編でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し、消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

#### (1) 現地指揮本部

町は、西臼杵広域行政事務組合消防本部と連携して、空中消火を要請した場合の

現地指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

## (2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離着陸場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で、町及び西臼杵広域行政事務組合消防本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

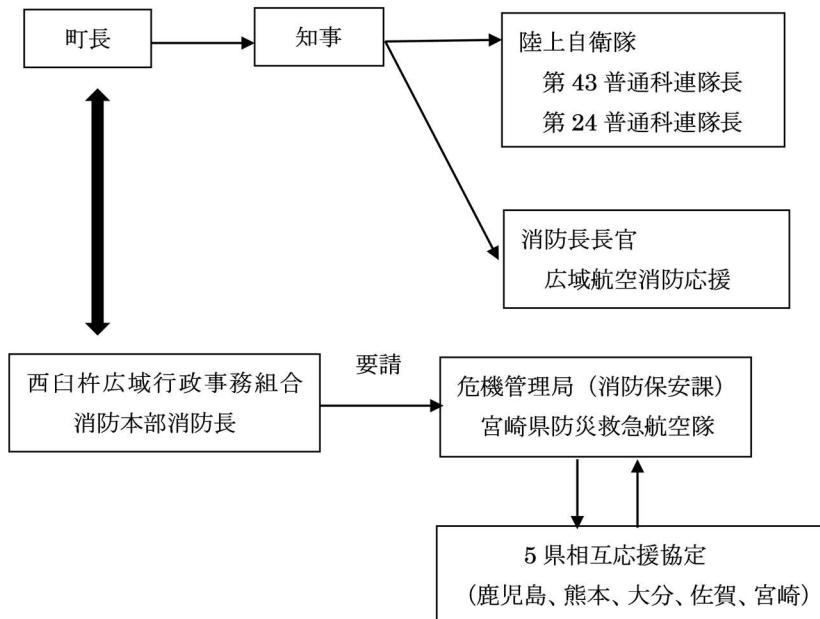
## 2 空中消火の要請基準

空中消火を要請する基準は、次のとおりとする。

- (1) 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合
- (3) 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- (4) 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

## 3 空中消火の要請手続

空中消火の要請は、次の系統図により行う。



町長は、西臼杵広域行政事務組合消防本部消防長と連携し、空中消火の要請をする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

- (1) 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- (2) 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- (3) 資機材等の空輸の必要の有無
- (4) 空中消火用資機材等の整備状況
- (5) その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

#### 4 空中消火の準備

- (1) 現場の状況等の報告

町長等は、町防災計画等の定めにより、災害情報を県に報告する。

- (2) 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離着陸場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、所要の措置を取る。

- (3) 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

- (4) 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県（危機管理局）は、他県への応援要請も考慮し、他県の資機材保有状況も把握しておく。

- (5) 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県（危機管理局）及び町は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて、県警察は、輸送車の先導あるいは交通規制等の措置を取る。

- (6) 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、町は、地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（消防団員等）を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立会わせるものとする。

#### 5 空中消火活動

- (1) 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、町及び県へ報告するものとする。

- (2) 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

(3) 報告

町は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに、県（危機管理局）に次の事項について報告する。

県は、その報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- ① 発生場所
- ② 発生時間及び覚知時間
- ③ 空中消火を要請した時刻
- ④ 現場の状況
- ⑤ 消防職員及び消防団員の出場状況
- ⑥ その他必要な事項

**6 空中消火の実施に伴う経費の分担**

次の経費は、町の負担とする。

(1) 県の保有する資機材の使用に係る次の経費

- ア 資機材の引き渡し及び返納に要する費用
- イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ウ 毀損又は消費した資機材の購入補填に要する費用
- エ 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

(2) 自衛隊の派遣部隊等に係る次の費用

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(1)及び(2)とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

**第3款 救助・救急活動**

(共通対策編第3章第4節第1款による)

**第5節 医療救護活動**

(共通対策編第3章第5節による)

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(共通対策編第3章第6節による)

## 第7節 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、次のとおりとする。

### 第1款 入山者等の実態の把握

町は、林業作業期（夏 下草刈、秋～冬 枝落とし、春 植栽）においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。

ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、町は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。

町は、設置している防災無線、有線放送等を活用して、入山関係者及び各家庭呼びかけ、入山者の有無を確認する。

### 第2款 避難誘導

町は、避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

#### 1 防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

#### 2 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

#### 3 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキング等で多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部又は県危機管理局（宮崎県防災救急航空隊）は航空機による上空からの避難誘導を行う。

## 第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を正確かつきめ細やかに伝達するものとする。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

## 第9節 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに、砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに、植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

# 資料編





## 資料 1 五ヶ瀬町防災会議条例

昭和 38 年 5 月 22 日五ヶ瀬町条例第 1 号  
改正 昭和 49 年 7 月 28 日五ヶ瀬町条例第 20 号  
昭和 62 年 3 月 20 日五ヶ瀬町条例第 2 号  
平成 12 年 3 月 22 日五ヶ瀬町条例第 1 号  
平成 24 年 9 月 20 日五ヶ瀬町条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、五ヶ瀬町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五ヶ瀬町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 五ヶ瀬町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命するもの
  - (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名するもの
  - (5) 副町長
  - (6) 教育長
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
  - (9) 自主防災組織を構成する者及び学識経験のある者
  - (10) その他、公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 8 号、第 9 号、第 10 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、2 人、2 人、10 人、2 人、3 人、5 人とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮かって定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則 (昭和49年7月28日五ヶ瀬町条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月20日五ヶ瀬町条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日五ヶ瀬町条例第1号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日五ヶ瀬町条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

五ヶ瀬町防災会議委員名簿

役職	区分
宮崎北部森林管理署 国土交通省延岡河川国道事務所	指定地方行政機関の職員で町長が任命する者(2名)
支庁総務課 支庁土木課	宮崎県の知事の部内の職員で町長が任命する者(2名)
五ヶ瀬駐在所長	宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者(1名)
町 長	
副 町 長	
教 育 長	
消 防 団 長	消防団
消 防 長	西臼杵広域行政事務組合消防本部
五ヶ瀬郵便局長 鞍岡郵便局長	指定公共機関または指定地方公共機関で町長が任命する者(2名)
J A五ヶ瀬支所長 西臼杵森林組合五ヶ瀬支所長 青年連絡協議会長 ごかせ荘園長 社協事務長	その他、公共的団体で町長が任命する者(5名)
総務課長 町民課長 企画課長 建設課長 農林課長 福祉課長 教育次長 会計室長 議会事務局長 町立病院事務長	町の部内の職員で町長が任命する者(10名)
計	26名

## 資料2 五ヶ瀬町災害対策本部条例

昭和38年5月22日五ヶ瀬町条例第2号

改正 昭和62年3月20日五ヶ瀬町条例第9号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、五ヶ瀬町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部委員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

### 附 則（昭和62年3月20日五ヶ瀬町条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料3 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和62年3月20日五ヶ瀬町条例第12号

改正 平成6年9月20日五ヶ瀬町条例第21号

平成13年9月28日五ヶ瀬町条例第19号

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害及びその他の災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者の1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2号に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したとき

を含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財について被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と、読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利金等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 五ヶ瀬町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和52年五ヶ瀬町条例第13号）は廃止する。

附 則（平成6年9月20日五ヶ瀬町条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年9月1日以降発生した災害について適用する。

附 則（平成13年9月28日五ヶ瀬町条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

## 資料4 五ヶ瀬町災害弔慰金の支給等に関する規則

昭和52年8月8日五ヶ瀬町規則第6号  
改正 平成10年9月24日五ヶ瀬町規則第21号

### 目次

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

#### 第3章 災害援護資金の貸付け（第4条—第16条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年五ヶ瀬町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 災害弔意金の支給

##### （支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明を含む）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

##### （必要書類の提出）

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対して死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

#### 第3章 災害援護資金の貸付け

##### （借入れの申込）

第4条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとするもの（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項



(5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第5条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第6条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは貸付金の金額、償還期間及び償還の方法を記載した貸付決定通知書（様式第2号）を借入申込者に通知するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第3号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第7条 貸付決定通知書の交付を受けた者は速やかに保証人の連署した借用書（様式第4号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受金」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第8条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第9条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは当該借受人に係る借用証及びこれに添えられた印鑑証明書を遅延なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第10条 繰上償還をしようとする者は繰上償還申出書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第11条 借受人は償還金の支払猶予を申請しようとするときは支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第7号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは支払猶予不承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第10号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還できなくなることができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは償還免除承認通知書（様式第13号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは償還免除不承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第14条 町長は、償還金を納付期限まで納入しない者があるときは督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更等）

第15条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け手続きについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年9月24日五ヶ瀬町規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年9月1日以降発生した災害から適用する。

様式第1号

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 3 住居の半壊 2 住居の全壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ	氏名		男 女		明治 大正 昭和 年 月 日生 (歳)		
	フリガナ	現住所		(方)		郵便番号 電話番号 〒 局 番		
	本籍	職業		勤務先の名称と所在地				
	世帯の状況と収入	氏名		世帯主との続柄		年齢	健否	職業
								収入(月収)
								勤務先 学校名
	状況	収入合計	円		支出合計	円		
土地		(1)住宅 m <sup>2</sup>	(2)田畑 m <sup>2</sup>	(3)山林 m <sup>2</sup>	住居の状況		(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居	
建物		(1)自宅 m <sup>2</sup>	(2)その他 m <sup>2</sup>		生活保護		年 月 日より受給 (生住教医)	
	負債	(内容)		(金額)		円		
(保証人が書いて下さい) 連帯保証人	氏名			男 女		明治 大正 昭和 年 月 日生 (歳)		
	現住所			本籍地				
	職業	月収	円		申込者との関係		家族数 人	
	資産	土地	(1)住宅 m <sup>2</sup>	(2)田畑 m <sup>2</sup>	(3)山林 m <sup>2</sup>	勤務先	名称	
建物		(1)自宅 m <sup>2</sup>	(2)その他 m <sup>2</sup>		所在地		電話 局 番	
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(有 無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有 無)		
資金の使途	資金の使い方総額		円		資金の内訳		合計 円	
					災害援護資金で		円	
					手持資金で		円	
					その他 ( )で		円	
							円	
被害の状況	被災時の具体的状況				負傷	全治 か月		
	住居の被害		(1)全壊		(2)半壊			
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
		和だんす			婦人用腕時計			
		整理だんす			量 (量が被害)			
		洋服だんす			障子			
		鏡			ふすま			
		腰掛						
		本箱						
		食器戸だな						
		食卓						
		けした箱						
		照明器具						
		じゅうたん						
		扇風機						
石油ストーブ								
電気やぐら								
電気冷蔵庫								
電気ガス炊飯器								
電気洗濯機								
電気掃除機								
ミニシン								
電気アイロン								
自転車								
テレビ								
ラジオ								
柱時計								
目覚まし時計								
紳士用腕時計								
上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。						借入申込者 印		
上記の借入れに対し連帯して債務を負担します。						連帯保証人 印		
五ヶ瀬町長 様								

様

五ヶ瀬町長

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号				
貸付金額			円			
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年 賦		半年賦			
利 子	年 3 パーセント					

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 ご持参なさるもの
  - (1) この通知書
  - (2) 同封の借用証
  - (3) あなたの印鑑
  - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各 1 通

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

五ヶ瀬町長

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

災害援護資金借用証

借用金額		円
利 子	年3パーセント	
据置期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還方法	年 賦	半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等に定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

印

住 所

保証人氏名

印

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所  
氏 名

印

五ヶ瀬町長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日 年 月 日

貸付けを受けた金額 円

償還期限 年 月 日

償還金額 円

償還未済額 円

繰上償還をする日 年 月 日

繰上償還をする金額 円

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借 受 人 住 所  
氏 名 印  
連 帯 保 証 人 住 所  
氏 名 印

五ヶ瀬町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			



様式第7号

第 号  
年 月 日

様

五ヶ瀬町長

支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年 月 日から	か月
変更後の償還期間	年 月 日から	年 月 日まで

様式第8号

第 号  
年 月 日

様

五ヶ瀬町長

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

様式第9号

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所  
氏 名 印  
連 帯 保 証 人 住 所  
氏 名 印

五ヶ瀬町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額				円	
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第 号  
年 月 日

様

五ヶ瀬町長

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子  
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

様式第 11 号

第 号  
年 月 日

様

五ヶ瀬町長

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で  
不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に  
係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦 半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	全部 円（償還未済額の 一部で				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男 女	明治 年 月 日	
	氏名			大正 生 昭和	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職 業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人は	フリガナ		男 女	明治 年 月 日	
	氏名			大正 生 昭和	
	現住所		借受人との続柄		
	職 業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ		男 女	明治 年 月 日	
	氏名			大正 生 昭和	
	現住所		借受人との関係		
	職 業		勤務先及び所在地		

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年 月 日

免除申請者

印

五ヶ瀬町長 様

様

五ヶ瀬町長

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除      一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還を免除した額	元 金	円
----------	-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金が更に加算されます。



様

五ヶ瀬町長

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

氏名等変更届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)			
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>借受人（又は同居の親族）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>連帯保証人</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p> <p>五ヶ瀬町長 様</p>				

災害弔慰金支給調査票（規則第2条の調査事項）

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男 女	明治
	死亡した者の氏名				大正 年 月 日生
	死亡した年月日	年 月 日	住 所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支 給 日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支 給 金 額	円
		住 所			
	先順位者の有無	有 無	同順位者の有無	有 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由		支給制限事由に該当の有無	有(その理由) 無	
備考	支給した職員				

資料5 関係機関連絡先一覧表

名称	郵便番号	所在地	電話番号
県関係機関			
危機管理局	880-8501	宮崎市橘通東2丁目10番地1号	0985-26-7612
福祉保健課	880-8501	同上	0985-26-7075
北部教育事務所	882-0872	宮崎市橘通東2丁目10番地1号	0982-32-6116
支庁総務課	882-1101	同上	0982-72-2181
支庁土木課	882-1101	延岡市愛宕町2-15	0982-72-3191
支庁林務課	882-1101	高千穂町三田井22番地	0982-72-3178
高千穂保健所	882-1101	高千穂町三田井22番地 高千穂町三田井1086番地1	0982-72-2168
警察関係			
高千穂警察署	880-1101	高千穂町三田井1200番地1	0982-72-0110
〃 五ヶ瀬駐在所	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所10723番地1	0982-82-0040
〃 鞍岡駐在所	882-1201	五ヶ瀬町鞍岡5992番地3	0982-83-2110
国関係機関			
国土交通省延岡河川国道事務所	882-0803	延岡市大貫町1丁目2889番地	0982-31-1155
九州農政局宮崎地域センター	880-0801	宮崎市老松2丁目3番地17号	0985-22-3181
宮崎北部森林管理署	883-0062	日向市日知屋17371番地1号	0982-52-2191
五ヶ瀬郵便局	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所10721番地6	0982-82-0042
鞍岡郵便局	882-1201	五ヶ瀬町鞍岡1831番地8	0982-83-2342
坂本簡易郵便局	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所3338番地1	0982-82-1144
宮崎地方気象台	880-0032	宮崎市霧島5丁目1番4号	0985-25-4031
陸上自衛隊都城駐屯地	885-0086	都城市久保原町12-1-12	0986-23-3944
指定公共機関			
N T T西日本宮崎支店	880-8593	宮崎市広島1丁目5番3号	0985-23-8700
九州電力延岡営業所	882-1101	延岡市東本町小路96番地2	0120-986-707
宮崎交通高千穂支店	882-1101	高千穂町三田井804番地	0982-72-4133
日本赤十字宮崎県支部	880-0802	宮崎市別府町3番地-1	0985-22-4045
社会福祉施設			
特養老人ホーム「ごかせ荘」	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所10726番地	0982-73-5511
社協	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所10725番地	0982-82-1520
共生型福祉施設「ぬくもり」	882-1202	五ヶ瀬町大字桑野内1514番地5	0982-82-1350
グループホーム「逍遙亭」	882-1203	五ヶ瀬町大字三ヶ所10547番地	0982-82-0267
デイサービス「こもれび」	882-1201	五ヶ瀬町大字鞍岡5830番地1	0982-83-2343
町内公共施設			
鞍岡保育所	882-1201	五ヶ瀬町鞍岡5785番地2	0982-83-2054
中央保育所	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所9400番地	0982-82-1588
上組小学校	882-1202	五ヶ瀬町桑野内4917番地	0982-82-0212
鞍岡小学校	882-1201	五ヶ瀬町鞍岡1696番地	0982-83-2024
坂本小学校	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所3446番地	0982-82-0588
三ヶ所小学校	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所10750番地	0982-82-0021
鞍岡地区複合型交流施設（旧鞍中）	882-1201	五ヶ瀬町鞍岡5929番地	0982-83-2021
	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所11530番地	0982-82-0007
五ヶ瀬中学校	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所9468番地30	0982-82-1255
五ヶ瀬中等教育学校			
町内公共的団体			
森林組合五ヶ瀬支所	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所533番地	0982-82-0028
五ヶ瀬町商工会	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所2118番地	0982-82-0072
J A五ヶ瀬支所	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所10705番地	0982-82-1121
三ヶ所土地改良区	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所10693番地2	0982-82-0441
町内その他団体			
五ヶ瀬町建設業協会	882-1203	五ヶ瀬町三ヶ所	

## 資料6 消防応援協定書

第1条 この協定は消防組織法（昭和22年法第226号）第21条規定に基き蘇陽町五ヶ瀬町との消防相互応援についての事項を定むるものとする。

第2条 蘇陽町及び五ヶ瀬町の区域内における火災防御の為次の各号に掲げる場合は消防団（以下「応援団」という）を派遣する。

1. 応援の要請があったとき。
2. 町村境界より概ね4km以内の距離における相互間の火災を確知し、応援の必要を認めたとき。

第3条 蘇陽町五ヶ瀬町の当事者は、その区域内に火災が発生し、応急の必要がある場合は応援側の消防機関に対し速やかに通報しなければならない。

第4条 応援団の編成は次によるものとする。

消防自動車又は受援地に近接する消防分団を充てる。

第5条 応援団の指揮はすべて現地にある受援側の最高指揮者が応援団長を通じて行うものとする。

第6条 応援団の長は現場到着及び引揚並びに消防行動の状況を現場の最高指揮者に報告しなければならない。

第7条 受援側は応援団が到着した場合、これが誘導に当ると共に活動に協力しなければならない。

第8条 応援に要した燃料その他の諸経費及び事故（隊員、機械、その他）を生じた場合の経費はそれぞれ応援側の負担とする。

その他特別の事項についてはその都度相互間の協議によるものとする。

第9条 本協定に規定した以外のもので、必要があるときは、その都度協議の上決定するものとする。

### 附 則

1. 本協定は昭和42年9月14日より実施する。
2. この協定書は各々協定当事者に於て各一通を保存する。

昭和42年9月14日

蘇陽町長 片岡 正行  
五ヶ瀬町長 原田 敏章

## 資料7 宮崎県消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、宮崎県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）は、消防の相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県内で大規模又は特殊な災害が発生し、市町村等が単独では対応できない場合において、相互の消防力を活用して災害に対処することを目的とする。

（応援業務の範囲）

第2条 この協定における応援業務の範囲は、法第1条に規定される消防の任務とする。

（応援出動）

第3条 応援出動は、市町村長又は消防本部消防長（以下「市町村長等」という。）要請に基づいて行う。ただし、緊急を要する場合については、災害等を覚知した市町村長等の判断により要請を待たずに応援出動することができる。

（応援要請）

第4条 災害が発生し、本協定に基づく応援の必要があると判断した場合は、市町村長等は直ちに応援を要請する。なお、要請の手続きについては別途定める。

（応援人員の派遣）

第5条 前条の規定により、応援の要請を受けた市町村長等は、管轄する区域における業務に支障のない限り、応援のための人員等（以下「応援部隊」という。）を派遣しなければならない。

なお、応援部隊の派遣が困難な場合は、要請した市町村長等に直ちに連絡を行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費については、次の各号に定めるところにより、負担する。

(1) 応援市町村等の負担する経費

ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）、消耗品及び修理費

イ 消防職員及び消防団員の食糧費

ウ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費

エ 消防職員及び消防団員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償費及び賞状金等

オ 交通事故における損害賠償費等

カ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 災害発生市町村の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ、決定するものとする。

(県の役割)

第7条 県は、市町村等と緊密に連携し、消防機関、自衛隊及び警察等の実動機関との調整など、消防応援活動に必要な調整・支援を行う。

また、市町村長等から緊急消防援助隊の要請があった場合又は災害等の状況から県内の消防相互応援では対応できないと判断した場合は、宮崎県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

(改廃)

第8条 この協定の改廃は、知事及び協定市町村等の長の協議により行うものとする。

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、宮崎県消防相互応援基本計画に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成30年5月11日から効力を生じる。
- 2 平成18年7月20日付けで関係市町村等の間において締結した宮崎県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第8条は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため本書30通を作成し、県及び市町村等は各自記名押印の上、1通を保管するものとする。

この協定の締結を証するため、本書47通を作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成30年5月11日

宮崎市長	戸敷 正
延岡市長	読谷山 洋司
都城市長	池田 宣永
日南市長	崎田 恭平
小林市長	宮原 義久
綾町長	前田 穰
日向市長	十屋 幸平
高鍋町長	黒木敏之
串間市長	島田俊光
新富町長	小嶋 崇嗣

西都市長 押川修一郎  
西米良村長 黒木 定蔵  
えびの市長 村岡 隆明  
木城町長 半渡 英俊  
三股町長 木佐貫 辰生  
川南町長 日高 昭彦  
高原町長 高妻 経信  
都農町長 河野 正和  
国富町長 中別府 尚文  
門川町長 安田 修  
諸塚村長 西川 健  
高千穂町長 内倉 信吾  
椎葉村長 椎葉 晃充  
日之影町長 佐藤 貢  
美郷町長 田中 秀俊  
五ヶ瀬町長 原田 俊平  
宮崎県東児湯消防組合  
管理者 日高 昭彦  
西諸広域行政事務組合理事会  
代表理事 宮原 義久  
西臼杵広域行政事務組合  
管理者 内倉 信吾  
宮崎県知事 河野 俊嗣



# 宮崎県消防相互応援基本計画

## 第1章 総則

### 1 目的

本計画は、県内で大規模又は特殊な災害が発生し、市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）が単独では対応できない場合において、宮崎県消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく応援が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な事項について定める。

### 2 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 災害発生市町村

災害が発生した市町村をいう。

#### (2) 災害発生地消防機関

災害発生市町村を管轄する消防本部及び非常備町村の消防団をいう。

#### (3) 応援消防機関

要請に応じて応援部隊を派遣する消防機関（消防団を含む。）をいう。

#### (4) 代表消防機関

県内消防機関の同意により指定され、代表として各消防機関の連絡調整等を行う消防機関をいう。

#### (5) 代表消防機関代行

県内消防機関の同意によって指定され、代表消防本部が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

### 3 対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

#### (1) 地震、豪雨、林野火災等による大規模な災害

#### (2) 高層建築火災、航空機事故、列車事故等の特殊な災害

#### (3) CBRNE災害、テロ災害等の通常装備では対応困難な災害

#### (4) 前各号に掲げるもののほか、市町村等が単独では対応できず、応援が必要と判断される災害

## 第2章 代表消防機関及び宮崎県消防相互応援調整本部

### 1 代表消防機関及び代表消防機関代行

#### (1) 代表消防機関等の指定

代表消防機関を宮崎市消防局、代表消防機関代行を都城市消防局及び延岡市消防本部とする。

#### (2) 代表消防機関等の役割

消防相互応援に関し、代表消防機関等が果たす役割は、概ね次のとおりとする。

代表消防機関	平時	① 県内の消防機関の連絡調整 ② 知事（消防保安課）との連絡調整及び情報交換 ③ その他必要な事項
	発災時	① 知事（消防保安課）との連絡調整 ② 応援要請時の連絡調整 ③ 派遣消防部隊の調整 ④ その他必要な事項
代表消防機関代行	平時	① 代表消防機関との連絡調整 ② その他必要な事項
	発災時	① 代表消防機関との連絡調整 ② 代表消防機関に事故等がある場合の、その任務の代行 ③ その他必要な事項

## 2 宮崎県消防相互応援調整本部

### (1) 宮崎県消防相互応援調整本部の設置

知事は、協定に基づく応援要請が行われた場合に、初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関の情報共有を図るため、宮崎県消防相互応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置することができる。

### (2) 調整本部の役割

調整本部の役割は、次のとおりとする。

- ア 災害発生地消防機関及び応援消防機関の消防隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。
- イ 災害発生地の対策本部、消防機関、警察及び自衛隊等との連絡調整等に関すること。
- ウ その他、必要な事項に関すること。

### (3) 調整本部の運営

#### ア 運営員

調整本部は、宮崎県消防相互応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防相互応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）をもって組織し、県運営員を本部長とする。

県運営員には宮崎県総務部危機管理局消防保安課長を、代表消防機関運営員には宮崎市消防局警防課長を充てるほか、本部長は必要に応じて災害発生市町村及び代表消防機関代行に調整本部への参加を求めることができる。

#### イ 運営員の役割

両運営員は、災害発生市町村及び消防本部と連携し、協定に基づく相互応援の実施、緊急消防援助隊の出動の要否のほか、災害の対応に必要な事項等について協議を行う。

### (4) 連絡員の派遣

調整本部は、情報収集及び連絡調整等のため、現地指揮本部等に連絡員を派遣することができる。

(5) 宮崎県消防応援活動調整本部への移行

本計画を適用した災害により、本県に緊急消防援助隊の出動が決定した場合には、調整本部は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 44 条の 2 に基づく宮崎県消防応援活動調整本部に移行する。

なお、県内応援部隊の活動については、調整本部が移行した後も本計画に基づいて継続する。

(6) 調整本部の解散

災害発生地市町村長等が応援部隊の活動終了を判断し、応援部隊の活動が終了した時点において、知事は調整本部を解散する。

### 第 3 章 応援の実施

#### 1 応援の要請

(1) 要請の基準

応援要請の基準は、次のとおりとする。

- ア 災害の規模、発生件数、特殊性等により、災害の防ぎよが困難と判断、又は困難と予想される場合
- イ 多数の要救助者が発生し、人員及び資機材等を迅速に投入する必要がある場合
- ウ 災害を防ぎよするために、特殊装備資機材の使用が有効である場合
- エ その他応援要請が必要であると認める場合

(2) 要請の手続

応援要請は、災害発生市町村長又は災害発生市町村を管轄する消防本部の消防長（以下「市町村長等」という。）が任意の消防機関に対して行うものとし、消防長が応援要請を行った場合は、その旨を速やかに災害発生市町村長へ報告する。

(3) 要請に係る情報連絡

要請は電話により一報を行うとともに、次の事項が明らかになり次第、応援消防機関及び代表消防機関並びに知事に対し連絡を行う（別記様式 1 - 1）。

- ア 災害の種別
- イ 出動を要請する区域及び活動内容
- ウ その他必要な事項

#### 2 応援実施体制

(1) 基本的事項

- ア 応援消防機関は要請に基づき、業務に支障がない限り応援部隊を直ちに出動させなければならない。なお、応援部隊の派遣が困難な場合は、応援を要請した市町村長等に直ちに連絡を行うものとする。

イ 市町村境界又は消防機関の管轄境界付近で発生した災害については、境界にとらわれることなく応援を実施する。

ウ 緊急を要する場合には、災害等を覚知した市町村長等の判断により応援要請を待たずに出動することができる。

エ 応援の始期は、応援部隊が常備配置消防署等から出場した時点とし、応援部隊が消防署等以外にある場合は、応援出場指令を受け応援出場した時点とする。

また、応援の終期は、応援部隊が帰署等した時点とする。

オ 応援部隊の派遣を中断しなければならない特別の事情が生じた場合は、応援消防機関の長は災害発生地消防機関にその旨を連絡し、応援を中断することができる。

## (2) 応援部隊の編成

ア 応援部隊は、災害発生市町村長等の応援要請に基づき、応援消防機関が派遣可能な部隊で編成する。

イ 応援消防機関は応援部隊の編成等について、災害発生市町村長、代表消防機関及び知事に対し報告する（別記様式2）。

ウ 災害発生市町村長等は調整本部に対し、応援部隊（後方支援部隊を含む。）の編成及び応援要請について依頼することができる（別記様式3）。

この場合において、調整本部が行った応援要請は、災害発生市町村長等によるものと見なす（別記様式1-2）。

エ 本計画の規定にかかわらず、航空部隊の応援については、宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要領に基づいて行う。

## (3) 応援部隊の出動

ア 応援消防機関は、原則として要請のあった区域に直接出動する。ただし、集結場所を指定して一旦集結する必要がある場合は、調整本部から別途指示する。

イ 前項後段の場合において、災害発生消防機関は、応援依頼を受けた応援部隊（航空部隊を除く。）の集結場所として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所で避難場所とは異なる場所を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。

ウ 自発的に応援を決定した部隊及び現場到着予定時刻に遅れる部隊については、その旨を災害発生地消防機関に報告する。

エ 災害発生地消防機関は、応援部隊の道案内のため、誘導員を適宜配置する。

## (4) 指揮体制

### ア 指揮本部の設置

災害発生地消防機関は応援部隊を円滑に運用し、消防活動を効果的に行うため、管轄内に指揮本部を設置する。

また、指揮本部の設置に当たり、その機能を補う必要がある場合は、調整本部に指揮を支援する部隊の派遣を要請することができる。

指揮本部の役割は、部隊の指揮のほか次のとおりとする。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 集結場所への誘導及び集結場所の運営管理</li><li>② 集結場所から活動場所への通路の確保及び誘導</li><li>③ 緊急通路、消防水利等に関する情報の提供</li><li>④ 近隣医療機関の状況把握</li><li>⑤ 携帯無線機の手配、貸与</li><li>⑥ 後方支援部隊のサポート</li><li>⑦ 燃料、食糧、建設機械等の確保に係る調達先の手配</li></ol> |
|---|

#### イ 指揮系統

指揮本部長は災害発生地消防機関の長とし、次のとおり指揮を行う。

- ① 応援部隊の指揮は、指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。
- ② 応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき応援部隊の指揮者が行う。

#### ウ 応援部隊の運用

応援部隊は次のとおり運用する。

- ① 応援部隊は原則として、応援消防機関単位で運用する。
- ② 応援部隊内の指揮者は、応援部隊が要請のあった区域又は集結場所に到着したとき及び派遣元に引き揚げるときは指揮本部長に対し報告を行うとともに、活動状況について随時報告を行い指示を受けるものとする。
- ③ 指揮本部長は、応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

#### (5) 無線運用

応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、次のとおりとする。

ア 災害発生地での通信は、消防デジタル無線（主運用波、消防救急波）又は通信可能な手段により行う。

イ 緊急消防援助隊受援の場合は、統制波は使用しないものとする。

ウ 災害現場の状況により、上記以外の無線運用を行う必要がある場合は、指揮本部において調整する。

#### (6) 応援実施に係る情報連絡

ア 応援要請を行った市町村長等は、応援消防機関、代表消防機関及び知事に対して定期的に災害の状況を報告する（別記様式4）。

イ 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は防災行政無線）によるが、これらが途絶している場合には、通信が可能な手段により対応する。

ウ 情報連絡内容は次のとおりとする。

- ① 災害の発生日時
- ② 災害の発生場所
- ③ 災害の種別及び状況
- ④ 人的・物的被害の状況
- ⑤ 消防機関の活動状況等
- ⑥ その他必要な事項

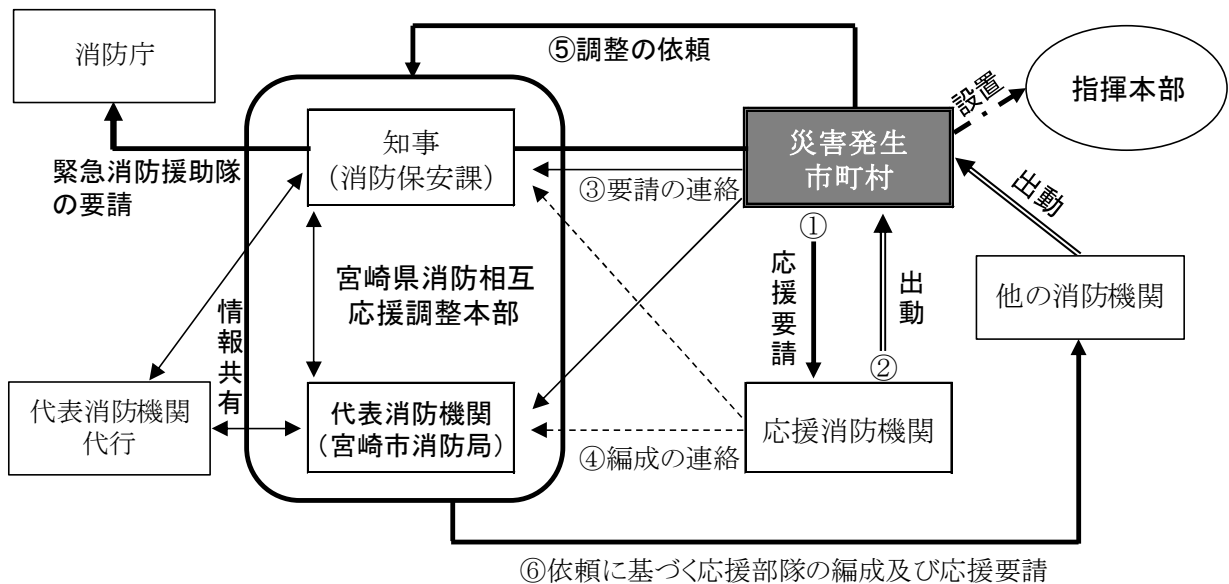
(7) 応援の終了

ア 応援部隊が活動を終了する時期については、災害発生市町村長等が判断し、指揮本部長を通じて応援部隊の指揮者に伝えるとともに、応援消防機関、代表消防機関及び知事に連絡する（別記様式5）。

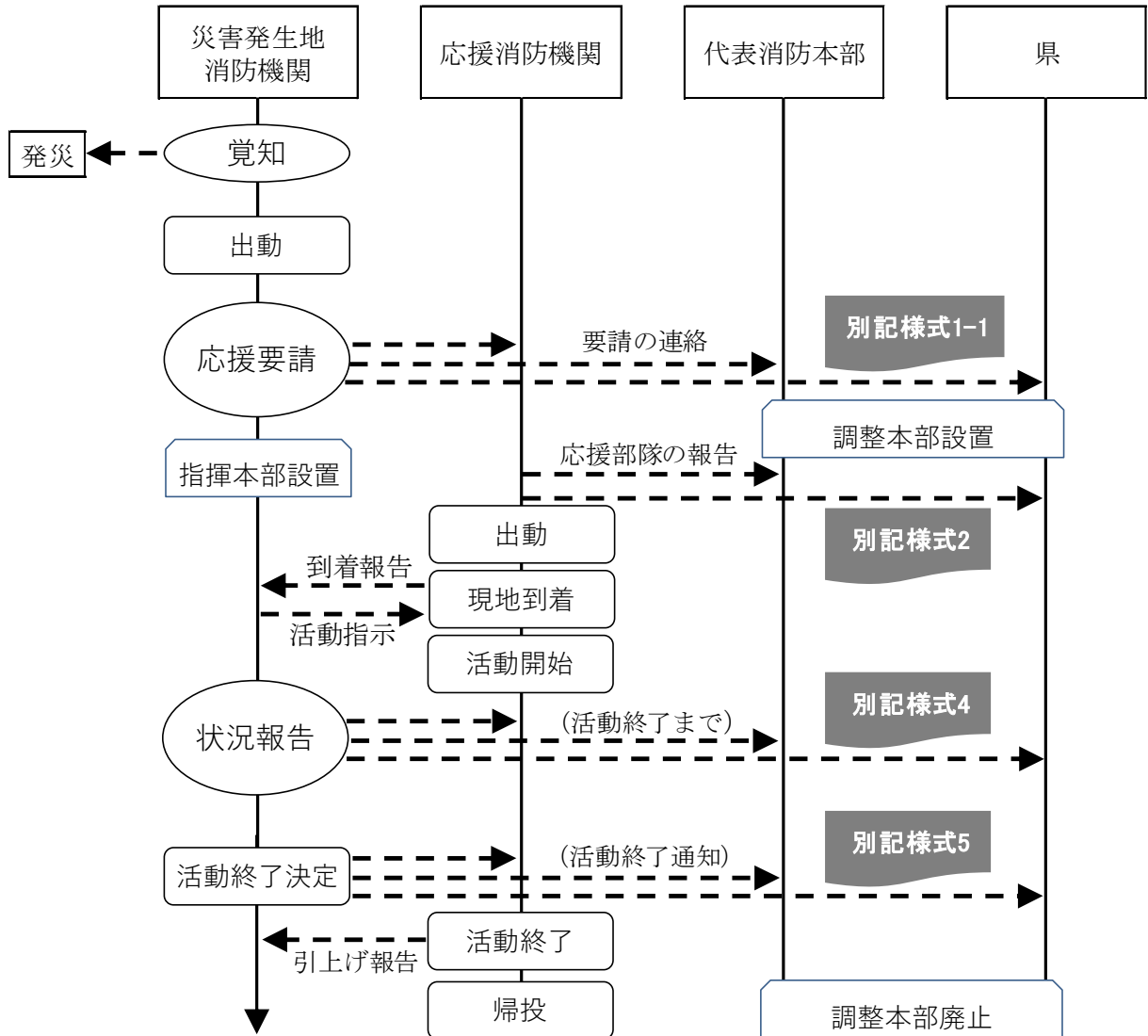
イ 災害発生地消防機関及び応援消防機関は、事後速やかに以下の報告書を作成し、関係機関へ送付する。

名称	作成者	送付先
応援部隊活動報告書（別記様式6）	応援消防機関	災害発生地消防機関、代表消防機関、知事
災害対応概要報告書（別記様式7）	災害発生地消防機関	応援消防機関、代表消防機関、知事

【応援要請及び情報連絡図】



【応援要請時のフロー】



第4章 受援体制

1 受援体制の確立

(1) 基本的事項

各消防機関は、応援に必要な情報を速やかに提供できる体制を構築するとともに、応援要請を行った場合は、直ちに受援体制を整える。

(2) 平時の備え

各消防機関は、応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、あらかじめ手続の確認や体制の構築等を図るとともに、情報の収集整理を行う。

<p>消防機関で確立すべき内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応援要請手続</li> <li>② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所</li> <li>③ 消防と市町村との連絡体制</li> <li>④ 調整本部との連絡体制</li> <li>⑤ その他応援に必要な事項</li> </ul>
<p>応援に必要な情報等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 消防水利の情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）</li> <li>・ 水利の所在地</li> <li>・ 管口径、貯水容量</li> <li>・ 水利地図（広域地図・住宅地図）</li> </ul> </li> <li>② 医療機関の一覧表及び地図</li> <li>③ 野営場所の一覧表及び地図</li> <li>④ 燃料、食糧、建設機械等の調達先の一覧表及び地図</li> <li>⑤ その他応援に必要な事項</li> </ul>

## 2 補給体制

- (1) 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。
- (2) 県は、食糧及び燃料等の補給物資の円滑な補給体制を確立するため、代表消防機関及び代表消防機関代行に依頼し支援調整を行う。

## 3 受入体制が整わない場合の対応

災害発生地消防機関が県内応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を調整本部に求めることができる。

## 第5章 その他

### 1 費用の請求

協定に基づき、応援消防機関が応援に要した経費を災害発生地市町村に請求するときは、別記様式8により行う。

### 2 合同訓練の実施

災害発生時の情報連絡を迅速かつ円滑に実施するため、本計画に基づいた合同訓練を実施する。

### 3 県外への応援体制

県域を越えた大規模災害時における応援については、法第43条及び同法第44条の規定に基づき対応する。

### 4 その他

本計画に定めのない事項については、関係機関の協議により行う。

## 附 則



- 1 本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 12 月 10 日付けで策定した「宮崎県消防広域応援基本計画」（旧計画）は平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

## 宮崎県消防相互応援要請

年	月	第 報 日
---	---	-------------

応援消防機関消防長 殿  
代表消防機関消防長 殿  
宮崎県知事 殿

市町村長  
消防長

宮崎県消防相互応援協定に基づき、次のとおり応援を要請します。

災害発生日時	年	月	日	時	分
応援要請日時	年	月	日	時	分
災害発生場所					
災害の種別 及び状況					
人的・物的 被害の状況					
必要な 装備・ 資機材等	部隊種別	部隊数		必要な装備・資機材等	
	指 揮 隊				
	消 火 隊				
	救 助 隊				
	救 急 隊				
	後 方 支 援 隊				
出動を希望する区域 又は集結場所					
活 動 内 容					
宮崎県消防相互応援調整本部の設置		要 ・ 否			
災害現場の指揮責任者		所属	職氏名	連絡先	
連絡担当者		所属	職氏名	連絡先	
その他必要な事項 (無線波の指定等)					

1. 本様式は災害発生市町村（消防機関）が消防相互応援を要請する際に使用する。
2. 消防相互応援の要請は、任意の消防機関に対して行う。

## 宮崎県消防相互応援要請（調整本部）

年	月	日	第 報 日
---	---	---	-------------

応援消防機関消防長 殿  
代表消防機関消防長 殿

宮崎県消防相互応援調整本部長  
(宮崎県消防保安課長)

〇〇（市町村長又は消防長）から消防相互応援の調整依頼がありましたので、宮崎県消防相互応援協定に基づき、次のとおり応援を要請します。

災害発生日時	年	月	日	時	分
応援要請日時	年	月	日	時	分
災害発生場所					
災害の種別 及び状況					
人的・物的 被害の状況					
必要な 装備・ 資機材等	部隊種別	部隊数	必要な装備・資機材等		
	指 揮 隊				
	消 火 隊				
	救 助 隊				
	救 急 隊				
	後 方 支 援 隊				
		出動を希望する区域 又は集結場所			
	活 動 内 容				
災害現場の指揮責任者					
調整本部の連絡担当者		所属	職氏名	連絡先	
その他必要な事項 (無線波の指定等)					

1. 本様式は市町村長等の依頼により、調整本部から消防相互応援を要請する際に使用する。
2. 消防相互応援の要請は、任意の消防機関に対して行う。

## 宮崎県消防相互応援部隊の応援等決定通知

年 月 日

災害発生地消防機関消防長 殿  
 代表消防機関消防長 殿  
 宮崎県知事 殿

消防長

宮崎県消防相互応援協定に基づき、次のとおり応援を実施しますので、受援体制を整えてください。

応援要請者				
要請を受けた日時	年	月	日	時 分
災害発生場所				
災害の種別				
現場到着予定時刻	年	月	日	時 分頃
携行する装備・資機材等 派遣する応援部隊及び	部隊種別	部隊数	人数	携行する装備・資機材等
	指 揮 隊			
	消 火 隊			
	救 助 隊			
	救 急 隊			
	後 方 支 援 隊			
出動する区域 又は集結場所				
活 動 内 容				
応援部隊の指揮責任者	所属	職氏名	連絡先	
連絡担当者	所属	職氏名	連絡先	
その他必要な事項				

1. 本様式は応援消防機関が応援部隊の編成等について報告する際に使用する。
2. 編成等の連絡は、災害発生地消防機関、代表消防機関、知事に対して行う。

消防相互応援に関する調整依頼
----------------

年 月 日

宮崎県消防相互応援調整本部  
 県運営員（宮崎県消防保安課長） 殿  
 代表消防本部運営員（宮崎市消防局警防課長） 殿

市町村長  
 消防長

宮崎県消防相互応援基本計画の規定に基づき、応援部隊の編成及び応援要請について、次のとおり調整を依頼します。

災害発生日時	年 月 日 時 分		
災害発生場所			
災害の種別 及び状況			
人的・物的 被害の状況			
必要 必要 必要な 応援 部隊 及び 資機材 等	部隊種別	部隊数	必要な装備・資機材等
	指 揮 隊		
	消 火 隊		
	救 助 隊		
	救 急 隊		
	後 方 支 援 隊		
	出動を希望する区域 又は集結場所		
	活 動 内 容		
災害現場の指揮責任者	所属	職氏名	連絡先
連絡担当者	所属	職氏名	連絡先
その他必要な事項 (無線波の指定等)			

1. 本様式は災害発生市町村長等が調整本部へ応援部隊の編成及び応援要請に係る調整を依頼する際に使用する。
2. 消防相互応援の要請は、任意の消防機関に対して行う。

消防相互応援に係る災害の状況
----------------

年	月	第 報 日
---	---	-------------

応援消防機関消防長 殿  
代表消防機関消防長 殿  
宮崎県知事 殿

市町村長  
消防長

宮崎県消防相互応援協定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種別 及び状況	
人的・物的 被害の状況	
消 防 機 関 の 活 動 状 況 等	
その他必要な事項	
連絡担当者	所属 職氏名 連絡先

1. 本様式は災害発生市町村（消防機関）から災害の状況を連絡するために使用する。
2. 連絡は応援消防機関、代表消防機関及び知事に対して行う。

<h2 style="margin: 0;">応援部隊の活動終了通知</h2>
---

年	月	日
---	---	---

応援消防機関消防長 殿  
 代表消防機関消防長 殿  
 宮崎県知事 殿

市町村長  
 消防長

宮崎県消防相互応援協定に基づく応援部隊の活動が終了しましたので通知します。

活動終了日時	年	月	日	時	分
活動終了した隊	出動部隊	部隊数		備考	
	指 揮 隊				
	消 火 隊				
	救 助 隊				
	救 急 隊				
	後 方 支 援 隊				
連絡事項					
連絡担当者	所属	職氏名	連絡先		

1. 本様式は災害発生市町村（消防機関）が応援部隊の活動終了を通知するために使用する。
2. 連絡は応援消防機関、代表消防機関及び知事に対して行う。

応援部隊活動報告書
-----------

年	月	日
---	---	---

災害発生地消防機関消防長 殿  
 代表消防機関消防長 殿  
 宮崎県知事 殿

消防長

宮崎県消防相互応援協定に基づく応援部隊の活動について報告します。

災害発生場所				
応援隊の種別				
車 種				
人 員				
出 動 日 時				
現場到着日時				
活動開始日時				
活動終了日時				
帰 着 日 時				
活 動 概 要				
使用資機材				
人員機材の異常の有無				
そ の 他				
担 当 者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;">所属</td> <td style="width: 33%; border: none;">職氏名</td> <td style="width: 33%; border: none;">連絡先</td> </tr> </table>	所属	職氏名	連絡先
所属	職氏名	連絡先		

本様式は応援消防機関が活動終了後に作成し報告する。



## 災害対応概要報告書

年 月 日

応援消防機関消防長 殿  
 代表消防機関消防長 殿  
 宮崎県知事 殿

市町村長  
 消防長

宮崎県消防相互応援協定に基づく災害対応の概要について報告します。

災害発生日時	年 月 日 時 分	覚 知 日 時	月 日 時 分				
応援要請日時	年 月 日 時 分	応援市町村等名					
活動終了日時	年 月 日 時 分						
災害発生場所							
災 害 種 別							
被害の程度 死 傷 者 数							
消 防 隊 の 活 動 概 要							
消 防 隊 の 出 動 状 況		指揮隊	消火隊	救助隊	救急隊	その他	合計
	要請側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人
	応援側	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人	台 人
他 機 関 の 出 動 状 況							
そ の 他							
担 当 者	所属	職氏名			連絡先		

本様式は災害発生市町村（消防機関）が災害対応終了後に作成し、応援消防機関、代表消防機関及び知事に報告する。

第 年 月 号 日

(災害発生) 市町村長 殿

請求者  
(応援) 市町村長 印

応援に要した費用の請求について

宮崎県消防相互応援協定に基づき 年 月 日に応援出動した経費について、同協定第 6 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

---

経費の内訳

項目	数量	金額	備考
合計			

連絡担当者	所属	職氏名	連絡先
-------	----	-----	-----

積算基礎資料を添付してください。

## 資料 8 宮崎県市町村防災相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の規定の趣旨に基づき、県内において大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に市町村間相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において、災害とは、法第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第 3 条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第 4 条 応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第 5 条 被災市町村の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第 6 条 応援を要請された市町村長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村の長は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し、被災市町村の長が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県消防防災課と協議の上、同条の要請を待たない

で、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町村の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、各市町村は、自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換をするものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、市町村が別に消防組織法の規定に基づき締結した消防相互応援等その他の協定を排除するものではない。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第12条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、本書44通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年8月29日

宮崎市長	津村 重光
都城市長	岩橋 辰也
延岡市長	櫻井 哲雄
日南市長	北川 昌典
小林市長	堀 泰一郎
日向市長	赤木 欣康
串間市長	山下 茂
西都市長	黒田 昭
えびの市長	松形 良正
清武町長	落合 兼俊
田野町長	丸目 賢一

佐土原町長	上田	長資
北郷町長	植野	章一
南郷町長	崎村	利正
三股町長	山元	勝博
山之口町長	徳永	毅
高城町長	篠原	義美
山田町長	日高	隆矩
高崎町長	河野	一郎
高原町長	横田	修
野尻町長	長瀬	道大
須木村長	小牧	一範
高岡町長	志知島	敏身
国富町長	上杉	哲夫
綾町長	前田	穰
高鍋町長	臼杵	直孝
新富町長	太田	直満
西米良村長	濱砂	梧郎
木城町長	黒木	傳
川南町長	河野	寛一
都農町長	河野	通継
門川町長	金丸	親治
東郷町長	木村	映一
南郷村長	田原	正人
西郷村長	林田	敦
北郷村長	山本	進
北方町長	佐藤	嘉紘
北川町長	盛武	義美
北浦町長	小西	修一
諸塚村長	中本	正洋
椎葉村長	中瀬	高住
高千穂町長	稲葉	茂生
日之影町長	梅戸	勝惠
五ヶ瀬町長	村中	眞信

## 資料9 消防業務応援協定書

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、山都町と五ヶ瀬町との消防相互応援についての事項を定めるものとする。

第2条 山都町及び五ヶ瀬町の区域内における火災防御のため、次の各号に掲げる場合は、所要の消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣する。

1. 応援の要請があったとき。
2. 町村境界より概ね4km以内の距離における相互間の火災を確知し、応援の必要を認めたとき。

第3条 山都町・五ヶ瀬町の当事者は、その区域内に火災が発生し、応援の必要がある場合は、応援側の消防機関に対し速やかに通報しなければならない。

第4条 応援隊は、消防自動車又は受援地に近隣する消防分団で編成する。

第5条 応援隊の指揮は、すべて現地にある受援地の最高指揮者が応援団の長を通じて行うものとする。

第6条 応援隊の長は、現場到着及び引揚げ並びに消防行動の状況を現場の最高指揮者に報告しなければならない。

第7条 受援側は、応援隊が到着した場合、速やかに誘導に当たると共にその活動に協力しなければならない。

第8条 応援に要した燃料その他の諸経費及び事故（隊員、機械、その他）、処理に要した経費は、それぞれの応援側の負担とする。

その他特別の事項については、その都度相互間の協議によるものとする。

第9条 本協定に規定した以外のもので、必要があるときは、その都度協議の上決定するものとする。

### 附 則

1. 本協定は、平成17年4月1日より実施する。
2. この協定書は各々協定当事者に於いて各1通を保存する。

平成17年4月1日

熊本県上益城郡山都町浜町6番地

山都町長 甲斐 利幸

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

五ヶ瀬町長 飯干 辰己

## 資料10 災害対策の支援に関する協定書

高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以下「甲」という。）と高千穂地区建設業協会（以下「乙」という。）とは、風水害、地震等により災害が発生した場合の応急復旧工事等の活動（以下「災害対策支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、風水害、地震等により災害が発生した場合、被災した公共施設の機能の確保、及び回復のため、乙に所属する会員の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による災害対策支援活動について甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

2 前項中の乙に所属する会員とは、別表「連絡体制表」に記載している者とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙に協力を要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力する。

3 甲は、乙が災害対策支援活動を実施するために必要な情報を提供する。

4 甲は、乙に要請するにあたり、緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害対策支援活動を行う者を指定することができる。

5 甲が乙に連絡することが不可能な場合、甲は乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとし、連絡が可能となり次第甲は乙にその旨を速やかに報告する。

### （活動の内容）

第3条 乙は、前条の甲の要請により、次の行動を行う。

(1) 被災調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

(2) 災害対策支援活動に必要な人員、建設資機材等を確保する。

(3) 応急復旧工事等を行う。

2 前項の支援活動を迅速に行うため被災状況に応じ甲、乙が協議して活動内容を定めるものとする。

### （建設機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があった場合は、建設機材等を提供するものとする。

### （活動の報告）

第5条 乙は、第3条第1項の活動を行った場合には速やかに甲に報告し、災害対策支援活動を終了した後に甲に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲は、乙から前条の報告があった場合は、乙と協議して金額を確定するものとする。

2 前項の金額の確定については、第3条第1項第1号の被災調査に要する支援活動費は無償とする。

(損害補償)

第7条 この協定の協力要請に基づいて活動した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、高千穂町・日之影町及び五ヶ瀬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年7月1日宮崎県総合事務組合条例第27号）の定めるところによる。

(有効期限)

第8条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力は継続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するための本書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年5月18日

甲 高千穂町  
町長 内倉 信吾  
甲 日之影町  
町長 津隈 一成  
甲 五ヶ瀬町  
町長 飯干 辰己  
乙 高千穂地区建設業協会  
会長 竹尾 通洋



## 資料11 災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定書

高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町（以下「甲」という。）と西臼杵生コン事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害応急対策に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、西臼杵郡内において風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水供給の要請を行うことができる。

2 前項の要請は、災害応急対策に必要な用水確保の要請書（様式第1号）に必要事項を記載のうえ、行うものとする。ただし、文書により要請することができない特別の理由があるときは、口頭その他の確実な方法で要請できる。

3 甲は、前項ただし書きにより要請したときは、遅滞なく災害応急対策に必要な用水確保の要請書に必要事項を記載のうえ、乙に提出するものとする。

### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、所属の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、用水の確保を実施させるものとする。

この場合、出動先の用水確保の作業については、甲又は甲に属する消防団長の指示に従うものとする。

### （報告）

第4条 乙は、用水の確保を実施した場合は、速やかに甲に対して災害応急対策に必要な用水確保の実績報告書（様式第2号）により報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 用水の確保に要する経費については、別途協議のうえ定めるものとする。

### （事故等）

第6条 乙が供給したコンクリートミキサー車が故障その他の理由により用水の確保を中断したときは、乙は速やかに当該コンクリートミキサー車を交換又は修理して、用水の確保を継続しなければならない。

### （危険回避）

第7条 乙より連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その

危険を回避することができる。

その場合には、速やかにその危険な状況を甲及び乙に連絡し、安全を確保したうえ、又は、別の輸送経路等により、用水の確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定に基づく用水の確保により損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(損害補償)

第9条 当該用水の確保に従事し負傷等により損害を受けた場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年7月1日宮崎県総合事務組合条例第27号）の定めるところによる。

(訓練の実施)

第10条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては事務局長とする。

(協議)

第12条 この協定に関し必要な事項は、双方で協議のうえ定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第13条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年5月18日

甲	高千穂町		
	町長	内倉	信吾
甲	日之影町		
	町長	津隈	一成
甲	五ヶ瀬町		
	町長	飯干	辰己
乙	西臼杵生コン事業協同		
	理事長	木田	正美

組合

## 資料12 災害時における建築物の応急対策に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎県建築協会（以下「乙」という。）は、災害時における建築物の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における建築物の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- (1) 災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の建築物の機能回復
- (2) 被害状況の調査・報告
- (3) 建築機械・資材及び労力の提供
- (4) その他必要と認める業務

（支援協力の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から応急対策業務について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した実費については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、県有施設については、甲が負担するものとする。

2 実費の内容については、別途協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては宮崎県建築協会事務局とする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて応急対策業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、

労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

(協議)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年7月17日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 東国原 英夫  
乙 宮崎県建築協会  
会長 志多 宏彦

様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

市町村長

災害時における建築物の応急対策に関する要請書

「災害時における建築物の応急対策に関する協定に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震 風水害 その他 ( )
要請の内容	
要請日時	平成 年 月 日 時 分
要請場所	宮崎県
災害の状況	
注意事項	
その他	

	要求機関名	氏名	連絡先
要 請 者			
現地要請者			
現地指揮者			

## 資料13 災害時における防水等の応急対策に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎県防水工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における防水等の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における防水等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の

- (1) 天井・壁の漏水の応急止水措置
- (2) 飲料水槽・配管の漏水の応急止水措置
- (3) 発電機・投光器による応急照明装置の提供
- (4) 被害情報の収集・報告
- (5) その他必要と認める業務

（支援協力の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から応急対策業務について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した実費については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、県有施設については、甲が負担するものとする。

2 実費の内容については、別途協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては宮崎県防水工事業協同組合事務局とする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応急対策業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

(協議)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年7月28日

英夫

幹男

甲 宮崎県  
宮崎県知事 東国原

乙 宮崎県防水工事業協同組合  
代表理事 稲田

様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

市町村長

災害時における防水等の応急対策に関する要請書

「災害時における防水等の応急対策に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震 その他 ( 風水害 )
要請の内容	
要請日時	平成 年 月 日 時 分
要請場所	宮崎県
災害の状況	
注意事項	
その他	

	要求機関名	氏名	連絡先
要 請 者			
現地要請者			
現地指揮者			



## 資料14 災害時における飲料水調達業務に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水調達に係る業務（以下「飲料水調達業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して支援を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりである。

- (1) 乙が設置している緊急時対応型飲料水自動販売機（以下「緊急対応型自販機」という。）内の飲料水の無償提供
- (2) 乙の商品（以下「商品」という。）の優先的な供給
- (3) 商品の搬送引渡し

（支援の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から飲料水調達について協力要請があるときは、乙に支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、飲料水調達業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第5条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、第2条(1)により支援を受けた場合を除く。

2 商品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 商品の搬送及び引渡しは、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、商品を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては南九州ペプシコーラ販売株式会社宮崎支店とする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて飲料水調達業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年9月8日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 東国原 英夫  
乙 熊本県熊本市桜町3番35号  
南九州ペプシコーラ販売株式会社  
代表取締役社長 田中 等

様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

市町村長

災害時における飲料水調達業務に関する要請書

「災害時における飲料水調達業務に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震（含む火災） 風水害 その他（ ）		
要請日時	平成 年 月 日（ ） 時 分		
搬送先	場所	場所	場所
品目・数量			
引渡希望日 時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
その他			

	要求機関名	氏名	連絡先
要 請 者			
現地要請者			

## 資料15 災害時における物資の調達に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達に係る業務（以下「物資調達業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して支援を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （支援の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。ただし、甲より乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品提供を優先する必要性等、により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 乙の調達・製造が可能な範囲内での商品（以下「商品」という。）の供給
- (2) 商品の搬送引渡し
- (3) その他必要と認める業務

### （支援の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から物資の調達について協力要請があるときは、乙に支援を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、物資調達業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

### （費用）

第5条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。

- 2 商品の取引価格は、災害発生直前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。
- 3 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用については、乙から請求後1箇月以内に、要請を行った市町村が乙の指定口座に振り込みにより支払うものとする。

### （搬送及び引渡し）

第6条 商品の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の搬送ができない場合は、甲の指定する運送業者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においてはC C Oオフィスとする。

2 本協定締結後速やかに様式第3号に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて応急対策業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように極力支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店若しくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合は甲はこれを承諾する。

(協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年11月11日

甲 宮崎県

宮崎県知事 東国原 英夫

乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新浪 剛史

様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

市町村長

災害時における物資の調達に関する要請書

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震（含む火災） 風水害 その他（ ）		
要請日時	平成 年 月 日（ ） 時 分		
搬送先	場所	場所	場所
品目・数量			
引渡希望日 時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
その他			

	要求機関名	氏名	連絡先
要 請 者			
現地要請者			

## 資料16 災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と伊藤忠商事株式会社（以下「乙」という。）並びに乙の協力会社（以下「協力会社」という。）の株式会社南九州ファミリーマート（以下「丙」という。）、伊藤忠エネクス株式会社（以下「丁」という。）及び株式会社エコア（以下「戊」という。）とは、災害時における物資等の総合的支援体制に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時における物資等の総合的支援体制に係る業務（以下「総合的支援業務」という。）の実施に関し、甲が乙及び協力会社に対して支援を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （支援内容）

第2条 乙及び協力会社は、本協定に基づく支援を甲の要請に応じて下記のとおり実施するものとする。

#### （1）乙の支援内容

甲と協力会社間の総合調整を行う。

#### （2）丙の支援内容

イ 丙の調達が可能範囲内での商品（以下「商品」という。）の供給

ロ 商品の搬送引渡し

#### （3）丁の支援内容

イ 宮崎県内の丁のサービスステーションにおいて、災害時の緊急車両（警察、消防、丙等の物資運搬車両）への優先的な燃料の供給

ロ 被災地付近の丁のサービスステーションを緊急避難場所又は帰宅困難者用の一時休憩所若しくは近隣被災者用の非常用食料、飲料水及び物資の集積地としての施設の無償提供

#### （4）戊の支援内容

イ 災害時の緊急対応設備用に、炊き出し等で利用するためのLPガス、ガスボンベ及び関連機器（給湯器、ストーブ、ガスコンロ等）の指定場所への供給及び緊急避難場所においてのLPガスの使用方法の指導

ロ 初動緊急措置として二次災害発生防止を主眼にLPガスの供給停止等の適切な処置及び拡声器・チラシ配布等による二次災害防止のための広報活動の実施

### （支援の実施）

第3条 協力会社は、各自、本協定に基づく支援内容、支援の要請方法、実施手順、費用負担等の実施要領（総称して以下「実施要領」という。）を作成し、書面により甲に提出し、またその写しを乙に提出するものとする。なお、協力会社は自己の判断で実施要領を変更することができるものと



するが、この場合には、事前にその旨を甲及び乙に書面をもって通知するものとする。

2 乙及び協力会社は、甲から支援の協力要請を受けたときは、前項の実施要領に基づき最大限の努力をもって支援を実施するものとする。なお、甲が乙及び協力会社に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙及び協力会社は甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(協力会社の追加)

第4条 甲及び乙が協議の上、第2条の協力会社に他の会社を追加する場合には、甲乙及び当該追加会社間において書面をもって定めるものとする。この場合、甲及び乙は、当該追加会社についても本協定の適用を受けることとする。

2 前項に基づき協力会社が追加された場合には、乙は、その時点で現存する全協力会社にその旨を報告するものとする。

(費用負担)

第5条 乙及び協力会社が本協定に基づく支援の遂行に当たり供給した商品の対価及び運搬等の費用については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、県有車両燃料費については、甲が負担するものとする。

2 乙及び協力会社が供給した物資、燃料、機器等の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生直前の取引において適用されていた通常価格）を基準として、甲と乙及び協力会社が協議して定めるものとする。また、この支払方法については、第3条第1項に定める実施要領において取り決めるものとする。

(補償)

第6条 本協定に基づいて支援協力に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

(協議等)

第7条 本協定に関し必要な事項は、甲乙及び協力会社で協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期間)

第8条 本協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙又は協力会社が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年11月20日

甲 宮崎県

宮崎県知事 東国原 英夫

乙 東京都港区北青山2丁目5番1号  
伊藤忠商事株式会社

代表取締役社長 小林 栄三

丙 鹿児島県鹿児島市真砂本町3番67号  
株式会社南九州ファミリーマート

代表取締役社長 吉田 武司

丁 東京都港区芝浦3丁目4番1号  
伊藤忠エネクス株式会社

代表取締役社長 小寺 明

戊 福岡県福岡市博多区冷泉町4番20号  
株式会社エコア

代表取締役社長 権藤 烈

## 資料17 災害時における総合的支援に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における総合的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における総合的支援に係る業務（以下「総合的支援業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （支援の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- (1) 交通が途絶し、容易に帰宅できない徒歩帰宅者等（以下「帰宅困難者等」という。）に対しての
  - ① 緊急避難場所及び一時休憩所としての施設の提供
  - ② 地図等による道路情報及びテレビ、ラジオ等の情報の提供
  - ③ 水道水、トイレの提供
- (2) 非常用物資の集積地としての施設の提供
- (3) 緊急車両等に対する優先的な燃料の供給

### （支援の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から支援業務について協力要請があるときは、乙に支援を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、総合的支援業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙が行う総合的支援業務において発生した実費については、原則として当該支援を行った乙が負担するものとする。ただし、第2条第1項第3号については、要請を行った市町村が負担し、甲の所有する車両については、甲が負担するものとする。

- 2 緊急車両等に対する優先給油の決済は、宮崎県石油商業組合発行のチケットとし、民間の物資運搬車両に関しては現金払いとする。

3 商品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(通信途絶時の要請)

第6条 甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては宮崎県石油商業組合事務局とする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて総合的支援業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、乙の加入する保険により対応するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年12月3日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 東国原 英夫  
乙 宮崎県宮崎市松橋1丁目10番8号  
宮崎県石油商業組合  
理事長 竹井 左馬之亮

様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

市町村長

災害時における総合的支援に関する要請書

「災害時における総合的支援に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震 風水害 その他 ( )
要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
要請場所 (給油所名)	宮崎県 給油所
要請の内容	
災害の状況	

	要求機関名	氏名	連絡先
要 請 者			
現地要請者			
現地指揮者			

## 資料18 災害時における総合的支援に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎県商工会連合会（以下「乙」という。）は、災害時における総合的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における総合的支援に係る業務（以下「総合的支援業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して支援を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は下記のとおりとする。

(1) 次に掲げる商品のうち、要請時点で乙が調達可能な商品の供給・運搬

- ① 食料品・飲料水
- ② 寝具
- ③ 日用雑貨品
- ④ 衣料品
- ⑤ 炊事用具
- ⑥ 光熱材料
- ⑦ 医療品

(2) 公共土木施設の機能の確保並びに回復のために必要な緊急を要する応急復旧作業及び緊急を要する建設資機材の調達・運搬

(3) 避難所としての宿泊場所の提供

(4) その他、甲が必要と認めるもので乙が対応可能な業務

（支援の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から総合的支援業務について協力要請があるときは、乙に支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、総合的支援業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う総合的支援業務において発生した実費については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、甲の管理する公共土木施設で第2条第1項第2号に係る経費については、甲が負担するものとする。

2 商品の取引価格は、災害発生直前における乙の店舗での販売推奨価格とする。

3 宿泊に係る料金については、災害発生直前における乙の宿泊料金とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(搬送及び引渡し)

第6条 商品の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の搬送ができない場合は、甲の指定する運送業者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては宮崎県商工会連合会事務局とする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて総合的支援業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、第2条第1項第2号に係る支援従事者については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年宮崎県条例第35号）の定めるところによる。

2 第2条第1項第2号以外に係る支援従事者については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、乙の加入する保険により対応するものとする。

3 第1項の補償について、災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年宮崎県条例第35号）を適用する場合は、第2条第1項第2号に基づく支援要請を行ったことをもって災害対策基本法第71条に規定する従事命令を発したこととみなすものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 21 年 3 月 6 日

- 甲 宮崎県  
宮崎県知事 東国原 英夫
- 乙 宮崎県宮崎市松橋 2 丁目 4 番 31 号  
宮崎県商工会連合会  
会長 松澤 衛



様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

市町村長

### 災害時における総合的支援に関する要請書

「災害時における総合的支援に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震 風水害 その他 ( )
要請日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分
要請場所 (物資搬送 先・宿泊 先・応急復 旧場所等)	宮崎県
要請の内容 (物資品 目・数量、 引渡日時・ 応急復旧方 法等)	
宿泊者人数	①大人 名 ②子供 名 (合計 名) (内訳) 男 名 ・ 女 名
その他	

	要求機関名	氏名	連絡先
要 請 者			
現地要請者			

## 資料19 災害時における物資の調達に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達に係る業務（以下「物資調達業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （支援の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は下記のとおりとする。

- (1) 乙の調達が可能範囲内での商品（以下「商品」という。）の供給
- (2) 商品の搬送引渡し
- (3) その他必要と認める業務

### （支援の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から協力要請があるときは、乙に支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、物資調達業務を実施したときは、様式第2号に定める実施報告書により、甲に報告するものとする。

### （費用）

第5条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。

2 商品の取引価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引において適用されていた通常価格）を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （搬送及び引渡し）

第6条 商品の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の搬送ができない場合は、甲の指定する運送業者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への物資運搬は、乙の指定業者が行うことをあらかじめ承諾する。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においてはNPO法人コメリ災害対策センター事務局とする。

2 この協定を締結後、速やかに様式第3号に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて物資調達業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は労働者災害補償保険法(昭和23年法律第50号)により対応するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年8月17日

甲 宮崎県  
宮崎県知事 東国原 英夫

乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢一

様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 殿

宮崎県知事

災害時における物資の調達に関する要請書

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震（含む火災） 風水害 その他（ ）		
要請日時	平成 年 月 日（ ） 時 分		
搬送先	場所	場所	場所
品目・数量			
引渡希望日 時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
その他			

	要求機関名	氏名	連絡先
要 請 者			
現地要請者			

様式第2号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

NPO法人コメリ災害対策セン

ター

理事長

### 災害時における物資の調達の実績報告書

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり実績報告をします。

#### 記

要請日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分		
搬送先	場所	場所	場所
品目・数量			
引渡日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
その他			

連絡責任者届

年 月 日 現在

【宮崎県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯 電 話	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯 電 話		

【NPO法人コメリ災害対策センター】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯 電 話	
F A X	

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯 電 話		

## 資料20 大規模災害発生時における後方支援拠点に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と五ヶ瀬町（以下「乙」という。）は、他県等への応援要請が必要となる大規模災害発生時に、県内の被災地における救命・救助・消火・医療救護活動を迅速に行うとともに、その後の復旧活動等を行うため、自衛隊、警察、消防、DMA T等の広域支援部隊が迅速に参集する活動の拠点を確保するため、次のとおり協定書を取り交わす。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を甲が専用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（専用施設）

第2条 この協定において、専用する施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

(1) 五ヶ瀬町総合公園Gパーク（所在地：五ヶ瀬町大字三ヶ所 9223 番地および 9400 番地）

（要請）

第3条 大規模災害時において、甲から乙に対して要請した上で、施設を専用できる。

（専用条件）

第4条 甲が乙の施設を専用する場合の使用料（施設によっては利用料金という。）は、原則免除とする。ただし、施設を専用する期間の経費（電気料、水道料等）については、甲の負担とする。

2 甲が、施設の専用を終える場合においては、甲の責任により原状回復を行うものとする。

（連絡体制等）

第5条 この協定の円滑な実施のため、甲及び乙は危機管理部局の連絡先を様式第1号により相互に交換するものとする。

2 乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲にあらかじめ様式第2号により通知するものとする。

（平常時からの連携）

第6条 甲及び乙は、平常時より、この協定に基づく大規模災害の災害対策を円滑に実施するため、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日からさらに1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

第9条 この協定の成立を証するため、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月8日

甲	宮崎県知事	河野 俊嗣
乙	五ヶ瀬町長	飯干 辰己



## 連絡先一覧

平成 年 月 日 現在

団体名【           】

## 1 連絡先

担 当 部 署	
電 話 番 号	
F    A    X	
防 災 電 話 番 号	
衛 星 携 帯 電 話	

## 2 夜間・休日等の場合の緊急連絡先

(第1連絡先)

役 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F    A    X	
(公用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス
(私用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス

(第2連絡先)

役 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F    A    X	
(公用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス
(私用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス

(第3連絡先)

役 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F    A    X	
(公用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス
(私用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス

(第4連絡先)

役 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F    A    X	
(公用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス
(私用) 携 帯 番 号	TEL : メールアドレス

様式第2号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

五ヶ瀬町長

後方支援拠点に係る施設の現況等の変更について（通知）

標記について、現況等の変更の予定がありますのでお知らせします。

1 施設名等

施設名	
所在地	

2 変更内容

--

\*変更点がわかる資料（図面等）を添付してください。

## 資料21 五ヶ瀬町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と五ヶ瀬町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 五ヶ瀬町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と五ヶ瀬町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を五ヶ瀬町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、五ヶ瀬町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局延岡河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた五ヶ瀬町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 五ヶ瀬町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらか

じめ別紙－3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合、九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
- (2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合、原則として五ヶ瀬町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。
  - ① 大規模な災害と認められる場合
  - ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
  - ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
  - ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と五ヶ瀬町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と町長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、五ヶ瀬町においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成26年3月31日から適用する。

平成26年3月31日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

岩崎 康彦

宮崎県

五ヶ瀬町長

飯干 辰己

別紙－ 1

文書番号

平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局長 殿

五ヶ瀬町長

大規模な災害時の応援について（要請）

「五ヶ瀬町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 要請内容
- 4 その他

別紙－2

文書番号

平成 年 月 日

五ヶ瀬町長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

○年○月○日付け○○第○号で要請のあったことについては、「五ヶ瀬町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 場所
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 応援内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 その他

別紙－3

文書番号

平成 年 月 日

五ヶ瀬町長 殿

国土交通省九州地方整備局長

大規模な災害時の応援について（通知）

「五ヶ瀬町における大規模な災害時の応援に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

## 資料22 災害時におけるLPガス供給活動に関する協定書

五ヶ瀬町（以下「甲」という。）と社団法人宮崎県エルピーガス協会西臼杵支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるLPガス供給活動等（以下「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第6条に規定する指定地方公共機関の責務として行う乙の甲に対する協定について、円滑な実施を図るために事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に協力を要請することができるものとする。

(1) 法第23条第1項の規定または五ヶ瀬町地域防災計画に基づき、五ヶ瀬町災害対策本部が設置された場合

(2) 前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（協力の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する協力の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害時に、甲が指定した避難場所（五ヶ瀬町防災計画に基づき甲が開設したものをいう。）その他甲が必要とする場所において、乙の会員が保有する資材及び器具並びに避難者のための炊き出しや暖房を確保するために必要なLPガス（以下「LPガス」という。）を供給すること。

(2) 災害時に乙及び乙の会員の業務に関連する範囲内で必要な被災調査を実施し、被害の状況等を甲に報告すること。

（協力の要請）

第4条 甲は、協力の要請をするときは、LPガス等供給要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段または口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して協力を実施するものとする。

(2) 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに協力を実施するものを会員の中から選定し、甲に連絡するものとする。

(3) 前項より選定されたものは、必要なLPガス等を準備し、速やかに協力体制を取るものとする。

(4) 乙及び乙の会員は、甲からの要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制及び



LPガス等の整備に努めるものとする。

(LPガス等の受け渡し)

第6条 乙は、第3条第1項の規定に基づいてLPガス等を供給するときは、あらかじめ燃焼器具等の点検を行い、安全を確認した上で行うものとし、必要に応じて設置調整等を行うものとする。

(2) 乙は、LPガス等を甲の指定する場所に搬送したときは、甲に納品書を交付するものとする。

(3) 甲は前項の納品書と搬送されたLPガス等とを照合確認の上、引き取るものとする。

(協力の実施報告)

第7条 乙は、協力を実施したときは速やかにその旨を甲に報告し、当該業務の完了後すみやかに甲に対してLPガス等供給実績報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する協力の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし同条第2項に掲げる業務に要した費用については、甲は、負担しないものとする。

(2) 前項の費用は、LPガス及び消耗資器材の対価とし、価格及び支払い方法については甲、乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては事務局長とする。

(2) 甲は、第4条の規定による要請を行うにあたり、乙との連絡が取れない場合は、乙の会員に直接協力の要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は乙への連絡が回復し次第、速やかに乙にその旨を報告するものとする。

(具体的な活動内容に関する協議)

第10条 この協定に基づく協力の実施に関する具体的な活動内容については、甲、乙協議の上、別に定めることができるものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から起算して平成27年3月31日までとする。ただし期間満了の日から起算して30日前までに、甲または乙から相手方に対して文書による協定終了の意思表示がない場合においては、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義)

第12条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月22日

甲 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地  
五ヶ瀬町長 飯干 辰己

乙 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 29-2 番地  
宮崎県エルピーガス協会西臼杵支部  
理事長 川並 剛

## 資料23 災害時における救援物資の提供に関する協定書

五ヶ瀬町（以下、「甲」という。）と通潤酒造株式会社（以下、「乙」という。）とは、次のとおり災害時における救援物資提供について協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲の管内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はその発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から乙に対して物資の提供について要請があったときは、乙は甲に対して次項以下の内容により協力するものとする。

2 乙は前項の物資提供の要請があったときは、次の各号に定めるとおり対応するものとする。

(1) 乙が甲の管内に設置した乙の災害対応型自動販売機の機内在庫の商品を甲に無償にて提供する。

(2) 前号に定めるもののほか、甲乙協議により決定した乙の商品（以下「商品」という。）を甲に優先的に安定供給を行う。ただし、この場合の商品は有償にて供給する。

3 乙は、第1項の物資提供の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙の甲に対する第2項2号の商品の引渡し場所は、甲乙協議し決定するものとし、甲はその引渡し場所において、乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ、乙から商品の引渡しを受けるものとする。また、このときの商品の価格及び代金の支払方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （要請の手続き）

第3条 甲はこの協定に基づく乙に対する前条の物資提供の要請については、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が期間満了の1ヶ月前までにこの協定を終了する旨の申し出のないかぎり、同一内容をもって1年間継続するものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月22日

甲 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670  
五ヶ瀬町長 原田 俊平

乙 熊本県上益城郡山都町浜町 54  
通潤酒造株式会社  
代表取締役社長 山下 泰雄

## 資料24 災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

五ヶ瀬町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者又は帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）通信手段の確保を図ることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

### （特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、発生日の1か月前までにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の開設については、甲乙協議の上決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに開設し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙との連絡が取れない場合は、甲の判断により、開設することができるものとする。

(特設公衆電話の利用料金)

第10条 特設公衆電話の開設期間内の利用料金については、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の利用)

第11条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、この決定があった場合、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、甲が避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年10月3日

甲 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地  
五ヶ瀬町 町長 原田 俊平  
乙 宮崎市広島一丁目5番3号  
西日本電信電話株式会社宮崎支店  
宮崎支店長 朝長 和彦

## 情報管理責任者（変更）通知書

平成 年 月 日

西日本電信電話株式会社

宮崎支店 支店長

殿

五ヶ瀬町 町長

「特設公衆電話の設置・利用に関する協定書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

所属	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail



## 資料25 大規模災害時における相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、佐伯市、竹田市、豊後大野市、延岡市、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「協定市町」という。）のいずれかの市町の地域において大規模な災害が発生し、被災した市町独自では十分な応急措置が実施できないときに、円滑に相互の応援を行うために、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、法第2条第1号に定める災害をいう。

(連絡窓口)

第3条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材並びに物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための資機材並びに施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両及び資機材の提供
- (8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (9) その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第5条 被災した市町の長は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援を希望する期間
- (4) その他必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援を要請された長は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

(応援部隊の指揮)

第7条 応援部隊は、応援を要請した長の指揮の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた市町の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、協議によるものとする。

(平常時の任務)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるように、協定市町は自らの応援能力等を正確に把握するものとする。

2 前項の規定による応援能力を相互に把握するため、年1回以上、連絡会を開催して応援に必要な情報の交換を行うものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第11条 この協定は、平成30年1月11日から効力を生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年1月11日

大分県

佐伯市長 田中 利明

竹田市長 首藤 勝次

豊後大野市長 川野 文敏

宮崎県

延岡市長 首藤 正治

高千穂町長 内倉 信吾

日之影町長 佐藤 貢

五ヶ瀬町長 原田 俊平

## 資料26 熊本・宮崎県境町災害時における相互応援及び相互協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、熊本県高森町、熊本県山都町、宮崎県五ヶ瀬町、宮崎県高千穂町（以下（協定町）という。）の区域で災害が発生し、被災町が単独で応急措置を実施することが困難な場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく応援の要請に応じ、他の協定町が応急措置を円滑かつ迅速に実施するための基本的な事項（以下「応援事項」という。）を定めるとともに、協定町複数に跨る地域での災害等の発生時に、協定地域での自助・共助による地域防災力の強化のために必要な相互協力についての基本的な事項（以下「協力事項」という。）を定めるものとする。

(応援事項の種類)

第2条 応援事項の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等の斡旋及び提供
- (2) 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) ボランティアの斡旋
- (4) その他特に要請のあった事項

(要請の手続)

第3条 前条に規定する事項を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 前条第1号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げるものの職種別人数
- (4) 前条第3号に掲げるボランティアの活動分野別人数
- (5) 応援の場所及び期間
- (6) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条の規定による要請があったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した応援受諾所（別記第2号様式）により要請側に回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援可能物資の品名、数量
- (2) 派遣可能な職種別人数
- (3) ボランティアの斡旋人数
- (4) 応援の期間

(5) その他必要な事項

(職員の派遣)

第5条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。ただし、1月以上の派遣に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき用途派遣に関する協定を締結するものとする。

(協力事項の種類)

第6条 協力事項の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害情報等の共有、発信
- (2) 風評被害等による観光入込客数の減少に伴う観光振興事業の実施
- (3) 県の垣根を越えた避難所の設置
- (4) その他特に地域防災力の強化のために必要となる事項

(経費の負担)

第7条 応援事項に要した経費は、応援を受けた町の負担とする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、協定町が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に基づく適正な事務執行のため、連絡責任者を協定町の総務課長とする。

(連絡会の開催)

第9条 この協定に基づく応援並び協力を円滑に行うため、連絡責任者は必要に応じて連絡会を開催するものとする。

(資料の交換)

第10条 協定に基づく物資の提供が円滑に行われるよう、備蓄物資の品名、数量に変更が生じた場合は、資料を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定町長からの申出のない限り継続するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、協議して定める。

(適用)

第13条 この協定は、平成30年3月22日から適用する

この協定の成立を証するため、協定町の長は記名押印の上、各1通を保有する。

熊本県阿蘇郡高森町長 草村 大成

熊本県上益城郡山都町長 梅田 穰

宮崎県西臼杵郡高千穂町長 内倉 信吾

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町長 原田 俊平

別記第1号様式（第3条関係）

応援要請書

（平成 年 月 日 時分 応援要請）

「熊本・宮崎県境町災害時における相互応援及び相互協力に関する協定書」に基づき、下記の通り応援を要請します。

記

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 要請する物資の品名、数量、搬入場所

物資の品名	物資の数量	物資の品名	物資の数量	搬入場所

(3) 職員の派遣に伴う職種別人数

(4) ボランティアの活動分野別人数

(5) 応援の場所及び期間

場所：

期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで

(6) その他必要な事項

平成 年 月 日

様

要請側の長

㊟

別記第2号様式（第4条関係）

応援受諾書

「熊本・宮崎県境町災害時における相互応援及び相互協力に関する協定書」に基づき、下記の通り応援を受諾します。

記

(1) 応援可能物資の品名、数量

物資の品名	物資の数量	物資の品名	物資の数量

(2) 派遣可能な職種別人数

(3) ボランティアの斡旋人数

(4) 応援の期間

期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで

(5) その他必要な事項

平成 年 月 日

様

応援側の長



## 資料27 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定書

五ヶ瀬町（以下「甲」という。）と宮崎県環境保全事業連合会（以下「乙」という。）は、災害発生時における一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及びごみ）の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害に伴い五ヶ瀬町域で発生する一般廃棄物の収集運搬に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に五ヶ瀬町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 災害時において処理をする必要が生じた、し尿（避難所等に設置された仮設トイレから排出されるものを含む。）及び浄化槽汚泥並びにごみのことをいう。
- (2) 収集運搬区域 五ヶ瀬町地域防災計画において指定された避難所等の必要と認められるもの、及び甲が生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、一般廃棄物の収集運搬が必要と判断した区域のことをいう。

### （協力要請の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 災害時における一般廃棄物の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保
- (2) 資機材の提供
- (3) 派遣及びその他一般廃棄物の収集運搬に関する必要な措置
- (4) 仮設トイレの設置に関する技術的な支援
- (5) 甲が指定する処理施設への運搬
- (6) 前各号に伴う必要な業務

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条に定める業務への協力を要請されたときは、助け合いの精神に基づき、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、第1項の規定にかかわらず、五ヶ瀬町域を含む広域市町村に及ぶ大規模災害が発生した場合は、宮崎県と乙が平成19年7月3日に締結した「災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

### （災害時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、収集運搬区域に係る共有すべき有用な情報があるときは、遅滞なく相互に情報を共有するよう努めるものとし、業務の内容、規模及び方法等を協議するものとする。

(協力要請の手続)

第6条 甲は、第3条に定める業務について協力を要請するときは、別記様式第1号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別記様式第2号により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、第4条第1項に規定する助け合いの精神に基づき実施した業務に係る費用とし、第7条に規定する実施報告に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、前条の規定による費用を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による請求があったときは、内容を確認の上、費用を支払うものとする。

(災害補償)

第10条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとするときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、それを補償する。

(平常時の対応)

第11条 甲及び乙は、災害の発生を想定した業務内容を事前に協議し、災害発生時の準備に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の準備を補完するため、災害を想定した訓練を実施することができるものとし、訓練の内容その他必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲においては五ヶ瀬町民課、乙においては宮崎県環境保全事業連合会事務局を窓口とする。

2 甲の組織に変更が生じた場合は、前項の規定による甲の事務は、変更後の所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。



る。

令和3年2月17日

甲 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670  
五ヶ瀬町長 原田 俊平

乙 宮崎県日ノ出町 253 番地  
宮崎県環境保全事業連合会  
会長 石川 武則

## 資料28 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

五ヶ瀬町（以下「甲」という。）と一般社団法人宮崎県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の撤去、収集運搬、処分及び仮置（以下「処理等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害に伴い五ヶ瀬町域で発生する災害廃棄物の処理等に関して、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定め、災害時において迅速かつ円滑に五ヶ瀬町民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害廃棄物 災害により発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く。）で、甲が生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、特に処理が必要と判断したものをいう。
- (2) 仮置 災害廃棄物の粗分別や減容 減量化の処理をするために一次集積所で行う一時的な保管及び細分別や安全 安定化の処理をするために二次集積所で行う保管のことをいう。

（協力要請の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 災害廃棄物の仮置に必要な土地の確保及び一時提供
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（協力の実施）

第4条 乙は、前条に定める業務への協力を要請されたときは、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に協力するにあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮し、適正保管及び適正処理に努めること。
- (2) 災害廃棄物の再利用、再資源化に配慮し、分別に努めること。
- (3) 迅速かつ効果的に処理を進めるため、最適な仮置場の確保に努めること。

3 乙は、第1項の規定にかかわらず、県内広域市町村に及ぶ大災害が発生した場合は、宮崎県と乙が平成21年1月16日に締結した「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」第3条の要請を優先するものとする。

（災害時の情報提供）

第5条 甲は、次条の規定による協力を要請するため、乙に対し、必要に応じて協力可能な会員の人員等の情報の提供を求めることができる。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、第3条に定める業務について協力を要請するときは、別紙様式第1号により乙に要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭での要請とし、後日速やかに要請書を乙に提出するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、前条の規定による要請に基づき業務を実施したときは、別紙様式第2号により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における通常の価格を基準として甲乙協鑑のうえ、甲が積算した額を基本とするものとする。

(請求及び支払い)

第9条 乙は、前条の規定による費用を書面により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による請求があったときは、第7条に規定する実施報告を確認のうえ、費用を支払うものとする。

(災害補償)

第10条 乙は、乙の会員及び関係者を第6条の要請に基づく業務に従事させようとする時は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による保険に加入した者を充て、その者が当該業務に従事したことにより死亡、負傷、又は病気に罹った場合は、それを補償する。

(平常時の対応)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行えるよう、確保可能な人員等の状況について、平常時から把握するよう努めるものとする。

2 甲は、前項の規定による把握状況について、乙に報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲においては五ヶ瀬町町民課、乙においては一般社団法人宮崎県産業資源循環協会事務局を窓口とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協鑑のうえ、定めるものとする。

(有効期限)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月17日

甲 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670  
五ヶ瀬町長 原田 俊平

乙 宮崎市別府町 3 番 1 号宮崎日赤会館 2F  
一般社団法人宮崎県産業資源循環協会  
会長 田村 努

## 資料29 救急業務実施に関する覚書

(目的)

第1条 近年、急激に増加しつつある交通事故による負傷者の救急業務の万全を期するため、高千穂(町)(以下「甲」という。)と五ヶ瀬町(以下「乙」という。)は、消防法(昭和23年法律第186号)第35条の6の規定による救急業務実施に関して覚書を締結する。

(適用の範囲)

第2条 この覚書は、災害対策基本法にもとづく災害対策本部設置以前の事態に適用するもので原則として交通事故による負傷者の救急業務をおこなうものとする。

(実施の方法)

第3条 乙は、救急業務を必要とする事態が発生した場合、このための負傷者を医療機関にすみやかに搬送するための必要があると認めたときは、原則として町長を通じて甲に対し救急隊の派遣を要請するものとする。甲は乙の要請を受けたときは、自己の管轄区内における当該業務の遂行上、消防長(町長)が支障がないと認めた場合において救急隊を派遣するものとする。

(実施要請の手続)

第4条 乙は、実施の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話または電信により要請し事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

1. 救急業務を必要とする事故発生の場所及び概況ならびに負傷者の状況
2. その他必要な事項

(情報の通報)

第5条 甲は、救急業務実施についての情報を、乙に対し通報するものとする。

(実施に要した費用の負担区分)

第6条 救急業務実施に際し要した費用の負担区分については、別に定める「救急業務実施に要した費用の負担区分についての取きめ書」によるものとする。

(雑則)

第7条 この覚書実施について必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。この場合において宮崎県知事の意見をきくことができる。

第8条 この覚書は、昭和45年6月1日から適用する。

以上の覚書の成立を証するため、この覚書3通を作成し、記名押印のうえ、甲、乙及び県で各1通を所持するものとする。

昭和45年6月1日

(甲) 宮崎県西臼杵郡高千穂町 高千穂町長 佐藤 寿

(乙) 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町 五ヶ瀬町長 山崎 峻

## 資料30 救急業務実施に要した費用の負担区分について取りきめ書

第1条 本取りきめ書は、「救急業務実施に関する覚書」第6条の規定にもとづき、高千穂（町）（以下「甲」という。）が五ヶ瀬町（以下「乙」という。）の要請による救急業務を実施した際に要した費用の、甲及び乙の負担区分について取りきめるものとする。

第2条 救急業務実施に要した費用の負担区分を定める事項は、次に掲げるものとする。

1. 実施に際し発生した重大なる機械器具の破損に要する修理費
2. 実施に際し発生した救急隊員または第三者の死傷による療養費または賠償金
3. 実施に際し、消費した自動車燃料、救急医療薬品器材の諸材料
4. 実施に際し、出動した救急隊員の旅費および出動手当ならびに被服の損料

第3条 前条第1号に掲げる事項については、次の負担区分により甲、乙それぞれ負担するものとする。

1. 救急自動車およびこれに附属する機械器具の破損した部分の修復に要する費用の負担区分については、甲および乙はそれぞれ当該費用の80%および20%の負担率とする。
2. 救急自動車と第三者の所有に係る車両との接触により、救急自動車およびこれに附属する機械器具の破損した部分の修復に要する費用の負担区分については、当該接触事故についての当事者間についての過失責任率によって算定される両者の過失責任負担額の相殺額を控除したものについて、甲および乙はそれぞれ当該控除後の額の70%および30%の負担率とする。なお、当該相殺額が負となった場合においては、負となった額について甲の負担とする。
3. 救急自動車による第三者の所有に係る地上物件に損害を与えた場合において、当該物件の修復に要する費用の負担区分については、甲および乙は、それぞれ当該費用の70%および30%の負担率とする。

第4条 第2条第2号に掲げる事項については、次の負担区分により、甲、乙それぞれ負担するものとする。

1. 救急隊員の公務上（要請による救急業務）の災害（負傷、疾病、廃疾または死亡。以下同じ）に対する補償については、原則として地方公務員災害補償法の定むるところによる。ただし当該災害が自動車の事故により発生したものにあっては、当該救急隊員のうち自損行為または第三者の所有に係る車両との接触事故において過失責任が当事者にある運転者を除き、自動車損害賠償保障法の定むるところによる当該保障があるものについては、地方公務員災害補償法第59条を適用するものとする。
2. 当該救急業務を遂行するにあたって、救急自動車によって第三者に災害を及ぼした場合は、自動車損害賠償保障法の定むるところによる補償を行なうものとする。
3. 当該救急業務を遂行するに当って、消防法第35条の7の規定による協力者が災害を受けた場合は、同法第36条の2の規定により、消防団員等公務災害補償等共済基金法による補償を行な

うものとする。

4. 財団法人全国自治協会の運営に係る自動車損害共済業務規約による車両共済および損害賠償共済に委託されている甲の所有に係る救急自動車に係る前条および本条前項までの事項については、当該共済規定に定むるところによる共済のてん補責任が完了したあとの費用について適用する。
5. 甲が前項の自動車損害共済業務規約第8条の規定により支払うべき共済基金分担金について、乙はその費用の20%を負担するものとする。

第5条 第2条第3号に掲げる事項については、原則として乙が負担するものとする。

第6条 第2条第4号に掲げる事項については、次の負担区分により、甲、乙それぞれ負担するものとする。

1. 当該救急業務遂行のため、出張した救急隊員の旅費については、甲の職員の旅費に関する条例の定むるところにより算出された額について、原則として乙が負担するものとする。
2. 当該救急業務遂行のため、出動した救急隊員の救急出動手当については、原則として甲が負担するものとする。
3. 当該救急業務を遂行するにあたって、出動した救急隊員の被服等の損耗については、原則として甲が負担するものとする。

第7条 前条までに掲げる事項以外の事項については、甲、乙協議してその費用の負担区分を定めるものとする。

第8条 この取きめ書実施について必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

第9条 この取きめ書は、昭和45年6月1日から適用するものとする。

以上の取きめ書の成立を証するため、この取きめ書2通を作成し、記名押印のうえ、甲、乙それぞれ所持するものとする。

昭和45年6月1日

(甲) 宮崎県西臼杵郡高千穂町 高千穂町長 佐藤 寿

(乙) 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町 五ヶ瀬町長 山崎 峻

## 資料31 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書

水道法第6条の事業認定を受けた水道事業者のうち、地方公共団体（地方自治第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。）の水道事業者（以下「市町村水道事業者」という。）は、市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した際、「宮崎縣市町村防災相互応援協定」（平成8年8月29日締結）に基づく「飲料水の提供」の相互応援について、この覚書を締結する。

（用語）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項に規定する災害及び渇水等による被害をいう。

（連絡担当課）

第2条 市町村水道事業者は、この覚書に必要な情報の相互交換を行う連絡担当課を定めるものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援給水の実施
- (3) 応援復旧の実施
- (4) 県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整
- (5) 給水に係る衛生措置の確保
- (6) その他飲料水の提供に関し必要な事項

（応援要請等）

第4条 被災した市町村水道事業者が応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条に掲げる応援項目の種類及び内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援を要請された市町村水道事業者は、あらゆる手段を講じ、応援に努めるものとする。

2 市町村水道事業者は、特に緊急を要し、被災市町村水道事業者が前条に定める要請ができないと判断される場合には、県水道主管課と連絡調整の上、同条の要請を待たないで、応援給水等を行うことができるものとする。この場合には、同条の応援要請があったものとみなす。

3 応援を行う市町村水道事業者は、応援を要請した市町村水道事業者等の指揮の下に行動するものとする。



(経費負担)

第6条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村水道事業者の負担とする。ただし、特段の事情がある場合は、当事者間の協議によるものとする。

(応援資機材の把握)

第7条 市町村水道事業者は、相互応援の円滑な実施災害時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握しておくものとする。

- (1) 連絡担当課の責任者及び副責任者
- (2) 災害時応援可能資機材等の備蓄及び整備状況
- (3) 災害発生直後に応援に従事できる職員数

(応援給水・復旧体制の整備)

第8条 市町村水道事業者は、被災時に被災状況に応じた相互応援の円滑な実施を行うために、次の事項等を定めた応援給水・復旧基本計画（以下「基本計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 指揮命令系統の整備
- (2) 応援復旧期間
- (3) 応援給水目標水量
- (4) 応援供給拠点の設定
- (5) 応援給水拠点の設定
- (6) 応援資機材等の確保
- (7) 応援資機材の受入・配送拠点の整備
- (8) 応援受入拠点の整備
- (9) 優先的給水が必要な重要施設の把握
- (10) 水質管理の適正実施
- (11) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 市町村水道事業者は、地域防災計画の見直しその他の事由により、基本計画の内容に変更を生じた場合には、速やかに変更等を行うものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項およびこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この覚書は平成10年8月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため、本書45通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成10年7月24日

## 資料32 災害時における五ヶ瀬町と五ヶ瀬町内郵便局間の相互協力に関する覚書

五ヶ瀬町（以下「甲」という。）五ヶ瀬郵便局（以下「乙」という。）鞍岡郵便局（以下「丙」という。）は五ヶ瀬町内に発生した地震その他による災害において、相互の友情精神に基づき相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を交換する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(1) 甲及び乙、丙が所有し、又は使用管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての相互利用

※施設の提供については、業務に支障のない範囲でできる限りの協力をする。

(2) 甲又は乙、丙が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供

(3) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵便事業に関わる災害特別事務取扱い及び救護対策並びに避難場所への臨時郵便差出箱の設置

(4) 前各号に掲げるもののほか、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙、丙は前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力の要請に対して、協力したものが要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な法令により算出した金額を負担する。

2 前項の規定に基づき疑義が生じたときは、甲乙丙三者が協議の上、負担すべき額を決める。

（災害対策本部への助言）

第5条 乙、丙は五ヶ瀬町災害対策本部に対して、必要に応じて助言することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙、丙は安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練の参加）

第7条 乙、丙は五ヶ瀬町もしくは五ヶ瀬町内の各地域が行う、防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙、丙は相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては五ヶ瀬町総務課長、乙においては五ヶ瀬郵便局長、丙においては鞍岡郵便局長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは甲乙丙が協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面を3通作成し、甲乙丙三者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月1日

甲	：	五ヶ瀬町長	飯干 辰己
乙	：	五ヶ瀬郵便局長	村岡 健造
丙	：	鞍岡郵便局長	細元 秀紀

## 資料33 道路情報提供サービスに関する覚書及び実施要領

### 道路情報提供サービスに関する覚書

五ヶ瀬町（以下「甲」という。）と五ヶ瀬郵便局（以下「乙」という。）及び鞍岡郵便局（以下「丙」という。）とは、道路情報サービスについて、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 甲の管理する町道等の破損状況等について、乙および丙の業務遂行中等に知り得た情報を「道路情報サービス」として乙及び丙は甲へ通報し、甲はその情報に基づき、道路上での事故の未然防止と地域住民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

（実施要領）

第2条 乙及び丙は、「道路情報提供について」の情報用紙（別紙）により、その内容を記載し甲へ甲の指示する方法で通報するものとする。なお、この道路情報のサービスについては、乙及び丙のボランティア活動の一環として実施するものであり、提供が遅れたこと等を以って甲からの責任は問われないものとする。

（実施開始年月日）

第3条 実施開始日は、平成24年4月1日とする。

附 則

実施期間は、異議申し出のない限り継続するものとする。

この覚書を証するために、本書3通を作成し、記名捺印のうえ各1通を保管する。

平成24年4月1日

甲	：	五ヶ瀬町長	飯干 辰己
乙	：	五ヶ瀬郵便局長	村岡 健造
丙	：	鞍岡郵便局長	細元 秀紀

## 道路情報提供サービス実施要領

道路情報の提供については、五ヶ瀬町内をサービスエリアとする郵便局が、業務遂行中等に知り得た情報を五ヶ瀬町に提供することで、道路上での事故の未然防止と地域住民の生活環境の向上に役立つサービスを実施する。

1 実施年月日 平成 24 年 4 月 1 日

2 実施郵便局及び連絡担当係等

実施局	連絡担当係	電話番号
五ヶ瀬郵便局	総務係	82-0042
鞍岡郵便局	総務係	83-2342

3 実施方法

- (1) 集配途上で道路標識、各種案内標識、カーブミラー等の破損や道路の陥没、路肩の崩壊等を発見した場合、別紙報告書に内容、場所、付近の見取り図等を記入し、実施郵便局担当係へ通報する。
- (2) 道路には、町道、県道、国道等があるが、実施郵便局はその全てを五ヶ瀬町総務課へ通報する。なお、緊急を要する場合はファックス送信する。

### 【情報提供の内容】

以下のような状況があったらその情報を提供するものとする。

- (1) 道路の損傷・・・道路の陥没、穴、路肩崩壊、その他の通行に支障となっている状況のところ。
- (2) 側溝（蓋）等・・・側溝、横断暗渠、溜柵の破損及び蓋が割れて落ち込んだり、蓋が無く、また、隙間が広く危険なところ。
- (3) 防護柵・・・・・・・・ガードレール、歩道柵、橋渠防護柵、視界誘導
- (4) 反射鏡・・・・・・・・支柱が倒れたり、傾いたり電灯切れ（夜間）しているもの。
- (5) 案内標識・・・・・・・・支柱が倒れたり、傾いたり、表示板が破損又は薄れて見にくいもの。
- (6) 街路樹・・・・・・・・道路に倒れていたり、枝が折れて交通の支障となっている状態
- (7) その他

## 資料34 災害復旧に関する覚書

五ヶ瀬町（以下「甲」という）と九州電力株式会社延岡配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

### 1 目的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

### 2 連絡体制

甲	乙
五ヶ瀬町役場 総務課	九州電力 延岡配電事業所
地域情報グループ TEL:0982-82-1700	復旧 (道路啓開等) TEL:0120-986-701 (災害優先) 0982-33-4392
FAX:0982-82-1720	FAX:0982-21-6393
←→	停電状況等 (情報窓口)
	九州電力 延岡営業所 TEL:0982-35-9801 FAX:0982-34-0126

(注) 電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

### 3 提供する情報

	五ヶ瀬町役場→九電	九電→五ヶ瀬町役場
台風襲来前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況 ・復旧人員の事前配置 ・気象状況（台風の動き）
台風通過中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台風通過後 地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る範囲とする〕	・停電状況 ・被害状況（倒木等による復旧支障箇所） ・復旧体制 ・復旧状況
復旧時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

(注) 情報連絡は電話又はファックスにより行う。

#### 4 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して下記事項について協力を依頼することができる。

##### (1) 駐車場および宿泊箇所としての施設の借用

① 乙は復旧応援者の待機および宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し施設の借用を依頼することができる。

② 上記施設が何らかの事情により使用不能の場合は、乙は甲に対し他の適用可能な施設の借用を依頼することができる。

##### (2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し敷地の借用を依頼することができる。

##### (3) 復旧人員および資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し施設の使用を依頼することができる。

[災害発生時、乙が使用する甲の施設]

##### 【待機および宿泊箇所】

施設名	所在地	電話番号
五ヶ瀬中学校	五ヶ瀬町大字三ヶ所 11530 番地	0982-82-0007 0982-82-1710 <sup>※1</sup>

※1：五ヶ瀬町教育委員会

##### 【駐車場】

施設名	所在地	電話番号
五ヶ瀬中学校	同 上	同 上

##### 【復旧資機材置場】

施設名	所在地	電話番号
五ヶ瀬中学校	同 上	同 上

##### 【ヘリコプター発着場】

施設名	所在地	電話番号
五ヶ瀬中学校	同 上	同 上

## 5 道路啓開

### (1) 倒木時の道路啓開

- ① 甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ② ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電气的安全対策を施した上で処理する。
- ③ やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

### (2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

## 6 復旧作業

### (1) 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

### (2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

### (3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

## 7 広報

### (1) 平常時の広報

災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

### (2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段により次の広報を乙が要請することができる。

- ① 切れた電線に触ることによる感電事故の防止
- ② 電力設備の被害状況



③ 停電の発生状況

④ 復旧見込み等

#### 8 施設利用に関するその他の事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし立入禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。
- (4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は、事前に甲に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

#### 9 協力の範囲について

各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

#### 10 その他

この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成 29 年 12 月 11 日

甲 五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地

五ヶ瀬町長 原田 俊平

乙 延岡市東本小路 96 番地 2

九州電力株式会社

延岡配電事業所長 奥田 義忠

## 資料35 災害時におけるLPガス等物資及び応急措置に関する実施要領

平成20年11月20日付けで宮崎県（以下「甲」という。）と株式会社エコア（以下「乙」という。）が締結した「災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定」（以下「協定」という。）第3条第1項に基づき、株式会社エコアが実施要領について、次のとおり定める。

### （要請の方法）

第1条 協定第2条第1項第4号に規定する甲からの協力要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第2条 前条の要請を受けたときは、乙は可能な範囲においてLPガス等物資の供給・運搬及び二次災害防止の応急措置・広報活動に積極的に協力するとともに、その措置の実績を様式第2号により甲に提出するものとする。

### （LPガス等物資の運搬及び引渡し並びに緊急措置及び広報活動）

第3条 協定第2条第1項第4号に基づいて行う供給物資の引渡し並びに緊急措置、広報活動場所及び要員数は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬及び応援要員派遣は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合及び応援要員不足の場合はこの限りでない。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取り、要員受入を甲の指定する者に代行させることができる。

4 甲は、当該場所への物資運搬及び要員派遣について乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

5 乙は、物資の引渡し及び要員派遣が終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 物資引渡し及び要員派遣の日時・場所

(2) 引渡物資の品目・数量及び派遣要員人数

### （費用の支払い）

第4条 甲が引き取った物資の代金及び乙が行ったその運搬に係る実費並びに乙が派遣した緊急措置・広報要員に係る費用（派遣要員の人件費、交通費、配布資料の実費等）については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。

### （連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、物資供給及び緊急措置等に支障を来さないよう、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに様式第3号により相手方に報

告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が物資・要員を運搬及び派遣する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように極力支援するものとする。

平成20年11月20日

福岡県福岡市博多区冷泉町4番20

号

株式会社 エコア

代表取締役社長

権藤

烈

様式第 1 号

文書番号

平成 年 月 日

宮崎県知事

殿

市町村長

### 災害時における物資等の総合的支援体制に関する要請書

「災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

#### 記

#### 1 搬送関係

(1) 引渡日時 平成 年 月 日 時 分

(2) 引渡場所 宮崎県

(3) 現場担当者 職 氏名

#### 2 要請する物資

要請期日 月 日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※要請数量は、1日あたり数量とする。

様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

災害時における緊急車両への優先給油要請書

宮崎県知事

殿

市町村長

1 優先給油を必要とする車両の内容等

車種	車番	給油所 (SS)	
		住所	会社名

様式第 1 号

文書番号

平成 年 月 日

災害時における L P ガス関連物資及び緊急措置要員要請書

宮崎県知事

殿

市町村長

1. 要請日時

平成 年 月 日 時 分から

平成 年 月 日 時 分まで

1. 災害及び協力を必要とする状況

2. 協力を必要とする L P ガス関連物資及び応援要員の内容等

必要とする物資の種類	数 量	物資配達先	その他
必要とする緊急措置内容	要員人数	派遣場所	その他

## 資料36 災害時における物資等の支援体制協定に関する実施要領

平成 20 年 11 月 20 日付けで宮崎県（以下「甲」という。）と伊藤忠エネクス株式会社（以下「乙」という。）が締結した「災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定」（以下「協定」という。）第 3 条第 1 項に基づき、伊藤忠エネクス株式会社が実施要領について、次のとおり定める。

### （要請の方法）

第 1 条 協定第 2 条第 1 項第 3 号に規定する甲からの協力要請は、様式第 1 号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等による要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の処置）

第 2 条 甲の要請を受けたとき、乙は可能な範囲において次の各号について積極的に協力するものとする。

- (1) 乙の店舗である協賛サービスステーション（以下「SS」という。）において、要請書に明記された緊急車両等に対し、優先給油を行うこと。
  - (2) SSにおいて、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供を行うとともに、緊急避難場所や一時休憩所として施設を無償提供すること。
  - (3) SSにおいて、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を無償提供すること。
  - (4) SSにおいて、非常用食糧・飲料水・物資（以下「物資等」という。）の集積地として施設を無償提供すること。
- 2 災害時にはできる範囲で、乙は各SSが機能しているか情報収集し、その情報を取りまとめた「協賛サービスステーションリスト及び連絡網」を甲に速やかに提出する。
- 3 物資等の集積地は、甲乙が協議し、SSの状況確認と了承を得た上で決定する。
- 4 物資等の集積地となるSSにおける物資等の受取りについては、甲の指定した職員が行う。
- 5 甲は物資等の集積地となるSSにおける物資等の保管期間を1週間とし、その後は責任を持って移動させる。なお、延長する場合は、甲、乙及び物資等の集積地となるSSが協議の上、決定する。

### （報告）

第 3 条 乙は、物資等の支援を実施したときは、様式第 2 号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

### （費用負担及び支払方法）

第 4 条 乙が本協定に基づく支援の遂行に当たり供給した燃料の実費については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、県有車両については、甲が負担するものとする。

- 2 緊急車両等に対する優先給油の決済は、宮崎県石油商業組合発行のチケットとし、民間の物資運

搬車両に関しては現金払いとする。

(通信途絶時の要請)

第5条 甲が乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(SSリストの届出)

第6条 乙はあらかじめ、SSのリストを甲に提出するものとする。

2 乙は甲に対し、当該リストに変更があれば、1年1回、書面をもって報告する。

(連絡責任者の届出)

第7条 甲及び乙は、物資等の提供及び緊急措置等に支障を来さないよう、連絡体制の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 甲及び乙は、相手方に対し、連絡責任者を、様式第3号を用いて相手方に報告するものとし、変更が生じた場合も直ちに相手方に報告するものとする。

平成20年11月20日

東京都港区芝浦3丁目4番1号  
伊藤忠エネクス株式会社  
代表取締役社長 小寺 明



## 資料37 災害時における物資等の総合的支援体制に関する実施要領

平成20年11月20日付けで宮崎県（以下「甲」という。）と株式会社南九州ファミリーマート（以下「乙」という。）が締結した「災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定」（以下「協定」という。）第3条第1項に基づき、株式会社南九州ファミリーマートが実施要領について、次のとおり定める。

### （要請の方法）

第1条 協定第2条第1項第2号に規定する甲からの協力要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等による要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の処置）

第2条 前条の要請を受けたときは、乙は可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するとともに、支援を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

### （物資の運搬及び引渡し）

第3条 協定第2条第1項第2号に基づいて行う供給物資の引渡場所は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する運送業者が行うことができる。

- 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 甲は、引渡場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

### （費用の支払い）

第4条 甲が引き取った物資の代金及び乙が行った運搬に係る実費については原則として要請を行った市町村が負担するものとする。

### （体制の整備）

第5条 甲及び乙は、物資供給に支障を来さないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに様式第3号により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

### （車両の通行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように極力支援するものとする。

平成20年11月20日

鹿児島県鹿児島市真砂本町3番67号  
株式会社南九州ファミリーマート  
代表取締役社長 吉田 武司

資料38 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

【急傾斜地の崩壊】

番号	五ヶ瀬町大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域の有・無	警戒区域(イエロー)法指定状況		特別警戒区域(レッド)法指定状況	
						公示番号1回目	公示日1回目	公示番号1回目	公示日1回目
1	三ヶ所	長迫	I-1-2273	長迫	有	749	20081002	752	20081002
2	三ヶ所	後平	I-1-2275-1	宮の原-1	有	749	20081002	752	20081002
3	三ヶ所	後平	I-1-2275-2	宮の原-2	無	749	20081002		
4	三ヶ所	大門口	I-1-3788	宮の原1	有	749	20081002	752	20081002
5	三ヶ所	波帰ノ元	II-1-8437	戸根川1	有	749	20081002	752	20081002
6	三ヶ所	上日陰平	II-1-8438	戸根川2	有	749	20081002	752	20081002
7	三ヶ所	長迫	II-1-8439	長迫1	有	749	20081002	752	20081002
8	三ヶ所	長迫	II-1-8440	長迫2	有	749	20081002	752	20081002
9	三ヶ所	尾平	II-1-8441	谷下1	有	749	20081002	752	20081002
10	三ヶ所	向村	I-1-2004-1	坂本__1	有	108	20100304	111	20100304
11	三ヶ所	向村	I-1-2004-2	坂本__2	有	108	20100304	111	20100304
12	三ヶ所	広木野	I-1-2278-1	広木野(2)__1	有	108	20100304	111	20100304
13	三ヶ所	広木野	I-1-2278-2	広木野(2)__2	有	108	20100304	111	20100304
14	三ヶ所	向村	I-1-3786	坂本-1	有	108	20100304	111	20100304
15	三ヶ所	栗原	I-1-3787	寺村	有	108	20100304	111	20100304
16	三ヶ所	平田	I-1-3790	広木野(3)	有	108	20100304	111	20100304
17	三ヶ所	栗原	II-1-8421	坂本-2	有	108	20100304	111	20100304
18	三ヶ所	杉ノ谷	I-1-2013-1	赤谷第2-1	有	27	20120116	28	20120116
19	三ヶ所	杉ノ谷	I-1-2013-2	赤谷第2-2	有	27	20120116	28	20120116
20	三ヶ所	杉ノ谷	I-1-2013-3	赤谷第2-3	有	27	20120116	28	20120116
21	三ヶ所	杉ノ谷	I-1-2013-4	赤谷第2-4	有	27	20120116	28	20120116
22	三ヶ所	下滝下	I-1-2014-1	滝下-1	有	27	20120116	28	20120116
23	三ヶ所	下滝下	I-1-2014-2	滝下-2	有	27	20120116	28	20120116
24	三ヶ所	下滝下	I-1-2014-3	滝下-3	無	27	20120116		
25	三ヶ所	下滝下	I-1-2015	下滝下	有	27	20120116	28	20120116
26	三ヶ所	井手ノ平	I-1-2017-1	赤谷(4)-1	有	27	20120116	28	20120116
27	三ヶ所	井手ノ平	I-1-2017-2	赤谷(4)-2	有	27	20120116	28	20120116
28	三ヶ所	井手ノ平	I-1-2017-3	赤谷(4)-3	有	27	20120116	28	20120116
29	三ヶ所	貫原	I-1-2280-1	赤谷(3)-1	有	27	20120116	28	20120116
30	三ヶ所	貫原	I-1-2280-2	赤谷(3)-2	有	27	20120116	28	20120116
31	三ヶ所	井手ノ平	I-1-3792	赤谷(5)	有	27	20120116	28	20120116
32	三ヶ所	西ノ谷	I-1-3793-1	西ノ谷-1	有	27	20120116	28	20120116
33	三ヶ所	西ノ谷	I-1-3793-2	西ノ谷-2	有	27	20120116	28	20120116
34	三ヶ所	立壁	I-1-3794	立壁	有	27	20120116	28	20120116
35	三ヶ所	天貫部	I-1-3795-1	貫原-1-1	有	27	20120116	28	20120116
36	三ヶ所	天貫部	I-1-3795-2	貫原-1-2	有	27	20120116	28	20120116
37	三ヶ所	天貫部	II-1-8402-1	赤谷(6)-1	有	27	20120116	28	20120116
38	三ヶ所	天貫部	II-1-8402-2	赤谷(6)-2	有	27	20120116	28	20120116
39	鞍岡	波帰	I-1-1994-1	波帰下-1	有	27	20120116	28	20120116
40	鞍岡	波帰	I-1-1994-2	波帰下-2	有	27	20120116	28	20120116
41	鞍岡	波帰	I-1-2265-1	波帰上-1	有	27	20120116	28	20120116
42	鞍岡	波帰	I-1-2265-2	波帰上-2	有	27	20120116	28	20120116
43	鞍岡	波帰	I-1-2265-3	波帰上-3	有	27	20120116	28	20120116
44	鞍岡	波帰	I-1-2265-4	波帰上-4	有	27	20120116	28	20120116
45	鞍岡	大谷	II-1-8453	波帰-1	有	27	20120116	28	20120116
46	三ヶ所	上松葉	I-1-2006	内の口(2)	有	149	20150302	150	20150302
47	三ヶ所		I-1-2006-新①	内の口(2)-新①	有	149	20150302	150	20150302
48	三ヶ所		I-1-2006-新②	内の口(2)-新②	有	149	20150302	150	20150302
49	三ヶ所	中村	I-1-2011-1	中村(3)-1	有	149	20150302	150	20150302
50	三ヶ所	中村	I-1-2011-2	中村(3)-2	有	149	20150302	150	20150302
51	三ヶ所		I-1-2011-新①	中村-新①	有	149	20150302	150	20150302

番号	五ヶ瀬 町 大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害 特別警戒 区域の 有・無	警戒区域 (イエロー) 法指定状況		特別警戒区域 (レッド) 法指定状況	
						公示 番号 1回目	公示日 1回目	公示 番号 1回目	公示日 1回目
52	三ヶ所	尾崎	I-1-2012-1	室野(2)-1	有	737	20141218	738	20141218
53	三ヶ所	尾崎	I-1-2012-2	室野(2)-2	有	737	20141218	738	20141218
54	三ヶ所	尾崎	I-1-2012-3	室野(2)-3	有	737	20141218	738	20141218
55	三ヶ所	尾崎	I-1-2012-4	室野(2)-4	有	737	20141218	738	20141218
56	三ヶ所	尾崎	I-1-2012-5	室野(2)-5	有	737	20141218	738	20141218
57	三ヶ所		I-1-2012-新①	室野(2)-新①	有	737	20141218	738	20141218
58	三ヶ所		I-1-2012-新②	室野(2)-新②	有	737	20141218	738	20141218
59	三ヶ所	上松葉	I-1-2271-1	内の口(3)-1	有	149	20150302	150	20150302
60	三ヶ所	上松葉	I-1-2271-2	内の口(3)-2	有	149	20150302	150	20150302
61	三ヶ所	上松葉	I-1-2271-3	内の口(3)-3	有	149	20150302	150	20150302
62	三ヶ所		I-1-2271-新①	内の口(3)-新①	有	149	20150302	150	20150302
63	三ヶ所		I-1-2271-新②	内の口(3)-新②	有	149	20150302	150	20150302
64	三ヶ所	中村	I-1-2274-1	中村(1)-1	有	149	20150302	150	20150302
65	三ヶ所	中村	I-1-2274-2	中村(1)-2	有	149	20150302	150	20150302
66	三ヶ所	中村	I-1-2274-3	中村(1)-3	有	149	20150302	150	20150302
67	三ヶ所	西の谷	I-1-2276-1	室野(1)-1	有	737	20141218	738	20141218
68	三ヶ所	西の谷	I-1-2276-2	室野(1)-2	有	737	20141218	738	20141218
69	三ヶ所	西の谷	I-1-2276-3	室野(1)-3	有	737	20141218	738	20141218
70	三ヶ所	西の谷	I-1-2276-4	室野(1)-4	有	737	20141218	738	20141218
71	三ヶ所	西の谷	I-1-2276-5	室野(1)-5	有	737	20141218	738	20141218
72	三ヶ所	西の谷	I-1-2276-6	室野(1)-6	有	737	20141218	738	20141218
73	三ヶ所	榎木谷	I-1-3789	室野(4)	有	737	20141218	738	20141218
74	三ヶ所		I-1-3789-新①	室野(4)-新①	有	737	20141218	738	20141218
75	三ヶ所		I-1-3789-新②	室野(4)-新②	有	737	20141218	738	20141218
76	三ヶ所		I-1-3789-新③	室野(4)-新③	有	737	20141218	738	20141218
77	三ヶ所		I-1-3789-新④	室野(4)-新④	有	737	20141218	738	20141218
78	三ヶ所		I-1-3789-新⑤	室野(4)-新⑤	有	737	20141218	738	20141218
79	三ヶ所	仁多ノ尾	II-1-8403	焼野	有	737	20141218	738	20141218
80	三ヶ所		II-1-8403-新①	焼野-新①	有	737	20141218	738	20141218
81	三ヶ所		II-1-8403-新②	焼野-新②	有	737	20141218	738	20141218
82	三ヶ所	上松葉	II-1-8404	内の口(4)	有	149	20150302	150	20150302
83	三ヶ所	下日陰平	II-1-8418	内の口(5)	有	149	20150302	150	20150302
84	三ヶ所		II-1-8418-新①	内の口(5)-新①	有	149	20150302	150	20150302
85	三ヶ所		II-1-8418-新②	内の口(5)-新②	有	149	20150302	150	20150302
86	三ヶ所	屋所	II-1-8419	内の口(6)	有	149	20150302	150	20150302
87	三ヶ所	屋所	II-1-8420	内の口(7)	有	149	20150302	150	20150302
88	三ヶ所		II-1-8420-新①	内の口(7)-新①	有	149	20150302	150	20150302
89	三ヶ所	尾平	II-1-8442	谷下-2	有	666	20141125	667	20141125
90	三ヶ所	尾平	II-1-8443	谷下-3	無	666	20141125		
91	三ヶ所	尾平	II-1-8444	尾平-1	有	666	20141125	667	20141125
92	三ヶ所	尾平	II-1-8445-1	尾平-2-1	有	666	20141125	667	20141125
93	三ヶ所	尾平	II-1-8445-2	尾平-2-2	無	666	20141125		
94	三ヶ所	尾平	II-1-8445-3	尾平-2-3	無	666	20141125		
95	三ヶ所	尾平	II-1-8446-1	尾平-3-1	有	666	20141125	667	20141125
96	三ヶ所	尾平	II-1-8446-2	尾平-3-2	有	666	20141125	667	20141125
97	鞍岡		I-1-2007	原尾野	有	293	20160411	294	20160411
98	鞍岡		I-1-2008-1	揚-1	有	293	20160411	294	20160411
99	鞍岡		I-1-2008-2	揚-2	有	293	20160411	294	20160411
100	鞍岡		I-1-2008-新①	揚-新①	有	293	20160411	294	20160411
101	三ヶ所		I-1-2009	廻淵(3)	有	97	20160215	98	20160215
102	三ヶ所		I-1-2009-新①	廻淵(3)-新①	有	97	20160215	98	20160215
103	三ヶ所		I-1-2009-新②	廻淵(3)-新②	有	97	20160215	98	20160215
104	三ヶ所		I-1-2010-1	兼ヶ瀬(1)-1	有	97	20160215	98	20160215
105	三ヶ所		I-1-2010-2	兼ヶ瀬(1)-2	有	97	20160215	98	20160215
106	三ヶ所		I-1-2010-3	兼ヶ瀬(1)-3	有	97	20160215	98	20160215

番号	五ヶ瀬町大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域の有・無	警戒区域(イエロー)法指定状況		特別警戒区域(レッド)法指定状況	
						公示番号1回目	公示日1回目	公示番号1回目	公示日1回目
107	三ヶ所		I-1-2010-4	兼ヶ瀬(1)-4	有	97	20160215	98	20160215
108	三ヶ所		I-1-2010-5	兼ヶ瀬(1)-5	有	97	20160215	98	20160215
109	三ヶ所		I-1-2010-6	兼ヶ瀬(1)-6	有	97	20160215	98	20160215
110	三ヶ所		I-1-2268-1	廻淵(2)-1	有	97	20160215	98	20160215
111	三ヶ所		I-1-2268-2	廻淵(2)-2	有	97	20160215	98	20160215
112	三ヶ所		I-1-2268-3	廻淵(2)-3	有	97	20160215	98	20160215
113	三ヶ所		I-1-2268-4	廻淵(2)-4	有	97	20160215	98	20160215
114	三ヶ所		I-1-2268-5	廻淵(2)-5	有	97	20160215	98	20160215
115	三ヶ所		I-1-2268-6	廻淵(2)-6	有	97	20160215	98	20160215
116	三ヶ所		I-1-2268-7	廻淵(2)-7	有	97	20160215	98	20160215
117	三ヶ所		I-1-2268-8	廻淵(2)-8	有	97	20160215	98	20160215
118	三ヶ所		I-1-2268-9	廻淵(2)-9	有	97	20160215	98	20160215
119	三ヶ所		I-1-2268-10	廻淵(2)-10	有	97	20160215	98	20160215
120	三ヶ所		I-1-2268-新①	廻淵(2)-新①	有	97	20160215	98	20160215
121	三ヶ所		I-1-2268-新②	廻淵(2)-新②	有	97	20160215	98	20160215
122	三ヶ所		I-1-2269-1	廻淵(4)-1	有	97	20160215	98	20160215
123	三ヶ所		I-1-2269-2	廻淵(4)-2	有	97	20160215	98	20160215
124	桑野内		I-1-2281-1	西(3)-1	有	559	20150914	560	20150914
125	桑野内		I-1-2281-2	西(3)-2	有	559	20150914	560	20150914
126	桑野内		I-1-2281-3	西(3)-3	有	559	20150914	560	20150914
127	桑野内		I-1-2281-4	西(3)-4	有	559	20150914	560	20150914
128	桑野内		I-1-2281-5	西(3)-5	有	559	20150914	560	20150914
129	桑野内		I-1-2281-新①	西(3)-新①	有	559	20150914	560	20150914
130	三ヶ所		I-1-3791-1	兼ヶ瀬(3)-1	有	97	20160215	98	20160215
131	三ヶ所		I-1-3791-2	兼ヶ瀬(3)-2	有	97	20160215	98	20160215
132	三ヶ所		I-1-3791-3	兼ヶ瀬(3)-3	有	97	20160215	98	20160215
133	三ヶ所		I-1-3796-1	大崎-1	有	97	20160215	98	20160215
134	三ヶ所		I-1-3796-2	大崎-2	有	97	20160215	98	20160215
135	三ヶ所		I-1-3797-1	岩神-1	有	97	20160215	98	20160215
136	三ヶ所		I-1-3797-2	岩神-2	有	97	20160215	98	20160215
137	三ヶ所		I-1-3797-3	岩神-3	有	97	20160215	98	20160215
138	三ヶ所		I-1-3797-4	岩神-4	有	97	20160215	98	20160215
139	三ヶ所		I-1-3797-5	岩神-5	有	97	20160215	98	20160215
140	三ヶ所		I-1-3797-6	岩神-6	有	97	20160215	98	20160215
141	三ヶ所		I-1-3797-7	岩神-7	有	97	20160215	98	20160215
142	三ヶ所		I-1-3797-8	岩神-8	有	97	20160215	98	20160215
143	三ヶ所		I-1-3797-9	岩神-9	有	97	20160215	98	20160215
144	三ヶ所		I-1-3797-10	岩神-10	有	97	20160215	98	20160215
145	三ヶ所		I-1-3797-新①	岩神-新①	有	97	20160215	98	20160215
146	鞍岡		I-1-3799-1	道の上-1	有	293	20160411	294	20160411
147	鞍岡		I-1-3799-2	道の上-2	有	293	20160411	294	20160411
148	鞍岡		I-1-3799-3	道の上-3	有	293	20160411	294	20160411
149	鞍岡		I-1-3799-4	道の上-4	有	293	20160411	294	20160411
150	三ヶ所		II-1-2277-1	兼ヶ瀬(2)-1	有	97	20160215	98	20160215
151	三ヶ所		II-1-2277-2	兼ヶ瀬(2)-2	有	97	20160215	98	20160215
152	三ヶ所		II-1-2277-3	兼ヶ瀬(2)-3	有	97	20160215	98	20160215
153	三ヶ所		II-1-2277-4	兼ヶ瀬(2)-4	有	97	20160215	98	20160215
154	三ヶ所		II-1-2277-新①	兼ヶ瀬(2)-新①	有	97	20160215	98	20160215
155	桑野内	上ノ原	I-1-2022	陣	有	956	20071203	775	20161201
156	桑野内	二又	I-1-2026	土生	有	772	20161201	775	20161201
157	桑野内	麦ノ崎	I-1-2026-新①	土生-新①	有	772	20161201	775	20161201
158	桑野内	赤谷	I-1-2283-1	下赤-1	有	956	20071203	775	20161201
159	桑野内	赤谷	I-1-2283-2	下赤-2	有	956	20071203	775	20161201
160	桑野内	興地	II-1-2023	興地	有	956	20071203	775	20161201
161	桑野内	興地	II-1-2023-新①	興地-新①	有	772	20161201	775	20161201

番号	五ヶ瀬 町 大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害 特別警戒 区域の 有・無	警戒区域 (イエロー) 法指定状況		特別警戒区域 (レッド) 法指定状況	
						公示 番号 1回目	公示日 1回目	公示 番号 1回目	公示日 1回目
162	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-2024	柿の尾	有	772	20161201	775	20161201
163	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-2024-新①	柿の尾-新①	有	772	20161201	775	20161201
164	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-2024-新②	柿の尾-新②	有	772	20161201	775	20161201
165	桑野内	麦ノ崎	Ⅱ-1-2025-1	麦の崎-1	有	772	20161201	775	20161201
166	桑野内	麦ノ崎	Ⅱ-1-2025-2	麦の崎-2	有	772	20161201	775	20161201
167	桑野内	麦ノ崎	Ⅱ-1-2025-3	麦の崎-3	有	772	20161201	775	20161201
168	桑野内	麦ノ崎	Ⅱ-1-2025-4	麦の崎-4	有	772	20161201	775	20161201
169	桑野内	麦ノ崎	Ⅱ-1-2025-5	麦の崎-5	有	772	20161201	775	20161201
170	桑野内	仲山	Ⅱ-1-2282-1	中山-1	有	956	20071203	775	20161201
171	桑野内	仲山	Ⅱ-1-2282-2	中山-2	有	956	20071203	775	20161201
172	桑野内	亀戸	Ⅱ-1-8373	亀戸-1	有	772	20161201	775	20161201
173	桑野内	亀戸	Ⅱ-1-8374	亀戸-2	有	772	20161201	775	20161201
174	桑野内	黒板	Ⅱ-1-8375-1	黒板-1	有	772	20161201	775	20161201
175	桑野内	黒板	Ⅱ-1-8375-2	黒板-2	有	772	20161201	775	20161201
176	桑野内	黒板	Ⅱ-1-8375-3	黒板-3	有	772	20161201	775	20161201
177	桑野内	黒板	Ⅱ-1-8375-4	黒板-4	有	772	20161201	775	20161201
178	桑野内	黒板	Ⅱ-1-8375-5	黒板-5	有	772	20161201	775	20161201
179	桑野内	北ノ迫	Ⅱ-1-8376-1	北の迫-1	有	956	20071203	775	20161201
180	桑野内	北ノ迫	Ⅱ-1-8376-2	北の迫-2	有	956	20071203	775	20161201
181	桑野内	下山	Ⅱ-1-8377	下山-1	有	338	20070329	775	20161201
182	桑野内	下山	Ⅱ-1-8378	下山-2	有	338	20070329	775	20161201
183	桑野内	栗原	Ⅱ-1-8379-1	栗原-1	有	338	20070329	775	20161201
184	桑野内	栗原	Ⅱ-1-8379-2	栗原-2	有	338	20070329	775	20161201
185	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8380-1	土生-1-1	有	338	20070329	775	20161201
186	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8380-2	土生-1-2	有	338	20070329	775	20161201
187	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8380-新①	土生-1-新①	有	772	20161201	775	20161201
188	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8380-新②	土生-1-新②	有	772	20161201	775	20161201
189	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8381	土生-2	有	338	20070329	775	20161201
190	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8381-新①	土生-2-新①	有	772	20161201	775	20161201
191	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8381-新②	土生-2-新②	有	772	20161201	775	20161201
192	桑野内	子鹿ノ本平	Ⅱ-1-8381-新③	土生-2-新③	有	772	20161201	775	20161201
193	桑野内	小半田	Ⅱ-1-8382-1	小半田-1	有	772	20161201	775	20161201
194	桑野内	小半田	Ⅱ-1-8382-2	小半田-2	有	772	20161201	775	20161201
195	桑野内	岩屋越	Ⅱ-1-8383	興地-1	有	772	20161201	775	20161201
196	桑野内	二又	Ⅱ-1-8384	土生-3	有	338	20070329	775	20161201
197	桑野内	鳥越	Ⅱ-1-8385	鳥越-1	有	772	20161201	775	20161201
198	桑野内	鳥越	Ⅱ-1-8386	鳥越-2	有	772	20161201	775	20161201
199	桑野内	鳥越	Ⅱ-1-8386-新①	鳥越-2-新①	有	772	20161201	775	20161201
200	桑野内	鳥越	Ⅱ-1-8386-新②	鳥越-2-新②	有	772	20161201	775	20161201
201	桑野内	鳥越	Ⅱ-1-8387	鳥越-3	有	772	20161201	775	20161201
202	桑野内	鳥越	Ⅱ-1-8387-新①	鳥越-3-新①	有	772	20161201	775	20161201
203	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-8388	柿の尾-1	有	772	20161201	775	20161201
204	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-8389	柿の尾-2	有	772	20161201	775	20161201
205	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-8389-新①	柿の尾-2-新①	有	772	20161201	775	20161201
206	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-8390-1	柿の尾-3-1	有	772	20161201	775	20161201
207	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-8390-2	柿の尾-3-2	有	772	20161201	775	20161201
208	桑野内	柿ノ尾	Ⅱ-1-8391	弓ヶ野	有	772	20161201	775	20161201
209	桑野内	赤谷	Ⅱ-1-8392-1	下赤-1-1	有	956	20071203	775	20161201
210	桑野内	赤谷	Ⅱ-1-8392-2	下赤-1-2	有	956	20071203	775	20161201
211	桑野内	栗ノ谷	Ⅱ-1-8398	栗の谷-1	有	772	20161201	775	20161201
212	桑野内	栗ノ谷	Ⅱ-1-8399	栗の谷-2	有	772	20161201	775	20161201
213	鞍岡	小仁田山、松ノ平	I-1-1995	本屋敷(3)	有	164	20170306	165	20170306
214	鞍岡	大谷	I-1-1996	本屋敷(4)	有	164	20170306	165	20170306
215	鞍岡	松ノ平	I-1-1997	本屋敷(1)	有	164	20170306	165	20170306
216	鞍岡	大石ノ内	I-1-2266-1	大石の内(1)-1	有	703	20161104	704	20161104

番号	五ヶ瀬 町 大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害 特別警戒 区域の 有・無	警戒区域 (イエロー) 法指定状況		特別警戒区域 (レッド) 法指定状況	
						公示 番号 1回目	公示日 1回目	公示 番号 1回目	公示日 1回目
217	鞍岡	大石ノ内	I-1-2266-2	大石の内(1)-2	有	703	20161104	704	20161104
218	鞍岡	大石ノ内	I-1-2266-3	大石の内(1)-3	有	703	20161104	704	20161104
219	鞍岡	大石ノ内	I-1-2266-4	大石の内(1)-4	有	703	20161104	704	20161104
220	鞍岡	松ノ平	I-1-3801	半蔵谷	有	164	20170306	165	20170306
221	鞍岡	一本木、大石ノ内	II-1-8435	大石の内-1	有	703	20161104	704	20161104
222	鞍岡	松ノ平	II-1-8452	本屋敷(5)	有	164	20170306	165	20170306
223	三ヶ所	牧	I-1-2003	牧	有	669	20171214	670	20171214
224	三ヶ所	坂狩	I-1-2005-1	坂狩1	有	669	20171214	670	20171214
225	三ヶ所	坂狩	I-1-2005-2	坂狩2	有	669	20171214	670	20171214
226	三ヶ所	川曲	I-1-2019-1	川曲-1	有	560	20171005	562	20171005
227	三ヶ所	川曲	I-1-2019-2	川曲-2	有	560	20171005	562	20171005
228	三ヶ所	高畑	II-1-8393	高畑(3)	有	669	20171214	670	20171214
229	三ヶ所	高畑	II-1-8394	高畑(4)	有	669	20171214	670	20171214
230	三ヶ所	高畑	II-1-8394-新①	高畑(4)-新①	有	669	20171214	670	20171214
231	三ヶ所	八重所	II-1-8395	八重所-1	有	669	20171214	670	20171214
232	三ヶ所	八重所	II-1-8396	八重所-2	有	669	20171214	670	20171214
233	三ヶ所	八重所	II-1-8397	八重所-3	有	669	20171214	670	20171214
234	三ヶ所	八重所	II-1-8397-新①	八重所-3-新①	有	669	20171214	670	20171214
235	三ヶ所	八重所	II-1-8397-新②	八重所-3-新②	有	669	20171214	670	20171214
236	三ヶ所	八重所	II-1-8397-新③	八重所-3-新③	有	669	20171214	670	20171214
237	三ヶ所	越次	II-1-8400-1	越次-1-1	有	669	20171214	670	20171214
238	三ヶ所	越次	II-1-8400-2	越次-1-2	有	669	20171214	670	20171214
239	三ヶ所	越次	II-1-8401	越次-2	有	669	20171214	670	20171214
240	三ヶ所	戸川	II-1-8412-1	戸川-1	有	560	20171005	562	20171005
241	三ヶ所	戸川	II-1-8412-2	戸川-2	有	560	20171005	562	20171005
242	三ヶ所	戸川	II-1-8412-新①	戸川-新①	有	560	20171005	562	20171005
243	三ヶ所	戸川	II-1-8412-新②	戸川-新②	有	560	20171005	562	20171005
244	三ヶ所	荒谷	II-1-8414	向藪	有	669	20171214	670	20171214
245	三ヶ所	坂狩	II-1-8417	坂狩-2	有	669	20171214	670	20171214
246	鞍岡	長廻	I-1-1998	小切畑	無	504	20210705		
247	鞍岡	長廻・芋ノ八重	I-1-1998-新①	小切畑-新①	有	504	20210705	506	20210705
248	鞍岡	古賀	I-1-1999	古賀	有	504	20210705	506	20210705
249	鞍岡	芋ノ八重	I-1-2000-1	祇園町-1	無	504	20210705	506	20210705
250	鞍岡	芋ノ八重	I-1-2000-2	祇園町-2	有	504	20210705	506	20210705
251	鞍岡	芋ノ八重	I-1-2000-3	祇園町-3	有	504	20210705	506	20210705
252	三ヶ所	上滝下	I-1-2001-1	大石(1)-1	有	233	20210325	237	20210325
253	三ヶ所	上滝下	I-1-2001-2	大石(1)-2	有	233	20210325	237	20210325
254	三ヶ所	鷺ノ巣	I-1-2018-1	貫原-1	有	956	20071203	515	20200622
255	三ヶ所	貫原	I-1-2018-2	貫原-2	有	956	20071203	515	20200622
256	鞍岡	芋ノ八重・矢惣園	I-1-2267-1	折立-1	有	504	20210705	506	20210705
257	鞍岡	芋ノ八重・矢惣園	I-1-2267-2	折立-2	有	504	20210705	506	20210705
258	三ヶ所	上松尾	I-1-2272-1	一の瀬-1	有	233	20210325		
259	三ヶ所	上松尾	I-1-2272-2	一の瀬-2	有	233	20210325		
260	鞍岡	日平谷・荒谷	I-1-3800	波瀬	有	504	20210705	506	20210705
261	鞍岡	大谷・小仁田山	I-1-3802	大谷-1	有	233	20210325	237	20210325
262	鞍岡	小仁田山・大谷	I-1-3803	大谷-2	有	233	20210325	237	20210325
263	三ヶ所	船ノ谷	I-1-3804	船の谷-1	有	233	20210325	237	20210325
264	三ヶ所	杉ノ平	II-1-2270-1	大石(3)-1	有	233	20210325	237	20210325
265	三ヶ所	杉ノ平	II-1-2270-2	大石(3)-2	有	233	20210325	237	20210325
266	三ヶ所	杉ノ平	II-1-2270-3	大石(3)-3	有	233	20210325	237	20210325
267	鞍岡	古賀	II-1-8408-1	古賀-1-1	有	504	20210705	506	20210705
268	鞍岡	古賀	II-1-8408-2	古賀-1-2	有	504	20210705	506	20210705
269	鞍岡	倉元	II-1-8409-1	倉元-1	有	504	20210705	506	20210705
270	鞍岡	倉元	II-1-8409-2	倉元-2	有	504	20210705	506	20210705
271	鞍岡	倉元・北原井	II-1-8410	一の瀬-1	有	504	20210705	506	20210705

番号	五ヶ瀬町大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害特別警戒区域の有・無	警戒区域(イエロー)法指定状況		特別警戒区域(レッド)法指定状況	
						公示番号1回目	公示日1回目	公示番号1回目	公示日1回目
272	鞍岡	一ノ瀬	II-1-8411	一の瀬-2	有	504	20210705	506	20210705
273	三ヶ所	杉ノ平	II-1-8415	大石(4)	有	233	20210325	237	20210325
274	三ヶ所	上中原	II-1-8416-1	大石(5)-1	有	233	20210325	237	20210325
275	三ヶ所	上中原	II-1-8416-2	大石(5)-2	有	233	20210325	237	20210325
276	鞍岡	北原井・倉元	II-1-8422	一の瀬-3	有	504	20210705	506	20210705
277	鞍岡	冠嶽	II-1-8423	広瀬	有	504	20210705	506	20210705
278	鞍岡	小川	II-1-8424	小川	有	504	20210705	506	20210705
279	鞍岡	川崎	II-1-8425	川崎	有	504	20210705	506	20210705
280	鞍岡	川崎	II-1-8425-新①	川崎-新①	有	504	20210705	506	20210705
281	鞍岡	荒谷	II-1-8426-1	荒谷-1	有	504	20210705	506	20210705
282	鞍岡	荒谷	II-1-8426-2	荒谷-2	有	504	20210705	506	20210705
283	鞍岡	荒谷	II-1-8426-3	荒谷-3	有	504	20210705	506	20210705
284	鞍岡	荒谷	II-1-8426-4	荒谷-4	有	504	20210705	506	20210705
285	鞍岡	上大平	II-1-8427	水流-1	有	504	20210705	506	20210705
286	鞍岡	上大平	II-1-8428	水流-2	有	504	20210705	506	20210705
287	鞍岡	上大平	II-1-8429	水流-3	有	504	20210705	506	20210705
288	鞍岡	木合屋	II-1-8431-1	木合屋-1	有	504	20210705	506	20210705
289	鞍岡	木合屋	II-1-8431-2	木合屋-2	有	504	20210705	506	20210705
290	三ヶ所	上中原	II-1-8432	大石(6)	有	233	20210325	237	20210325
291	三ヶ所	上瀬越	II-1-8433-1	長原-1-1	有	233	20210325	237	20210325
292	三ヶ所	上瀬越	II-1-8433-2	長原-1-2	有	233	20210325	237	20210325
293	三ヶ所	日向平	II-1-8434-1	長原-2-1	有	233	20210325	237	20210325
294	三ヶ所	日向平	II-1-8434-2	長原-2-2	有	233	20210325	237	20210325
295	三ヶ所	桑ノ木谷	II-1-8447	桑の木谷-1	有	233	20210325	237	20210325
296	三ヶ所	桑ノ木谷	II-1-8448	桑の木谷-2	有	233	20210325	237	20210325
297	三ヶ所	桑ノ木谷	II-1-8449	桑の木谷-3	有	233	20210325	237	20210325
298	三ヶ所	船ノ谷	II-1-8450	船の谷-2	有	233	20210325	237	20210325
299	三ヶ所	内の谷	II-1-8451-1	内の谷-1	有	233	20210325	237	20210325
300	三ヶ所	内の谷	II-1-8451-2	内の谷-2	有	233	20210325	237	20210325
301	鞍岡	上大平	II-1-8454-1	大平(3)-1	有	504	20210705	506	20210705
302	鞍岡	上大平	II-1-8454-2	大平(3)-2	有	504	20210705	506	20210705
303	三ヶ所	奈良津	II-1-8455-1	奈良津-1-1	有	233	20210325	237	20210325
304	三ヶ所	奈良津	II-1-8455-2	奈良津-1-2	有	233	20210325	237	20210325
305	三ヶ所	奈良津	II-1-8456	奈良津-2	有	233	20210325	237	20210325
306	三ヶ所	岩屋ノ迫	II-1-8457	尾原-1	有	233	20210325	237	20210325
307	三ヶ所	岩屋ノ迫	II-1-8458	尾原-2	有	233	20210325	237	20210325
308	三ヶ所	岩屋ノ迫	II-1-8459	尾原-3	有	233	20210325	237	20210325
309	三ヶ所	岩屋ノ迫	II-1-8460-1	尾原-4-1	有	233	20210325	237	20210325
310	三ヶ所	岩屋ノ迫	II-1-8460-2	尾原-4-2	有	233	20210325	237	20210325
311	三ヶ所	岩屋ノ迫	II-1-8460-新①	尾原-4-新①	有	233	20210325	237	20210325
312	三ヶ所	岩屋ノ迫	II-1-8461	尾原-5	有	233	20210325	237	20210325
313	三ヶ所	日向平	II-1-8462	長原-3	有	233	20210325	237	20210325
314	三ヶ所	日向平	II-1-8462-新①	長原-3-新①	有	233	20210325	237	20210325
315	三ヶ所	長原	II-1-8462-新②	長原-3-新②	有	233	20210325	237	20210325
316	三ヶ所	蕨の平	I-1-2020-1	高畑(2)-1	有	233	20210325	237	20210325
317	三ヶ所	蕨の平	I-1-2020-2	高畑(2)-2	有	233	20210325	237	20210325
318	三ヶ所	杉の谷	I-1-2279	杉の谷	有	233	20210325	237	20210325
319	三ヶ所	杉の谷	I-1-2279-新①	杉の谷-新①	有	233	20210325	237	20210325
320	三ヶ所	杉の谷	I-1-2279-新②	杉の谷-新②	有	233	20210325	237	20210325
321	三ヶ所	杉の谷	I-1-2279-新③	杉の谷-新③	有	233	20210325	237	20210325
322	三ヶ所	広木野原	I-2-0102	室野(3)	有	338	20070329	515	20200622
323	鞍岡	長峰	II-1-8405	長峰	有	504	20210705	506	20210705
324	鞍岡	長峰	II-1-8405-新①	長峰-新①	有	504	20210705	506	20210705
325	鞍岡	深谷	II-1-8406	深谷	有	504	20210705	506	20210705
326	鞍岡	深谷	II-1-8406-新①	深谷-新①	有	504	20210705	506	20210705



【地すべり】

番号	五ヶ瀬町 大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害 特別警戒 区域の 有・無	警戒区域 (イエロー) 法指定状況		特別警戒区域 (レッド) 法指定状況	
						公示 番号 1回目	公示日 1回目	公示 番号 1回目	公示日 1回目
1	三ヶ所	西小路	44-2-2	越次	無	956	20071203		
2	桑野内	麦ノ崎	44-1	麦ノ崎	無	512	20200622		
3	桑野内	柿ノ尾	44-2	柿ノ尾	無	512	20200622		
4	桑野内	栗ノ谷	農 44-1	栗ノ谷	無	512	20200622		

【土石流】

番号	五ヶ瀬町 大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害 特別警戒 区域の 有・無	警戒区域 (イエロー) 法指定状況		特別警戒区域 (レッド) 法指定状況	
						公示 番号 1回目	公示日 1回目	公示 番号 1回目	公示日 1回目
1	三ヶ所	天貫部	11-443-1-004	天貫部川(4)	有	338	20070329	28	20120116
2	鞍岡	松ノ平	11-443-1-901	半蔵谷川	無	956	20071203		
3	三ヶ所	坂本	11-443-1-022	坂本川(1)	有	108	20100304	111	20100304
4	三ヶ所	寺村	11-443-1-023	寺村川	無	108	20100304		
5	三ヶ所	天貫部	11-443-1-005	天貫部川(3)	無	27	20120116		
6	三ヶ所	天貫部	11-443-1-006	天貫部川(2)	有	27	20120116	28	20120116
7	三ヶ所	天貫部	11-443-1-007	天貫部川(1)	有	27	20120116	28	20120116
8	三ヶ所	西ノ谷	11-443-1-008-1	西ノ谷川-1	有	27	20120116	28	20120116
9	三ヶ所	西ノ谷	11-443-1-008-2	西ノ谷川-2	有	27	20120116	28	20120116
10	三ヶ所	小谷	11-443-1-009	小谷川	有	27	20120116	28	20120116
11	三ヶ所	赤谷	11-443-1-010	赤谷川	有	27	20120116	28	20120116
12	鞍岡	波埴	11-443-1-026	波埴川(2)	有	27	20120116	28	20120116
13	鞍岡	波埴	11-443-2-058-1	波埴川(1)-1	有	27	20120116	28	20120116
14	鞍岡	波埴	11-443-2-058-2	波埴川(1)-2	無	27	20120116		
15	鞍岡	波埴	11-443-2-058-3	波埴川(1)-3	有	27	20120116	28	20120116
16	三ヶ所	焼野	11-443-1-011-1	焼野川-1	有	737	20141218	738	20141218
17	三ヶ所	焼野	11-443-1-011-2	焼野川-2	有	737	20141218	738	20141218
18	三ヶ所	上松葉	11-443-1-013	上松葉川(2)	有	149	20150302	150	20150302
19	三ヶ所	上松葉	11-443-1-014	上松葉川(1)	無	149	20150302		
20	三ヶ所	内の口	11-443-1-015-1	内の口川-1	有	149	20150302	150	20150302
21	三ヶ所	内の口	11-443-1-015-2	内の口川-2	有	149	20150302	150	20150302
22	三ヶ所	内の口	11-443-1-015-3	内の口川-3	無	149	20150302		
23	三ヶ所	内の口	11-443-1-015-4	内の口川-4	有	149	20150302	150	20150302
24	三ヶ所	室野	11-443-2-017	室野川(1)	無	737	20141218		
25	三ヶ所	焼野	11-443-2-023	焼野川(2)	有	737	20141218	738	20141218
26	三ヶ所	焼野	11-443-2-024	焼野川(3)	有	737	20141218	738	20141218
27	三ヶ所	二又	11-443-2-025	二又川	有	737	20141218	738	20141218
28	三ヶ所	室野	11-443-2-026	室野川(2)	有	737	20141218	738	20141218
29	三ヶ所	宮野原	11-443-2-027	宮野原川	有	149	20150302	150	20150302
30	三ヶ所	上松葉	11-443-2-029	上松葉川(3)	有	149	20150302	150	20150302
31	三ヶ所	尾平	11-443-1-017-1-	尾平川-1	有	666	20141125	667	20141125
32	三ヶ所	尾平	11-443-1-017-2-	尾平川-2	有	666	20141125	667	20141125
33	三ヶ所	尾平	11-443-2-034	谷下川	有	666	20141125	667	20141125
34	鞍岡	揚	11-443-1-029	揚川	有	293	20160411	294	20160411
35	三ヶ所		11-443-2-052	長野谷川	無	97	20160215		
36	桑野内	鳥越	11-443-2-003-1	栗ノ谷川-1	無	772	20161201		
37	桑野内	鳥越	11-443-2-003-2	栗ノ谷川-2	無	772	20161201		
38	桑野内	栗ノ谷	11-443-2-003-3	栗ノ谷川-3	有	772	20161201	775	20161201
39	桑野内	柿ノ尾	11-443-2-003-4	栗ノ谷川-4	有	772	20161201	775	20161201
40	桑野内	鳥越	11-443-2-003-5	栗ノ谷川-5	有	772	20161201	775	20161201

番号	五ヶ瀬町 大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害 特別警戒 区域の 有・無	警戒区域 (イエロー) 法指定状況		特別警戒区域 (レッド) 法指定状況	
						公示 番号 1回目	公示日 1回目	公示 番号 1回目	公示日 1回目
41	桑野内	鳥越	11-443-2-004	麦野崎川	有	772	20161201	775	20161201
42	桑野内	鳥越	11-443-2-005	鳥越川	有	772	20161201	775	20161201
43	桑野内	長迫	11-443-2-006	土生川(1)	有	772	20161201	775	20161201
44	桑野内	高岩	11-443-2-007-1	土生川(2)-1	有	772	20161201	775	20161201
45	桑野内	高岩	11-443-2-007-2	土生川(2)-2	有	772	20161201	775	20161201
46	桑野内	子鹿ノ本 平	11-443-2-007-新①	土生川(2)-新①	有	772	20161201	775	20161201
47	桑野内	小半田	11-443-2-008	小半田川	有	772	20161201	775	20161201
48	桑野内	上赤	11-443-2-009-1	上赤川-1	有	772	20161201	775	20161201
49	桑野内	赤谷	11-443-2-009-2	上赤川-2	有	772	20161201	775	20161201
50	桑野内	赤谷	11-443-2-009-3	上赤川-3	無	772	20161201		
51	桑野内	古戸野	11-443-2-010	横通川(1)	有	772	20161201	775	20161201
52	桑野内	古戸野	11-443-2-011-1	古戸野川-1	有	772	20161201	775	20161201
53	桑野内	古戸野	11-443-2-011-2	古戸野川-2	有	772	20161201	775	20161201
54	桑野内	古戸野	11-443-2-012	横通川(2)	有	772	20161201	775	20161201
55	鞍岡		11-443-1-001	崎山川	有	829	20161219		
56	鞍岡		11-443-1-001-新①	崎山川-新①	有	829	20161219		
57	鞍岡		11-443-1-001-新②	崎山川-新②	無	829	20161219		
58	鞍岡		11-443-1-001-新③	崎山川-新③	有	829	20161219	830	20161219
59	鞍岡	日平・ 一本木・ 大石ノ内	11-443-1-025	大石ノ内川	有	703	20161104	704	20161104
60	鞍岡	日平・ 一本木・ 大石ノ内	11-443-2-055	大石ノ内川(1)	有	703	20161104	704	20161104
61	鞍岡	松ノ平	11-443-2-057	本屋敷川	有	164	20170306	165	20170306
62	三ヶ所	川曲	11-443-1-002	川曲川	有	560	20171005	562	20171005
63	三ヶ所	古園	11-443-1-003	戸の口川	有	560	20171005	562	20171005
64	三ヶ所	越次	11-443-2-001-1	西小路川-1	有	696	20171225	697	20171225
65	三ヶ所	越次	11-443-2-001-2	西小路川-2	有	696	20171225	697	20171225
66	三ヶ所	越次	11-443-2-001-3	西小路川-3	有	696	20171225	697	20171225
67	三ヶ所	越次	11-443-2-002	東小路川	有	696	20171225	697	20171225
68	三ヶ所	高畑	11-443-2-014	鳥屋ノ平川	有	696	20171225	697	20171225
69	三ヶ所	高畑	11-443-2-015-1	高畑川-1	有	696	20171225	697	20171225
70	三ヶ所	高畑	11-443-2-015-2	高畑川-2	有	696	20171225	697	20171225
71	三ヶ所	川曲	11-443-2-016	川曲川(2)	有	560	20171005	562	20171005
72	三ヶ所	八重所	11-443-2-018	八重所(2)	有	696	20171225	697	20171225
73	三ヶ所	八重所	11-443-2-019	八重所(1)	有	696	20171225	697	20171225
74	三ヶ所	八重所	11-443-2-020	八重所川(1)	有	696	20171225	697	20171225
75	三ヶ所	八重所	11-443-2-021	八重所川(2)	有	696	20171225	697	20171225
76	三ヶ所	八重所	11-443-2-022	八重所川(3)	有	696	20171225	697	20171225
77	三ヶ所	屋所	11-443-2-030	屋所(2)	有	669	20171214	670	20171214
78	三ヶ所	坂本	11-443-2-049	坂本川(2)	有	669	20171214	670	20171214
79	三ヶ所	荒谷	11-443-2-050	向園川	有	669	20171214	670	20171214
80	三ヶ所	戸川	11-443-2-051	戸川川	有	560	20171005	562	20171005
81	三ヶ所	戸川	11-443-2-051-新①	戸川川-新①	有	560	20171005	562	20171005
82	三ヶ所	船ノ谷	11-443-1-018	船の谷川	有	233	20210325	237	20210325
83	三ヶ所	日向平	11-443-1-019-1	日向平川(1)-1	無	233	20210325		
84	三ヶ所	日向平	11-443-1-019-2	日向平川(1)-2	無	233	20210325		
85	三ヶ所	日向平	11-443-1-019-3	日向平川(1)-3	無	233	20210325		
86	三ヶ所	日向平	11-443-1-020	日向平川(2)	無	233	20210325		
87	三ヶ所	大石	11-443-1-021	大石川	有	233	20210325	237	20210325
88	鞍岡	戸鼻	11-443-1-024	丁字川	有	233	20210325	237	20210325
89	鞍岡	木合屋 ・川崎	11-443-1-027	木合屋川(2)	無	504	20210705		

番号	五ヶ瀬町 大字	字	箇所番号	区域名	土砂災害 特別警戒 区域の 有・無	警戒区域 (イエロー) 法指定状況		特別警戒区域 (レッド) 法指定状況	
						公示 番号 1回目	公示日 1回目	公示 番号 1回目	公示日 1回目
90	鞍岡	古賀	11-443-1-028-1	古賀川(1)-1	有	504	20210705	506	20210705
91	鞍岡	古賀	11-443-1-028-2	古賀川(1)-2	有	504	20210705	506	20210705
92	三ヶ所	長迫	11-443-2-033	長迫川	有	233	20210325	237	20210325
93	三ヶ所	桑ノ木谷	11-443-2-035	桑の木谷川	有	233	20210325	237	20210325
94	三ヶ所	奈良津	11-443-2-036	奈良津川	無	233	20210325		
95	三ヶ所	岩屋ノ迫	11-443-2-037	岩屋迫川(1)	無	233	20210325		
96	三ヶ所	岩屋ノ迫	11-443-2-038	岩屋迫川(2)	無	233	20210325		
97	三ヶ所	水ノ元	11-443-2-039	水ノ元川	無	233	20210325		
98	三ヶ所	上日蔭平	11-443-2-040	上日蔭平川	有	233	20210325	237	20210325
99	三ヶ所	日向平	11-443-2-041	日向平川(3)	無	233	20210325		
100	三ヶ所	長原	11-443-2-042	長原川	有	233	20210325	237	20210325
101	三ヶ所	大石	11-443-2-043	上長野川	有	233	20210325	237	20210325
102	三ヶ所	下日蔭平	11-443-2-044	下日蔭平川	有	233	20210325	237	20210325
103	三ヶ所	上中原	11-443-2-045	上仲原川	有	233	20210325	237	20210325
104	三ヶ所	上滝下	11-443-2-046-1	上滝下川(1)-1	無	233	20210325		
105	三ヶ所	上滝下	11-443-2-046-2	上滝下川(1)-2	有	233	20210325	237	20210325
106	三ヶ所	上滝下	11-443-2-047	上滝下川(2)	有	233	20210325	237	20210325
107	三ヶ所	杉ノ平	11-443-2-048	杉平川	有	233	20210325	237	20210325
108	鞍岡	笠部谷	11-443-2-053	笠部谷川(1)	有	233	20210325	237	20210325
109	鞍岡	笠部谷	11-443-2-054	笠部谷川	有	233	20210325	237	20210325
110	鞍岡	上大平	11-443-2-056	水流川	有	504	20210705	506	20210705
111	鞍岡	木合屋	11-443-2-059	木合屋川(1)	有	504	20210705	506	20210705
112	鞍岡	川崎	11-443-2-060	川崎川(1)	有	504	20210705	506	20210705
113	鞍岡	川崎	11-443-2-061	川崎川(2)	有	504	20210705	506	20210705
114	鞍岡	北原井	11-443-2-062	一ノ瀬川(2)	有	504	20210705	506	20210705
115	鞍岡	倉元・ 北原井・ 一ノ瀬	11-443-2-063	一ノ瀬川(1)	無	504	20210705		
116	鞍岡	倉元	11-443-2-064	一ノ瀬川(3)	有	504	20210705	506	20210705
117	鞍岡	倉元	11-443-2-065	一ノ瀬川(4)	有	504	20210705	506	20210705
118	鞍岡	古賀	11-443-2-066	古賀向川	有	504	20210705	506	20210705
119	鞍岡	古賀	11-443-2-067	古賀川(2)	有	504	20210705	506	20210705
120	三ヶ所	坂狩	11-443-1-012-1	下日向川-1	有	233	20210325	237	20210325
121	三ヶ所	坂狩	11-443-1-012-2	下日向川-2	有	233	20210325	237	20210325
122	三ヶ所	坂狩	11-443-2-028	坂狩川	有	233	20210325	237	20210325
123	鞍岡	長峰	11-443-2-068	長峰川(1)	有	504	20210705	506	20210705
124	鞍岡	長峰	11-443-2-069	長峰川(2)	有	504	20210705	506	20210705
125	鞍岡	長峰	11-443-2-070	上長峰川	有	504	20210705	506	20210705

資料39 町内危険物貯蔵施設等一覧

番 号	種 別	施 設 名	設 置 個 所	設 置 者		
				氏 名	住 所	電話番号
1	16	一般取扱所	大字三ヶ所2164	雲海酒造(株)	五ヶ瀬町大字三ヶ所2164	0982-82-0123
2	4	屋内タンク貯蔵所	大字三ヶ所2164	雲海酒造(株)	五ヶ瀬町大字三ヶ所2164	0982-82-0123
5	9	屋外給油取扱所	大字三ヶ所2152-2	(有)五ヶ瀬石油	五ヶ瀬町大字三ヶ所2152-2	0982-82-0155
6	9	屋外給油取扱所	大字鞍岡7242(鞍岡給油所)	三栄商事(株)	熊本県上益城郡山都町上寺43	0967-72-0104
8	3	屋外タンク貯蔵所	大字鞍岡1781-5	(株)藤木石油店	五ヶ瀬町大字鞍岡2847-1	0982-83-2017
9	16	一般取扱所	大字鞍岡1781-5	(株)藤木石油店	五ヶ瀬町大字鞍岡2847-1	0982-83-2017
10	3	屋外タンク貯蔵所	大字鞍岡1781-5	(株)藤木石油店	五ヶ瀬町大字鞍岡2847-1	0982-83-2017
25	16	一般取扱所	大字鞍岡7242(鞍岡給油所横) (26とペア)	三栄商事(株)	熊本県上益城郡山都町上寺43	0967-72-0104
26	5	地下タンク貯蔵所				
28	10	自家用給油取扱所	大字三ヶ所1295-2	(株)矢野興業	五ヶ瀬町大字三ヶ所1300-1	0982-82-0165
33	5	地下タンク貯蔵所	大字鞍岡(五ヶ瀬ハイランドスキー場)	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670	0982-82-0100
34	5	地下タンク貯蔵所	大字三ヶ所2109-1(町立病院)	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670	0982-82-1700
35	5	地下タンク貯蔵所	大字三ヶ所9223(ごかせ温泉)	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町大字三ヶ所1670	0982-82-1717
36	9	屋外給油取扱所	大字三ヶ所2141-2(五ヶ瀬給油所)	高千穂地区農協	高千穂町大字三田井1	0982-73-1300
37	16	一般取扱所	大字三ヶ所(地番不明:給油所近く)(地下タンク貯蔵所許可なし)	(有)五ヶ瀬石油	五ヶ瀬町大字三ヶ所2152-2	0982-82-0155
40	9	屋外給油取扱所	大字桑野内3101-1(小貴商店)	小貴 明浩	五ヶ瀬町大字桑野内3103	0982-82-0200
41	5	地下タンク貯蔵所	大字三ヶ所9468-30(五ヶ瀬中等教育学校)	宮崎県	宮崎市橘通東2-10-1	0985-24-1111
43	9	屋外給油取扱所	大字鞍岡1473-2(五ヶ瀬給油所)	(株)藤木石油店	五ヶ瀬町大字鞍岡2847-1	0982-83-2017
44	7	移動タンク貯蔵所	大字鞍岡1473-2(五ヶ瀬給油所)	(株)藤木石油店	五ヶ瀬町大字鞍岡2847-1	0982-83-2017
45	7	移動タンク貯蔵所	大字三ヶ所11541-2	(有)五ヶ瀬石油	五ヶ瀬町大字三ヶ所2152番地2	0982-82-0155
46	7	移動タンク貯蔵所	大字鞍岡7242番地(三栄商事鞍岡給油所横)	三栄商事(株)	熊本県上益城郡山都町上寺43	0982-83-2456
計						

施設別集計	計数
1 製造所	0
2 屋内貯蔵所	0
3 屋外タンク貯蔵所	2
4 屋内タンク貯蔵所	1
5 地下タンク貯蔵所	5
6 簡易タンク貯蔵所	0
7 移動タンク貯蔵所	3
8 屋外貯蔵所	0
9 屋外給油取扱所	5
10 自家用給油取扱所	1
11 船舶用給油取扱所	0
12 軌道用給油取扱所	0
13 第1種販売取扱所	0
14 第2種販売取扱所	0
15 移送取扱所	0
16 一般取扱所	4
計	21

番 号	種 別	施 設 名	指 定 倍 数								品 名							
			倍 数	5 倍 以下	5 超 10 以下	10 超 50 以下	50 超 100 以下	100 超 150 以下	150 超 200 以下	200 超 250 以下	250 超 300 以下	ガ ソ リ ン	灯 油	軽 油	重 油	潤 滑 油	植 物 油	他
1	16	一般取扱所	2.54	1	0	0	0	0	0	0	0				5,088			
2	4	屋内タンク貯蔵所	7.40	0	1	0	0	0	0	0	0				14,800			
5	9	屋外給油取扱所	144.46	0	0	0	0	1	0	0	0	23,840	19,200	5,760		1,800		
6	9	屋外給油取扱所	67.40	0	0	0	1	0	0	0	0	9,600	9,600	9,600		1,200		
8	3	屋外タンク貯蔵所	5.00	1	0	0	0	0	0	0	0				10,000			
9	16	一般取扱所	6.00	0	1	0	0	0	0	0	0		3,000		6,000			
10	3	屋外タンク貯蔵所	5.00	1	0	0	0	0	0	0	0				10,000			
25	16	一般取扱所	4.80	1	0	0	0	0	0	0	0				9,600			
26	5	地下タンク貯蔵所	4.80	1	0	0	0	0	0	0	0				9,600			
28	10	自家用給油取扱所	19.20	0	0	1	0	0	0	0	0			19,200				
33	5	地下タンク貯蔵所	7.50	0	1	0	0	0	0	0	0				15,000			
34	5	地下タンク貯蔵所	10.00	0	1	0	0	0	0	0	0		8,000		4,000			
35	5	地下タンク貯蔵所	4.00	1	0	0	0	0	0	0	0		4,000					
36	9	屋外給油取扱所	147.45	0	0	0	0	1	0	0	0	24,000	10,000	16,000	1,900	3,000		
37	16	一般取扱所	7.50	0	1	0	0	0	0	0	0				15,000			
40	9	屋外給油取扱所	78.72	0	0	0	1	0	0	0	0	12,480	9,600	6,720				
41	5	地下タンク貯蔵所	4.90	1	0	0	0	0	0	0	0				9,800			
43	9	屋外給油取扱所	180.00	0	0	0	0	0	1	0	0	30,000	16,000	14,000				
44	7	移動タンク貯蔵所	2.25	1	0	0	0	0	0	0	0			1,500	1,500			
45	7	移動タンク貯蔵所	1.94	1	0	0	0	0	0	0	0		1,940					
46	7	移動タンク貯蔵所	2.00	1	0	0	0	0	0	0	0		2,000					
			712.86	10	5	1	2	2	1	0	0	99,920	83,340	72,780	112,288	6,000	0	0

番 号	種 別	施 設 名	保安監督者		当初設置許可		当初完成検査		前 回 立 入 検査日	
			要 否	氏 名 届出日付	日 付	番 号	日 付	番 号		
1	16	一般取扱所	0			S53. 11. 20	237-89-22	S53. 12. 27	237-92-45	H17. 10. 25
2	4	屋内タンク貯蔵所	0			S52. 9. 14	237-93-8	S53. 8. 3	237-92-16	H17. 10. 25
5	9	屋外給油取扱所	1	甲斐松男		S50. 5. 23	237-90-10	S50. 9. 12	237-93-35	H22. 11. 10
6	9	屋外給油取扱所	1	那須敏	H13. 2. 13	S54. 3. 5	237-89-29	S54. 6. 28	237-94-16	H22. 11. 9
8	3	屋外タンク貯蔵所	1	藤木浩次		S52. 12. 14	237-93-12	S53. 2. 10	237-96-30	H17. 10. 24
9	16	一般取扱所	0			S52. 12. 14	237-93-14	S53. 2. 10	237-96-29	H17. 10. 24
10	3	屋外タンク貯蔵所	1	藤木浩次		S52. 12. 14	237-93-13	S53. 2. 10	237-96-31	H17. 10. 24
25	16	一般取扱所	0			S58. 11. 18	237-89-6	S58. 12. 26	237-93-31	H22. 11. 9
26	5	地下タンク貯蔵所	0			S58. 11. 18	237-89-7	S58. 12. 26	237-93-32	H22. 11. 9
28	10	自家用給油取扱所	1	甲斐美喜雄	H24. 5. 18	S61. 7. 4	237-141-5	S61. 9. 18	237-144-22	H22. 11. 10
33	5	地下タンク貯蔵所	0			H2. 7. 31	237-141-2	H2. 12. 3	237-144-6	H20. 3. 26
34	5	地下タンク貯蔵所	0			H9. 10. 21	237-171-3	H10. 9. 18	232-174-5	H17. 10. 25
35	5	地下タンク貯蔵所	0			H10. 3. 2	237-171-4	H10. 9. 18	232-174-4	H17. 10. 25
36	9	屋外給油取扱所	1	興侶達郎	H22. 10. 1	H4. 9. 7	237-141-2	H4. 12. 4	237-144-8	H22. 11. 10
37	16	一般取扱所	0			H4. 10. 20	237-141-3	H5. 9. 21	237-144-16	H22. 11. 10
40	9	屋外給油取扱所	1	小貫明浩		H12. 6. 9	232-1-1	H12. 8. 31	232-4-2	H22. 11. 9
41	5	地下タンク貯蔵所	0			H6. 2. 15	237-141-2	H6. 3. 17	237-144-22	H22. 11. 9
43	9	屋外給油取扱所	1	藤木浩次		H16. 10. 14	22120-1-2	H17. 7. 6	22120-4-1	H22. 11. 9
44	7	移動タンク貯蔵所	0			H18. 1. 16	22120-1-4	H18. 1. 18	22120-4-5	
45	7	移動タンク貯蔵所	0			H27. 2. 16	22170-1-2	H27. 2. 24	22170-4-12	H27. 2. 24
46	7	移動タンク貯蔵所	0			H29. 9. 21	西広消指令第28号	H29. 9. 25	第11号	
			8							

番 号	種 別	施 設 名	被膜	漏えい対策 A: 特に高い B: 高い C: 対象外 ①: FRP ②: 電気防食 ③: 高精度液 面計	設計板厚	地 下 タ ン ク 数					計	屋 外 タ ン ク 数									
						計	1 KL 以下	1 KL 超 1 0	1 0 KL 超 3 0	3 0 KL 超 5 0		5 0 KL 超	計	100KL以下				100KL超 500KL以下			
														軽 油	灯 油	重 油	他	軽 油	灯 油	重 油	他
1	16	一般取扱所	—	—	—	0					0										
2	4	屋内タンク貯蔵所	—	—	—	0					0										
5	9	屋外給油取扱所	アスファルト×3	B	①	6.0×3: S50.9.12	4	3			0										
		タールエポキシ×1	C	—	6.0×1: H14.5.20	1															
6	9	屋外給油取扱所	アスファルト	C	—	6.0×3	3	3			0										
8	3	屋外タンク貯蔵所	—	—	—	0					1			1							
9	16	一般取扱所	—	—	—	0					0										
10	3	屋外タンク貯蔵所	—	—	—	0					1			1							
25	16	一般取扱所	—	—	—	0					0										
26	5	地下タンク貯蔵所	アスファルト	C	—	6.0×1	1	1			0										
28	10	自家用給油取扱所	アスファルト	C	—	6.0×2	2	2			0										
33	5	地下タンク貯蔵所	アスファルト	C	—	9.0×1	1		1		0										
34	5	地下タンク貯蔵所	タンク室	—	—	9.0×1	1		1		0										
35	5	地下タンク貯蔵所	タールエポキシ	C	—	6.0×1	1	1			0										
36	9	屋外給油取扱所	アスファルト	C	—	6.0×5	5	5			0										
37	16	一般取扱所	タールエポキシ	C	—	6.0×1	1		1		0										
40	9	屋外給油取扱所	エポキシ	C	—	6.0×3	3	3			0										
41	5	地下タンク貯蔵所	アスファルト	C	—	9.0×1	1	1			0										
43	9	屋外給油取扱所	SF二重殻	—	—	8.0×2	2	2			0										
44	7	移動タンク貯蔵所	—	—	—	0					0										
45	7	移動タンク貯蔵所	—	—	—	0					0										
46	7	移動タンク貯蔵所	—	—	—	0					0										
						25	0	21	4	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	

番 号	種 別	施 設 名	給油取扱所						一般取扱所				事業 所数	備 考
			屋 外	屋 内	セ ル フ	自 家 用	軌 道	船 舶	詰 替	充 填	ボ イ ラ ー	他		
1	16	一般取扱所										1	1	五ヶ瀬工場
2	4	屋内タンク貯蔵所												
5	9	屋外給油取扱所	1										1	五ヶ瀬給油所 直埋
6	9	屋外給油取扱所	1										1	鞍岡給油所83-2456 直埋
8	3	屋外タンク貯蔵所												10KLタンク
9	16	一般取扱所							1					屋外タンク
10	3	屋外タンク貯蔵所												10KLタンク
25	16	一般取扱所							1					20とセット
26	5	地下タンク貯蔵所												直埋
28	10	自家用給油取扱所				1							1	直埋
33	5	地下タンク貯蔵所											1	管理事務所83-2141 直埋 15KLタンク
34	5	地下タンク貯蔵所												国民健康保険病院73-5500 タンク室 12KLタンク
35	5	地下タンク貯蔵所												木地屋82-1115 直埋
36	9	屋外給油取扱所	1											五ヶ瀬給油所82-1123 直埋
37	16	一般取扱所							1					直埋 15KLタンク
40	9	屋外給油取扱所	1										1	小貫商店 直埋
41	5	地下タンク貯蔵所												82-1255 直埋
43	9	屋外給油取扱所	1											直埋 繊維強化プラスチックタンク
44	7	移動タンク貯蔵所												単一車、非積載式
45	7	移動タンク貯蔵所												単一車、非積載式
46	7	移動タンク貯蔵所												単一車、非積載式
			5	0	0	1	0	0	3	0	1	0	6	



資料40 消防力一覽

令和3年4月1日 現在														
内訳 部名	団長	副団長	本部		分団長	部長	班長	団員	自動車		小型P付		消防 本部車	備 考
			分団長	本部					ポンプ	積載車	小型 ポンプ			
団 本 部	1	2	4		6	1		7					2	部長はラッパ隊長 団員は女性消防団
第1分団 第1部						1	3	20			1	2		
第1分団 第2部						1	3	18			1	2		
第2分団 第1部						1	3	8			1	1		
第2分団 第2部						1	3	10			1	1		
第3分団 第1部						1	4	7	1		1	3		
第3分団 第2部						1	3	9			1	1		
第4分団 第1部						1	3	17			1	2		
第4分団 第2部						1	4	10			2			
第5分団 第1部						1	2	3			2			
第5分団 第2部						1	4	12	1		2			
第6分団 第1部						1	4	8			1	1		
第6分団 第2部						1	2	1			3			
計	1	2	4		6	13	38	130	2	17	13	2		194

資料41 消防団拠点施設一覧

部 名	施 設 名	所 在 地	備 考
団 本 部	五ヶ瀬町役場	大字三ヶ所1670	
第1分団 第1部	大石ポンプ詰所	大字三ヶ所大石	
	牧センター	大字三ヶ所牧	
	長迫ポンプ詰所	大字三ヶ所長迫	
第1分団 第2部	坂狩ポンプ詰所	大字三ヶ所坂狩	
	内の口ポンプ詰所	大字三ヶ所内の口	
	坂本ポンプ詰所	大字三ヶ所坂本	
第2分団 第1部	宮之原ポンプ詰所	大字三ヶ所宮之原	
第2分団 第2部	室野ポンプ詰所	大字三ヶ所室野	
第3分団 第1部	赤谷積載車詰所	大字三ヶ所赤谷	
	赤谷ポンプ車庫	大字三ヶ所赤谷	
	兼ヶ瀬ポンプ詰所	大字三ヶ所兼ヶ瀬	
	広木野ポンプ詰所	大字三ヶ所広木野	
	高畑ポンプ詰所	大字三ヶ所高畑	
第3分団 第2部	廻渕ポンプ詰所	大字三ヶ所廻渕	
第4分団 第1部	仲山ポンプ詰所	大字桑野内仲山	
第4分団 第2部	中組詰所	大字桑野内下赤	
	土生センター	大字桑野内土生	
第5分団 第1部	揚公民館	大字鞍岡揚	
	道の上ポンプ詰所	大字鞍岡道の上	
第5分団 第2部	祇園町ポンプ詰所	大字鞍岡祇園町	
	小切畑ポンプ車庫	大字鞍岡小切畑	
	古賀ポンプ車庫	大字鞍岡古賀	
	12区センター	大字鞍岡古賀	
第6分団 第1部	中村ポンプ詰所	大字鞍岡中村	
第6分団 第2部	渡瀬ポンプ詰所	大字鞍岡渡瀬	
	本屋敷ポンプ車庫	大字鞍岡本屋敷	
	波帰ポンプ詰所	大字鞍岡波帰	

## 資料42 消防水利設置箇所一覽

### 【消火栓】

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
1	五栓 1	桑野内	辻			鉄四角
2	五栓 3	桑野内	辻			鉄四角
3	五栓 4	桑野内	辻			鉄四角
4	五栓 5	桑野内	久保			鉄丸型
5	五栓 6	桑野内	久保		該当	鉄四角
6	五栓 7	桑野内	仲山		該当	鉄四角
7	五栓 8	桑野内	仲山		該当	鉄四角
8	五栓 9	桑野内	仲山		該当	鉄四角
9	五栓 10	桑野内	陣			鉄四角
10	五栓 11	桑野内	陣	日融工房南	該当	鉄四角
11	五栓 12	桑野内	陣	陣公民館南		鉄四角
12	五栓 13	桑野内	馬場		該当	鉄四角
13	五栓 14	桑野内	馬場		該当	鉄四角
14	五栓 15	桑野内	馬場		該当	鉄四角
15	五栓 16	桑野内	横通		該当	鉄四角
16	五栓 17	桑野内	横通		該当	鉄四角
17	五栓 18	桑野内	横通		該当	鉄四角
18	五栓 19	桑野内	横通		該当	鉄四角
19	五栓 20	桑野内	横通		該当	鉄四角
20	五栓 21	桑野内	黒板		該当	鉄四角
21	五栓 22	桑野内	黒板		該当	鉄四角
22	五栓 23	桑野内	下赤谷		該当	鉄四角
23	五栓 24	桑野内	下赤谷	下赤谷集会場東	該当	鉄四角
24	五栓 26	桑野内	北の迫		該当	鉄四角
25	五栓 27	桑野内	興地	興地集会センター西	該当	鉄四角
26	五栓 29	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
27	五栓 30	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
28	五栓 31	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
29	五栓 32	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
30	五栓 33	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
31	五栓 34	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
32	五栓 35	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
33	五栓 36	三ヶ所	室野		該当	鉄四角
34	五栓 37	三ヶ所	室野	室野教員住宅北東	該当	鉄四角
35	五栓 38	三ヶ所	室野	埋立交差点	該当	鉄四角
36	五栓 39	三ヶ所	広木野		該当	鉄四角
37	五栓 40	三ヶ所	広木野		該当	鉄四角
38	五栓 41	三ヶ所	広木野		該当	鉄四角
39	五栓 42	三ヶ所	広木野		該当	鉄四角
40	五栓 43	三ヶ所	広木野		該当	鉄四角
41	五栓 44	三ヶ所	広木野		該当	鉄四角
42	五栓 45	三ヶ所	広木野	広木野地区多目的集会場	該当	鉄四角
43	五栓 46	三ヶ所	広木野		該当	
44	五栓 48	桑野内	仲山		該当	鉄四角
45	五栓 49	桑野内	久保		該当	鉄四角
46	五栓 50	桑野内	久保			鉄四角

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
47	五栓 51	桑野内	辻			鉄四角
48	五栓 52	桑野内	西			鉄四角
49	五栓 54	三ヶ所	広木野		該当	
50	五栓 56	鞍岡	折立		該当	鉄四角
51	五栓 57	鞍岡	折立	鞍岡郵便局南	該当	鉄四角
52	五栓 58	鞍岡	深谷	鞍岡小学校西	該当	鉄四角
53	五栓 59	鞍岡	古賀		該当	鉄四角
54	五栓 60	鞍岡	古賀	12区消防詰所西	該当	鉄四角
55	五栓 61	鞍岡	小切畑	小切畑バス停西	該当	鉄四角
56	五栓 62	鞍岡	祇園町		該当	鉄四角
57	五栓 63	鞍岡	丁子	丁子集落センター北	該当	鉄四角
58	五栓 64	鞍岡	中村	鞍岡保育所南東	該当	鉄四角
59	五栓 65	鞍岡	中村		該当	鉄四角
60	五栓 66	鞍岡	東光寺	金光寺西	該当	鉄四角
61	五栓 67	鞍岡	東光寺	祇園神社	該当	鉄四角
62	五栓 68	鞍岡	寺村		該当	鉄四角
63	五栓 69	鞍岡	広瀬		該当	鉄四角
64	五栓 70	鞍岡	丁子		該当	鉄四角
65	五栓 71	鞍岡	広瀬	広瀬公民館南	該当	鉄四角
66	五栓 72	鞍岡	広瀬	広瀬橋南	該当	鉄四角
67	五栓 73	桑野内	下山		該当	鉄四角
68	五栓 74	三ヶ所	坂狩		該当	鉄四角
69	五栓 75	三ヶ所	坂狩		該当	鉄四角
70	五栓 76	三ヶ所	坂狩		該当	鉄四角
71	五栓 77	三ヶ所	坂狩		該当	鉄四角
72	五栓 78	三ヶ所	坂狩		該当	鉄四角
73	五栓 79	三ヶ所	室野	埋立交差点付近	該当	鉄四角
74	五栓 80	三ヶ所	中村		該当	鉄四角
75	五栓 81	三ヶ所	中村		該当	鉄四角
76	五栓 82	三ヶ所	中村		該当	鉄四角
77	五栓 83	三ヶ所	中村	中村共同茶工場北	該当	鉄四角
78	五栓 84	三ヶ所	中村		該当	鉄四角
79	五栓 85	三ヶ所	中村		該当	鉄四角
80	五栓 86	三ヶ所	宮野原		該当	鉄四角
81	五栓 87	三ヶ所	広木野	木地屋北	該当	鉄丸型
82	五栓 88	三ヶ所	広木野	Gドーム西	該当	鉄丸型
83	五栓 89	三ヶ所	広木野	Gパーク住宅東	該当	鉄丸型
84	五栓 90	三ヶ所	坂狩	坂狩ポンプ庫前	該当	鉄四角
85	五栓 92	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
86	五栓 93	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
87	五栓 94	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
88	五栓 95	三ヶ所	高畑	高畑集会センター南	該当	鉄四角
89	五栓 96	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
90	五栓 97	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
91	五栓 98	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
92	五栓 99	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
93	五栓 100	三ヶ所	高畑		該当	鉄四角
94	五栓 101	三ヶ所	岩神	五ヶ瀬特産センター南	該当	鉄四角
95	五栓 102	三ヶ所	岩神		該当	無

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
96	五栓 103	三ヶ所	岩神	岩神集会所南	該当	鉄四角
97	五栓 104	三ヶ所	岩神		該当	鉄四角
98	五栓 105	三ヶ所	岩神	五ヶ瀬キャンプ村南	該当	鉄四角
99	五栓 106	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
100	五栓 107	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
101	五栓 108	三ヶ所	川曲		該当	鉄四角
102	五栓 109	三ヶ所	川曲		該当	鉄四角
103	五栓 110	三ヶ所	川曲		該当	鉄四角
104	五栓 111	三ヶ所	川曲	川曲公民館東	該当	鉄四角
105	五栓 112	三ヶ所	川曲		該当	鉄四角
106	五栓 113	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
107	五栓 114	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
108	五栓 115	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
109	五栓 116	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
110	五栓 117	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
111	五栓 118	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
112	五栓 119	三ヶ所	廻淵	廻淵団地2号棟	該当	鉄四角
113	五栓 120	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
114	五栓 121	三ヶ所	戸の口		該当	鉄四角
115	五栓 122	三ヶ所	戸の口			鉄四角
116	五栓 123	三ヶ所	戸の口	戸の口団地南	該当	鉄四角
117	五栓 124	三ヶ所	戸の口		該当	鉄四角
118	五栓 126	桑野内	波埴		該当	鉄四角
119	五栓 127	鞍岡	倉元		該当	鉄四角
120	五栓 128	鞍岡	倉元		該当	鉄四角
121	五栓 129	鞍岡	一の瀬		該当	鉄四角
122	五栓 130	鞍岡	東光寺		該当	鉄四角
123	五栓 131	桑野内	久保	久保ポンプ庫東		鉄四角
124	五栓 132	三ヶ所	岩神		該当	
125	五栓 133	三ヶ所	牧		該当	コンクリート
126	五栓 134	三ヶ所	中村			鉄四角
127	五栓 136	桑野内	土生		該当	鉄四角
128	五栓 137	桑野内	土生		該当	鉄四角
129	五栓 139	鞍岡	折立	祇園山展望所東側歩道上	該当	鉄四角
130	五栓 140	桑野内	北の迫		該当	鉄丸型
131	五栓 150	三ヶ所	立壁	五ヶ瀬町役場	該当	鉄四角
132	五栓 151	三ヶ所	立壁	五ヶ瀬町立病院	該当	鉄四角

#### 【防火水槽】

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
1	五槽 1	三ヶ所	一の瀬		該当	鉄丸型
2	五槽 2	三ヶ所	一の瀬	一の瀬公民館南	該当	鉄丸型
3	五槽 3	三ヶ所	大石		該当	無
4	五槽 4	三ヶ所	大石	大石消防ポンプ庫前	該当	鉄丸型
5	五槽 5	三ヶ所	大石		該当	鉄丸型
6	五槽 6	三ヶ所	牧	牧消防ポンプ庫南	該当	鉄丸型
7	五槽 7	三ヶ所	牧		該当	無
8	五槽 8	三ヶ所	坂本	坂本消防庫前	該当	有

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
9	五槽 9	三ヶ所	坂本	専光寺南	該当	鉄丸型
10	五槽 11	三ヶ所	坂狩		該当	有
11	五槽 12	三ヶ所	坂狩		該当	鉄丸型
12	五槽 13	三ヶ所	坂狩	坂狩ポンプ格納庫南東	該当	鉄丸型
13	五槽 14	三ヶ所	坂狩		該当	鉄丸型
14	五槽 15	三ヶ所	荒谷		該当	無
15	五槽 16	三ヶ所	宮野原		該当	鉄丸型
16	五槽 17	三ヶ所	宮野原		該当	鉄丸型
17	五槽 18	三ヶ所	中村		該当	無
18	五槽 19	三ヶ所	中村	坂本小学校プール	該当	無
19	五槽 20	三ヶ所	兼ヶ瀬		該当	鉄丸型
20	五槽 22	三ヶ所	兼ヶ瀬	兼ヶ瀬ポンプ庫南	該当	鉄丸型
21	五槽 23	三ヶ所	坂狩		該当	鉄丸型
22	五槽 24	三ヶ所	赤谷		該当	鉄四角
23	五槽 26	三ヶ所	赤谷		該当	鉄丸型
24	五槽 27	三ヶ所	赤谷		該当	鉄丸型
25	五槽 29	三ヶ所	広木野		該当	有
26	五槽 30	三ヶ所	広木野		該当	有
27	五槽 31	三ヶ所	広木野	広木野多目的集会所東	該当	鉄四角
28	五槽 32	三ヶ所	高畑		該当	鉄丸型
29	五槽 33	三ヶ所	高畑		該当	鉄丸型
30	五槽 34	三ヶ所	高畑		該当	無
31	五槽 35	三ヶ所	古園	古園集会所東	該当	有
32	五槽 36	三ヶ所	廻渕	廻渕消防詰所南	該当	有
33	五槽 37	三ヶ所	川曲	川曲公民館南	該当	鉄四角
34	五槽 38	三ヶ所	岩神		該当	鉄四角
35	五槽 39	三ヶ所	越次		該当	無
36	五槽 41	三ヶ所	室野		該当	無
37	五槽 42	三ヶ所	室野		該当	必要なし
38	五槽 45	桑野内	辻	西辻宮農研修センター南		有
39	五槽 46	桑野内	辻			有
40	五槽 47	桑野内	久保	久保消防ポンプ庫西		有
41	五槽 49	桑野内	仲山		該当	鉄丸型
42	五槽 50	桑野内	陣		該当	有
43	五槽 51	桑野内	馬場		該当	無
44	五槽 52	桑野内	横通		該当	鉄丸型
45	五槽 53	桑野内	黒板	黒板茶工場南	該当	無
46	五槽 54	桑野内	北の迫			無
47	五槽 55	桑野内	北の迫		該当	無
48	五槽 56	桑野内	小半田		該当	有
49	五槽 58	桑野内	土生		該当	鉄四角
50	五槽 59	鞍岡	揚		該当	無
51	五槽 60	鞍岡	笠部	笠部天満宮南西		有
52	五槽 61	鞍岡	笠部			鉄丸型
53	五槽 62	鞍岡	東光寺	金光寺南西		鉄丸型
54	五槽 63	鞍岡	東光寺			有
55	五槽 64	鞍岡	東光寺			鉄四角
56	五槽 65	鞍岡	丁子	町営あけぼの住宅北東		鉄丸型
57	五槽 66	鞍岡	丁子			鉄丸型

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
58	五槽 67	鞍岡	大石の内			無
59	五槽 68	鞍岡	長峰			鉄丸型
60	五槽 69	鞍岡	折立			無
61	五槽 71	鞍岡	祇園町	鞍岡イベント広場敷地内		鉄丸型
62	五槽 73	鞍岡	祇園町			有
63	五槽 75	鞍岡	荒谷	荒谷公民館北	該当	鉄丸型
64	五槽 76	鞍岡	波帰	波帰橋西詰	該当	無
65	五槽 77	三ヶ所	中村		該当	鉄丸型
66	五槽 78	三ヶ所	宮野原	宮原三組集会所	該当	鉄丸型
67	五槽 79	三ヶ所	廻淵		該当	鉄丸型
68	五槽 80	桑野内	仲山		該当	無
69	五槽 81	桑野内	黒板			鉄丸型
70	五槽 82	桑野内	柿の尾		該当	鉄丸型
71	五槽 83	鞍岡	道の上		該当	鉄丸型
72	五槽 84	三ヶ所	川曲		該当	有
73	五槽 85	桑野内	辻			無
74	五槽 86	三ヶ所	坂狩		該当	鉄丸型
75	五槽 87	三ヶ所	室野		該当	鉄丸型
76	五槽 88	鞍岡	木合屋		該当	鉄丸型
77	五槽 89	鞍岡	大平		該当	鉄丸型
78	五槽 90	鞍岡	波帰		該当	鉄丸型
79	五槽 91	桑野内	北の迫	北の迫多目的集会所東	該当	鉄丸型
80	五槽 93	桑野内	下山		該当	鉄四角
81	五槽 94	三ヶ所	八重所		該当	鉄丸型
82	五槽 95	桑野内	上赤		該当	鉄丸型
83	五槽 96	桑野内	麦の崎		該当	鉄丸型
84	五槽 97	鞍岡	大石の内	大石の内公民館地内	該当	鉄四角
85	五槽 98	三ヶ所	廻淵		該当	鉄四角
86	五槽 99	鞍岡	荻原		該当	鉄丸型
87	五槽 100	鞍岡	古賀	第12区集落センター西	該当	鉄丸型
88	五槽 101	桑野内	波帰		該当	鉄四角
89	五槽 102	三ヶ所	中村	上中村集会所前	該当	鉄丸型
90	五槽 104	三ヶ所	舟の谷	舟ノ谷集落センター北	該当	鉄丸型
91	五槽 105	鞍岡	荒谷		該当	鉄丸型
92	五槽 106	三ヶ所	広木野		該当	有
93	五槽 107	桑野内	横通		該当	鉄丸型
94	五槽 108	三ヶ所	奈良津		該当	鉄丸型
95	五槽 109	三ヶ所	長原	長原公民館北	該当	鉄丸型
96	五槽 110	鞍岡	祇園町		該当	鉄丸型
97	五槽 111	三ヶ所	岩神		該当	鉄丸型
98	五槽 112	桑野内	下赤谷	下赤谷集会場南西	該当	鉄丸型
99	五槽 113	鞍岡	揚	揚・荻原公民館西	該当	鉄丸型
100	五槽 114	三ヶ所	貫原		該当	鉄丸型
101	五槽 115	三ヶ所	八重所		該当	鉄四角
102	五槽 116	桑野内	栗の谷		該当	鉄丸型
103	五槽 117	三ヶ所	桑の木谷		該当	無
104	五槽 118	三ヶ所	大石	大石共同茶工場東	該当	鉄丸型
105	五槽 119	三ヶ所	坂狩		該当	鉄丸型
106	五槽 121	三ヶ所	中村		該当	鉄丸型

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
107	五槽 123	三ヶ所	長迫		該当	鉄丸型
108	五槽 125	桑野内	辻			鉄丸型
109	五槽 126	鞍岡	道の上		該当	鉄丸型
110	五槽 127	鞍岡	長崎		該当	鉄丸型
111	五槽 128	鞍岡	中入		該当	鉄丸型
112	五槽 129	三ヶ所	室野		該当	鉄丸型
113	五槽 130	三ヶ所	牧		該当	鉄丸型
114	五槽 131	三ヶ所	谷下		該当	鉄丸型
115	五槽 132	鞍岡	道の上	道の上バス停 (Gライン) 西	該当	鉄四角
116	五槽 133	三ヶ所	高畑	高畑公民館敷地内	該当	鉄四角
117	五槽 134	鞍岡	古賀		該当	鉄丸型
118	五槽 135	桑野内	横通		該当	鉄丸型
119	五槽 136	三ヶ所	川曲		該当	鉄丸型
120	五槽 137	鞍岡	スクナ原		該当	鉄丸型
121	五槽 139	桑野内	上赤		該当	鉄丸型
122	五槽 140	三ヶ所	牧	牧教員住宅南西	該当	鉄丸型
123	五槽 141	三ヶ所	寺村		該当	鉄丸型
124	五槽 142	三ヶ所	広木野	木地屋北		鉄丸型
125	五槽 143	三ヶ所	兼ヶ瀬			鉄丸型
126	五槽 144	三ヶ所	古園		該当	有
127	五槽 145	三ヶ所	長原		該当	鉄四角
128	五槽 147	鞍岡	本屋敷	本屋敷ポンプ庫東	該当	鉄丸型
129	五槽 149	三ヶ所	尾原		該当	鉄四角
130	五槽 150	桑野内	北の迫			鉄丸型
131	五槽 151	三ヶ所	廻淵		該当	有
132	五槽 152	鞍岡	一の瀬		該当	鉄丸型
133	五槽 153	鞍岡	小川		該当	有
134	五槽 154	桑野内	辻			鉄丸型
135	五槽 155	桑野内	仲山		該当	鉄丸型
136	五槽 156	桑野内	黒板		該当	鉄丸型
137	五槽 157	鞍岡	下川		該当	鉄丸型
138	五槽 158	鞍岡	古賀		該当	鉄丸型
139	五槽 159	鞍岡	深谷	深谷住宅 3号北東	該当	鉄丸型
140	五槽 160	鞍岡	長峰		該当	鉄丸型
141	五槽 162	三ヶ所	戸川		該当	鉄丸型
142	五槽 164	三ヶ所	坂本		該当	鉄丸型
143	五槽 165	三ヶ所	長迫	長迫多目的集会所西	該当	鉄丸型
144	五槽 166	三ヶ所	内の口		該当	鉄丸型
145	五槽 167	三ヶ所	滝下		該当	有
146	五槽 168	三ヶ所	牧		該当	鉄四角
147	五槽 169	鞍岡	原尾野		該当	鉄丸型
148	五槽 170	三ヶ所	谷下	谷下地区営業研修センター西	該当	鉄丸型
149	五槽 171	三ヶ所	赤谷	学びの森教職員住宅西	該当	鉄丸型
150	五槽 172	鞍岡	木合屋		該当	鉄丸型
151	五槽 176	桑野内	仲山		該当	鉄丸型
152	五槽 178	桑野内	馬場		該当	鉄丸型
153	五槽 180	桑野内	西			鉄丸型
154	五槽 181	桑野内	辻			鉄丸型
155	五槽 183	桑野内	仲山		該当	鉄丸型



No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
156	五槽 184	三ヶ所	高畑		該当	無
157	五槽 185	三ヶ所	赤谷		該当	有
158	五槽 186	三ヶ所	内の口		該当	鉄丸型
159	五槽 187	鞍岡	中村	中村消防庫	該当	鉄丸型
160	五槽 188	鞍岡	木合屋		該当	鉄丸型
161	五槽 191	三ヶ所	坂本		該当	
162	五槽 192	桑野内	土生		該当	無
163	五槽 193	三ヶ所	赤谷	三ヶ所小学校プール	該当	無
164	五槽 194	桑野内	土生	旧桑野内小学校プール	該当	無
165	五槽 195	桑野内	陣	上組小学校プール	該当	必要なし
166	五槽 196	鞍岡	深谷	鞍岡小学校プール	該当	必要なし
167	五槽 197	三ヶ所	貫原	五ヶ瀬中学校プール	該当	無
168	五槽 198	三ヶ所	広木野	五ヶ瀬中等教育学校プール	該当	無
169	五槽 199	鞍岡	東光寺	旧鞍岡中学校プール	該当	無
170	五槽 200	鞍岡	渡瀬		該当	鉄丸型
171	五槽 201	鞍岡	渡瀬		該当	鉄丸型
172	五槽 202	桑野内	土生		該当	鉄丸型
173	五槽 203	鞍岡	長峰		該当	鉄丸型

【その他】

No	水利番号	大字	地区	場所	指定水利	蓋種別
1	五自 1	鞍岡	東光寺		該当	無
2	五自 2	三ヶ所	坂本	前川橋東		
3	五自 3	三ヶ所	赤谷	五ヶ瀬駐在所西	該当	
4	五自 4	三ヶ所	滝下	赤谷橋北	該当	
5	五自 5	三ヶ所	赤谷			
6	五自 6	三ヶ所	貫原	貫原橋南西	該当	
7	五自 8	三ヶ所	中村			
8	五自 9	三ヶ所	戸川			
9	五自 21	三ヶ所	大石	大石共同茶工場	該当	
10	五自 25	三ヶ所	坂本		該当	
11	五自 30	三ヶ所	内の口	内の口ポンプ庫北	該当	
12	五自 34	三ヶ所	内の口		該当	
13	五自 49	鞍岡	スクナ原		該当	必要なし
14	五自 50	鞍岡	道の上	道の上バス停 (Gライン) 東	該当	必要なし
15	五自 51	鞍岡	揚		該当	必要なし
16	五自 52	鞍岡	水流		該当	必要なし
17	五自 53	鞍岡	水流		該当	必要なし
18	五自 58	鞍岡	広瀬	広瀬橋西詰	該当	必要なし
19	五自 64	鞍岡	波埴		該当	必要なし
20	五自 66	三ヶ所	高畑		該当	
21	五自 67	三ヶ所	室野			
22	五自 68	三ヶ所	川曲	川曲橋南		
23	五自 69	三ヶ所	赤谷			
24	五自 70	三ヶ所	滝下		該当	
25	五自 71	三ヶ所	室野			
26	五自 72	鞍岡	揚	揚ため池	該当	必要なし
27	五自 73	三ヶ所	兼ヶ瀬			

28	五自	74	三ヶ所	宮野原			
29	五自	75	三ヶ所	宮野原	宮野原橋西		
30	五自	76	三ヶ所	中村		該当	
31	五自	77	鞍岡	スクナ原		該当	必要なし
32	五自	78	鞍岡	道の上	道の上バス停（ふれあい）北	該当	必要なし
33	五自	79	三ヶ所	戸川			
34	五自	81	三ヶ所	坂狩		該当	
35	五自	83	鞍岡	笠部		該当	必要なし
36	五自	84	鞍岡	笠部		該当	必要なし
37	五自	86	鞍岡	祇園町	芋の八重	該当	必要なし
38	五自	87	鞍岡	東光寺	鞍岡駐在所東	該当	必要なし
39	五自	88	三ヶ所	牧		該当	
40	五自	89	鞍岡	一の瀬		該当	必要なし
41	五自	90	鞍岡	一の瀬	一の瀬橋西詰	該当	必要なし
42	五自	91	鞍岡	古賀		該当	必要なし
43	五自	92	鞍岡	古賀		該当	必要なし
44	五自	93	鞍岡	古賀		該当	必要なし
45	五自	94	鞍岡	古賀		該当	必要なし
46	五自	95	鞍岡	古賀		該当	必要なし
47	五自	96	鞍岡	古賀		該当	必要なし
48	五自	97	鞍岡	古賀	12区消防詰所西	該当	必要なし
49	五自	98	鞍岡	倉元	五ヶ瀬動物病院南	該当	必要なし
50	五自	99	鞍岡	倉元		該当	必要なし
51	五自	103	鞍岡	小川		該当	必要なし
52	五自	104	鞍岡	小川	小川宮農研修館西	該当	必要なし
53	五自	105	鞍岡	長崎		該当	必要なし
54	五自	106	鞍岡	大石の内		該当	必要なし
55	五自	107	鞍岡	荒谷		該当	必要なし
56	五自	108	鞍岡	本屋敷	第14区集落センター南	該当	必要なし
57	五自	119	三ヶ所	内の口			
58	五自	120	三ヶ所	尾平			
59	五自	121	三ヶ所	尾平	尾原集落センター西		
60	五自	122	三ヶ所	谷下			
61	五自	123	三ヶ所	戸川	戸川橋西		
62	五自	124	三ヶ所	廻瀨		該当	無
63	五自	125	鞍岡	渡瀬		該当	必要なし
64	五自	126	鞍岡	本屋敷		該当	必要なし
65	五自	127	鞍岡	本屋敷		該当	必要なし
66	五自	128	鞍岡	荻原		該当	必要なし

## 資料43 指定避難施設一覧

### 【町開設避難所】

No.	施設名称	住所	管理者	収容人数	使用できない災害の種類
1	荒踊の館・駐車場	三ヶ所 3333 番地	公民館長	180	
2	五ヶ瀬町役場	三ヶ所 1670 番地	総務課	45	
3	G ドーム	三ヶ所 9223 番地	教育委員会	450	
4	上組小学校（体育館）	桑野内 4915 番地 1	学校長	130	
5	鞍岡地区複合型交流施設（旧鞍岡中）	鞍岡 5929 番地	教育委員会	170	

### 【自主避難所】

No.	施設名称	住所	管理者	収容人数	使用できない災害の種類
6	長迫地区集会施設	三ヶ所 5622 番地 7	地区代表	15	
7	牧集落センター	三ヶ所 6016 番地	地区代表	15	
8	坂狩地区集落センター	三ヶ所 8088 番地	地区代表	15	
9	宮之原生活改善センター	三ヶ所 8705 番地	公民館長	20	
10	上組生活改善センター	桑野内 4918 番地 1	公民館長	20	
11	桑野内生活改善センター	桑野内 3848 番地 3	公民館長	20	
12	共生型福祉施設「ぬくもり」	桑野内 1514 番地 5	施設長	40	
13	第 9 区生活改善センター	鞍岡 7154 番地 2	公民館長	20	
14	第 11 区集落センター	鞍岡 2827 番地 1	公民館長	30	
15	第 12 区集落センター	鞍岡 2216 番地	公民館長	15	
16	第 13 区生活改善センター	鞍岡 5004 番地	公民館長	20	

### 【福祉避難所】

No.	施設名称	住所	管理者	収容人数	使用できない災害の種類
17	五ヶ瀬町子育て支援施設	三ヶ所 9400 番地	住民福祉課	60	
18	五ヶ瀬町福祉センター	三ヶ所 10725 番地	事務局長	70	洪水、土砂災害
19	共生型福祉施設「ぬくもり」	桑野内 1514 番地 5	施設長	40	

### 【避難所】

No.	施設名称	住所	管理者	収容人数	使用できない災害の種類
20	鞍岡地区公民館	鞍岡 5793 番地	教育委員会	50	
21	坂本小学校	三ヶ所 3446 番地	学校長	120	
22	上組小学校	桑野内 4915 番地 1	学校長	130	
12	桑野内交流センター（体育館）	桑野内 1514 番地 5	教育委員会	100	
23	三ヶ所小学校	三ヶ所 10705 番地	学校長	130	
24	五ヶ瀬中学校	三ヶ所 11530 番地	学校長	140	
25	鞍岡小学校	鞍岡 1696 番地	学校長	120	
26	五ヶ瀬中等教育学校	三ヶ所 9468 番地 30	学校長	230	

資料44 町内公共施設一覧

番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
1	五ヶ瀬町役場庁舎	本庁舎	総務課・行政G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	3313.66
2	貫原倉庫	備蓄倉庫	総務課・地域情報G	鉄骨造	0	622
3	坂本小学校	給食棟	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	238
4	坂本小学校	プール附属棟	教育委員会・学校教育G	鉄骨コンクリート	0	34
5	坂本小学校	屋内運動場	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	762
6	坂本小学校	校舎	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	1670
7	坂本小学校	体育館通路	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	61
8	坂本小学校	倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
9	三ヶ所小学校	校舎	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	1550
10	三ヶ所小学校	倉庫（運動場）	教育委員会・学校教育G	木造	15	0
11	三ヶ所小学校	放送室棟	教育委員会・学校教育G	鉄骨コンクリート	0	6
12	三ヶ所小学校	プール附属棟	教育委員会・学校教育G	鉄骨コンクリート	0	42
13	三ヶ所小学校	給食棟	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	81
14	三ヶ所小学校	屋内運動場	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	762
15	三ヶ所小学校	倉庫（プール横）	教育委員会・学校教育G	木造	21	0
16	上組小学校	プール附属棟	教育委員会・学校教育G	鉄骨コンクリート	0	61.75
17	上組小学校	倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	9	0
18	上組小学校	倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	20	0
19	上組小学校	渡廊下	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	30
20	上組小学校	玄関	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	10
21	上組小学校	校舎	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	486
22	上組小学校	便所	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	28
23	上組小学校	屋内運動場	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	760
24	上組小学校	渡廊下	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	52
25	上組小学校	便所	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	56
26	上組小学校	校舎	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	667

番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
27	鞍岡小学校	倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	11	0
28	鞍岡小学校	倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	21	0
29	鞍岡小学校	校舎	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	1566
30	鞍岡小学校	便所	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	45
31	鞍岡小学校	給食棟	教育委員会・学校教育G	鉄骨コンクリート	0	87
32	鞍岡小学校	渡廊下	教育委員会・学校教育G		0	10
33	鞍岡小学校	屋内運動場	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	796
34	鞍岡小学校	プール専用付属室	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	45
35	五ヶ瀬中学校	校舎	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	2163
36	五ヶ瀬中学校	屋内運動場	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	762
37	五ヶ瀬中学校	クラブハウス	教育委員会・学校教育G	鉄骨コンクリート	0	200
38	五ヶ瀬中学校	体育倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
39	五ヶ瀬中学校	プール専用付属室	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	63
40	五ヶ瀬中学校	倉庫	教育委員会・学校教育G	鉄骨コンクリート	0	66
41	廻渕団地	ゴミ集積場（1号棟用）	総務課・財務G	木造	6.48	0
42	廻渕団地	ゴミ集積場（2号棟用）	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	15
43	廻渕団地	1号棟	総務課・財務G	鉄筋コンクリート	0	813.04
44	廻渕団地	倉庫（2号棟用）	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	43
45	廻渕団地	倉庫（1号棟用）	総務課・財務G	木造	40	0
46	廻渕団地	倉庫（1号棟用）	総務課・財務G	木造	40	0
47	廻渕団地	浄化槽施設	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	4
48	廻渕団地	2号棟	総務課・財務G	鉄筋コンクリート	0	894
49	廻渕団地	倉庫（2号棟用）	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	43
50	戸の口団地	1号棟	総務課・財務G	鉄筋コンクリート	0	465.06
51	戸の口団地	給水ポンプ室（旧）	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	9
52	戸の口団地	倉庫	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	19.95
53	戸の口団地	2号棟	総務課・財務G	鉄筋コンクリート	0	403.08
54	戸の口団地	ゴミ集積場	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	5
55	戸の口団地	給水ポンプ室（旧）	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	10.92
56	戸の口団地	プロパン庫	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	5
57	戸の口団地	ゴミ集積場	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	2
58	坂本一般住宅	1号棟	総務課・財務G	木造	55	0
59	宮之原団地	1号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0
60	宮之原団地	浄化槽	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	0
61	宮之原団地	2号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0
62	宮之原団地	3号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0
63	宮之原団地	5号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0

番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
64	宮之原団地	6号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0
65	宮之原団地	ゴミ集積場	総務課・財務G	コンクリートブロック	0	9
66	宮之原団地	7号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0
67	宮之原団地	8号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0
68	宮之原団地	10号棟	総務課・財務G	木造	68.12	0
69	Gパーク団地	1号棟	総務課・財務G	軽量鉄骨造	0	40.68
70	Gパーク団地	2号棟	総務課・財務G	軽量鉄骨造	0	40.68
71	Gパーク団地	3号棟	総務課・財務G	軽量鉄骨造	0	40.68
72	Gパーク団地	4号棟	総務課・財務G	軽量鉄骨造	0	40.68
73	特定公共賃貸住宅 室野団地	2号棟	総務課・財務G	鉄筋コンクリート	0	423.03
74	杉ノ谷団地	ゴミ集積場	総務課・財務G	木造	7	0
75	杉ノ谷団地	1号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
76	杉ノ谷団地	2号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
77	杉ノ谷団地	3号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
78	杉ノ谷団地	5号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
79	杉ノ谷団地	6号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
80	杉ノ谷団地	寄合所	総務課・財務G	軽量鉄骨造	0	30
81	杉ノ谷団地	7号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
82	杉ノ谷団地	8号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
83	杉ノ谷団地	10号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
84	杉ノ谷団地	11号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
85	杉ノ谷団地	12号棟	総務課・財務G	木造	65.26	0
86	男坂団地	1号棟	総務課・財務G	軽量鉄骨造	0	51.84
87	男坂団地	2号棟	総務課・財務G	軽量鉄骨造	0	51.84
88	貫原住宅	旧教育長住宅	総務課・財務G	木造	93.64	0
89	貫原住宅	1号棟	総務課・財務G	木造	55	0
90	貫原住宅	2号棟	総務課・財務G	木造	55	0
91	桑野内一般住宅	2号棟	総務課・財務G	木造	60	0
92	上組一般住宅	5号棟	総務課・財務G	木造	55	0
93	深谷一般住宅	2号棟	総務課・財務G	木造	55	0
94	祇園町住宅	祇園町住宅	総務課・財務G	木造	48.6	0
95	本屋敷住宅	本屋敷住宅	総務課・財務G	木造	57.51	0
96	あけぼの団地	1号棟	総務課・財務G	木造	70.3	0
97	あけぼの団地	2号棟	総務課・財務G	木造	70.3	0
98	あけぼの団地	3号棟	総務課・財務G	木造	70.3	0
99	あけぼの団地	倉庫	総務課・財務G	木造	10.5	0
100	あけぼの団地	倉庫	総務課・財務G	木造	10.5	0
101	あけぼの団地	4号棟	総務課・財務G	木造	70.3	0
102	あけぼの団地	5号棟	総務課・財務G	木造	70.3	0
103	あけぼの団地	6号棟	総務課・財務G	木造	70.3	0
104	銀世界住宅	銀世界住宅	総務課・財務G	木造	41	0
105	坂本教職員住宅	A棟	教育委員会・学校教育G	木造	76	0
106	坂本教職員住宅	B棟	教育委員会・学校教育G	木造	76	0
107	坂本教職員住宅	2号棟	教育委員会・学校教育G	木造	73	0
108	牧教職員住宅	1号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
109	牧教職員住宅	2号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
110	広木野教職員住宅	1号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0

番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
111	広木野教職員住宅	2号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
112	広木野教職員住宅	3号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
113	広木野教職員住宅	4号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
114	広木野教職員住宅	5号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
115	広木野教職員住宅	6号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
116	Gパーク教職員住宅	5号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
117	Gパーク教職員住宅	6号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
118	Gパーク教職員住宅	7号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
119	Gパーク教職員住宅	8号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
120	室野団地	1号棟	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	450.41
121	貫原教職員住宅	3号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
122	貫原教職員住宅	4号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
123	上組教職員住宅（土生）	1号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
124	上組教職員住宅	2号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
125	上組教職員住宅	1号棟	教育委員会・学校教育G	木造	73	0
126	上組教職員住宅	3号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
127	上組教職員住宅	6号棟	教育委員会・学校教育G	木造	60	0
128	上組教職員住宅	4号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
129	鞍岡小教職員住宅（深谷）	1号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
130	鞍岡小教職員住宅（深谷）	3号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
131	鞍岡小教職員住宅（しゃくなげ）	1号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
132	鞍岡小教職員住宅（しゃくなげ）	2号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
133	鞍岡小教職員住宅（しゃくなげ）	3号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
134	鞍岡小教職員住宅（しゃくなげ）	4号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
135	鞍岡小教職員住宅（しゃくなげ）	5号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
136	鞍岡小教職員住宅（しゃくなげ）	6号棟	教育委員会・学校教育G	木造	70	0
137	銀世界教職員住宅	1号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0

番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
138	銀世界教職員住宅	2号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
139	銀世界教職員住宅	3号棟	教育委員会・学校教育G	木造	55	0
140	五ヶ瀬町総合公園「Gパーク」	スポーツ広場トイレ	教育委員会・社会教育G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	54
141	五ヶ瀬町総合公園「Gパーク」	陸上競技場倉庫	教育委員会・社会教育G	鉄骨造	0	195
142	五ヶ瀬町総合公園「Gパーク」	陸上競技場トイレ	教育委員会・社会教育G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	32.18
143	五ヶ瀬町総合公園「Gパーク」	五ヶ瀬ドーム	教育委員会・社会教育G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	2306.46
144	廻淵生活改善センター	廻淵生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	167.8
145	舟ノ谷生活改善センター	舟ノ谷生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	75.63
146	宮の原生活改善センター	宮の原生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	196.5
147	室野集会センター	室野集会センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	197
148	下組生活改善センター	下組生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	176.8
149	桑野内生活改善センター	桑野内生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	196
150	上組生活改善センター	上組生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	169
151	第11区集落センター	第11区集落センター	総務課・財務G	木造	264.04	0
152	第12区集落センター	第12区集落センター	総務課・財務G	木造	123.38	0
153	波帰生活改善センター	波帰生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	242
154	第13区生活改善センター	第13区生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	165
155	鞍岡地区公民館	鞍岡地区公民館	教育委員会・社会教育G	鉄骨造	0	537
156	第9区生活改善センター	第9区生活改善センター	総務課・財務G	鉄骨造	0	177
157	山村広場	山村広場便所	総務課・財務G	木造	62.8	0
158	兼ヶ瀬地区山村活性化支援センター	兼ヶ瀬地区山村活性化支援センター	農林課・農業振興G	木造	129.98	0
159	長迫地区集会施設	長迫地区集会施設	総務課・財務G	木造	120.07	0
160	牧集落センター	牧集落センター	総務課・財務G	木造	100.72	0
161	内の口集落センター	内の口集落センター	総務課・財務G	木造	155	0
162	五ヶ瀬ふれあいの里	ふれあいの里	農林課・農業振興G	木造	228.27	0
163	フォレストピア森林交流館	フォレストピア森林交流館	企画課・商工観光G	木造	395.68	0
164	広木野地区多目的集会施設	広木野地区多目的集会施設	総務課・財務G	木造	129.2	0
165	五ヶ瀬町町民センター	五ヶ瀬町町民センター	総務課・財務G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	1895.64
166	下組交流センター（庄屋の館）	下組交流センター	企画課・企画調整G	木造	131.64	0
167	小半田農村歴史文化保存施設	小半田農村歴史文化保存施設	農林課・農業振興G	木造	83.03	0
168	下赤地区伝承文化継承施設	下赤地区伝承文化継承施設	農林課・農業振興G	木造	81	0



番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
		承施設				
169	横通地区農村交流施設	横通地区農村交流施設	農林課・農業振興G	木造	157	0
170	馬場地区体験交流施設	馬場地区体験交流施設	農林課・農業振興G	木造	85.73	0
171	上ノ原地区多目的交流施設 (風のホール)	上ノ原地区多目的交流施設	企画課・商工観光G	木造	320	0
172	荒谷地区地域農業活動拠点施設	荒谷地区地域農業活動拠点施設	農林課・農業振興G	木造	51.59	0
173	大石の内地区農村伝統文化保存施設	大石の内地区農村伝統文化保存施設	農林課・農業振興G	木造	109	0
174	日陰地区農村伝統文化保存施設	日陰地区農村伝統文化保存施設	農林課・農業振興G	木造	50.54	0
175	鞍岡地区複合型交流施設	屋内運動場入口	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	30
176	鞍岡地区複合型交流施設	校舎(便所棟)	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	29
177	鞍岡地区複合型交流施設	寄宿舎	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	170
178	鞍岡地区複合型交流施設	機械室	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	13
179	鞍岡地区複合型交流施設	屋内運動場	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	760
180	鞍岡地区複合型交流施設	体育倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	14	0
181	鞍岡地区複合型交流施設	プール附属棟	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	38
182	鞍岡地区複合型交流施設	校舎(職員室棟)	教育委員会・学校教育G	木造	383	0
183	鞍岡地区複合型交流施設	校舎	教育委員会・学校教育G	木造	893	0
184	鞍岡地区複合型交流施設	体育倉庫	教育委員会・学校教育G	木造	25	0
185	鞍岡地区複合型交流施設	校舎(玄関棟)	教育委員会・学校教育G	鉄筋コンクリート	0	63
186	鞍岡地区複合型交流施設	校舎	教育委員会・学校教育G	木造	230	0
187	古園医師住宅	古園医師住宅	町立病院	木造	160.35	0
188	古園医師住宅	古園医師住宅車庫	町立病院		0	12
189	国民健康保険病院	国民健康保険病院	町立病院	鉄骨鉄筋コンクリート	0	3770.59
190	坂本へき地診療所	坂本へき地診療所	町立病院	木造	93.86	0
191	歯科医師住宅	歯科医師住宅	総務課・財務G	木造	133.24	0
192	医師住宅	赤谷医師住宅	町立病院	木造	96.32	0
193	医師住宅	赤谷医師住宅ヨド物置	町立病院		0	10
194	医師住宅	院長住宅	町立病院	木造	94.05	0

番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
195	男坂医師住宅	男坂医師住宅	町立病院	木造	87.01	0
196	男坂医師住宅	男坂医師住宅	町立病院	木造	87.01	0
197	五ヶ瀬町国民健康保険病院付 属鞍岡診療所	鞍岡診療所	町立病院	木造	172.8	0
198	五ヶ瀬町子育て支援施設	車庫	福祉課・福祉G		0	34.51
199	五ヶ瀬町子育て支援施設	五ヶ瀬子育て支援セ ンター	福祉課・福祉G	木造	107.5	0
200	五ヶ瀬町子育て支援施設	倉庫	福祉課・福祉G	木造	30.4	0
201	五ヶ瀬町福祉センター	車庫	福祉課・介護高齢者 G		0	131
202	五ヶ瀬町福祉センター	老人福祉施設	福祉課・介護高齢者 G	鉄筋コンクリート	0	1199.15
203	共生型福祉施設	車庫	福祉課・介護高齢者 G		0	39.87
204	共生型福祉施設	ぬくもり	福祉課・介護高齢者 G	鉄筋コンクリート	0	1029
205	旧桑野内小学校体育館	旧桑野内小学校体育 館	教育委員会・社会教 育G	鉄筋コンクリート	0	490
206	五ヶ瀬町子育て支援施設	五ヶ瀬中央保育所	福祉課・福祉G	木造	870.2	0
207	五ヶ瀬町子育て支援施設	五ヶ瀬中央保育所_プ ール	福祉課・福祉G	鉄骨造	0	61.75
208	鞍岡保育所	鞍岡保育所	福祉課・福祉G	木造	343.16	0
209	林業総合センター	林業総合センター	農林課・林業地籍G	木造	541.15	0
210	五ヶ瀬ワイナリー	本館	企画課・商工観光G	鉄骨造	0	1355.22
211	林産物等販売施設（特産セン ター）	特産センターごかせ	企画課・商工観光G	木造	279.35	0
212	夕日の里交流拠点施設	雲の上のぶどう	企画課・商工観光G	木造	172.26	0
213	夕日の里交流拠点施設	夕日の里農産物直売 所	企画課・商工観光G	鉄骨造	0	113.46
214	夕日の里交流拠点施設	レストラン	企画課・商工観光G	鉄骨造	0	127.54
215	観光トイレ	岩神観光トイレ	企画課・商工観光G	木造	19.42	0
216	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	12.15	0
217	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	12.15	0
218	五ヶ瀬の里キャンプ村	シャワー施設	企画課・商工観光G	木造	7.29	0
219	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	29.44	0
220	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	29.44	0
221	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	29.44	0
222	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	12.15	0
223	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	12.15	0
224	五ヶ瀬の里キャンプ村	管理棟	企画課・商工観光G	木造	184.48	0
225	五ヶ瀬の里キャンプ村	共同炊飯施設	企画課・商工観光G	木造	18	0
226	五ヶ瀬の里キャンプ村	バンガロー	企画課・商工観光G	木造	12.15	0
227	五ヶ瀬の里キャンプ村	共同便所	企画課・商工観光G	木造	13.77	0
228	ふれあい茶屋	便所	企画課・商工観光G	木造	18.2	0
229	ふれあい茶屋	桜花亭	企画課・商工観光G	木造	125.29	0
230	ごかせ温泉 森の宿 木地屋	木地屋	企画課・商工観光G	鉄筋コンクリート	0	12143.15
231	フォレストピア運動公園前情 報案内所	フォレストピア運動 公園前情報案内所	総務課・財務G	木造	15.5	0
232	榊形山公衆便所	榊形山公衆便所	企画課・商工観光G	木造	19.87	0
233	祇園山展望スポット	祇園山展望スポット	企画課・商工観光G	木造	24.7	0

番号	名称	名称分類名	所管課名	建物主構造名	木造 延床 面積	非木造 延床 面積
234	スキー場施設	パトロール控え室	企画課・商工観光G	軽量鉄骨造	0	11.8
235	スキー場施設	森林生態学習舎	企画課・商工観光G	木造	280.26	0
236	スキー場施設	スキーセンター	企画課・商工観光G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	1190.25
237	スキー場施設	格納庫	企画課・商工観光G	鉄骨造	0	204
238	スキー場施設	パーキングセンター	企画課・商工観光G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	975
239	スキー場施設	いこいの家霧立	企画課・商工観光G	木造	104.95	0
240	雪のごかせ観光トイレ	雪のごかせ観光トイレ	企画課・商工観光G	鉄筋コンクリート	0	26.7
241	太鼓の館	太鼓の館	企画課・商工観光G	木造	138.16	0
242	荒踊の館	荒踊の館	教育委員会・社会教育G	鉄骨鉄筋コンクリート	0	946.08
243	五ヶ瀬町自然の恵み資料館	五ヶ瀬町自然の恵み資料館	教育委員会・社会教育G	鉄筋コンクリート	0	409.79
244	五ヶ瀬町自然の恵み資料館	民族資料館	教育委員会・社会教育G	木造	96	0
245	特急バス待合所	特急バス待合所	総務課・財務G	木造	5.42	0
246	特急バス待合所	特急バス待合所	総務課・財務G	木造	5.42	0
247	坂本地区多目的施設	坂本地区多目的施設	総務課・財務G	木造	360	0
248	坂本地区多目的施設	坂本地区多目的施設_プール	総務課・財務G		0	61.75
249	赤谷バス待合所	赤谷バス待合所	総務課・財務G	木造	21.87	0
250	スクールバス車庫	スクールバス車庫	企画課・企画調整G	鉄骨造	0	450.8
251	コミュニティバス車庫	コミュニティバス車庫	企画課・企画調整G	鉄骨造	0	127.14
252	祇園町バス待合所	祇園町バス待合所	総務課・財務G	木造	17.55	0
253	旧熊本県信用組合_28年異動分		総務課・財務G	鉄骨造	0	144
254	五ヶ瀬町歯科診療所	五ヶ瀬町歯科診療所	総務課・財務G	木造	138.51	0
255	上組地区多目的施設	上組地区多目的施設	総務課・財務G	木造	266.64	0
256	鞍岡地区交流施設	鞍岡地区交流施設	総務課・財務G	木造	105.3	0

資料45 非常避難用道路一覧

路線番号	等級	路線名	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	備考
		国道218号	○	○	○	
		国道265号	○	○	○	
		国道503号	○	○	○	
		県道竹田五ヶ瀬	○	○	○	
		県道鞍岡赤谷	○	○	○	
1	3	町道 谷下・舟の谷	○	○	○	
2	3	町道 舟の谷・奈良津	○	○	○	
3	3	町道 尾原・内の谷	○	○	○	
4	3	町道 水の元・尾原	○	○	○	
5	3	町道 一の瀬・長迫	○	○	○	
6	3	町道 長迫・小長谷	○	○	○	
7	2	町道 坂本・一の瀬	○	○	○	
8	3	町道 大石・長原				
9	3	町道 前川・牧	○	○	○	
10	2	町道 坂狩・内の口	○	○	○	
11	3	町道 坂狩・荒谷	○	○	○	
12	3	町道 坂狩・日平	○	○	○	路線の一部
13	2	町道 宮の原・中村	○	○	○	
14	2	町道 宮の原・赤谷	○	○	○	
15	2	町道 宮の原・室野		○	○	
16	2	町道 宮の原・兼ヶ瀬	○	○	○	
17	3	町道 戸川・荒谷	○	○	○	
18	3	町道 兼ヶ瀬・芝の元	○	○	○	
19	3	町道 広木野・分校	○	○	○	
20	3	町道 高畑・西の迫	○	○	○	
21	2	町道 赤谷・小学校	○			
22	3	町道 赤谷・病院	○	○	○	
23	3	町道 赤谷・天貫部	○	○	○	
24	3	町道 赤谷・古園	○	○	○	
25	2	町道 立壁・高畑	○	○	○	
26	3	町道 廻淵・川原谷	○	○	○	
27	3	町道 廻淵・下日陰	○	○	○	
28	3	町道 廻淵・川曲	○	○	○	
29	3	町道 越次・津花	○	○	○	
30	3	町道 室野・越次	○	○	○	路線の一部
31	3	町道 上村・二股	○	○	○	
32	3	町道 焼野・八重所	○	○	○	
33	3	町道 八重所・上赤	○	○	○	路線の一部
34	3	町道 西・久保	○	○	○	
35	3	町道 宮原・中山	○	○	○	
36	3	町道 横通・古戸野	○	○	○	
37	3	町道 西の迫・黑板	○	○	○	
38	3	町道 興地・上赤	○	○	○	
39	3	町道 上赤・樹形山				
40	3	町道 興地・北の迫	○	○	○	路線の一部
41	3	町道 土生・上赤	○	○	○	路線の一部
42	3	町道 栗原・土生	○	○	○	
43	3	町道 土生・波帰	○	○	○	
44	3	町道 波帰・鳥越	○	○	○	路線の一部
45	3	町道 鳥越・犬ヶ野	○	○	○	路線の一部

路線番号	等級	路線名	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	備考
46	2	町道 馬見原・揚	○	○	○	
47	2	町道 原尾野・萩原	○	○	○	
48	3	町道 原尾野・スクナ原	○	○	○	
49	2	町道 道の上・笠部	○	○	○	
50	3	町道 深谷・道の上	○	○	○	路線の一部
51	3	町道 深谷・笠部	○	○	○	路線の一部
52	1	町道 折立・東光寺	○	○	○	
53	3	町道 矢惣園・寺村	○	○	○	
54	3	町道 芋の八重・笠部	○	○	○	
55	3	町道 中園・市場	○	○	○	
56	3	町道 中園・大石の内	○	○	○	
57	3	町道 倉元・古賀	○	○	○	
58	2	町道 芋の八重・一の瀬	○	○	○	
59	3	町道 広瀬・丁字	○	○	○	
60	3	町道 小川・下川	○	○	○	
61	3	町道 一棚・長崎	○	○	○	
62	3	町道 渡瀬・大畑	○	○	○	路線の一部
63	3	町道 渡瀬・木合屋	○	○	○	
64	3	町道 渡瀬・荒谷	○	○	○	
65	3	町道 中入	○	○	○	
66	3	町道 水流・大平	○	○	○	
67	1	町道 本屋敷・波帰	○	○	○	路線の一部
68	3	町道 大谷・波帰	○	○	○	路線の一部
69	3	町道 越次・馬見原	○	○	○	路線の一部
70	3	町道 坂狩・下一の瀬	○	○	○	
71	3	町道 柿ノ尾・犬ヶ瀬	○	○	○	
72	3	町道 深谷・原目				
73	3	町道 亀戸・カヤバ	○	○	○	
74	3	町道 下大石・上大石	○	○	○	
75	3	町道 坂本・荒谷	○	○	○	
76	3	町道 坂狩中央	○	○	○	
77	3	町道 宮の原・下中村	○	○	○	
78	3	町道 焼野	○	○	○	
79	3	町道 萩原・原	○	○	○	
80	3	町道 川曲・高畑				
81	2	町道 岩神・西	○	○	○	
82	3	町道 牧	○	○	○	
83	1	町道 赤谷・川久保	○	○	○	
84	3	町道 栗の谷・柿の原	○	○	○	
85	3	町道 揚・原野				
86	2	町道 小川	○	○	○	
87	3	町道 赤谷・土生	○	○	○	
88	3	町道 本屋敷・国見				椎葉側迂回路
89	3	町道 宮の原・下中村支	○	○	○	
90	3	町道 白滝				
91	3	町道 奈良津・小原井				
92	3	町道 松ノ井・桑の内	○	○		
93	3	町道 男坂	○	○	○	
94	3	町道 鳥の巣				

路線番号	等級	路線名	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	備考
95	3	町道 病院	○	○	○	
96	3	町道 本屋敷・波帰支	○	○	○	
97	3	町道 波帰	○	○	○	
98	3	町道 波帰支	○	○	○	
99	3	町道 広木野	○	○	○	
100	3	町道 運動公園1号	○	○	○	
101	3	町道 運動公園2号	○	○	○	
102	2	町道 坂本・鞍岡	○	○	○	
103	3	町道 坂本	○	○	○	
104	3	町道 坂狩・寺村	○	○	○	
105	3	町道 三ヶ所中学校	○			
106	3	町道 久保・辻	○	○	○	
107	3	町道 陣・中山	○	○	○	
108	3	町道 馬場	○	○	○	
109	3	町道 古戸野・上赤	○	○	○	
110	3	町道 麦の埜	○	○	○	
111	3	町道 揚	○	○	○	
112	3	町道 宮の原・坂狩				
113	3	町道 桑の木谷	○	○	○	
114	3	町道 陣・古戸野	○	○	○	
115	3	町道 馬場・上の原	○	○	○	
116	3	町道 内の口中央	○	○	○	
117	3	町道 下中村・二股	○	○	○	路線の一部
118	1	町道 赤谷中央	○	○	○	
119	3	町道 川久保	○	○	○	
120	3	町道 岩神	○	○	○	
121	3	町道 滝下				
122	3	町道 笠部	○	○	○	
123	3	町道 柿ノ尾	○	○	○	
124	3	町道 矢惣園・後川	○	○	○	
125	3	町道 荒踊りの館		○		
126	3	町道 鳥越	○	○	○	
127	3	町道 坂狩	○	○	○	
128	3	町道 山中				
129	3	町道 横通・古戸野支	○	○	○	
130	3	町道 道の上	○	○	○	
131	3	町道 大内谷	○	○	○	
132	3	町道 原尾野	○	○	○	
133	3	町道 栗の谷	○	○	○	
134	3	町道 栗原	○	○	○	
135	3	町道 高岩	○	○	○	
136	3	町道 椿畑	○	○	○	
1	奥地林道	林道 諸塚山	○	○	○	路線の一部
2	奥地林道	林道 大石越	○	○	○	路線の一部
4	奥地林道	林道 尾平	○	○	○	
6	奥地林道	林道 戸根川	○	○	○	路線の一部
7	その他	林道 内の口	○	○	○	路線の一部
9	その他	林道 笹の越	○	○	○	路線の一部
14	その他	林道 杉の越	○	○	○	路線の一部
15	その他	林道 笹の原	○	○	○	路線の一部

## 資料46 町防災行政無線（同報系・移動系）一覧

1 送信周波数（役場固定局）：55.36625MHz、送信電力0.1W

2 送信周波数（榊形山中継局）：65.64125MHz、送信電力10W

送信周波数（本屋敷簡易中継局）：61.19375MHz、送信電力1W

送信周波数（舟の谷簡易中継局）：61.17875MHz、送信電力1W

送信周波数（坂本再送信子局）：61.19375MHz、送信電力1W

3 五ヶ瀬町防災行政無線（同報系）設置内訳（平成24年4月1日現在）

種別	設置数	備考
戸別受信機（個人宅）	1,414	町内全戸設置
同（事業所）	60	公共施設、町内事業所
屋外受信機	10	各地区

4 屋外受信設備機（拡声装置）設置場所（10箇所）

拡張子名称	設置箇所
坂本	坂本生活改善センター 跡地
宮之原	宮之原生活改善センター
赤谷	五ヶ瀬町商工会館前
陣	上組生活改善センター
下赤谷	桑野内生活改善センター
土生	下組生活改善センター
道の上	宮崎部品跡地広場
鞍岡	鞍岡地区公民館
荒谷	荒谷地区公民館
波帰	波帰地区集落

7 屋外子局（アンサーバック局）：なし

## 資料47 防災行政無線通信広報案文

### 1 災害警戒本部設置広報

総務課よりお知らせします。

本日、〇〇時（大雨・洪水警報、台風〇号）にかかる災害警戒本部を役場内に設置しましたのでお知らせします。

災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害警戒本部まで連絡をお願いします。

### 2 風水害（警戒時）

災害警戒本部より気象情報をお知らせします。

現在（宮崎県全域・宮崎県北部山沿い）に大雨・洪水警報が発表されています。

五ヶ瀬町では、〇〇の降り始めから今日の〇時までに〇〇ミリの雨が降っています。

今後も大雨が予想され、河川の増水や山崩れ・崖崩れ等の災害発生が心配されます。

河川沿いや、崖付近にお住まいの方は、今後の大雨には十分注意し、いつでも非難できるよう準備をお願いします。

### 3 災害対策本部設置広報

災害対策本部よりお知らせします。

〇〇日、〇〇時に設置した災害警戒本部を〇〇時に災害対策本部に切替えましたのでお知らせします。

災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害対策本部まで連絡をお願いします。

### 4 風水害（台風接近）

災害対策本部より台風情報をお知らせします。

大型の台風〇〇号は〇〇時現在〇〇〇〇〇〇にあつて、時速〇〇キロの速さで〇〇へ進んでいます。このまま進むと宮崎県北部は〇〇から〇〇にかけて暴風域に入る見込みです。

〇〇からの大雨で地盤がかなりゆるんでおり、土砂災害が発生しやすくなっています。災害の発生が心配される箇所にお住まいの方は、各地区の公民館など避難所として開放してありますので、早めの避難を行うなど厳重な警戒をお願いします。

なお、災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害対策本部まで連絡をお願いします。



## 資料48 五ヶ瀬町情報無線放送施設設置条例

昭和 58 年 3 月 16 日五ヶ瀬町条例第 2 号

改正 平成 5 年 7 月 5 日五ヶ瀬町条例第 12 号

(目的)

第 1 条 多様化する情報化社会に対応し、正確・迅速な行政・その他の情報を提供するとともに、非常緊急事態における広報活動を行うため情報無線放送施設（以下「無線放送」という。）を設置する。

(設置場所)

第 2 条 無線放送には、親局、中継局、屋外拡声設備、戸別受信機を設置するものとし、設置場所は次のとおりとする。

- (1) 親局 五ヶ瀬町大字三ヶ所 1,670 番地 五ヶ瀬町役場内
- (2) 中継局 五ヶ瀬町大字桑野内 10209-6 榊形山頂上
- (3) 屋外拡声設備（再送信子局設備・簡易中継局設備含む） 町長が必要と認めた場所
- (4) 戸別受信機
  - ア 五ヶ瀬町に住所を有する世帯
  - イ 五ヶ瀬町内の公共的施設及び町長が必要と認めた場所

(放送の方法)

第 3 条 無線放送の方法は、役場に設置する親局から直接放送する。

(区域等)

第 4 条 無線放送の業務区域は五ヶ瀬町一円とする。

(運営)

第 5 条 無線放送の運営は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に基づき、公平かつ能率的に行い、あくまで公共の福祉増進に努めなければならない。

(運営委員会の設置)

第 6 条 無線放送の適正かつ円滑な運営を図るため、運営委員会を設置する。

2 運営委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(番組編成会議の設置)

第 7 条 無線放送における放送内容の充実と放送の効果を高めるため、必要により、番組編成会議を構成することができる。

2 番組編成会議の運営に関し、必要な事項は町長が別に定める。

(聴取料)

第 8 条 戸別受信機の聴取料は無料とする。

(その他)

第 9 条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 5 日五ヶ瀬町条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

## 資料49 五ヶ瀬町情報無線放送施設管理運営規則

昭和 58 年 3 月 16 日五ヶ瀬町規則第 1 号  
改正 平成 5 年 9 月 8 日五ヶ瀬町規則第 4 号  
平成 16 年 12 月 20 日五ヶ瀬町規則第 14 号  
平成 18 年 6 月 23 日五ヶ瀬町規則第 15 号  
平成 19 年 3 月 26 日五ヶ瀬町規則第 1 号  
平成 21 年 3 月 27 日五ヶ瀬町規則第 1 号  
平成 27 年 3 月 23 日五ヶ瀬町規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、五ヶ瀬町情報無線放送施設（以下「無線放送」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(運営委員会)

第 2 条 運営委員会は、無線放送の管理運営について審議するほか町長の諮問に応ずるものとし、委員 10 名以内をもって組織する。

2 運営委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 森林組合の役職員
- (3) 農業協同組合の役職員
- (4) 商工会の役職員
- (5) 公民館長
- (6) 消防団幹部
- (7) 知識経験者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会を統括するとともに、委員会を招集し会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐するとともに会長が事故ある場合又は欠けたときは、職務を代行する。

(管理)

第 3 条 町長は、無線放送従事者を置き、常に良好な状態で管理しなければならない。

(放送)

第 4 条 無線放送は、一般放送、緊急放送とし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 一般放送
  - ア 農林畜産物の生産、技術の広報伝達に関すること。
  - イ 農林畜産物の流通情報の広報伝達に関すること。
  - ウ 町民の福祉、生活技術の向上に関すること。

エ 教育文化の向上、研修等に関する事。

オ 一般行政の広報伝達に関する事。

カ その他町長が必要と認めた事項

(2) 緊急放送

ア 火災、風水害、地震等非常事態の通報に関する事。

イ 風雪、降霜等気象予報に関する事。

ウ 病虫害発生並びに防除に関する事。

エ 人命救助その他緊急事項に関する事。

第5条 一般定時放送は、午前6時30分、午後零時30分及び午後8時30分とする。ただし、必要に応じて変更することができる。

2 1回の放送時間は、5分から10分程度とする。ただし、必要に応じ時間を変更又は延長して放送することができる。

3 一般放送中に緊急事態が発生したときは、放送を一時中止して緊急放送を優先しなければならない。

第6条 町民からの放送依頼があったときは、その内容が第4条の各号に定める範囲であり、かつ必要と認めるときはこれを行うことができる。

(戸別受信機の維持補修、移動及び廃止)

第7条 戸別受信機の維持補修は町が行う。ただし、その損傷が使用者の責に帰すべき事由によると認められるときは、使用者において負担するものとする。

2 戸別受信機の全部若しくは一部を亡失し、又はいちじるしくき損したときは、直ちに様式第1号による報告書を町長に提出し、指示を受けなければならない。

3 戸別受信機の移動を行うときは、様式第2号による届書を提出しなければならない。

4 戸別受信機を廃止しようとするときは、様式第3号による届書を提出し、受信機を返還しなければならない。

(番組編成会議)

第8条 番組編成会議は、放送番組を効果的にし放送の目的を達成するため、別表の実務担当者の中から8名以内をもって組織する。

2 番組編成会議の議長は、副町長がこれに当たる。

3 議長は、毎月1回定期的に会議を招集し、番組内容について検討を行うほか、必要に応じ会議を開き内容の充実に努めるものとする。

第9条 放送の効果を高めるため、番組編成会議は年1回以上聴取者の意見を求めるものとする。

(業務書類等)

第10条 無線放送の業務ため次の書類を備えるものとする。

(1) 無線検査簿

(2) 無線業務日誌

- (3) 戸別受信機受信者台帳
- (4) 設備台帳
- (5) 設置、移動、廃止届綴
- (6) その他必要な書類

(補則)

第 11 条 この規則にないもので必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月 8 日五ヶ瀬町規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 16 年 12 月 20 日五ヶ瀬町規則第 14 号)

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 23 日五ヶ瀬町規則第 15 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 26 日五ヶ瀬町規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 27 日五ヶ瀬町規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 23 日五ヶ瀬町規則第 1 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 8 条関係)

番組編成会議実務担当者

副町長

総務課長

放送担当者

農林課関係担当者

町民課関係担当者

教育委員会担当者

経済団体職員

様式第1号

戸別受信機亡失き損報告書

年 月 日

五ヶ瀬町長

様

五ヶ瀬町 区 組  
氏 名 印

私は、五ヶ瀬町情報無線施設戸別受信機を亡失、き損しましたのでお届け致します。

亡失、き損年月日	年 月 日
亡失、き損の理由	

様式第2号

戸別受信機移動届書

年 月 日

五ヶ瀬町長

様

五ヶ瀬町 区 組  
氏 名 印

私は、五ヶ瀬町情報無線施設戸別受信機を移動したいのでお届け致します。

移動の場所	
移動の理由	

様式第3号

戸別受信機廃止届

年 月 日

五ヶ瀬町長 様

五ヶ瀬町 区 組  
氏 名 印

私は、五ヶ瀬町情報無線放送戸別受信機を、廃止したいのでお届け致します。

廃止の希望年月日	年 月 日
廃止の理由	

資料50 飲料水施設一覧

(※小規模飲料施設は未掲載)

簡易水道名	給水区域	管理者
坂本地区	大字三ヶ所 坂本、牧、寺村及び坂本住宅・牧住宅並びに坂本一般住宅	五ヶ瀬町
坂狩地区	大字三ヶ所 坂狩	五ヶ瀬町
赤谷地区	大字三ヶ所 滝下、赤谷、男坂団地、立壁（五ヶ瀬町国民健康保険病院及び五ヶ瀬町役場を除く。）、貫原（五ヶ瀬中学校を除く。）及び貫原住宅	五ヶ瀬町
兼ヶ瀬地区	大字三ヶ所 兼ヶ瀬	五ヶ瀬町
五ヶ瀬地区	<p>大字三ヶ所 宮ノ原、中村、宮之原団地、広木野、高畑、杉の谷団地、広木野住宅、広木野アパート、戸ノ口、古園、日向、日陰、尾迫、古賀、川曲、岩神、廻淵団地、戸の口団地、八重所、日向、日蔭、室野、室野住宅・室野団地及びGパーク住宅・Gパーク一般住宅並びに五ヶ瀬中学校、五ヶ瀬町国民健康保険病院及び五ヶ瀬町役場</p> <p>大字桑野内 西、辻、久保、仲山、上ノ原、宮原、陣、馬場、横通、上組住宅、黒板、下赤、北の迫、興地、土生、波埴、下山、鳥越、麦の崎及び柿の尾並びに桑野内住宅及び桑野内一般住宅</p> <p>大字鞍岡 銀世界住宅、寺村、東光寺、中園、中村、丁字、協和・長崎、しゃくなげ住宅、あけぼの団地、深谷、折立、矢惣園、祇園町、祇園町住宅、芋の八重、芋の八重元、小切畑、広瀬、深谷住宅、一の瀬、倉元及び古賀並びに深谷一般住宅</p>	五ヶ瀬町
大石地区飲料水供給施設	大字三ヶ所 大石	五ヶ瀬町



## 資料51 遺体安置所（予定）

名称	所在地	収容能力	収容地区
宮之原生活改善センター	大字三ヶ所 8750 番地	60	2 区
五ヶ瀬町町民センター	大字三ヶ所 10693 番地 1	460	1、3 区
廻瀬生活改善センター	大字三ヶ所 953 番地	56	4 区
室野集会センター	大字三ヶ所 10392 番地	66	5 区
上組生活改善センター	大字桑野内 4918 番地 1	56	6 区
桑野内生活改善センター	大字桑野内 3848 番地	64	7 区
下組生活改善センター	大字桑野内 1543 番地	56	8 区
9 区生活改善センター	大字鞍岡 7154 番地 2	56	9 区
鞍岡地区公民館	大字鞍岡 5793 番地	160	10 区
11 区集落センター	大字鞍岡 2827 番地 1	86	11 区
12 区集落センター	大字鞍岡 2216 番地	54	12 区
13 区生活改善センター	大字鞍岡 5004 番地	54	13 区
14 区生活改善センター	大字鞍岡 4772 番地	54	14 区

※ 収容能力＝収容面積÷3㎡とする。

## 資料52 町内建設業者名簿

番号	会社名	事務所所在地	電話番号	F A X 番号
1	(株) 矢野興業	大字三ヶ所 1300 番地 1	82-0165	82-1451
2	(株) 五大建設	大字三ヶ所 1296 番地 1	82-0011	82-0352
3	真野建設 (株)	大字鞍岡 5800 番地 3	83-2334	83-2335
4	秋本産業 (有)	大字鞍岡 4492 番地	83-2156	83-2902
5	(有) 本田建設	大字三ヶ所 2119 番地 5	82-0380	82-0382
6	(有) 山城建機	大字三ヶ所 9450 番地 1	73-5012	73-5013
7	(有) 五ヶ瀬建設	大字三ヶ所 605 番地 2	82-0449	82-0046
8	(有) 藤本工務店	大字鞍岡 2870 番地 1	83-2561	83-2563
9	(有) 田上工務店	大字三ヶ所 2074 番地 1	82-0816	82-0816
10	(有) 共栄設備	大字三ヶ所 3222 番地 1	82-0607	82-0626
11	橋本総業	大字桑野内 6684 番地	82-0765	82-0765

資料53 町内建設業者所有重機一覧

業 者 名	大・普通トラック				軽 トラック	水中 ポンプ	発電機	投光器	コンブ レッサー	重 機 ( バ ッ ク ホ ウ )								ユニ ツク	重機 (ブール)	タイヤ ショベル	グレ ダー	備考						
	1t	1.5t	2t	4t						0.05	0.1	0.15	0.2	0.35	0.4	0.45	0.7											
株)矢野興業			2		1		2					1	1					2	2									
株)五大建設			1	1	2	3	3	3	1		1								1									
真野建設(株)		1	1	1	2	2	2	3	2		1	1							1									
秋本産業(有)			1		1										1				1									
有)本田建設			2	1	3	1	2	5			1	2	1							1								
有)山城建機			1		1	3	2				1								1									
有)五ヶ瀬建設			2		1	1	2								1				1									
有)藤本工務店			1		2	2	3					1	1						1									
有)田上工務店			2		4	2	3	10			1	1																
有)共栄設備	1		1	1		1	2	2	2	1	1	2								1								
橋本総業	1		3	1	4	2	3	3	1	1	1	3	1	1	1				1	1	1							
計	2	1	17	5	21	17	24	26	6	2	2	8	10	3	1	4	1	6	1	9	2							

資料54 町内文化財等一覧表（無形文化財を除く。）

番号	指定内訳	種類	名称	所在地
1	国指定	国定公園	祖母・傾国定公園（鳥岳）	大字桑野内
2	国指定	国定公園	九州中央山地国定公園(向坂・白岩)	大字鞍岡
3	国指定	有形文化財	藤田家住宅	県博物館
4	県指定	天然記念物	白岩山石灰岩峰高山植物群落	大字鞍岡白岩
5	県指定	天然記念物	浄専寺シダレサクラ	大字三ヶ所浄専寺
6	県指定	有形文化財	石刻門守神像（二面）	大字三ヶ所三ヶ所神社
7	県指定	古墳	小半田古墳	大字桑野内小半田
8	県指定	古墳	鳥の巣古墳	大字三ヶ所鳥の巣
9	県指定	古墳	広木野古墳	大字三ヶ所広木野
10	県指定	有形文化財	三ヶ所神社本殿 社殿	大字三ヶ所三ヶ所神社
11	町指定	有形文化財	三ヶ所神社本殿 棟札	大字三ヶ所三ヶ所神社
12	町指定	有形文化財	廻渕天神社社殿	大字三ヶ所三ヶ所神社
13	町指定	有形文化財	性虎八幡神社社殿	大字桑野内横通
14	町指定	有形文化財	祇園神社社殿	大字鞍岡寺村
15	町指定	有形文化財	金光寺 内陣、山門、鐘楼	大字鞍岡寺村
16	町指定	天然記念物	三ヶ所神社 榊（さかき）	大字三ヶ所三ヶ所神社
17	町指定	有形文化財	浄専寺大般若経 600 卷	大字三ヶ所浄専寺
18	町指定	有形文化財	木地師 古文書	大字三ヶ所小椋家
19	町指定	有形文化財	室野不動明王堂 棟札	大字三ヶ所室野
20	町指定	天然記念物	原田家シダレサクラ	大字三ヶ所宮之原
21	町指定	天然記念物	岡田家シダレサクラ	大字鞍岡揚
22	町指定	天然記念物	祇園神社 櫻（けやき）	大字鞍岡寺村
23	町指定	天然記念物	古戸野神社 杉3本	大字桑野内横通
24	町指定	天然記念物	古戸野神社 榎（かや）	大字桑野内横通
25	町指定	有形文化財	清水寺 鰐口（美術工芸品）	大字鞍岡清原家
26	町指定	有形文化財	坂本観音堂 鰐口（美術工芸品）	大字三ヶ所坂本観音堂
27	町指定	有形文化財	内の口天神堂鰐口（美術工芸品）	大字三ヶ所内の口センター
28	町指定	有形文化財	桑野内神社 本殿	大字桑野内桑野内神社
29	町指定	有形文化財	古戸野神社 本殿	大字桑野内古戸野神社
30	町指定	有形文化財	車屋橋	大字三ヶ所赤谷
31	町指定	有形文化財	川久保橋	大字三ヶ所宮の原
32	町指定	有形文化財	上中村橋	大字三ヶ所上中村
33	町指定	有形文化財	下中村橋	大字三ヶ所下中村
34	町指定	有形文化財	戸の口橋	大字三ヶ所戸の口
35	町指定	有形文化財	荻原橋	大字鞍岡荻原

## 資料55 災害状況等の収集計画

### 災害状況等の収集計画

災害状況等の調査・報告は次によるものとする。

#### 1. 実施責任者

町長は町の区域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に調査収集するものとする。

なお、被害が甚大なため、被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

#### 2. 災害状況等調査収集

町における被害の調査は、次の分担により関係機関及び関係団体の協力を得て実施するものとする。

なお各区域の被害調査は、町職員があたるものとし、その分担は別紙平成 29 年度災害調査班編成表による。

#### 担当区分表

区分	担当		協力団体
	担当課	責任者	
総括 被害全般	総務課	総務課長	公民館長（組長） 公的関連機関
人、住宅等被害	町民課	町民課長	公民館長（組長） 民生委員
社会福祉関係被害 衛生関係被害	福祉課	福祉課長	公民館長（組長） 民生委員 施設の管理者
農林水産業関係被害	農林課	農林課長	公民館長（組長） 漁業組合
商工観光関係被害	企画課	企画課長	J A 高千穂地区 森林組合 商工会
土木耕地関係被害	建設課	建設課長	公民館長（組長） 土地改良区
教育関係被害	教育委員会	教育次長	施設管理者
町有財産等の被害	総務課	総務課長	公民館長 施設管理者

災害調査班編成表

区別	責任者	担当者		任務内容
1区	1	15	29	1 台風、大雨、地震などの状態が概ね安定したら直ちに被害調査を開始する。 2 調査班は、被害の状況を調査し、責任者は被害調査表を作成して総務課へ提出すること。 3 報告時間 10時・12時・15時 4 調査にあたっては公民館長、組長等と緊密な連携をとって行う。 5 調査を終了した班は、各責任者間で調整して応援体制を確立する。
2区	2	16		
3区	3	17		
4区	4	18		
5区	5	19		
6区	6	20		
7区	7	21		
8区	8	22		
9区	9	23		
10区	10	24		
11区	11	25		
12区	12	26		
13区	13	27		
14区	14	28		

本庁に出勤する職員

職員名		
総務課長	町民課長	福祉課長
企画課長	農林課長	教育次長
建設課長	議会事務局長	会計室長
五ヶ瀬町国民健康保険病院 事務長		
総務課	地域情報グループ	
	行政グループ	
建設課	土木建築グループ	
	農村整備グループ	
<b>【任務内容】</b> 本庁に出勤し災害状況の取りまとめ及び災害救助・調整・連絡にあたる。 災害事務に従事する者の他は平常勤務を行う。		

- ◎ 町民各自は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに組長へ報告すること。
- ◎ 組長は、災害の状況を直ちに公民館長へ報告すること。
- ◎ 公民館長は、町の担当職員と緊密な連携を取りながら、災害の報告及び災害対策、救助等の任務にあたること、この場合消防団との連絡を密にすること。

## 資料56 水防工法等

### 水防活動

川が大雨により増水した場合、堤防の状態を見回り堤防などに危険なところを発見すれば壊れないように土のうを投入し、シートを張るなどして堤防を守り、被害を未然に防止・軽減する必要があります。このような水防工法を実施することや堤防の監視と巡視をし、情報収集及び伝達を行うことを水防活動といいます。水防工法には、越水防止や漏水防止など状況に応じた工法が40工法以上あります。

#### 1 簡単な浸水防止方法

これらの簡易水防工法は、あくまで小規模で水深の浅い初期の段階で行うものであり、避難の時期を失わないことが大切です。

##### ● ごみ袋による水のう工法（簡易水のう）

家庭用ごみ袋に水を入れ土のうの代替として使用します。搬送の容易性から40リットル程度の容量のごみ袋を二重にして中に半分程度の水を入れます。ごみ袋の強度が不足する場合には重ねる枚数を増やします。また、簡易水のうを段ボール箱に入れて、連結して使用します。



##### ● ポリタンク及びプランターとレジャーシートによる工法

10リットル又は20リットルのポリタンクに水を入れ、又は、土を入れたプランターをレジャーシートで巻き込み、連結して使用します。



##### ● 止水板による工法

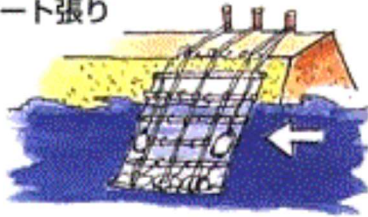
出入口を長めの板などを使用し、浸水を防ぎます。



## ■水防工法のいろいろ

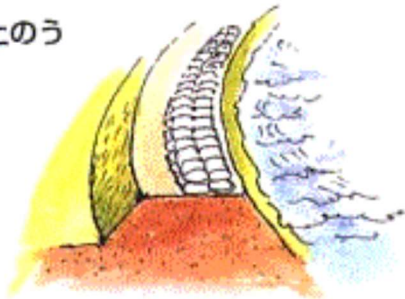


シート張り



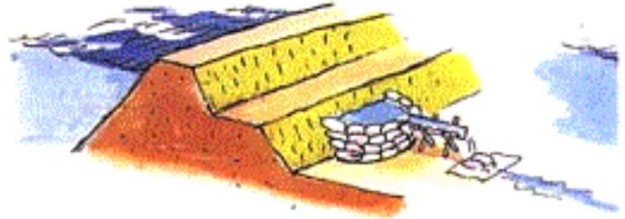
- 川表が崩れるのを防ぐ。
- 吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。

積土のう



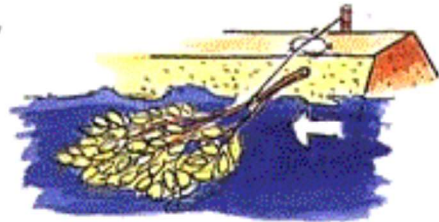
- 堤防天端に土のうを積み、越水を防ぐ。

月の輪



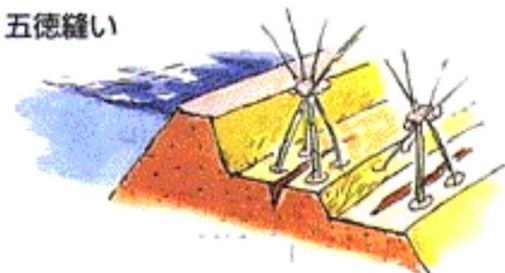
- 土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮め水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。

木流し



- 流水をゆるやかにして川表の崩れを防ぐ。

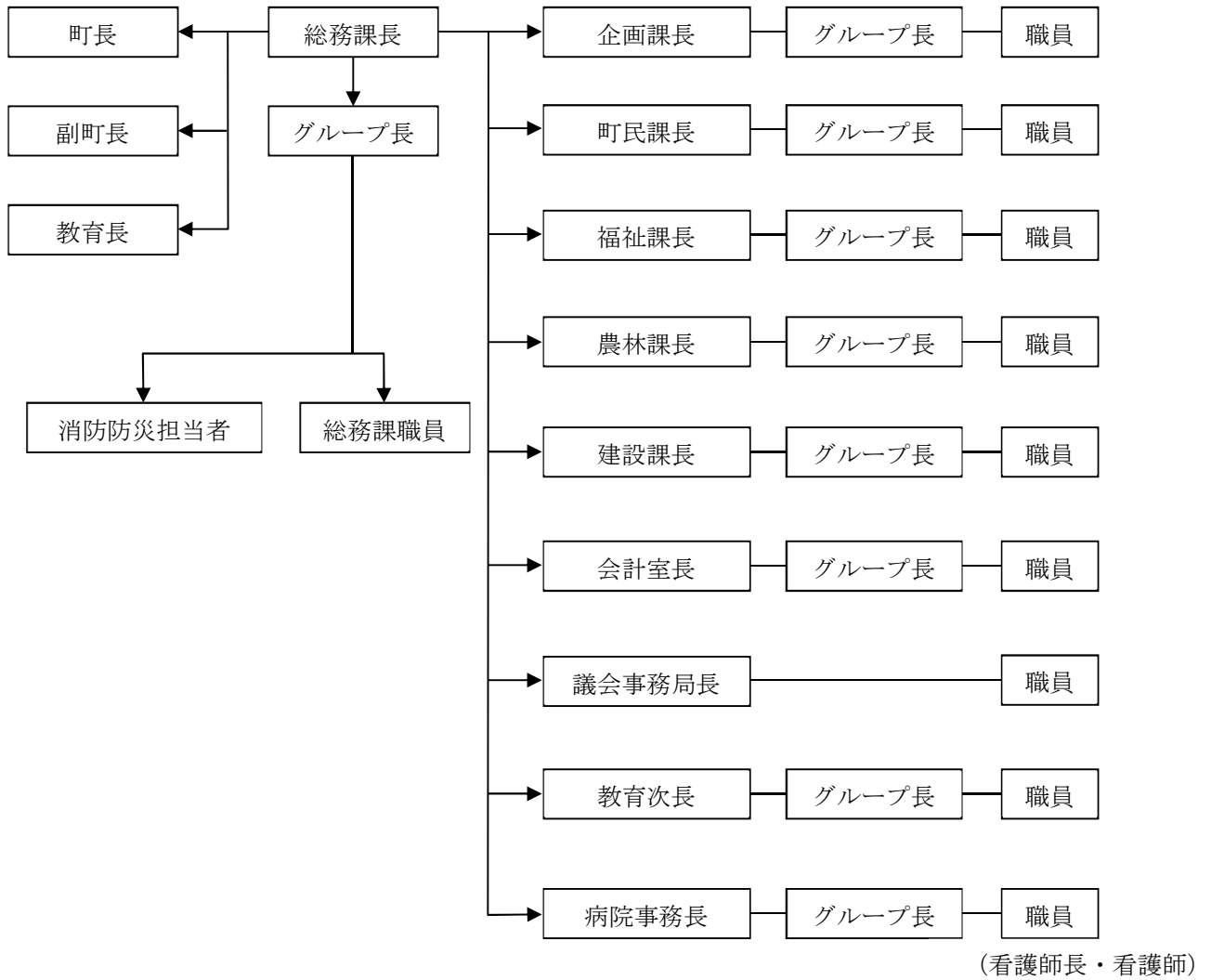
五徳縫い



- 竹の弾力性を利用して、き裂の拡大を防ぐ。

資料57 非常連絡網（休日・夜間）

- ◎ 総務課長は、町長、副町長、教育長、各課長、出先の長に連絡する。不在の場合は、下位の職の者に連絡する。
- ◎ 急を要する場合は、町防災行政無線（同報系）を通じて連絡する場合もある。





資料58 消防信号一覧

方法 信号	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号	備考	
消 防 信 号	演習招集信号	(1点と3点の班打) ● ●-●-● ● ●-●-●	約15秒 ●- - - - 約6秒	1 火災警報 発令信号及 び火災警報 解除信号 は、それぞ れの1種又 は2種以上 を併用する ことができる。  2 信号継続 時間は、適 宜とする。  3 消防職員 又は消防団 員の非常招 集を行うと きは、近火 信号を用い ることがで きる。	
	火災 警報 信号	火災警報 発令信号	(1点と4点の班打) ● ●-●-●-● ● ●-●-●-●		約30秒 ●- - - ●- - - 約6秒
		火災警報 解除信号	(1点2個と2点の班 打) ● ● ●-● ● ● ●-●		約10秒 約1分 ●- - - ●- - - 約3秒
	山林 火災 信号	応援信号	(3点と2点の班打) ●-●-● ●-●		約10秒 ●- - - ●- - - 約2秒
		出動信号	同上		
	火災 信号	近火信号 詰所から 800m以内	(連打) ●-●-●-●-●		約3秒 (短声連点) ●- ●-●- 約2秒
		出場信号 団出動区 域内	(3点) ●-●-● ●-●-●		約5秒 ●- ●-●- 約6秒
		応援信号	(2点) ●-● ●-● ●-●		
		報知信号 区域外 火災認知	(1点) ● ● ● ● ●		
		鎮火信号	(1点と2点の班打) ● ●-● ● ●-●		

資料59 県への災害報告関係資料（被害状況判定基準等）

災害概況即報

災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

報告日時	
市町村名	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時				
災害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊・全焼・流出	棟 世帯	一部破損	棟 世帯
		負傷者	人	計	人		半壊・半焼	棟 世帯	床上浸水	棟 世帯
応急対策の状況										

〈第4号様式—その1（災害概況即報）〉

災害の具体的な状況、戸別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できてない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無を報告する場合）本様式を用いること。

1 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土砂流出の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

3 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること、特に、住民に対しての避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合にはその要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。



〈第4号様式—その2（被害状況即報）〉

1 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線、停電数及び供給停止戸数を記入すること。

2 災害対策本部設置市町村名

市町村ごとに、設置及び解散の日時を記入すること。

3 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに適用日時を記入すること。

4 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波等の種類、災害の経過、今後の見通し等

エ 消防機関の活動状況

消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

オ その他

その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・支持を行った場合にはその概況

◇被害状況判定基準

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1箇月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）、同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。	

被害区分		判定基準
5 その他の被害	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。



資料60 緊急時ヘリコプター離着陸場一覧

HP 番号	名称	宮崎大学病院 から			地図番号	標高 FT	住所	緯度		経度		評価	使用 承認	所有者(管理者)	電話番号	ヘリポート状況	地面状況	散水
		方位	距離	時間				32	40	32	40							
1	五ヶ瀬Gパーク多目的広場	356	52	28	30-F-4	1892	西臼杵郡五ヶ瀬町 大字三ヶ所9223	32	40	131	12	40	可	五ヶ瀬町教育委員会	82 1710	広場	芝生	
2	五ヶ瀬中学校	355	52	28	30-F-4	1740	西臼杵郡五ヶ瀬町 大字三ヶ所11530	32	41	131	11	48	可	三ヶ所中学校校長	82 0007	学校グラウンド	砂地/芝地	必要
3	鞍岡小学校	353	50	27	30-E-5	2016	西臼杵郡五ヶ瀬町 鞍岡1696	32	38	131	09	52	可	鞍岡小学校校長	83 2024	学校グラウンド	芝生	
4	五ヶ瀬ハイランドスキースキー場駐車場	349	47	26	34-C-3	4276	五ヶ瀬町大字鞍岡	32	34	131	07	18	可	五ヶ瀬町	83 2144	駐車場	アスファルト	
5	鞍岡地区複合型交流施設	352	50	27	30-D-6	1935	西臼杵郡五ヶ瀬町 大字鞍岡5929	32	38	131	09	33	可	鞍岡中学校校長	83 2021	学校グラウンド	砂地	
6	五ヶ瀬Gパーク陸上競技場	356	51	28	30-F-4	1892	西臼杵郡五ヶ瀬町 大字三ヶ所9223	32	40	131	12	40	可	五ヶ瀬町教育委員会	82 1710	グラウンド	砂地/芝地	
7	五ヶ瀬中等教育学校				30-F-4		西臼杵郡五ヶ瀬町 大字三ヶ所9468番 地30	32	40	131	12	25		五ヶ瀬中等教育学校校長	82 1255	学校グラウンド	砂地	必要

資料61 消防ポンプ自動車等一覧

分団	部	班	種類	登録日	経過年月数		入替	経過年数		備考
第1分団	第1部	長迫	小型ポンプ付積載車	H13.11.20	20	3	R2.9.30	1	5	小型ポンプ入替
		牧	小型ポンプ	H4.9.30	29	5	H28.11.31			
		大石	小型ポンプ	H3.10.25	30	4	H22.3.31	11	11	小型ポンプ入替
	第2部	坂本	小型ポンプ付積載車	H13.11.20	20	3				
		内の口	小型ポンプ	H4.9.30	29	5	H23.3.31	10	11	小型ポンプ入替
		坂狩	小型ポンプ	H3.10.25	30	4	H27.10.28	6	4	小型ポンプ入替
第2分団	第1部	宮野原	小型ポンプ付積載車	H22.3.16	12	0				
		中村	小型ポンプ	H2.9.28	31	5				
	第2部	室野	小型ポンプ付積載車	H5.11.17	28	3	H22.3.31	11	11	小型ポンプ入替
		室野	小型ポンプ	H5.11.17	28	3				
第3分団	第1部	赤谷	自動車ポンプ	H6.12.5	27	3				
		赤谷	小型ポンプ付積載車	H13.11.20	20	3				
		広木野	小型ポンプ	H3.10.25	30	4				
		高畑	小型ポンプ	S63.9.7	33	6				
		兼ヶ瀬	小型ポンプ	S62.8.20	34	6				
	第2部	廻淵	小型ポンプ付積載車	H3.10.23	30	4	H22.3.31	11	11	小型ポンプ入替
		廻淵	小型ポンプ	H3.10.23	30	4				
第4分団	第1部	中山	小型ポンプ付積載車	H5.12.6	28	3	H23.3.31	10	11	小型ポンプ入替
		西・辻	小型ポンプ	H5.12.6	28	3	H5.12.6	28	3	中山からポンプ入れ替え
		陣・馬場	小型ポンプ	H2.9.28	31	5				
	第2部	興地・北の迫	小型ポンプ付積載車	H4.9.30	29	5	H26.12.5	7	3	小型ポンプ入替
		土生	小型ポンプ付積載車	H7.12.6	26	3				
第5分団	第1部	揚	小型ポンプ付積載車	H13.11.20	20	3				
		道の上	小型ポンプ付積載車	H11.10.1	22	5				
	第2部	祇園町	自動車ポンプ	H12.2.25	22	0				
		小切畑	小型ポンプ付積載車	H8.12.4	25	3				
		倉元	小型ポンプ付積載車	H8.12.4	25	3				
第6分団	第1部	中村	小型ポンプ付積載車	H8.12.4	25	3	H23.3.31			
		寺村	小型ポンプ	H8.12.4	25	3				
	第2部	渡瀬	小型ポンプ付積載車	H7.12.6	26	3				
		本屋敷	小型ポンプ付積載車	H7.11.10	26	4	H26.3.31	7	11	小型ポンプ入替
		波帰	小型ポンプ付積載車	H8.12.4	25	3				
本部			資機材搭載車両	H22.3.24	11	11				
合計			自動車ポンプ				2	台		
			小型ポンプ付積載車				17	台		
			小型ポンプ				13	台		
			資機材搭載車両				1	台		
			計				33	台		

